

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市地震被害想定調査結果及び各種防災計画案について

- 資料 1 川崎市地震被害想定調査結果の概要
- 資料 2 川崎市地震防災戦略（改定素案）の概要
- 資料 3 川崎市地震防災戦略（改定素案）
- 資料 4 川崎市備蓄計画（改定素案）の概要
- 資料 5 川崎市備蓄計画（改定素案）
- 資料 6 川崎市臨海部防災対策計画（素案）の概要
- 資料 7 川崎市臨海部防災対策計画（素案）
- 資料 8 川崎市津波避難計画（素案）の概要
- 資料 9 川崎市津波避難計画（素案）
- 資料 10 川崎市地震防災戦略（改定素案）、川崎市備蓄計画（改定素案）、川崎市臨海部防災対策計画（素案）、川崎市津波避難計画（素案）への意見募集

平成 2 5 年 2 月 6 日

総 務 局

地震被害想定調査の見直しの目的

東日本大震災を踏まえて、本市に最も被害を及ぼす地震による被害状況等を把握し、川崎市地域防災計画（震災対策編）の見直しなどを行うため、学識経験者等で構成する東日本大震災対策検討部会で最新の知見に基づく被害想定調査を実施

想定地震・地盤モデル

<想定地震>

ア 《川崎市直下の地震 M7.3》（再検証）

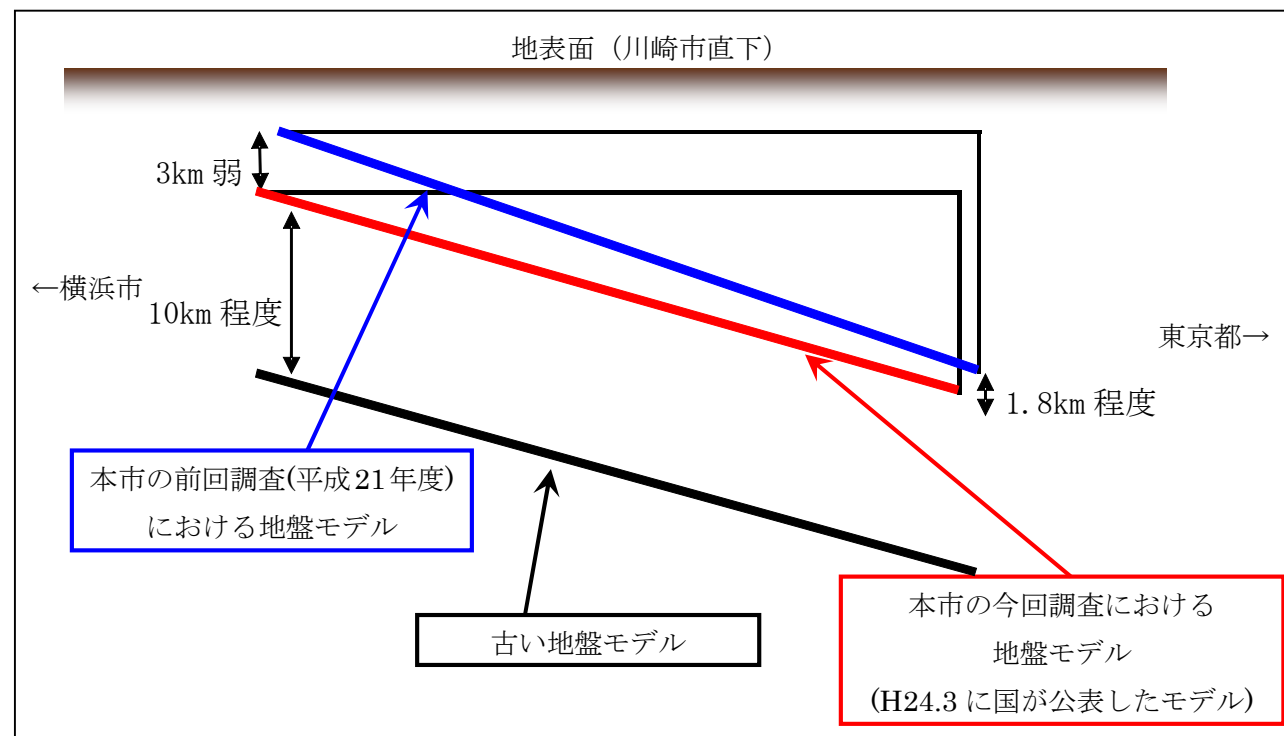
川崎市に最も大きな被害を及ぼす地震。前回調査と同様、東京湾北部地震の想定と同規模の地震が川崎直下で発生したと想定して検証（国では川崎市直下の地震規模をM6.9と想定）

イ 《相模トラフ沿いの地震》（追加）

大規模海溝型地震の検証。前回調査では大正関東地震の再来型 M7.9 で調査を実施しているが、今回の調査では元禄型関東地震 M8.2 が発生したとして検証

<地盤モデル>

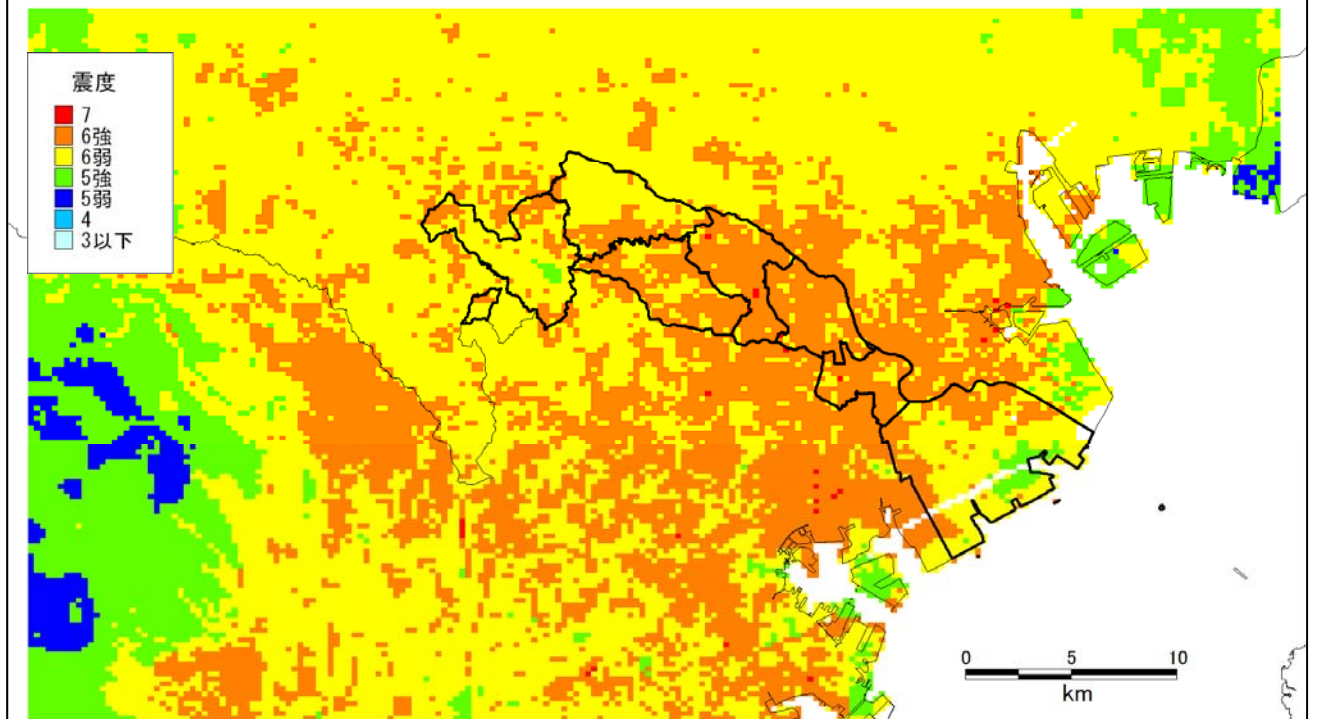
平成21年度に公表した被害想定調査では、フィリピン海プレート上面の位置について当時の最新の知見から「従来のモデルより約10km 浅い部分がある」ことを既に考慮していたが、今回の調査では更に最新のモデルを反映。最新の地盤モデルでは、フィリピン海プレート上面の位置が前回のモデルより3km から1.8km 程度深くなっている。



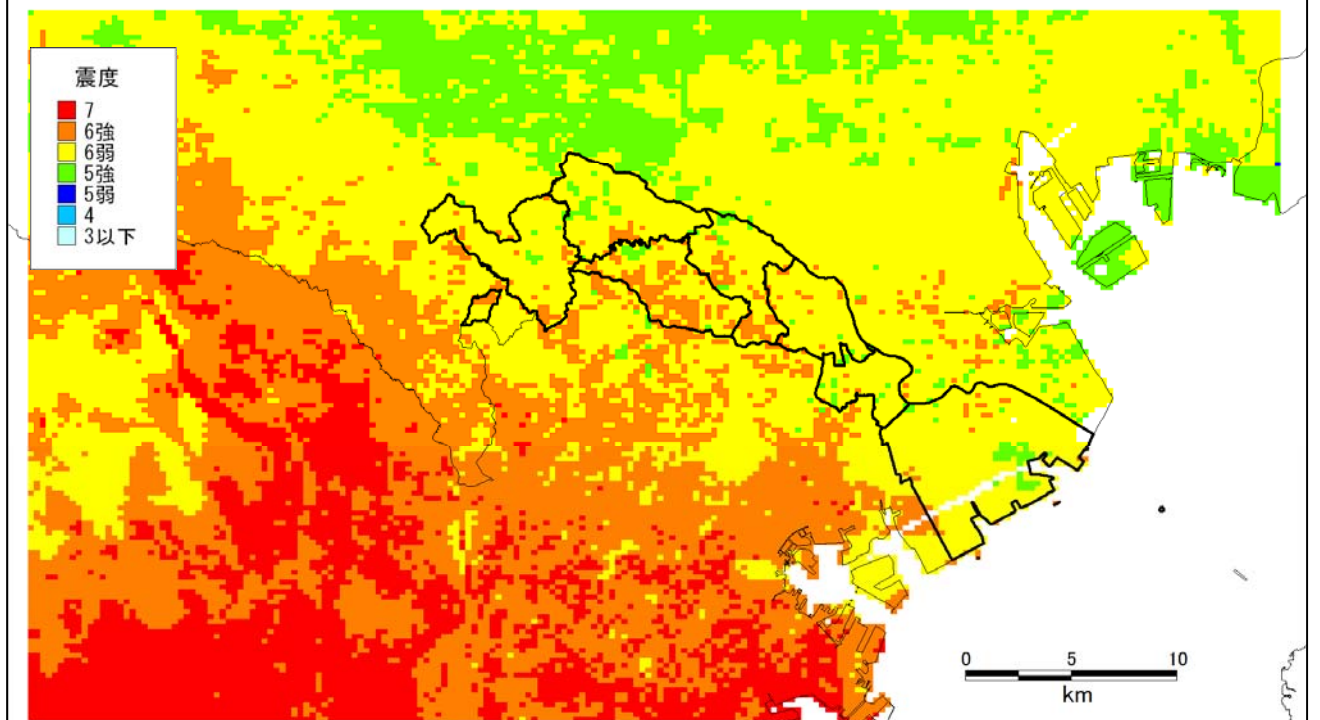
図：フィリピン海プレート上面の位置の推定

想定地震の震度分布

川崎市直下の地震（M7.3）



元禄型関東地震（M8.2）



地震動計算方法として、等価線形応答計算を採用。この計算方法は軟弱な地盤では深い岩盤からの地震動が減衰されて小さくなる地盤の非線形性を考慮した手法で、予測震度が実態に近い。東京都ではこの非線形性を考慮せずに地域によって予測震度がやや高くなる線形応答計算に近い手法を採用している。

川崎市地震被害想定調査結果の概要

地震被害想定調査結果の概要

《川崎市直下の地震（冬18時）》

【建物被害】

川崎市内の全建物総数 249,368 棟

全壊 約 22,300 棟（約 8.9%） 半壊 約 49,800 棟（約 20%）（津波による被害を除く）

（前回調査 全壊 33,860 棟、半壊 56,700 棟）

前回調査に比べ全市的に被害減 中原区（7,487→3,748 棟）、高津区（6,386→3,083 棟）の全壊数が半減

【火災被害】

出火件数 約 240 件 建物の焼失棟数 約 16,400 棟

（前回調査 出火件数 約 250 件、焼失棟数 約 17,400 棟）

全市的には前回調査と同程度 川崎区、中原区では焼失棟数が減少したが、建物件数が増加した高津区以北の各区では焼失棟数が増加

【人的被害】

川崎市内の人口数 1,411,459 人（住民基本台帳の人口を平成17年国勢調査のデータで昼夜間人口に補正）

死者数 約 820 人 重軽傷者数 約 15,820 人（津波による被害を除く）

（前回調査 死者数 約 1,140 人、重軽傷者数 約 18,980 人）

前回調査に比べ全市的に被害減、中原区（293→154 人）、高津区（185→108 人）の死者数が4割～5割減

【ライフライン被害】

○ 上水道 断水世帯 約 35 万 1,000 世帯（全世帯数の約 52%）（前回調査 約 41 万 5,000 世帯）

○ 下水道 下水機能支障世帯 約 27 万 6,000 世帯（全世帯数の約 40%）（前回調査 約 26 万 3,000 世帯）
新たな被害想定手法で計算した結果、下水機能支障世帯数が増加

○ 一般回線電話 不通回線 約 12 万 9,000 回線（市内加入電話の約 20%）（前回調査 約 17 万 6,000 回線）

○ 電気 停電世帯 約 39 万 9,000 世帯（全世帯数の約 60%）（前回調査 約 33 万世帯で停電）

東日本大震災における関東地方の計測震度と停電率から計算した結果、停電世帯数が増加

○ 都市ガス 供給停止割合 49%が供給停止、火災延焼等の二次災害の恐れがある場合は100%の供給停止
（前回調査 76%が供給停止 今回調査では他被害を原因とする供給停止を考慮）
復旧は被害甚大地区を除き55日後。

○ LPガス被害 955 世帯が被害（前回調査 1,000 世帯） 復旧は約1日

【生活支障等】

○ 避難者数

住宅の全壊、焼失、半壊、断水、エレベーター停止（6階以上居住者）及び余震不安等による避難所生活者数
約 36 万人（前回調査 避難者数 41 万 5,000 人）

○ 主要駅の駅前滞留者 約 3 万 5,000 人

○ 建物被害による直接経済被害額 3兆3,941億円（前回調査 4兆4,142億円）

《慶長型地震による津波被害》

【建物被害】

半壊約 10,000 棟（50cm 以上の浸水建物）、浸水約 4,600 棟（50cm 未満の浸水建物）

【人的被害】

避難しない場合の死者数 約 5,800 人

川崎市地震被害想定調査結果まとめ（川崎市内、冬の18時の場合）

種別	被害項目		単位	川崎市直下の地震 (H24)	川崎市直下の地震 (H21)	元禄型関東地震	慶長型地震 (津波被害)
建物被害	揺れによる被害 (構造基準被害)	大破	(棟)	7,532	12,271	2,315	
		中破	(棟)	10,293	14,326	4,174	
	揺れによる被害 (自治体基準被害)	全壊	(棟)	21,566	32,942	7,311	
		半壊	(棟)	48,089	54,707	28,106	
	液状化による被害	全壊	(棟)	497	640	466	
		半壊	(棟)	1,088	1,343	988	
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	(棟)	266	279	170	
		半壊	(棟)	621	651	397	
	津波による被害	全壊	(棟)	0	0	0	8
		半壊	(棟)	0	0	5,528	10,025
		浸水	(棟)	0	2	8,122	4,617
	建物被害 合計 (津波を除く)	全壊	(棟)	22,329	33,861	7,947	
		半壊	(棟)	49,798	56,701	29,491	
地震火災	出火		(件)	243	247	87	
	延焼による焼失棟数		(棟)	16,395	17,372	5,801	
人的被害	揺れによる被害	死者	(人)	521	826	176	
		重軽傷者	(人)	9,941	12,653	4,863	
	急傾斜地崩壊による被害	死者	(人)	11	11	7	
		重軽傷者	(人)	210	219	127	
	屋外落下物による被害	死者	(人)	1	2	0	
		重軽傷者	(人)	81	125	28	
	家具転倒による被害	死者	(人)	17	22	12	
		重軽傷者	(人)	227	299	159	
	ブロック塀倒壊による被害	死者	(人)	20	19	19	
		負傷者	(人)	685	656	645	
	火災による被害	死者	(人)	249	263	87	
		重軽傷者	(人)	4,678	5,023	997	
	津波による被害	死者	(人)	0	0	※114	※5,816
	人的被害 合計 (津波を除く)	死者	(人)	819	1,143	301	※避難しない場合
		重軽傷者	(人)	15,822	18,975	6,819	
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	351,337	414,852	207,655	
		7日後断水	(世帯)	271,727	346,747	171,125	
		10日後断水	(世帯)	205,502	270,117	124,663	
		14日後断水	(世帯)	82,647	167,845	77,801	
		21日後断水	(世帯)	0	69,066	0	
		28日後断水	(世帯)	0	0	0	
	下水道	直後支障(1～8日後)	(世帯)	276,022	(1～3日後)263,404	102,075	
		(H21のみ7日後支障)	(世帯)	-	228,461	-	
		11日後支障	(世帯)	238,950	(10日後)199,395	94,224	
		15日後支障	(世帯)	172,881	(14日後)156,225	78,553	
		18日後支障	(世帯)	108,403	-	64,485	
		22日後支障	(世帯)	38,033	(21日後)61,127	34,636	
		29日後支障	(世帯)	9	0	10,911	
		36日後支障	(世帯)	0	0	130	
		43日後支障	(世帯)	0	0	16	
	一般回線電話不通		(台)	129,450	175,934	61,058	
	電力	直後停電	(件)	399,050	329,661	357,291	
		1日後停電	(件)	399,050	-	357,291	
		2日後停電	(件)	363,906	-	219,481	
		3日後停電	(件)	45,316	-	16,998	
		4日後停電	(件)	2,716	-	0	
		5日後停電	(件)	0	-	0	
	都市ガス供給停止			49%～100%	76%	22%～35%	
	LPガス供給停止		(件)	955	1,060	216	
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	0/85	7/83	0/85	
		中規模損傷	(橋)	83/85	75/83	65/85	
		軽微な被害	(橋)	2/85	1/83	20/85	
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27	※14/27	19/27	※復旧に長期間を要するバースのみ
生活支障等	避難所への避難者	(1～3日後)	(人)	359,979	414,715	182,888	
		(28日後)	(人)	162,472	204,708	60,590	
	災害廃棄物発生量		(千トン)	2,620	3,696	1,464	
	自力脱出困難者		(人)	396	607	132	
	主要駅での滞留者(私用等外出者)		(人)	34,616	-	34,616	
	主要駅での滞留者(就業者・学生)		(人)	101,002	-	101,002	
	建物被害による直接経済被害額		(億円)	32,041	44,142	18,403	9,457
	直接経済被害額		(億円)	40,336	53,067	22,259	

川崎市地震被害想定調査結果の概要（区別）

地震被害想定調査結果(平成 24 年度想定)

平成24年度川崎市地震被害想定調査結果(川崎市直下の地震 冬の18時の場合)

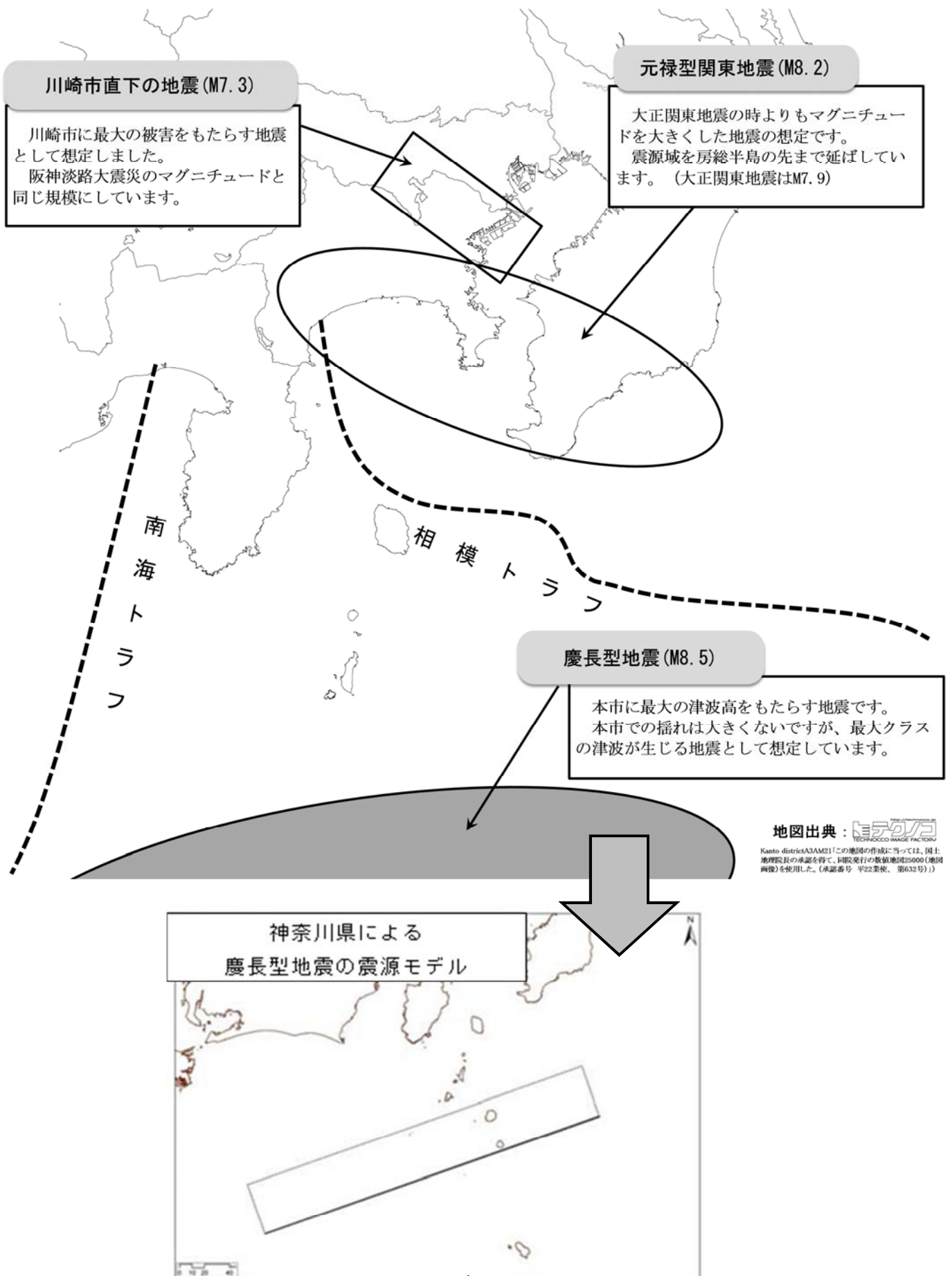
種別	被害項目		単位	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
建物被害	揺れによる被害 (構造基準被害)	大破	(棟)	2,222	1,726	1,238	1,025	590	409	322	
		中破	(棟)	2,892	1,865	1,748	1,467	944	763	613	
	揺れによる被害 (自治体基準被害)	全壊	(棟)	6,281	4,547	3,620	2,978	1,768	1,336	1,035	
		半壊	(棟)	10,473	6,071	7,644	7,216	6,153	5,643	4,890	
	液状化による被害	全壊	(棟)	262	102	116	13	0	3	0	
		半壊	(棟)	491	243	302	38	2	11	1	
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	(棟)	0	0	12	92	43	56	63	
		半壊	(棟)	0	0	28	214	101	131	146	
	津波による被害(慶長型)	全壊	(棟)	0(8)	-	-	-	-	-	-	-
		半壊	(棟)	0(10,025)	-	-	-	-	-	-	-
		浸水	(棟)	0(4,606)	0(11)	-	-	-	-	-	-
	建物被害 合計	全壊	(棟)	6,543	4,649	3,748	3,083	1,811	1,395	1,098	
半壊		(棟)	10,964	6,314	7,974	7,468	6,256	5,785	5,037		
浸水		(棟)	-	-	-	-	-	-	-	-	
地震火災	出火		(件)	36	33	49	52	38	19	16	
	延焼による焼失棟数		(棟)	3,987	2,394	2,858	2,028	1,663	1,783	1,683	
人的被害	揺れによる被害	死者	(人)	168	115	103	68	32	23	12	
		重軽傷者	(人)	2,565	1,559	1,881	1,508	1,031	827	570	
	急傾斜地崩壊による被害	死者	(人)	0	0	1	3	2	3	2	
		重軽傷者	(人)	0	0	10	66	32	54	48	
	屋外落下物による被害	死者	(人)	1	0	0	0	0	0	0	
		重軽傷者	(人)	27	18	16	10	5	3	2	
	家具転倒による被害	死者	(人)	4	2	3	2	2	2	1	
		重軽傷者	(人)	52	32	40	33	29	23	18	
	ブロック塀倒壊による被害	死者	(人)	3	2	4	3	3	3	2	
		負傷者	(人)	112	68	130	103	106	88	78	
	火災による被害	死者	(人)	59	37	43	32	25	27	26	
		重軽傷者	(人)	1,224	707	851	580	415	468	432	
	津波による被害(慶長型)	死者	(人)	0(5,806)	0(10)	-	-	-	-	-	
	人的被害 合計	死者	(人)	235	156	154	108	64	58	43	
		重軽傷者	(人)	3,980	2,384	2,928	2,300	1,618	1,463	1,148	
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	64,996	50,226	63,931	58,831	53,580	31,550	28,223	
		7日後断水	(世帯)	55,507	50,226	56,982	47,618	49,426	3,292	8,676	
		10日後断水	(世帯)	52,420	49,785	28,709	31,585	43,003	0	0	
		14日後断水	(世帯)	14,603	17,366	18,952	25,176	6,550	0	0	
		21日後断水	(世帯)	0	0	0	0	0	0	0	
		28日後断水	(世帯)	0	0	0	0	0	0	0	
	下水道	直後支障(1～8日後)	(世帯)	86,845	64,720	89,894	22,177	7,568	3,963	855	
		11日後支障	(世帯)	72,541	52,339	84,101	17,690	7,562	3,963	755	
		15日後支障	(世帯)	43,893	50,879	52,519	14,203	6,695	3,963	730	
		18日後支障	(世帯)	15,381	48,531	23,593	11,855	4,381	3,963	700	
		22日後支障	(世帯)	0	29,931	1,730	1,159	2,420	2,715	77	
		29日後支障	(世帯)	0	0	0	0	0	0	9	
	電力	直後停電	(件)	66,682	43,244	77,108	60,187	56,879	56,603	38,347	
		1日後停電	(件)	66,682	43,244	77,108	60,187	56,879	56,603	38,347	
		2日後停電	(件)	57,673	42,736	77,108	58,584	55,519	46,616	25,671	
		3日後停電	(件)	15,077	8,523	17,415	3,269	419	613	0	
		4日後停電	(件)	1,561	406	0	748	0	0	0	
		5日後停電	(件)	0	0	0	0	0	0	0	
	都市ガス供給停止			全市分のみ計算							
	LPガス供給停止		(件)	97	101	127	260	203	125	42	
生活支障等	避難所への避難者	(1～3日後)	(人)	67,689	56,363	65,467	58,457	50,719	33,575	28,806	
		(28日後)	(人)	36,127	30,616	31,293	24,423	16,577	13,281	10,156	
	災害廃棄物発生量		(千トン)	1,088	437	406	288	169	125	106	
	自力脱出困難者		(人)	117	84	76	57	30	20	12	
	主要駅での滞留者(私用等外出者)		(人)	19,128		4,745	6,364	-	1,847	2,532	
	主要駅での滞留者(就業者・学生)		(人)	43,649		25,297	18,368	-	6,546	7,142	
	建物被害による直接経済被害額		(億円)	13,609	4,770	4,757	3,560	2,166	1,743	1,436	

地震被害想定調査結果(平成 21 年度想定)

平成21年度川崎市地震被害想定調査結果(川崎市直下の地震 冬の18時の場合)

種別	被害項目		単位	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
建物被害	揺れによる被害 (構造基準被害)	大破	(棟)	2,916	1,777	2,899	2,519	1,132	599	427	
		中破	(棟)	3,495	1,941	3,008	2,600	1,501	1,021	761	
	揺れによる被害 (自治体基準被害)	全壊	(棟)	8,069	4,775	7,315	6,269	3,202	1,936	1,377	
		半壊	(棟)	11,108	6,159	8,996	8,616	7,548	6,645	5,634	
	液状化による被害	全壊	(棟)	335	125	158	19	1	4	0	
		半壊	(棟)	598	286	389	55	2	12	1	
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	(棟)	0	0	14	98	50	52	65	
		半壊	(棟)	0	0	32	230	116	122	151	
	津波による被害(南関東)	全壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	
		半壊・床上浸水	(棟)	0(163)	0(3)	0	0	0	0	0	
		床下浸水	(棟)	0(1,036)	0(2)	0	0	0	0	0	
	建物被害 合計	全壊	(棟)	8,404	4,900	7,487	6,386	3,253	1,992	1,442	
半壊		(棟)	11,706	6,445	9,417	8,901	7,666	6,779	5,786		
浸水		(棟)	2	0	0	0	0	0	0		
地震火災	出火		(件)	42	28	53	50	37	19	18	
	延焼による焼失棟数		(棟)	5,386	2,330	4,161	1,671	1,238	1,313	1,274	
人的被害	揺れによる被害	死者	(人)	215	117	219	158	63	36	18	
		重軽傷者	(人)	2,857	1,597	2,734	2,307	1,433	1,040	686	
	急傾斜地崩壊による被害	死者	(人)	0	0	1	4	2	3	3	
		重軽傷者	(人)	0	0	12	71	37	51	49	
	屋外落下物による被害	死者	(人)	1	0	1	0	0	0	0	
		重軽傷者	(人)	34	20	32	22	8	5	3	
	家具転倒による被害	死者	(人)	5	3	4	4	3	2	2	
		重軽傷者	(人)	62	36	54	52	41	32	23	
	ブロック塀倒壊による被害	死者	(人)	3	2	4	3	3	2	2	
		負傷者	(人)	112	72	126	104	93	83	67	
	火災による被害	死者	(人)	79	36	65	26	19	20	19	
		重軽傷者	(人)	1,705	677	1,354	442	270	295	279	
	津波による被害(南関東)	死者	(人)	0(1)	0(1)	-	-	-	-	-	
	人的被害 合計	死者	(人)	303	158	294	195	90	63	44	
重軽傷者		(人)	4,770	2,402	4,312	2,998	1,882	1,506	1,107		
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	77,730	53,590	78,642	71,020	62,223	40,621	31,026	
		7日後断水	(世帯)	66,445	53,590	78,642	71,020	58,602	4,442	14,006	
		10日後断水	(世帯)	56,504	535,960	53,110	47,515	50,894	2,160	6,344	
		14日後断水	(世帯)	43,181	25,450	31,019	34,585	33,611	0	0	
		21日後断水	(世帯)	2,388	25,450	17,392	22,103	1,734	0	0	
		28日後断水	(世帯)	0	0	0	0	0	0	0	
	下水道	直後支障(1～3日後)	(世帯)	66,643	38,236	42,576	33,513	30,545	32,888	19,003	
		7日後支障	(世帯)	48,340	33,113	38,938	30,793	30,545	32,888	13,844	
		10日後支障	(世帯)	37,025	31,176	28,958	27,403	30,545	32,868	11,419	
		14日後支障	(世帯)	26,036	31,176	13,453	16,964	30,545	31,684	6,365	
		21日後支障	(世帯)	783	6,375	3,608	0	27,368	16,927	6,067	
		28日後支障	(世帯)	0	0	0	0	0	0	0	
	電力	直後停電	(件)	全市分のみ計算							
		1日後停電	(件)								
		2日後停電	(件)								
		3日後停電	(件)								
		4日後停電	(件)								
		5日後停電	(件)								
	都市ガス供給停止			全市分のみ計算							
	LPガス供給停止		(件)	68	80	137	310	223	188	54	
生活支障等	避難所への避難者	(1～3日後)	(人)	79,167	56,439	82,979	71,133	58,660	36,469	29,867	
		(28日後)	(人)	45,094	30,403	49,710	35,968	20,327	13,378	9,828	
	災害廃棄物発生量		(千トン)	1,336	458	729	556	290	177	150	
	自力脱出困難者		(人)	144	83	156	125	54	28	16	
	主要駅での滞留者(私用等外出者)		(人)	-	-	-	-	-	-	-	
	主要駅での滞留者(就業者・学生)		(人)	-	-	-	-	-	-	-	
	建物被害による直接経済被害額		(億円)	17,302	5,018	7,793	6,438	3,423	2,337	1,831	

想定地震の震源域イメージ図



川崎市地震防災戦略（改定素案）の概要

1 総則

川崎市では、平成 21 年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成 23 年 3 月に策定しています。

しかし、策定と同時期の平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、地震防災戦略を改定いたしました。

2 川崎市の地震防災戦略の対象とする地震

平成 24 年度の地震被害想定調査では、現時点における最新の科学的知見に基づき、東日本大震災で得た教訓を踏まえて、川崎市直下の地震の被害想定の見直しを行いました。

川崎市地震防災戦略における想定地震は、安全性を考慮して、平成 21 年度調査と平成 24 年度調査と比較して、被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づき、地震防災戦略の施策を見直しました。

また、津波被害は、本市において最大の浸水域・浸水深を予測した神奈川県が行った「慶長型地震」の津波による被害結果に基づき、津波対策（ソフト対策）を検討しました。

川崎市地震防災戦略用被害見積り(川崎市内、冬の18時の場合)

種別	被害項目		単位	根拠とする被害数
建物被害	建物被害 合計 (津波を除く)	全壊	(棟)	33,861
		半壊	(棟)	56,701
	津波による被害(※)	全壊	(棟)	8
		半壊	(棟)	10,025
		浸水	(棟)	4,617
地震火災	出火		(件)	247
	延焼による焼失棟数		(棟)	17,372
人的被害	人的被害 合計 (津波を除く)	死者	(人)	1,143
		重軽傷者	(人)	18,975
	津波による被害(※)	死者	(人)	(避難しない場合) 5,816
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	414,852
	下水道	直後支障(1～8日後)	(世帯)	276,022
	一般回線電話不通		(台)	175,934
	電力	直後停電	(件)	399,050
	都市ガス供給停止			49%～100%
	LPガス供給停止		(件)	1,060
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	7/83
		中規模損傷	(橋)	75/83
		軽微な被害	(橋)	1/83
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27
生活支障等	避難所への避難者 (*)	(1～3日後)	(人)	414,715
		(28日後)	(人)	205,249
	主要駅での滞留者(私用等外出者)		(人)	34,616
	主要駅での滞留者(就業者・学生)		(人)	101,002
	建物被害による直接経済被害額		(億円)	44,142
	直接経済被害額		(億円)	53,067

網かけの項目は今回の想定による被害数です。

(※)「津波による被害」は今回想定「慶長型地震」による被害です。

(*)「避難所への避難者」は各区ごとに避難者数の大きい想定を採用し、全市で合算したものです。

3 減災目標

- ・平成 22 年度に策定した地震防災戦略の減災目標をできるだけ早期に達成させるため、各施策を着実に推進し、施策の充実・強化の見直しを行います。
- ・また、東日本大震災で生じた課題を克服するための新たな施策の取組みを追加します。
- ・平成 24 年度と平成 21 年度の地震被害想定調査を比較し、被害の大きい結果を対象とします。

項 目	目 標
死 者	平成 27 年度までのできるだけ早期に、想定される死者数の 4 割減 ^(※) を目標とします。 約 1,140 人 ⇒ 約 690 人 (平成 21 年度想定)
直接経済被害	平成 27 年度までのできるだけ早期に、想定される経済被害の 3 割減 ^(※) を目標とします。 約 5.3 兆円 ⇒ 約 3.8 兆円 (平成 21 年度想定)

※国の地震防災戦略では、平成 18～27 年度の 10 年間で人的被害を半減、直接経済被害を 4 割減とする防災目標を設定しています。川崎市では、国の半分の計画期間(平成 23～27 年度の 5 年間)でほぼ同等の減災目標が達成できることから、同じ計画期間で実施した場合は、国よりも大きな減災効果が得られるものと考えています。

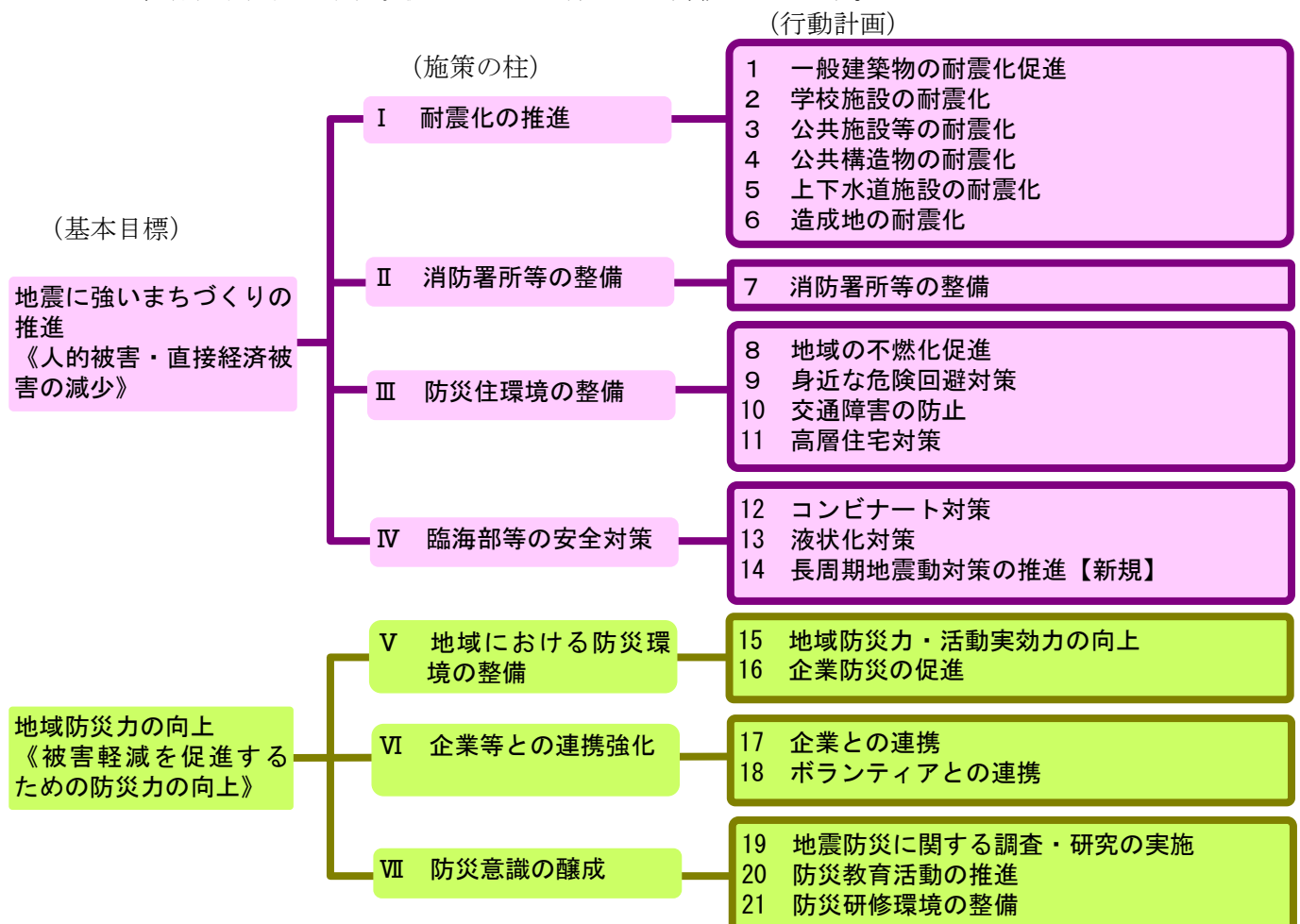
津波による被害	慶長型地震の津波による死者数ゼロを目標とします。 約 5,820 人 ⇒ 0 人 (平成 24 年度想定)
---------	--

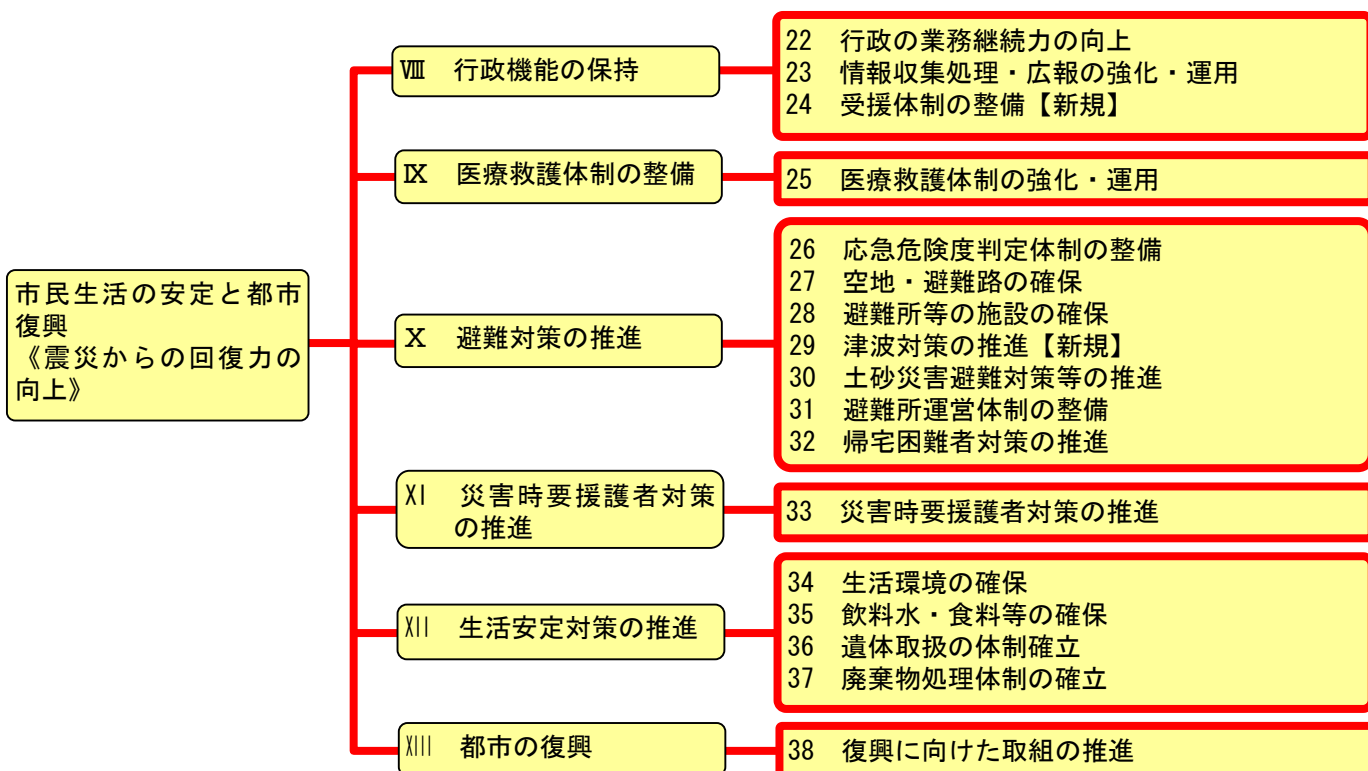
4 体系

川崎市防災戦略は、第 1 階層から第 3 階層までの体系となっており、第 1 階層を基本目標とし、第 2 階層に目標を達成するための施策の柱、第 3 階層に行動計画を示しています。

今回の改定で新たに「14 長周期地震動対策の推進」、「24 受援体制の整備」、「29 津波対策の推進」の行動計画を追加するとともに、計画の拡充を図ります。

また、各行動計画の取組状況についても合わせて掲載しています。





5 改定的主要内容

目標1 地震に強いまちづくり(人的被害・直接経済被害の減少)

I 耐震化の推進

行動計画1 一般建築物の耐震化促進

■民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化 【拡充】

分譲マンションの予備診断について、全額市が負担及び申請要件の緩和
(総会決議から理事会決議での申請)

■民間の特定建築物の耐震化 【拡充】

福祉施設等の耐震改修事業への助成拡充(平成24年7月)

- ・特定福祉施設等について、既存の国庫補助事業に加え、本市独自の助成を上乗せ
- ・小規模福祉施設等について、「特定福祉施設等」と同水準の助成制度を本市独自の制度として創設【新規】

III 防災住環境の整備

行動計画8 地域の不燃化促進

■防災都市計画の策定 【拡充】

災害に強い市街地の形成に向けた都市計画分野等の予防・復興対策の検討

大規模災害発災前の防災・減災に向けた予防的な対策や、発災後の迅速な都市復興への対策を総合的に推進するための「防災都市計画」を策定し、防災・減災に資する都市計画手法等を検討のうえ、対策実施に向けた取組を推進

■建物の出火率の低減 【新規】

地震被害想定調査で出火率削減策として効果が高いとされた発災時の電化製品からの出火対策として、感震ブレーカーの普及促進

IV 臨海部等の安全対策

行動計画 1 2 コンビナート対策

■臨海部民間企業との情報共有体制の確立 【新規】

川崎臨海部防災協議会において、防災・減災事項、企業との連携、企業の事業継続に係る事項等協議・検討

■臨海部防災対策計画の策定及び推進 【新規】

臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な事項を定め、地震・事故等の災害から市民及び従業員等の生命、身体、財産を保護することを目的とする計画の策定、防災対策の推進

行動計画 1 3 液状化対策

■臨海部緊急輸送路などの液状化対策 【新規】

臨海部の緊急輸送路指定路線の液状化対策の実施

行動計画 1 4 長周期地震動対策の推進 【新規】

■長周期地震動対策 【新規】

地震被害想定調査でとりまとめた定性的な被害状況の検証を基に、高層住宅特有の危険性への適切な対応方法の周知やコンビナート地域の安全対策を促進

目標2 地域防災力の向上(被害軽減を促進するための防災力の向上)

V 地域における防災環境の整備

行動計画 1 5 地域防災力・活動実行力の向上

■地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討 【新規】

地震被害想定調査結果を基に、建物の密集による火災被害の拡大等、地域における課題への対応として、地域が主体となった地区レベルでの防災・減災に資する予防対策の実施に向けた検討

■高層集合住宅の震災対策 【新規】

震災対策用施設（防災備蓄スペース及び災害用トイレ）の普及・啓発

目標3 市民生活の安定と都市復興(震災からの回復力の向上)

VII 行政機能の保持

行動計画 2 4 受援体制の整備 【新規】

■受援体制の整備 【新規】

物流輸送体制の整備、被災状況・被災ニーズの情報提供及び警察、自衛隊の広域応援部隊の活動拠点の見直しに向けた検討

Ⅸ 医療救護体制の整備

行動計画 2 5 医療救護体制の強化・運用

- 医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に関する連携の強化 【拡充】
災害医療情報の収集と共有体制の強化、医療機関などからの情報収集の推進、都市災害に備える体制の推進及び災害時医療救護体制の構築に関する検討

X 避難対策の推進

行動計画 2 8 避難所等の施設の確保

- 避難所の施設機能の強化 【新規】
通信体制の整備や再生可能エネルギーの活用も含めた停電対応、プロパンガス等による複数熱源確保等、避難所のライフライン支障への対応強化に向けた施設の整備

行動計画 2 9 津波対策の推進 【新規】

- 津波避難計画の充実 【新規】
津波避難計画を策定し、津波避難施設の確保、津波ハザードマップ作成、避難訓練の実施等の津波避難対策を推進
- 海岸保全施設の改良 【新規】
市街地への津波侵入防止に向けた海岸保全施設の改良
- 川崎港海底トンネルの改修 【新規】
トンネル内への津波の浸水による交通の遮断を回避するため、防潮設備等の整備

行動計画 3 2 帰宅困難者対策の推進

- 主要駅対策の推進 【新規】
主要駅ごとに駅前滞留者による混乱抑制に向けたソフト面・ハード面对策を推進
- 徒歩帰宅者支援 【新規】
主要幹線道路沿道の広域避難場所や避難所における徒歩帰宅者支援体制の整備の検討

X I 災害時要援護者対策の推進

行動計画 3 3 災害時要援護者対策の推進

- 災害時要援護者避難支援制度の充実 【拡充】
災害時要援護者支援ガイドの改定や概要版の配布による啓発等の支援体制の充実

X II 生活安定対策の推進

行動計画 3 5 飲料水・食料等の確保

- 備蓄機能の強化・推進 【拡充】
全避難所への備蓄倉庫の計画的な整備及び地震被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえて改定する新たな備蓄計画に基づく備蓄の推進
- 救援物資（備蓄を含む）の輸送手段の確立 【拡充】
東日本大震災の教訓を踏まえた災害時における救援物資の物流方法の検討

6 地震防災戦略の取組状況

目標1 地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》

I 耐震化の推進		取組状況(平成23年度末)
1 一般建築物の耐震化促進		分譲マンション予備診断を助成から全額市負担化、小規模福祉施設等に対する新規助成制度(平成24年7月から)
2 学校施設の耐震化		小学校99.4%、中学校100%、高等学校100%、特別支援学校88.9%の校舎耐震化(平成24年度中に全て完了予定)
3 公共施設の耐震化		井田病院新病棟の一部免震構造化実施、こども文化センター等3か所の施設立替・耐震補強実施
4 公共構造物の耐震化		主要な道路橋124橋のうち100橋の耐震対策が完了。川崎港海底トンネル本体の液状化対策実施
5 上下水道施設の耐震化		上水は「10か年施設整備計画」に基づく基幹構造物等の耐震化、下水は優先度の高い施設から順次耐震化実施
6 造成地の耐震化		宅地の擁壁改修工事の助成、大規模盛土変動予測調査の実施
II 消防署等の整備		
7 消防署等の整備		臨港消防署の改築工事完了、消防資器材の整備、消防団員の入団促進
III 防災住環境の推進		
8 地域の不燃化促進		土地利用転換時の公開空地の確保、公園再整備における防災力向上に向けた検討等
9 身近な危険回避対策		広告物管理者への適正管理周知、ひとり暮らしの高齢者等への家具転倒防止事業実施
10 交通障害の防止		復旧工事の効率化に向けた道路占用調整協議会での調整、緊急輸送路等の広報
11 高層住宅対策		長周期地震動による揺れによる被害特性及び対策の検討
IV 臨海部等の安全対策		
12 コンビナート対策		石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練の実施、屋外タンク貯蔵所の耐震改修指導
13 液状化対策		工事業者に対して道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止の施工方法を指導

目標2 地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》

V 地域における防災環境の整備		
14 地域防災力・活動実効力の向上		自主防災組織の活動支援、防災訓練の実施、町内会・自治会会館の耐震の補助
15 企業防災の促進		企業のBCP策定に向けた普及セミナー実施、企業向け防災対策ガイドブック作成
VI 企業等との連携強化		
16 企業との連携		防災協力連絡会を通じた働きかけ、県倉庫協会との支援協力協定の締結
17 ボランティアとの連携		防災インストラクター登録制度を通じた人材確保、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施
VII 防災意識の醸成		
18 地震防災に関する調査・研究の実施		既存不適格建物の耐震化促進に向けた他都市の制度の状況把握
19 防災教育活動の推進		防災学習テキストによる防災教育、防災訓練への学生参加の呼びかけ
20 防災研修環境の整備		ぼうさいライブラリー貸し出し、防災出前講座、防災マップ等の作成、DIGの推進

目標3 市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》

VIII 行政機能の保持		
21 行政の業務継続力の向上		全市版・区版業務継続計画の策定、災害対応研修の実施、新たな初動体制の整備
22 情報収集処理・広報の強化・運用		J-ALERT連携、エリアメール導入、市政だより特別号配布、災害対策本部用MCA無線の導入
IX 医療救護体制の整備		
23 医療救護体制の強化・運用		救命講習の開催、看護協会での看護支援要綱改訂、関係団体との救急車以外の搬送協定の締結
X 避難対策の推進		
24 応急危険度判定体制の整備		被災宅地危険度判定士の確保(143名)
25 空地・避難路の確保		市民防災農地の確保(486か所、76.9ha)
26 避難収容対策の推進		公有地の空き地有効活用の検討、避難所となる小中学校への災害用トイレの整備(2,973基)
27 津波・土砂災害避難対策等の推進		高津区・多摩区・麻生区・宮前区・幸区・中原区で土砂災害警戒区域指定、各区土砂災害ハザードマップ作成
28 避難所運営体制の整備		避難所運営マニュアル改定、避難所運営会議の開催
29 帰宅困難者対策の推進		九都県市で連携した帰宅困難者抑制に向けた啓発
XI 災害時要援護者対策の推進		
30 災害時要援護者対策の推進		二次避難所協定施設の拡大、災害時要援護者を想定した訓練の実施
XII 生活安定対策の推進		
31 生活環境の確保		応急仮設住宅建設可能地の見直し、東日本大震災では市営空家住宅50戸を提供
32 飲料水・食料等の確保		応急給水訓練の実施、災害対策用貯水槽の設置(貯水施設30か所、応急給水拠点128か所)
33 遺体取扱の体制確立		遺体安置所運営体制訓練の実施、広域火葬計画の検証
34 廃棄物処理体制の確立		地震被害想定の見直しに合わせた災害時の収集計画の検討
XIII 都市の復興		
35 復興に向けた取組の推進		復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)の作成

川崎市

地震防災戦略

(改定素案)

防災協働社会の形成と減災をめざして



KAWASAKI CITY

目 次

1	はじめに	
(1)	国における大地震に対する戦略的な地震防災対策	1
(2)	行政の役割と市民・企業等との協働	1
2	これまでの取組と防災戦略の位置付け	
(1)	背景	2
(2)	川崎市地域防災計画との関連と位置付け	2
3	新たな地震被害想定	
(1)	新たな地震被害想定	4
(2)	想定地震	4
(3)	想定地震の震度分布	6
(4)	想定地震による被害概要	7
4	川崎市地震防災戦略の対象とする地震	8
5	川崎市地震防災戦略の基本的な考え方	
(1)	計画期間	10
(2)	減災目標	10
(3)	具体施策等の見直し	10
(4)	体系	10
6	減災目標達成のための具体施策	
	【具体施策等の記載例】	12
目標1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》		
施策の柱Ⅰ 耐震化の推進		
行動計画 1	一般建築物の耐震化促進	13
行動計画 2	学校施設の耐震化	15
行動計画 3	公共施設等の耐震化	16
行動計画 4	公共構造物の耐震化	18
行動計画 5	上下水道施設の耐震化	19
行動計画 6	造成地の耐震化	20
施策の柱Ⅱ 消防署所等の整備		
行動計画 7	消防署所等の整備	21
施策の柱Ⅲ 防災住環境の整備		
行動計画 8	地域の不燃化促進	23
行動計画 9	身近な危険回避対策	25
行動計画 10	交通障害の防止	27
行動計画 11	高層住宅対策	29
施策の柱Ⅳ 臨海部等の安全対策		
行動計画 12	コンビナート対策	31
行動計画 13	液状化対策	33
行動計画 14	長周期地震動対策	35
目標2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》		
施策の柱Ⅴ 地域における防災環境の整備		
行動計画 15	地域防災力・活動実効力の向上	37
行動計画 16	企業防災の促進	40
施策の柱Ⅵ 企業等との連携強化		
行動計画 17	企業との連携	41
行動計画 18	ボランティアとの連携	42
施策の柱Ⅶ 防災意識の醸成		
行動計画 19	地震防災に関する調査・研究の実施	44
行動計画 20	防災教育活動の推進	45
行動計画 21	防災研修環境の整備	46

目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

施策の柱Ⅶ 行政機能の保持

行動計画	22	行政の業務継続力の向上	48
行動計画	23	情報収集処理・広報の強化・運用	50
行動計画	24	受援体制の整備	54

施策の柱Ⅸ 医療救護体制の整備

行動計画	25	医療救護体制の強化・運用	55
------	----	--------------	----

施策の柱Ⅹ 避難対策の推進

行動計画	26	応急危険度判定体制の整備	57
行動計画	27	空地・避難路の確保	58
行動計画	28	避難所等施設の確保	60
行動計画	29	津波対策の推進	64
行動計画	30	土砂災害避難対策等の推進	66
行動計画	31	避難所運営体制の整備	67
行動計画	32	帰宅困難者対策の推進	68

施策の柱ⅩⅠ 災害時要援護者対策の推進

行動計画	33	災害時要援護者対策の推進	70
------	----	--------------	----

施策の柱ⅩⅡ 生活安定対策の推進

行動計画	34	生活環境の確保	71
行動計画	35	飲料水・食料等の確保	73
行動計画	36	遺体取扱の体制確立	75
行動計画	37	廃棄物処理体制の確立	76

施策の柱ⅩⅢ 都市の復興

行動計画	38	復興に向けた取組の推進	77
------	----	-------------	----

1 はじめに

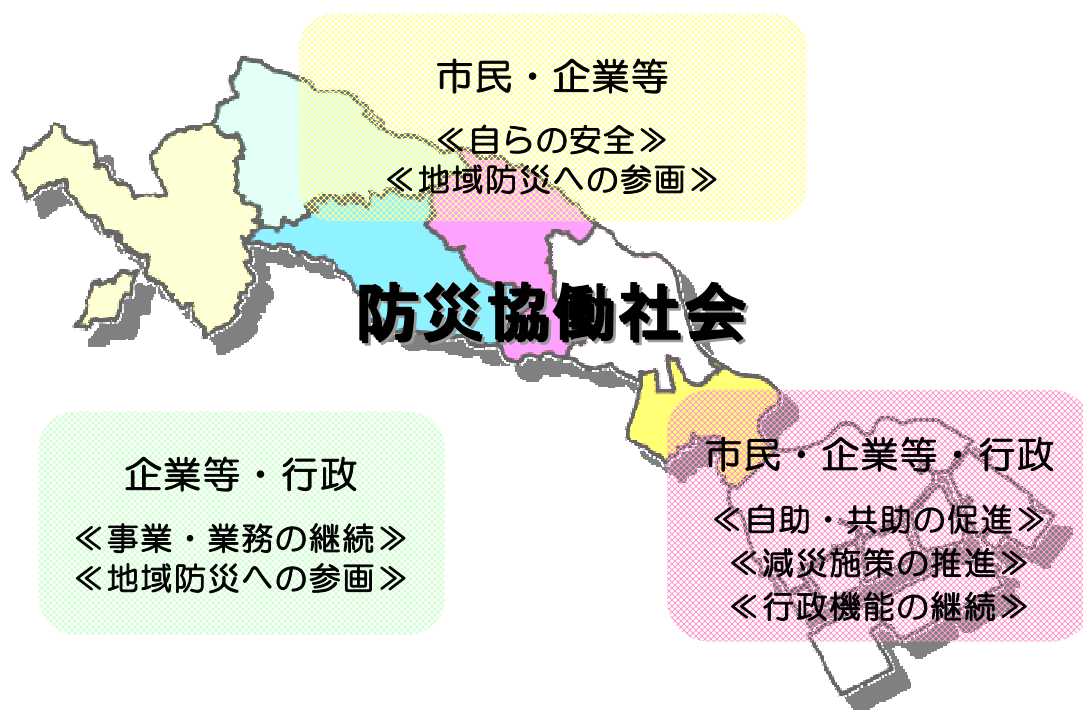
(1) 国における大地震に対する戦略的な地震防災対策

国の中央防災会議では、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的目標（減災目標）等を盛り込んだ、「首都直下地震の地震防災戦略（平成 18 年 4 月）」を策定していますが、東日本大震災を踏まえて首都直下地震対策の検証を進めているところであり、各種防災計画を見直すこととしています。

(2) 行政の役割と市民・企業等との協働

川崎市地震防災戦略は、地震被害を軽減させるために行政が取り組んでいる（又は今後取り組む）施策をまとめており、目標意識を持って、計画的に推進していくこととしています。

これらの施策を強力に推進していくためには、市民・企業等の皆様の理解と協力が不可欠であり、また、市民・企業等に自主的に行動していただくことも、目標を達成するための重要な要素となります。川崎市地震防災戦略では、行政の推進する施策と関連する事項について、市民・企業等の皆様に対して地域防災への参画内容を示し、市民・企業等・行政が一丸となった防災協働社会の実現と減災をめざし、「安心快適都市」づくりを推進してまいります。



2 これまでの取組と防災戦略の位置付け

(1) 背景

川崎市は、大正 12 年の関東大震災から約 90 年間にわたり、幸い大きな地震被害を受けることなく、大都市として発展してきました。

本市が位置する関東地方南部は、地震国日本の中でも特に地震活動が活発な地域であり、国の中央防災会議によると、今後 30 年以内に M 7 クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされています。

このため、川崎市では、平成 21 年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成 23 年 3 月に策定しています。

しかし、策定と同時期の平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、地震防災戦略を改定いたしました。

(2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 236 号）の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を、総合的に示すもので、本市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

これに対し、川崎市地震防災戦略は、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画（実行計画）と位置付けています。

図1 防災計画の策定と改訂の経緯

この図は、防災計画の策定と改訂の経緯を示しています。主要な地震（兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震）が、教訓・課題として取り上げられ、地域防災計画の改訂や、地震対策行動計画の策定・改訂につながります。また、地震被害想定や、地震防災戦略の改訂も進められ、最終的に防災対策の取組強化・施策の推進へとつながります。

主要な地震と計画改訂の関係：

- 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）：地域防災計画改訂、地震対策行動計画（素案）の策定。
- 新潟県中越地震、石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震：地域防災計画改訂、地震対策行動計画（素案）の策定。
- 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）：地域防災計画第1期修正、地震対策行動計画の改訂、地震防災戦略の改訂。
- 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）：地域防災計画第2期修正。

計画の策定と改訂の経緯：

- 南関東地震対策 → 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓 → 7つの基本方針（震災対策激甚災害編） → 各行動計画を検証、新たな課題の整理 → 地域防災計画の緊急点検 → 震災対策行動計画（素案）の策定（5つの目標、7つの施策の柱） → 地震被害想定 → 地震防災戦略の改訂 → 地震防災戦略の策定。
- 地震被害想定 → 地震防災戦略の改訂 → 地震防災戦略の策定。
- 地震被害想定 → 地震防災戦略の改訂 → 地震防災戦略の策定。

その他の関係：

- 地震被害想定 → 地震防災戦略の改訂 → 地震防災戦略の策定。
- 地震被害想定 → 地震防災戦略の改訂 → 地震防災戦略の策定。
- 地震被害想定 → 地震防災戦略の改訂 → 地震防災戦略の策定。

3 新たな地震被害想定

(1) 新たな地震被害想定

地震防災戦略などを見直すにあたり、その基礎となる地震被害想定調査を新たに実施しました。

調査は、学識経験者で構成する川崎市防災対策検討委員会^(※1)に設置した東日本大震災対策検討部会^(※2)において、最新の科学的知見に基づき、東日本大震災で得た教訓を踏まえてとりまとめています。

また、津波被害については、神奈川県調査において本市に最大の津波高をもたらす地震の津波浸水予測図に基づき想定しています。

(※1) 川崎市防災対策検討委員会は、川崎市防災会議条例に基づき設置された、防災に関する調査・研究を行うための専門組織です。

(※2) 地震、火災など各分野での専門的な意見を取り入れるため、東日本大震災対策検討部会として8名の学識経験者らにより構成し、議論を行ってきました。

(2) 想定地震

今回の被害想定調査においては、**川崎市直下の地震**及び**元禄型関東地震**の2地震を想定地震として選定し、津波被害想定調査においては、神奈川県による**慶長型地震**を選定しました。

【川崎市直下の地震】

川崎市に最大の被害をもたらす地震として川崎市直下の地震を想定しました。最新の科学的知見を基にした地盤モデルを設定し、地震規模については、平成21年度の地震被害想定調査と同様に、東京湾北部地震の想定最大規模であるマグニチュード7.3としています。

(最新の科学的知見により、地震が起こる地盤モデルが前回と比較し、2～3km深くなっています。このため、想定震度が前回よりもやや小さく、建物被害や人的被害も少なく想定されています。しかし、各種防災計画の見直しにあたっては、安全性を考慮し、被害の大きい被害想定調査結果に基づいて見直しています。)

【元禄型関東地震】

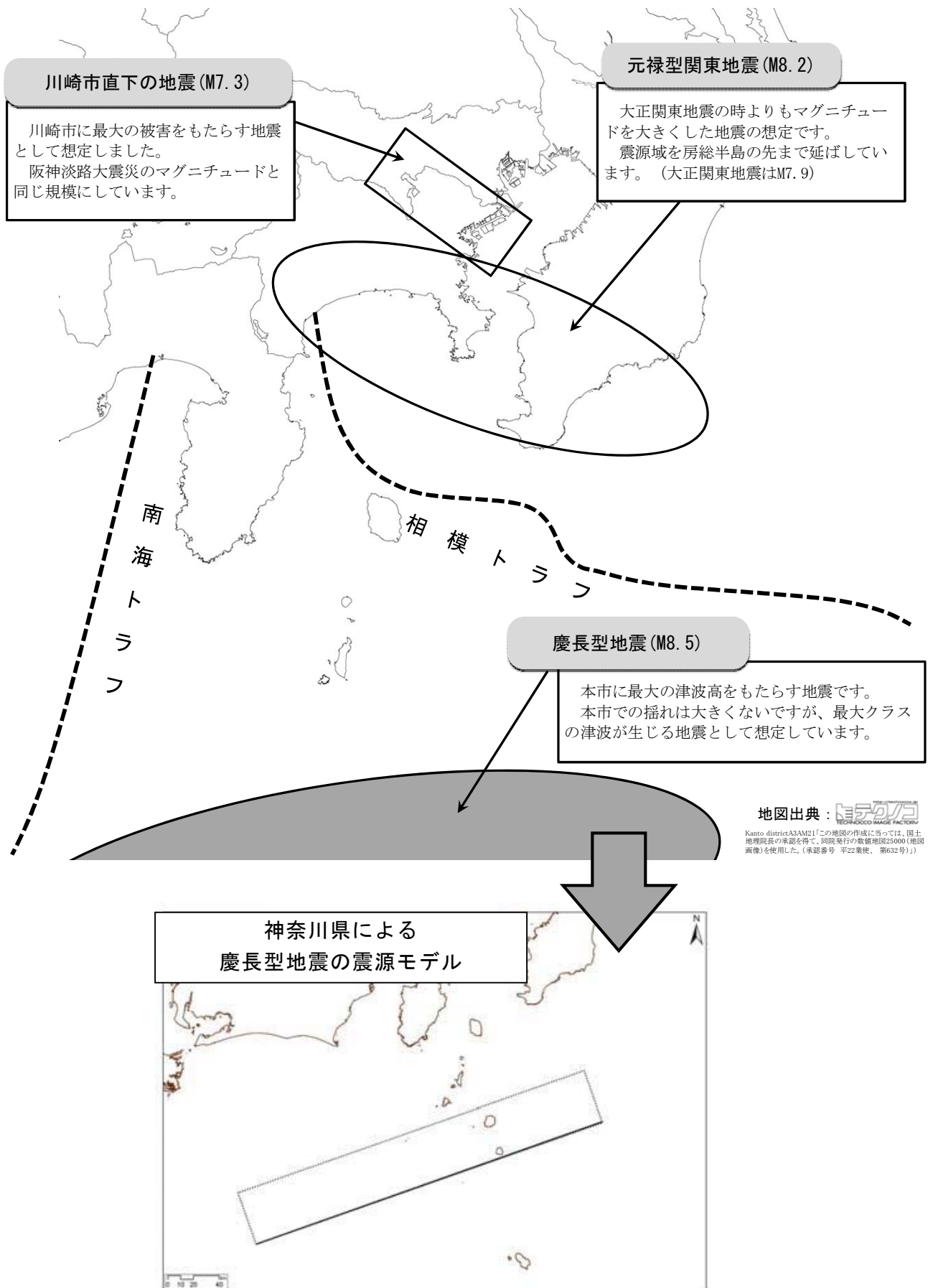
大正関東地震(マグニチュード7.9)がマグニチュード8クラスの地震として発生した場合の地震として元禄型関東地震を想定しました。これは相模トラフ沿いを震源とした海溝型地震として設定し、地震規模については、東京都の地震被害想定でも採用した最新の震源モデルから、マグニチュード8.2としています。

平均発生間隔が2,300年程度であり、今後30年以内に同様の地震が発生する確率はほぼ0%と推定していますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生頻度が低い場合であっても大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、川崎市でこれまで未調査だった地震を選びました。

【慶長型地震】

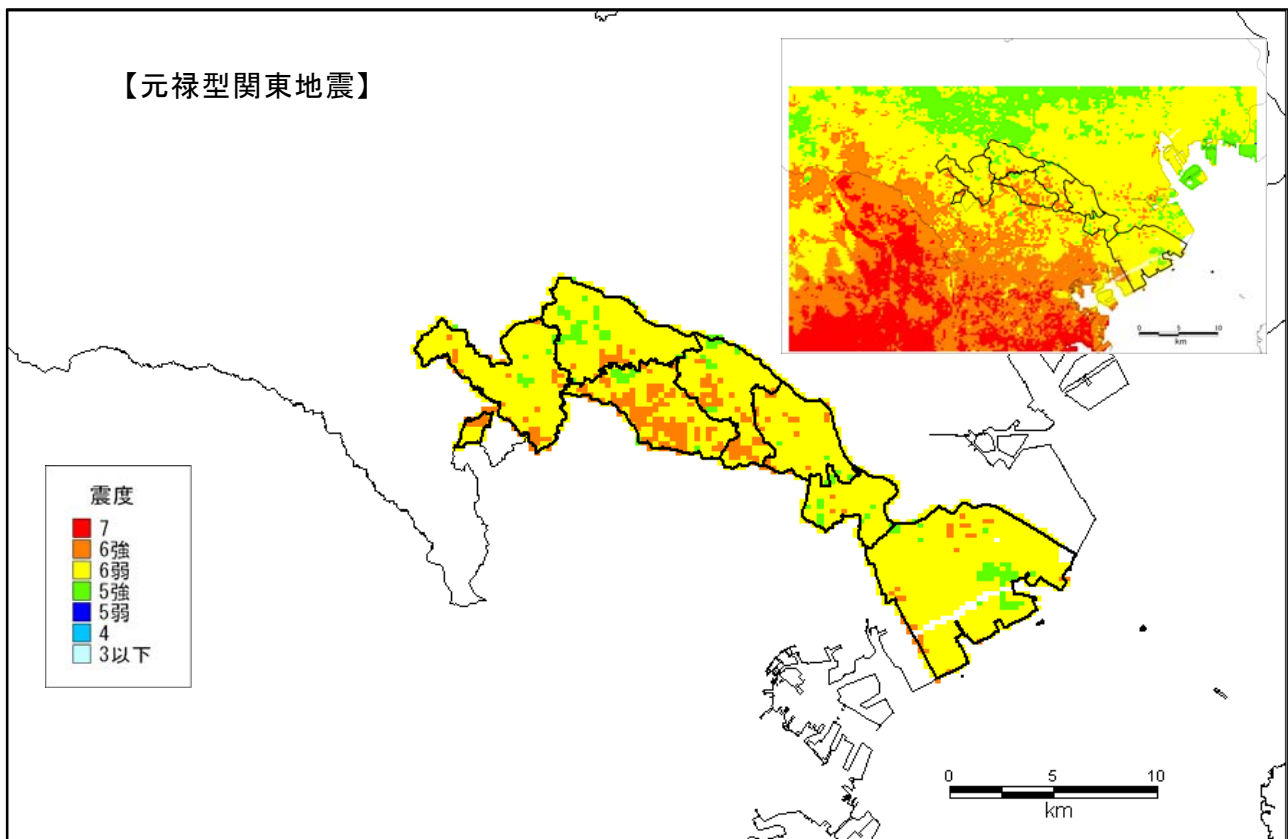
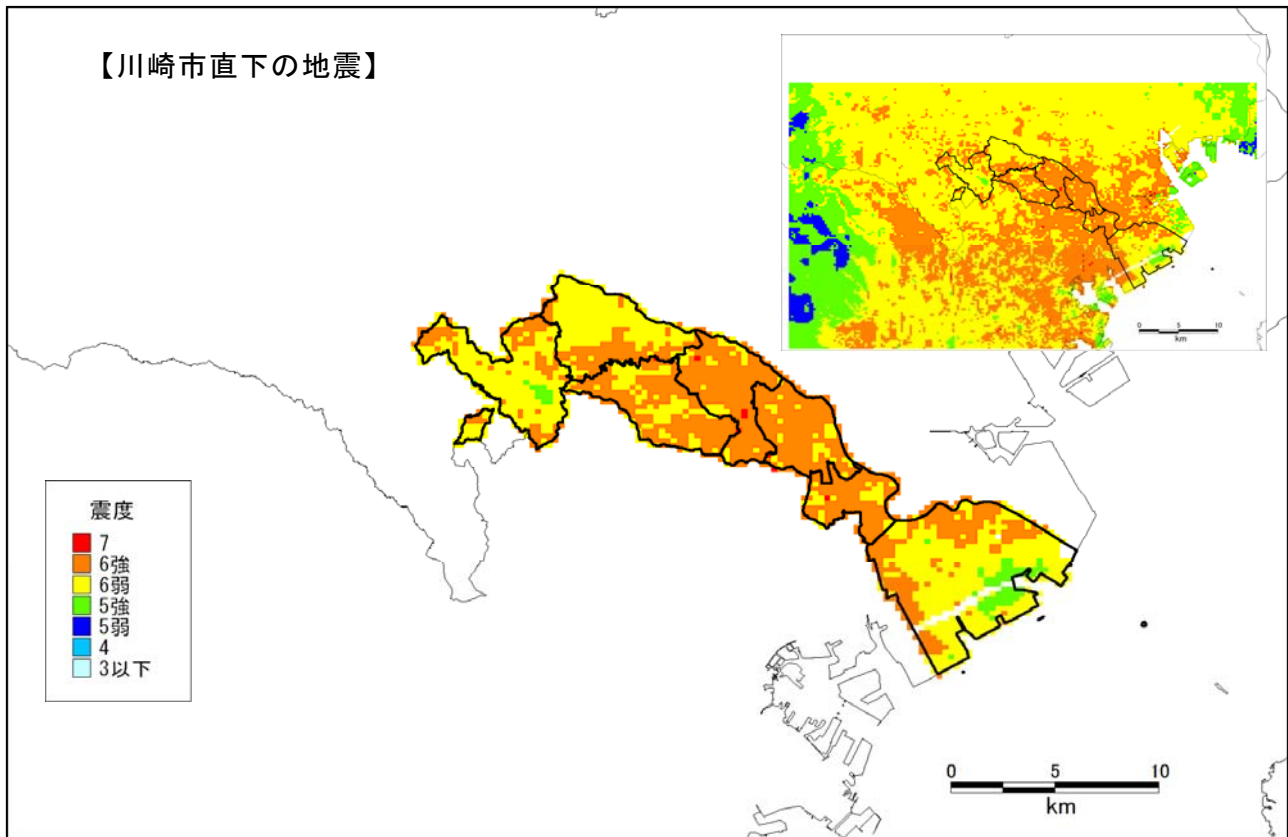
川崎市に最大の津波被害をもたらす地震として慶長型地震を想定しました。これは、神奈川県が平成24年3月に公表した12の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定であるとして選定しました。

(図2) 想定地震の震源域イメージ図



(3) 想定地震の震度分布

(図3) 川崎市及び周辺地域における震度分布



(4) 想定地震による被害概要

(表1) 想定地震の揺れの特徴と被害想定の概況

川崎市直下の地震	市内の広範囲で震度6強が想定され、その他の地域もほとんどが震度6弱となる。幸区や高津区の一部の地点で震度7となる。(前回調査では中原区、高津区及び宮前区の一部の地点で震度7が想定された。)
元禄型関東地震	市内のほぼ全域が震度6弱となり、宮前区を中心に震度6強の地域が出る。

川崎市地震被害想定調査結果まとめ(川崎市内、冬の18時の場合)

種別	被害項目		単位	川崎市直下の地震(H24)	川崎市直下の地震(H21)	元禄型関東地震
建物被害	全壊(津波を除く)		(棟)	22,329	33,861	7,947
	半壊(津波を除く)		(棟)	49,798	56,701	29,491
	津波	全壊	(棟)	-	-	0
		半壊	(棟)	-	-	5,528
		浸水	(棟)	-	-	8,122
地震火災	出火		(件)	243	247	87
	延焼による焼失棟数		(棟)	16,395	17,372	5,801
人的被害	死者(津波を除く)		(人)	819	1,143	301
	重軽傷者(津波を除く)		(人)	15,822	18,975	6,819
	津波による死者(避難しない場合)		(人)	-	-	114
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	351,337	414,852	207,655
	下水道	直後支障	(世帯)	276,022	263,404	102,075
	通信	一般回線電話不通	(台)	129,450	175,934	61,058
	電力	直後停電	(件)	399,050	329,661	357,291
	都市ガス供給停止			49%～100%	76%	22%～35%
	LPガス供給停止		(件)	955	1,060	216
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	0/85	7/83	0/85
		中規模損傷	(橋)	83/85	75/83	65/85
		軽微な被害	(橋)	2/85	1/83	20/85
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27	※14/27	19/27
生活支障等	避難所への避難者	(1～3日後)	(人)	361,077	414,715	182,888
		(28日後)	(人)	162,472	204,708	60,590
	主要駅での私用等外出者		(人)	34,616	-	34,616
	駅前滞留者就学者、学生		(人)	101,002	-	101,002
	建物被害による直接被害額		(億円)	32,041	44,142	18,403
	直接経済被害額		(億円)	40,336	53,067	26,444

※復旧に長期間を要するバースのみ

慶長型地震による津波被害

種別	被害項目	単位	被害数
建物被害	全壊	(棟)	8
	半壊(50cm以上浸水)	(棟)	10,025
	浸水(50cm未満浸水)	(棟)	4,617
人的被害	死者(*)	(人)	5,816
生活支障等	建物被害による直接経済被害額	(億円)	9,457

* 避難しない場合

4 川崎市地震防災戦略の対象とする地震

平成 24 年度の新たな地震被害想定調査の地盤モデルは、最新の知見により、平成 21 年度調査の地盤モデルよりもフィリピン海プレート上面の位置が 2～3 k m 深くなっているため、平成 21 年度調査より被害が軽減する傾向にあります。

このため、川崎市地震防災戦略における想定地震は、安全性を考慮して、平成 21 年度調査と平成 24 年度調査と比較して、被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づき、地震防災戦略の施策を見直しました。

また、津波被害は、本市において最大の浸水域・浸水深を予測した神奈川県が行った「慶長型地震」の津波による被害結果に基づき、津波対策（ソフト対策）を検討しました。

(表2) 川崎市地震防災戦略用被害見積り(川崎市内、冬18時の場合)

種別	被害項目		単位	根拠とする被害数
建物被害	揺れによる被害 (構造基準被害)	大破	(棟)	12,271
		中破	(棟)	14,326
	揺れによる被害 (自治体基準被害)	全壊	(棟)	32,942
		半壊	(棟)	54,707
	液状化による被害	全壊	(棟)	640
		半壊	(棟)	1,343
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	(棟)	279
		半壊	(棟)	651
	津波による被害(※)	全壊	(棟)	8
		半壊	(棟)	10,025
		浸水	(棟)	4,617
	建物被害 合計 (津波を除く)	全壊	(棟)	33,861
		半壊	(棟)	56,701
地震火災	出火		(件)	247
	延焼による焼失棟数		(棟)	17,372
人的被害	揺れによる被害	死者	(人)	826
		重軽傷者	(人)	12,653
	急傾斜地崩壊による被害	死者	(人)	11
		重軽傷者	(人)	219
	屋外落下物による被害	死者	(人)	2
		重軽傷者	(人)	125
	家具転倒による被害	死者	(人)	22
		重軽傷者	(人)	299
	ブロック塀倒壊による被害	死者	(人)	20
		負傷者	(人)	685
	火災による被害	死者	(人)	263
		重軽傷者	(人)	5,023
	津波による被害(※)	死者	(人)	(避難しない場合) 5,816
	人的被害 合計 (津波を除く)	死者	(人)	1,143
		重軽傷者	(人)	18,975
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	414,852
		7日後断水	(世帯)	346,747
		10日後断水	(世帯)	270,117
		14日後断水	(世帯)	167,845
		21日後断水	(世帯)	69,066
		28日後断水	(世帯)	0
	下水道	直後支障(1～8日後)	(世帯)	276,022
		(H21のみ7日後支障)	(世帯)	-
		11日後支障	(世帯)	238,950
		15日後支障	(世帯)	172,881
		18日後支障	(世帯)	108,403
		22日後支障	(世帯)	38,033
		29日後支障	(世帯)	9
		36日後支障	(世帯)	0
	一般回線電話不通		(台)	175,934
	電力	直後停電	(件)	399,050
		1日後停電	(件)	399,050
		2日後停電	(件)	363,906
		3日後停電	(件)	45,316
		4日後停電	(件)	2,716
		5日後停電	(件)	0
	都市ガス供給停止			49%～100%
	LPガス供給停止		(件)	1,060
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	7/83
		中規模損傷	(橋)	75/83
		軽微な被害	(橋)	1/83
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27
生活支障等	避難所への避難者 (*)	(1～3日後)	(人)	414,715
		(28日後)	(人)	205,249
	災害廃棄物発生量		(千トン)	3,696
	自力脱出困難者		(人)	607
	主要駅での滞留者(私用等外出者)		(人)	34,616
	主要駅での滞留者(就業者・学生)		(人)	101,002
	建物被害による直接経済被害額		(億円)	44,142
	直接経済被害額		(億円)	53,067

網かけの項目は今回の想定による被害数です。

(※)「津波による被害」は今回想定「慶長型地震」による被害です。

(※)「避難所への避難者」は各区ごとに避難者数の大きい想定を採用し、全市で合算したものです。

5 川崎市地震防災戦略の基本的な考え方

(1) 計画期間

本市の防災戦略は、平成 27 年度までを計画期間としています。

終了の時期は、国及び神奈川県地震防災戦略における最終年度に合わせました。

(2) 減災目標

本市では、表 3 のとおり減災目標を掲げました。

(表 3) 川崎市地震防災戦略における目標

項 目	目 標
死 者	計画期間（平成 27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者数の 4 割減を目標とします。 約 1,140 人 ⇒ 約 690 人
直接経済被害	計画期間（平成 27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される経済被害の 3 割減を目標とします。 約 5.3 兆円 ⇒ 約 3.8 兆円
* 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1 津波）に対しては、海岸保全施設の整備等津波対策（ハード対策）により、市街地への侵入を防ぐものとします。	
* 上記以外に、事業推進や防災教育等により得られる減災効果も、個別に項目を掲げ考慮しています。	
津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とします。 約 5,820 人 ⇒ 0 人

(3) 具体施策等の見直し

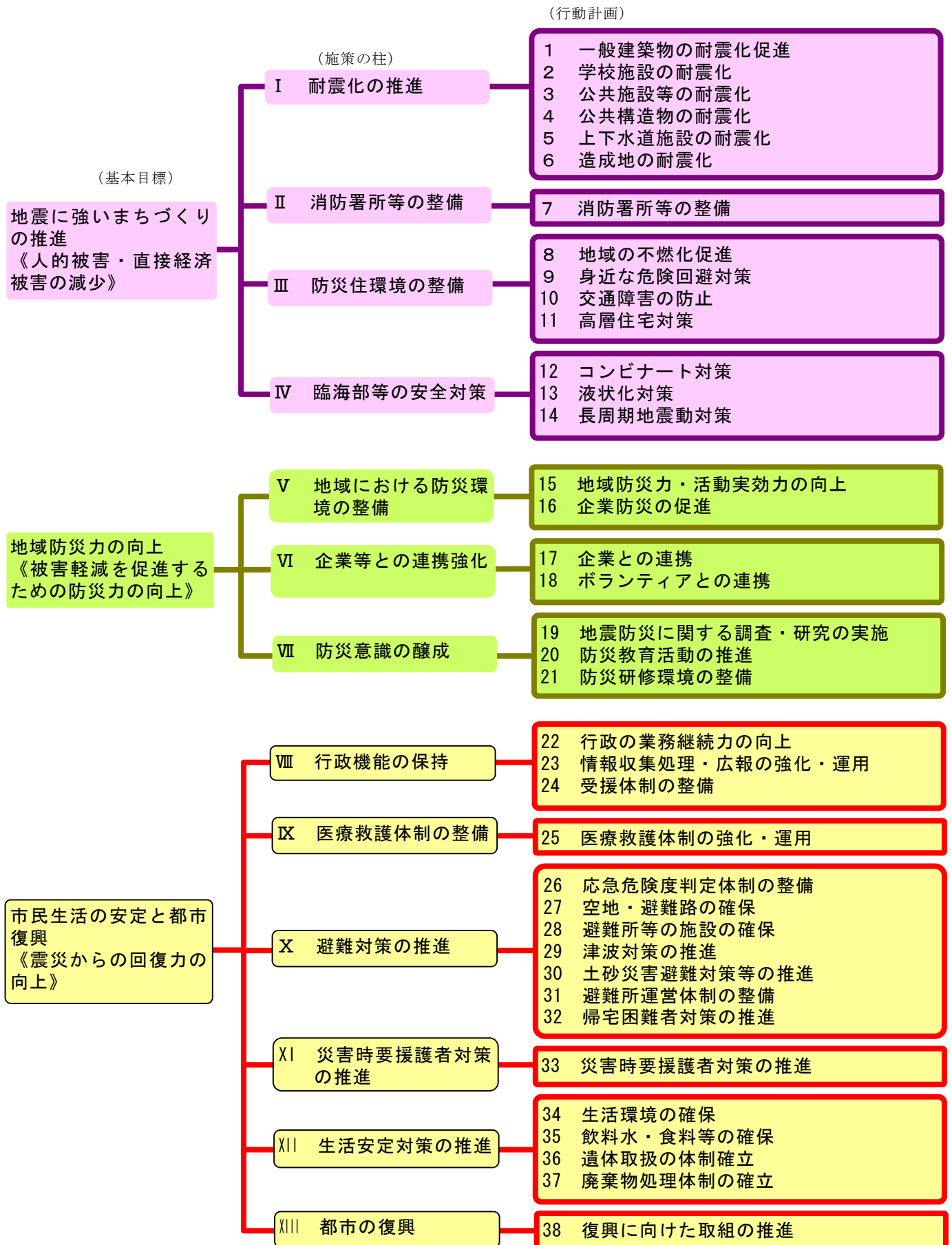
計画期間内における各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

(4) 体系

川崎市地震防災戦略の体系は、次ページのとおり第 1 階層から第 3 階層までとなっています。

体系における第 1 階層を基本目標とし、第 2 階層に目標を達成するための施策の柱、第 3 階層に行動計画を示しています。

(図4) 川崎市地震防災戦略の体系



6 減災目標達成のための具体施策

【具体施策等の記載例】

目標1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画1 一般建築物の耐震化促進		
阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約8割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。 本市における被害想定調査でも、死者約1,140人のうち、最大で約8割にあたる800人以上が、建物の被害によるものと想定されます。 そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。…①		
1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化…② 大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。…④	所管：まちづくり局…③
	取組状況 (H23) ・木造住宅耐震診断士派遣制度及び木造住宅耐震改修助成制度を実施しています。…⑤	
	目 標 木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行うとともに、マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成27年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率90%を目標とします。…⑥	

《施策の効果》…⑦

◆耐震化率向上による死者数の減少（現状は「川崎市耐震改修促進計画」策定時点の数値）

- ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 82.4%→目標 90%
- ・民間の特定建築物耐震化率 現状 85%→目標 90%

■建物被害の減少による経済被害の抑制

- 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
- 瓦礫等の災害廃棄物の減少
- 避難者数の減少

《市民・企業等との協働》…⑧

- ☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。

① 行動計画の概要

② 具体施策の事業名

③ 具体施策の所管局（区）名

④ 具体施策の概要

⑤ 平成23年度末までの取組状況（新たに取り組む事業については記載しておりません。）

⑥ 計画期間における具体施策の目標（取組）

⑦ 行動計画ごとの具体施策の効果

《凡例》

- ・◆…人的被害の減少効果に関する項目
- ・■…経済被害の減少効果に関する項目
- ・○…その他定性的な効果に関する項目

⑧ 防災協働社会の実現に向け、市民・企業等の皆様に実施していただきたい地域防災への参画内容

目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画 1 一般建築物の耐震化促進		
阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約 8 割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。 本市における被害想定調査でも、死者約 1,140 人のうち、最大で約 8 割にあたる 800 人以上が、建物の被害によるものと想定されます。 そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。		
1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	所管：まちづくり局
	大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。	
	取組状況 (H23)	・木造住宅耐震診断士派遣制度及び木造住宅耐震改修助成制度を実施しています。 ・木造住宅耐震改修助成制度について、助成額、補助率等の助成内容の拡充や、非課税世帯向けの区分の新設を行いました。また、平成 24 年度には、対象建築物を拡大し、賃貸住宅を対象とします。 ・分譲マンションの予備診断について、助成制度から全額市負担の委託に改め、従来、合意形成が困難な管理組合の総会決議が必要だったものを、理事会決議で申請が可能となるよう要件を緩和し、マンションの耐震化を推進しています。 ・川崎市まちづくり公社の「マンション管理相談」を通じ、共同住宅（分譲マンション）の耐震化に係る普及・啓発を行っています。また、9月の防災月間に合わせ、「マンション管理基礎セミナー」及び「住まいまちづくり講習会」を開催し、耐震化について一層の普及・啓発に努めていきます。
	目 標	木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行うとともに、マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画(*)」の目標年度である平成 27 年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率 90%を目標とします。 また、マンションの予備診断の無料実施などにより、マンションの耐震化をさらに促進します。
2	民間の特定建築物の耐震化	所管：まちづくり局
	大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。さらに、本市独自の助成制度により、小規模の福祉施設等についても耐震化を促進します。	
	取組状況 (H23)	・特定建築物耐震改修等事業助成制度を実施しており、耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成し、耐震化を促進しています。また、平成 24 年 7 月から、福祉施設等について助成内容を拡充します。 ・特定建築物の規模未満の福祉施設等についても、平成 24 年 7 月から耐震改修等助成制度を設立します。
	目 標	耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成 27 年度までに、特定建築物の耐震化率 90%を目標とします。
3	既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究【No.81 再掲】	所管：危機管理室 まちづくり局
	自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	
	取組状況 (H23)	・他都市の状況等を検証し、適宜制度の改正を行うとともに、制度の利用促進を図っています。
	目 標	既存制度の効果的な利用促進等を図るとともに、既存不適格建物の耐震化に向けた取組を進めます。

(*)参照 <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-5-1-1-0-0-0-0.html>

《施策の効果》

◆耐震化率向上による死者数の減少（現状は「川崎市耐震改修促進計画」策定時点の数値）

- ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 82.4%→目標 90%
- ・民間の特定建築物耐震化率 現状 85%→目標 90%

■建物被害の減少による経済被害の抑制

- 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
- 瓦礫等の災害廃棄物の減少
- 避難者数の減少

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。

☆市民・企業等は、自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。

行動計画 2 学校施設の耐震化

学校施設の耐震性は、多くの児童・生徒の安全ばかりでなく、周辺地域の市民生活にも影響します。

そこで、全市立学校の耐震性を確保し、児童・生徒の安全を確保します。

4	市立学校の耐震化 【関連施策：No.116】		所管：教育委員会
	市立小中学校 164 校（533 棟）のうち、耐震診断の結果、耐震補強で十分な効果が得られると判断された 86 校（179 棟）については、既に工事を完了しています。 耐震補強だけでは十分な効果が得られないと判断された小中学校のうち 2 校、また、市立高等学校 1 校及び特別支援学校 1 校については、改築又は大規模改修の手法による耐震化を進めます。		
	取組状況 (H23)	市立学校の耐震化率 平成 22 年 12 月現在→平成 24 年 4 月 1 日現在 ・小学校 95.1%（329 棟／346 棟） →99.4% (339 棟／341 棟) ・中学校 98.4%（187 棟／190 棟） →100 % (192 棟／192 棟) ・高等学校 79.2%（19 棟／24 棟） →100 % (21 棟／21 棟) ・特別支援学校 88.9%（8 棟／9 棟） →88.9% (8 棟／9 棟)	
	目 標	天井材、照明やバスケットゴール等の非構造部材の耐震化を図ります。	

《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保
- 被災者のための避難所機能の保全
- 学校の早期再開

行動計画 3 公共施設等の耐震化		
公共施設等には、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された建物が存在し、耐震性を確保していない建物もあります。 大地震等の発生時における応急活動拠点、地域の防災拠点としての機能確保や、市民の安全を確保するため、計画的に耐震化を推進します。		
5	公共建築物（庁舎・区役所等）の耐震化	所管：まちづくり局 総務局 総合企画局
	旧耐震基準で建築された建物（平成 18 年現在 2,320 棟）のうち、耐震改修促進法の規定に基づく特定建築物及び川崎市地域防災計画に定める地震防災上重要となる建築物（492 棟）について、耐震診断を実施しました。その結果、耐震対策が必要と判断された施設（53 棟）については、安全性を確保するため、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施します。	
	取組状況（H23）	・「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施しています。 ・本庁舎及び第2庁舎の耐震化については、本庁舎等耐震対策検討委員会を設置し、検討を進めています。
	目 標	耐震対策実施計画に基づき、公共建築物の耐震対策を実施します。本庁舎及び第2庁舎の耐震化については、当面の安全確保・機能維持のための取組を進めるとともに、耐震対策の基本構想を策定します。
6	市立病院の耐震化 【関連施策：No.120】	所管：病院局
	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、早急な対策を必要としています。 このため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しています。	
	取組状況（H23）	・平成 24 年 1 月に免震構造の井田病院新病棟の一部が完成しました。（全面完成は平成 26 年度予定）
	目 標	平成 26 年度の全面完成に向け、老朽化した市立井田病院の再編整備を行います。
7	社会福祉施設の耐震化 【関連施策：No.121】	所管：健康福祉局 市民・こども局 各区役所
	社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。 また、児童厚生施設であるこども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。 また、民間の社会福祉施設の耐震化についての検討も併せて進めます。	
	取組状況（H23）	・野川老人いこいの家については、平成23年度に耐震補強工事を実施し、対応が完了しました。 ・また、浜町老人いこいの家については、平成22年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っているところです。 ・耐震診断を行い、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、平成 22 年度に菅生こども文化センター、平成 23 年度に玉川こども文化センターについて、建替えを完了しています。日進町こども文化センターについては、平成 26 年 4 月オープンに向け、再編整備を行っています。 ・また、民間の社会福祉施設等の耐震化についても検討し、対応を進めています。

	目 標	浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っていきます。 また、日進町こども文化センターの再整備を推進します。
8	競輪場の耐震化 【関連施策：No.122】	
	所管：経済労働局	
	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。	
	取組状況 (H23)	・広域避難場所である川崎競輪場について、防災機能を拡充します。 ・川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。 ・再整備に伴い新改築する西側新施設及び新選手管理棟については、避難所のバックアップ機能として防災機能を確保します。
	目 標	川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。既存メインスタンドについては、当初平成 27 年度末の耐震化完了を見込んでいましたが、東日本大震災の発生を受け、耐震完了時期を可能な限り早めます。
9	卸売市場（南部・北部）の耐震化	
	所管：経済労働局	
	食料の確保とその供給拠点となる北部市場の耐震補強を推進します。 ※南部市場については、平成 22 年度に耐震工事を完了しました。	
	取組状況 (H23)	・北部市場について、平成 24 年度、管理事務所棟の耐震補強工事を実施します。平成 25 年度青果棟耐震補強実施設計及び東西ランプウェイ等の耐震診断を実施します。
	目 標	「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、耐震対策を実施します。
10	消防署所・消防団器具置場等の整備 【関連施策：No.18】	
	所管：消防局	
	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。	
	取組状況 (H23)	・臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備が完了しました。栗木出張所の新築工事、柿生出張所の改築工事及び築40年を経過し優先順位の高い老朽化した消防出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、耐震診断により改修が必要となった消防団器具置場の改修を推進しています。
	目 標	老朽化した柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。
11	町内会・自治会会館の耐震化 【No.69 再掲】	
	所管：市民・こども局	
	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、旧耐震基準で建設された木造の会館（81 棟）に対し、耐震診断士の派遣による耐震診断や耐震改修費補助などの支援を行い、施設の耐震化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・耐震診断士派遣事業:58 棟実施 ・耐震設計・改修補助事業:9 棟実施
	目 標	耐震診断結果により、改修が必要となった町内会・自治会会館の改修を促進します。

＜施策の効果＞

- ◆児童、高齢者等施設利用者の安全確保
- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 庁舎等の耐震化による行政機能の保持
- 消防署所等の耐震化による消防力（災害対応力）の保持
- 医療機能の保持
- 自治活動の保全と避難対策

行動計画 4 公共構造物の耐震化		
日常生活や経済活動を支える社会基盤施設である、道路、橋りょう、港湾、水道、下水道などの公共構造物が大地震等の発生により機能を失った場合、応急対策に支障があるばかりでなく、市民生活や経済活動への影響も計り知れません。 そのため、市民生活の安定、早期復興の観点から、被害を未然に防止、あるいは最小限に抑えるため、重要な公共構造物の耐震化を推進します。		
12	橋りょうの耐震化 【関連施策：No.34】	所管：建設緑政局
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など 124 橋りょうについて耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。 ※緊急輸送路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。		
取組状況 (H23)		・平成 23 年度末現在、124 橋のうち100 橋の耐震対策が完了しました。
目 標		橋りょうについては、耐震対策等橋りょう整備事業に基づき、引き続き、耐震対策に努めます。
13	港湾施設の耐震化 【関連施策：No.54】	所管：港湾局
港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町 7 号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ 2 号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えていきます。 また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。		
取組状況 (H23)		・川崎港海底トンネル本体の耐震補強を引き続き実施していくとともに、人道・共同溝の耐震補強の必要性について検討を行っています。千鳥町7号係船棧橋の耐震化に向けた調査・検討を行えるよう予算の確保に努めています。
目 標		千鳥町 7 号係船棧橋の耐震補強及び、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を推進します。
《施策の効果》 ■施設被害の減少による経済被害の抑制 ○物流機能の保持		

行動計画 5 上下水道施設の耐震化		
過去の地震災害を見ても、水道施設の被害や下水道機能の障害は、市民生活に大きな影響を及ぼすばかりでなく、経済活動への影響や、その後の都市復興の遅滞を招きます。 そのため、日常生活を営む上で欠かすことのできないライフライン機能のうち、本市が所管する上下水道の機能保全対策を推進します。		
14	水道施設の耐震化	所管：上下水道局
	東日本大震災を踏まえ「10ヵ年施設整備計画」を見直し、基幹施設の耐震補強、耐震性の低い管路の更新、自家発電設備の設置、応急給水拠点の整備、重要施設への耐震管路整備等を行うことにより、大地震発生時の各施設が受ける被害の軽減及び安全な施設の構築を図ります。	
	取組状況 (H23)	・「再構築計画」・「10ヵ年施設整備計画」に基づき、長沢浄水場第1期工事や細山送水ポンプ施設、生田浄水場送水ポンプ施設の工事が完了しました。また、重要施設への管路整備や老朽配水管更新、応急給水拠点についても整備を推進し、耐震化を図っています。
	目 標	東日本大震災を踏まえ施設の耐震化を加速させるため、計画の前倒しを行い、配水池の耐震化を図るとともに、自家発電設備の整備対象施設を拡大させます。また、管路更新についても重要な施設への供給ルートの耐震化を実施するとともに、老朽配水管の解消を行い、更なる耐震化を進めます。
15	下水道施設の耐震化	所管：上下水道局
	下水道管きょでは、避難所と水処理センターとを結ぶ重要な管きょなど、事業実施優先順位の高い路線から順次耐震化を図り、流下機能を確保します。 また、処理場・ポンプ場についても、震災時における処理機能を確保するため効率的に耐震化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・老朽管きょが集中している入江崎処理区に重点化を図り耐震化を推進しています。 ・処理場・ポンプ場についても、耐震補強や老朽化した施設・設備の更新等にあわせ、耐震化を推進しています。
	目 標	避難所と水処理センターとを結ぶ管きょなどの重要な管きょや、地震時に大きな被害が想定される、老朽管きょの多い地区の管きょに重点化を図り、順次、耐震化を推進していきます。 また、処理場ポンプ場についても、耐震補強や施設・設備の更新等にあわせ、効率的・効果的に耐震化を推進していきます。

《施策の効果》

- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 給排水機能の保全による生活支障の抑制
- 生活衛生環境の保全
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

行動計画 6 造成地の耐震化		
老朽化した擁壁は、大雨や大地震等の発生により崩落する危険性があり、住宅への被害や周辺地域への被害も甚大になる可能性があります。また、近年の地震で、大規模に盛土造成した土地においても、造成地全体が滑り落ちるなどの被害が報告されています。 そのため、擁壁等の改修工事を促進するとともに、大規模盛土造成地の減災対策を推進します。		
16	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実 【関連施策No.38】	所管：まちづくり局
大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。		
	取組状況 (H23)	・当該制度を活用した擁壁の改修工事等が年間数件行われています。
	目 標	擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、老朽化した擁壁の倒壊等を防止します。
17	宅地耐震化推進事業の推進	所管：まちづくり局
大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減を目的とし、対策を要する大規模盛土を特定する調査を行うなど、宅地耐震化推進事業を推進します。		
	取組状況 (H23)	・大規模盛土変動予測調査に取り組んでいます。
	目 標	大規模盛土変動予測調査を実施するとともに、今後の事業計画の策定に向けた取組を推進します。
《施策の効果》 ■建物・宅地被害の減少による経済被害の抑制 ○早期の都市（経済）復興		

施策の柱 Ⅱ 消防署所等の整備

行動計画 7 消防署所等の整備		
大地震等の発生時の防災拠点確保に向け、老朽化した消防出張所や消防団器具置場を計画的に整備することで、初動体制を強化します。また、消防活動に必要な資器材や耐震性防火水槽等を整備することにより災害対応力の向上を図ります。		
18	消防署所・消防団器具置場等の整備 【No.10 再掲】	所管：消防局
	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。	
	取組状況 (H23)	・臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備が完了しました。栗木出張所の新築工事、柿生出張所の改築工事及び築40年を経過し優先順位の高い老朽化した消防出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、耐震診断により改修が必要となった消防団器具置場の改修を推進しています。
	目 標	老朽化した柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。
19	消防資器材等の整備	所管：消防局
	大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。	
	取組状況 (H23)	・臨港消防署の改築に伴い、フツ化たん白37500リットル、水成膜12500リットルを購入しました。
	目 標	災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進します。
20	消防情報通信体制の整備	所管：消防局
	全国的な施策として消防救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成28年5月31日までとなっているため、本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行っています。	
	また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。	
	取組状況 (H23)	・平成27年度の運用開始に向けて、平成24年度に整備工事に着手します。
	目 標	消防救急無線のデジタル化に向けた取組を推進し、消防隊・救急隊の迅速な出場と的確な活動を確保します。
21	耐震性防火水槽の整備	所管：消防局
	大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。	
	取組状況 (H23)	・未充足地域を解消するため、毎年度、計画的な整備を行っています。 ※市域を一辺500メートルメッシュの網目状に区画し、この区画を単位として防火水槽の必要数を算出しています。 ・平成22年12月末現在、市域における充足率は88.7% ・平成24年4月末現在、市域における充足率は88.2%
	目 標	未充足地域の解消に向けて、公園等の施設に耐震性防火水槽を順次整備します。

22	消防団の充実強化		所管：消防局
	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。		
	取組状況 (H23)	・行動計画に示すとおり、各消防団において、町内会・自治会及び消防団協力事業所等へ協力を求め、消防団への入団促進と地域防災への意識向上を防災訓練等を通じて、各署消防団と協力し実施しています。	
	目 標	消防団員の条例定数の確保に努めます。	
23	緊急消防援助隊活動拠点の整備		所管：消防局
	本市において懸念されている川崎直下、相模トラフ等の大地震に備え、大規模災害時に全国から応援に駆け付ける拠点となる川崎市消防総合訓練場について「緊急消防援助隊の活動拠点としての機能」を強化するため整備を行います。		
	目 標	緊急消防援助隊の活動に求められる機能を強化する各施設を整備します。	

《施策の効果》

- ◆初動体制の強化による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 災害時における消防力の保持及び体制強化

《市民・企業等との協働》

☆市民は、消防団への入団に御協力ください。

施策の柱 Ⅲ 防災住環境の整備

行動計画 8 地域の不燃化促進		
大地震等の発生時に市内で多数の火災が発生、延焼が拡大してしまった場合、本市の消防力(消防車両や消防職員、消防団など)のみでは対応が困難になることも想定されます。 そのため、密集市街地の改善や公園・緑地を確保することにより、地域の不燃化を促進し、火災被害の危険性を低減させます。		
24	防災都市計画の策定 大地震等の発生による大規模な災害に対し、発災前の防災・減災に向けた予防的な対策や、発災後の迅速な都市復興への対策を総合的に推進するための防災都市計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進します。 取組状況 (H23) ・被災後の都市復興に向けた事前準備として、復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)を作成しました。さらに、都市計画分野等における予防施策である防災まちづくり計画(案)作成に取り組むとともに、これらをまとめた防災都市計画(素案)の検討を学識経験者からの意見聴取を経ながら行っており、今般の地震防災戦略の見直し案への反映を目指しています。 目 標 地震被害想定が多角的な分析から防災・減災に資する都市計画手法等を検討のうえ、対策実施に向けた取組を進めます。	所管：まちづくり局 危機管理室 関係局
25	密集市街地の改善 老朽木造住宅が密集し、大地震等の発生時に大規模延焼火災の危険性が高い密集市街地を改善し、人的・物的被害を大幅に軽減させるためのまちづくりを推進します。 なお、平成24年10月12日に国土交通省が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定した地区が、市内には2地区(3丁目)存在しています。 ※小田2、3丁目地区不燃領域率(*36.6%、幸町3丁目地区不燃領域率32.7%(平成24年1月現在) 取組状況 (H23) ・防災まちづくりプランに基づく支援メニューの活用により、防災性の向上を促進しています。 目 標 住宅不燃化促進事業等を通じて住環境改善を図り、不燃領域率の向上をめざします。	所管：まちづくり局
26	建物の出火率の低減 建物が密集した市街地における大地震発生時の火災対策として、個々の建物からの出火を抑制する取組を推進します。 目 標 地震発生直後における火災の発生要因として、電化製品からの出火の割合が高いため、各家庭での火の始末の普及啓発に加え、感震ブレーカーの普及促進に向けた検討を進めます。	所管：危機管理室 関係局区
27	民間再開発の誘導による公開空地の確保 【No.111 再掲】 工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。 取組状況 (H23) ・東京機械の工場移転に伴い土地利用転換を適切に誘導するため、新丸子東3丁目南部地区計画の都市計画決定を行い、防災機能の向上に資する公開空地の確保等を行いました。また、小杉町2丁目地区及び武蔵中原駅北地区では、防災機能向上を図るための広場等の都市基盤整備を含めた地区計画の都市計画手続きを行っています。なお、拠点整備において、防災性の高い計画については、容積率割増の評価の対象とできるよう運用基準の策定を検討しています。 目 標 民間再開発事業者等と協議・調整を進め、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成や公開空地の確保に努めます。	所管：まちづくり局

28	公園緑地の整備推進 【関連施策：No.113】	所管：建設緑政局 危機管理室 総合企画局
	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	
	取組状況 (H23)	●富士見公園 ・緑地・広場の確保に向けた取組や老朽化した市民利用施設等公共施設の更新・再整備（耐震工事）等について、実施計画に基づき関係局と調整を図りながら整備を推進しています。 ●生田緑地 ・「生田緑地ビジョン」に基づく広域的防災機能の充実にに向けた取組の推進に向けて、関係局と調整を行いました。 ・3大公園に関しては、再整備の中で広域避難場所としての機能を高めています。また、身近な公園等に関しては、整備の際に緑化を推進しています。 ・徒歩帰宅者支援対策及び臨海部の公園の防災力向上対策の検討について調整を図っています。
	目 標	富士見公園、等々力緑地、生田緑地の3大公園に対し、災害時の広域避難場所としての機能を高めるとともに、広域避難場所に指定され、幹線道路に面した公園について、防災に配慮した公園施設の整備を行います。また、一時避難場所となる身近な公園の確保に努めるとともに、延焼防止などの観点から、整備の際に緑化を推進していきます。また、都市公園全体の防災機能のあり方について、検討委員会を立ち上げ、関係局と連携して計画を策定します。

(*)不燃領域率とは、地区の面積に対する幅員6m以上の道路やまとまった空地、耐火性能を有する建築物の面積の割合によって求められます。焼失危険性を示す指標の一つで、不燃領域率30%程度以下の市街地が大規模な地震等で出火すればその焼失率は80%を超えてきわめて危険な状況となり、一方不燃領域率40%以上に達すると市街地の焼失率が急激に低下して20～25%程度となるとされ、さらに不燃領域率が60%を超えると焼失率はほぼゼロとなり延焼の危険性がほとんどなくなるとされています。

《施策の効果》

- ◆火災による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 拠点機能の確保

行動計画 9 身近な危険回避対策		
ブロック塀の倒壊や看板の落下などのほか、ガラスの飛散やタンス・冷蔵庫の転倒による室内での被害も、過去の地震災害では人的被害の多くを占めています。 そのため、屋内外における身近な危険回避対策を推進し、被害の軽減を図ります。		
29	危険なブロック塀の改善・指導の実施 【関連施策：No.36】	所管：まちづくり局
	平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	
	取組状況 (H23)	・パンフレットを作成し、啓発活動等を実施しています。
	目 標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。
30	落下危険物の改善・指導の実施 【関連施策：No.37】	所管：建設緑政局
	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	
	取組状況 (H23)	・屋外広告物条例に基づく許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図っています。
	目 標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。また、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。
31	屋内収容物の地震対策の普及・促進 【関連施策：No.60】	所管：健康福祉局 危機管理室
	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	
	取組状況 (H23)	・家具転倒防止事業として、家具の転倒防止金具を取りつけることができないひとり暮らし高齢者などを対象として、その金具取り付け工事を実施しています。市政だより以外にも市ホームページや高齢者福祉、障害者福祉の案内冊子に掲載するなど、さまざまな機会を捉えて、広報に努めます。 ・市民向けの防災啓発冊子「備える。かわさき」に転倒防止策を掲載するとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、広く啓発活動を行っています。今後もより多くの方に周知ができるよう、一層の普及啓発に取り組んでまいります。 ※防災啓発冊子「備える。かわさき」作成数：125,000部（55,000部＋増刷分70,000部） ※平成21年度実施の市民アンケートによると、「一部固定している」も含めた家具の固定率は42.9%でした。 ※平成24年度第1回実施の市民アンケートでは家具の固定率は56.5%でした。
	目 標	被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進するとともに、家具の固定率85%を目標に普及・啓発を推進します。また、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。

《施策の効果》

- ◆ブロック塀、屋外広告物、家具等の対策による死者数の減少
- 通行障害の防止
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、屋外広告物（看板・サイン類）の落下防止に積極的に取り組んでください。

☆市民・企業等は、自ら所有するブロック塀等、又は設置する自動販売機等の転倒防止に努めてください。

☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

行動計画 10 交通障害の防止		
大地震等の発生時における迅速な応急・復旧活動のため、緊急交通路・輸送道路の確保や、道路機能の保全に努めるほか、早期の市民生活の安定、都市復興をめざします。		
32	道路機能の早期回復体制の整備 【関連施策：No.53】	所管：建設緑政局
液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。		
	取組状況 (H23)	・川崎市が行う応急対策については、川崎建設業協会、神奈川県建設重機協同組合と応援に関する協定を締結しており、緊急輸送路の啓開について各路線ごとに応援協力会社を決定する等、早急な機能回復に向けた連携を図っているところです。
	目 標	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。
33	応急復旧（占用）工事の効率化	所管：建設緑政局
大地震等の発生時における復旧工事に際し、工事箇所、時期等を占用事業者（ライフライン企業等）が相互に調整し、交通支障の軽減を図るとともに、復旧時間の短縮を図ります。		
	取組状況 (H23)	・川崎市道路占用調整協議会にて調整が済んでいませんので、引き続き調整を図ります。
	目 標	連絡体制を構築し、効率的な復旧が図られるよう、大地震等の発生時における占用工事の進め方について、占用事業者との意見調整を行っていきます。
34	橋りょうの耐震化 【No.12 再掲】	所管：建設緑政局
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など 124 橋りょうについて耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。 ※緊急輸送路上の「歩道橋」（90 橋）については、耐震対策を完了しています。		
	取組状況 (H23)	・平成 23 年度末現在、124 橋のうち100橋の耐震対策が完了しました。
	目 標	橋りょうについては、耐震対策等橋りょう整備事業に基づき、引き続き、耐震対策に努めます。
35	緊急輸送路・緊急交通路についての市民への周知徹底 【関連施策：No.114】	所管：建設緑政局
神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。		
	取組状況 (H23)	・緊急輸送路・緊急交通路については、市ホームページを活用して周知しています。
	目 標	緊急輸送路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。
36	危険なブロック塀の改善・指導の実施 【No.29 再掲】	所管：まちづくり局
平成 9 年から平成 11 年までの 3 年間で実施した、幅員 1.8m 以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約 300 件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。		
	取組状況 (H23)	・パンフレットを作成し、啓発活動等を実施しています。
	目 標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。

37	落下危険物の改善・指導の実施 【No.30 再掲】		所管：建設緑政局
	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。		
	取組状況 (H23)	・屋外広告物条例に基づく許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図っています。	
	目 標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。	
38	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実 【No.16 再掲】		所管：まちづくり局
	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。		
	取組状況 (H23)	・当該制度を活用した擁壁の改修工事等が年間数件行われています。	
	目 標	擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、老朽化した擁壁の倒壊等を防止します。	
39	川崎港海底トンネルの改修事業 【関係施策：No.51, 133】		所管：港湾局
	東扇島で活動する企業の従業員や公園の利用者等について、災害時における川崎港海底トンネルの人道を活用した避難誘導のための整備を進めます。 また、災害時における海底トンネルの自家発電用の燃料を備蓄する保管庫を設置します。 さらに、津波が川崎港海底トンネル内に浸水することによる交通の遮断を回避するため、防潮設備等を整備します。		
	目 標	東扇島に誘導看板を設置します。また、自家発電用燃料の保管庫を設置します。浸水を防ぐ防潮設備等の整備を進めます。	

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 11 高層住宅対策		
近年の都市化に伴い増加する高層住宅は、エレベーターの停止や長周期地震動による特有の影響が想定されるため、それらの危険性を周知することにより、被害や生活支障の軽減を図ります。		
40	エレベーターの早期復旧体制の構築	所管：危機管理室
	大地震等の発生時には、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階における移動困難等の被害が想定されることから、これらを早期に救助・復旧するための体制を構築していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成24年度地震被害想定調査により、エレベーター閉じ込め被害・対策を検討します。
	目 標	神奈川県等と連携し、(社)日本エレベーター協会等の関係団体との協定などにより、保守会社等による復旧体制の構築に努めます。
41	高層住宅における地震被害特性の啓発 【No.80 再掲】	所管：危機管理室
	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	
	取組状況 (H23)	・平成24年度地震被害想定調査により、エレベーター閉じ込め被害・対策を検討します。
	目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。
42	緊急地震速報の活用 【No.90 再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年10月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。
43	高層集合住宅の震災対策 【関連施策：No.61】	所管：まちづくり局
	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の設置を推進・誘導を図ります。	
	目 標	地階を除く階数 10 以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、震災対策用施策の整備に努めるよう普及・啓発を図ります。

＜施策の効果＞

- エレベーター閉じ込めの防止と早期復旧
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

施策の柱Ⅳ 臨海部等の安全対策

行動計画12 コンビナート対策		
本市においては、臨海部に日本有数のコンビナートを擁しており、国・県・事業者が推進する防災対策のほか、本市独自の防災対策を推進することにより、被害の軽減を図ります。		
44	石油コンビナート等における災害対応力の強化	所管：消防局
	石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛防災組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。	
	取組状況 (H23)	石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、災害対応力の強化を図っています。
	目 標	大地震等の発生時における災害に対応する自衛消防隊等消防力の運用を想定し、職員や部隊の派遣など、想定しうる状況での合同訓練により、コンビナート地域における災害対応力の向上に努めます。
45	長周期地震動対策 【No.58 再掲】	所管：危機管理室 消防局 関係局
	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成15年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	
	取組状況 (H23)	平成24年度地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討します。
	目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。
46	屋外タンクの耐震化対策の推進 【関連施策：No.55】	所管：消防局
	旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19年3月31日までに措置されております。 タンク容量により異なりますが、平成29年3月31日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	
	取組状況 (H23)	立入検査や講習会等において屋外タンク貯蔵所の耐震改修を指導しています。 [タンク本体の耐震及び地盤の液状化対策] ※1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所:451 基中 422 基適合済・改修率は93.5% (H24年12月末) (10,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所は全て改修済み、1,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の改修期限:平成25年12月31日) ※500キロリットル以上 1,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所:239 基中 121 基適合済・改修率は50.6%(H24年12月末)(改修期限:平成29年3月31日) [長周期地震動によるスロッシング対策] ※浮き屋根式特定屋外タンク:68 基中 23 基適合済・改修率は33.8% (H24年12月末)(改修期限:平成29年3月31日)
	目 標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。

47	臨海部民間施設との情報共有体制の確立 【関連施策No.56】		所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。		
	目 標	平成24年度に川崎臨海部防災協議会を設置し、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項について協議・検討を進めます。	
48	臨海部緊急輸送路などの液状化対策 【No.57 再掲】		所管：港湾局
	緊急物資の輸送路の確保のため臨海部の緊急輸送路指定路線の液状化対策を行ってまいります。		
	目 標	緊急輸送路指定路線の液状化対策の検討を進めます。	
49	臨海部防災対策計画の策定及び推進		所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な事項を定め、地震・事故等の災害から市民及び従業員等の生命、身体、財産を保護することを目的とする計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。		
	目 標	平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。	
50	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化 【関係施策：No.131】		所管：港湾局 関係局
	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。		
	目 標	同報無線機のシステムの整備状況に合わせて受信機の整備を進めます。	
51	川崎港海底トンネルの改修事業 【No.39 再掲】		所管：港湾局
	東扇島で活動する企業の従業員や公園の利用者等について、災害時における川崎港海底トンネルの人道を活用した避難誘導のための整備を進めます。 また、災害時における海底トンネルの自家発電用の燃料を備蓄する保管庫を設置します。 さらに、津波が川崎港海底トンネル内に浸水することによる交通の遮断を回避するため、防潮設備等を整備します。		
	目 標	東扇島に誘導看板を設置します。また、自家発電用燃料の保管庫を設置します。浸水を防ぐ防潮設備等の整備を進めます。	

《施策の効果》

- コンビナート火災等の抑制
- 危険物の流出抑制
- コンビナート災害による人的被害抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、屋外タンクの耐震化とともに、各事業所への緊急地震速報の積極的な導入を進め、コンビナート被害を最小限に食い止めるための事前の対策に努めてください。

行動計画 13 液状化対策		
東日本大震災をはじめ、過去の大地震等の発生時においては、液状化による道路被害や、埋設物（マンホールなど）の浮き上がりによる交通障害などが多く確認されています。 臨海部を擁する本市においても、その危険性があることから、道路機能の保全等のため、液状化対策を推進していきます。		
52	マンホール等埋設物の浮き上がり防止の推進	所管：上下水道局
	マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方法について規定し、工事の監督業務を通じて、大地震等の発生時における陥没、マンホール・管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう、徹底していきます。	
	取組状況 (H23)	・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋め戻しの施工方法を徹底し、道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止を推進しています。
	目 標	下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進します。
53	道路機能の早期回復体制の整備 【No.32 再掲】	所管：建設緑政局
	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	
	取組状況 (H23)	・川崎市が行う応急対策については、川崎建設業協会、神奈川県建設重機協同組合と応援に関する協定を締結しており、緊急輸送路の啓開について各路線ごとに応援協力会社を決定する等、早急な機能回復に向けた連携を図っているところです。
	目 標	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。
54	港湾施設の耐震化 【No.13 再掲】	所管：港湾局
	港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町7号係船桟橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ2号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えています。 また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。	
	取組状況 (H23)	・川崎港海底トンネル本体の耐震補強を引き続き実施していくとともに、人道・共同溝の耐震補強の必要性について検討を行っています。千鳥町7号係船桟橋の耐震化に向けた調査・検討を行えるよう予算の確保に努めています。
	目 標	千鳥町7号係船桟橋の耐震補強及び、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を推進します。

55	屋外タンクの耐震化対策の推進 【No.46 再掲】	所管：消防局
	旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成 19 年 3 月 31 日までに措置されております。 タンク容量により異なりますが、平成 29 年 3 月 31 日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	
	目 標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。
56	臨海部民間施設との情報共有体制の確立 【No.47 再掲】	所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	
	目 標	平成 24 年度に川崎臨海部防災協議会を設置し、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項について協議・検討を進めます。
57	臨海部緊急輸送路などの液状化対策 【関連施策：No.48】	所管：港湾局
	緊急物資の輸送路の確保のため臨海部の緊急輸送路指定路線の液状化対策を行ってまいります。	
	目 標	緊急輸送路指定路線の液状化対策の検討を進めます。

《施策の効果》

- 施設損傷による経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、地盤の液状化対策等を進め、被害の軽減に努めてください。

行動計画 14 長周期地震動対策の推進		
相模トラフ沿いの地震などの海溝型地震の発生時においては、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害のほか、揺れが大きすぎて歩けないなどの行動困難などの影響が懸念されます。本市においては近年、高層住居が増加しているほか、臨海部には石油コンビナートの屋外タンクもあるため、高層建築物特有の安全対策についても推進していきます。		
58	長周期地震動対策 【関連施策：No.45, 79】	所管：危機管理室 消防局 関係局
	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	
	目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。
59	高層住宅における地震被害特性の啓発 【No.80 再掲】	所管：危機管理室
	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	
	目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。
60	屋内収容物の地震対策の普及・促進 【No.31 再掲】	所管：健康福祉局 危機管理室
	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	
	目 標	被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進するとともに、家具の固定率 85%を目標に普及・啓発を推進します。また、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。
61	高層集合住宅の震災対策 【No.43 再掲】	所管：まちづくり局
	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の設置を推進・誘導を図ります。	
	目 標	地階を除く階数 10 以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、震災対策用施設の整備に努めるよう普及・啓発を図ります。

《施策の効果》

- 長周期地震動による人的被害の抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興○早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

☆屋外タンク管理事業者は、タンク内保管物の適正管理に努めてください。

☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

目標 2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》

施策の柱 V 地域における防災環境の整備

行動計画 15 地域防災力・活動実効力の向上

自主防災組織の活動を支援するほか、活動根拠となる要綱や規約の整備促進、地域の危険箇所の把握、災害図上訓練の実施などを行い、地域防災力の向上をめざします。		
62	自主防災組織の活動支援	所管：危機管理室 各区役所
	自主防災組織の活動の活性化や地域防災力の向上に資するため、「自主防災組織の手引」等を用いて、防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進します。 ※平成 24 年度 12 月末現在の自主防災組織結成数は、709 組織です。	
	取組状況 (H23)	・自主防災組織による防災訓練や啓発活動を奨励し、さらには活動の活性化、地域防災力の向上に資するための助成制度を推進しています。 ・助成制度の予算額を平成24年度に拡充するとともに、助成金交付事務を区に所管し、交付の迅速化を図りました。
	目 標	現行の「自主防災組織の手引」について、災害時における地域活動の重要性や具体的な活動事例等を取り入れるなどの見直しを図ります。 また、助成制度の活用を推進し、自主防災活動の活発化や地域防災力の向上を図ります。
63	自主防災組織の防災資器材の整備に対する助成制度の推進	所管：危機管理室 各区役所
	災害発生初期段階における人命の救出救助活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいと、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進します。	
	取組状況 (H23)	・災害発生初期段階に人命の救出活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいと、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進しています。 ・助成制度の予算額を平成24年度に拡充するとともに、助成金交付事務を区に所管し、交付の迅速化を図りました。
	目 標	助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上に努めます。
64	住民（自主防災組織）によるハザードマップの作成及び訓練の実施	所管：危機管理室 各区役所
	地域の危険箇所等を表示したハザードマップを、地域住民の手で作成してもらうよう手順をマニュアル化し、自主防災組織等に働きかけていくとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。	
	取組状況 (H23)	・各区と連携し、自主防災組織の手引きを見直す中で、ハザードマップの作成手順について、検討していきます。また、自主防災組織の災害図上訓練が活発に実施されるよう、必要な支援に努めています。
	目 標	作成手順をマニュアル化し、ハザードマップ作成の普及・促進を図るとともに、作成に併せて訓練を実施していきます。

65	防災訓練の効果的な推進		所管：危機管理室 各区役所 消防局
	防災訓練は、地域防災の観点から重要な位置付けであることから、継続して効果的な訓練を実施していきます。		
	取組状況 (H23)	- 平成 23 年 8 月 28 日(日)に参加機関(団体)47 機関、参加人員約 1, 500 名の規模で総合防災訓練を実施しました。 - 各区においても、自主防災組織を中心とした地域住民による各種の防災訓練が実施され、訓練の実施にあたる相談対応や未実施の組織に対する実施促進活動等、地域防災意識の高揚を図りながら防災訓練開催を支援しました。	
	目 標	住民の訓練参加を促し、防災訓練参加者の増加に努めます。また、外国人市民も参加しやすい防災訓練となるよう配慮します。	
66	学生を交えた防災訓練の実施【No.83 再掲】		所管：危機管理室
	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の学生等を交えた防災訓練を推進していきます。		
	取組状況 (H23)	自主防災組織による防災訓練や避難所運営訓練等への中学生等の参加を促進し、希望する学校には消防署主催の防災スクールに災害用トイレの組立訓練を取り入れるなどしています。 ・総合防災訓練において、地元小中大学生が参加しています。	
	目 標	市総合防災訓練における学生等の訓練参加・防災体験を促していきます。	
67	大規模施設における防災体制の強化		所管：消防局
	大地震等の発生に備え、不特定多数の者が利用する大規模な防火対象物の自衛防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進します。		
	取組状況 (H23)	・防災管理講習会を年9回(平成 24 年度見込み)開催するとともに、自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、また受講するよう指導することにより、大規模施設における防災体制の強化を図っています。	
	目 標	防火管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設における防災体制の強化を図ります。	
68	災害図上訓練（D I G）の推進 【関連施策：No.86】		所管：各区役所 危機管理室
	楽しみながら参加でき、かつ、自らの地域を題材として実施することができる、災害図上訓練の導入を推進します。		
	取組状況 (H23)	・自主防災組織等が行うDIGについて、指導者の派遣等の支援を行いました。 ・中学校区防災ネットワーク連絡会議による災害図上訓練を実施しました。また、区内の中学校を対象として、消防署の指導のもと自主防災組織も参加して実施しています。今後はHUGを含めた災害図上訓練を避難所ごとに実施するよう検討しています。	
	目 標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練に必要な研修メニューの導入を検討し、災害対応力の向上に努めます。	
69	町内会・自治会会館の耐震化 【関連施策：No.11】		所管：市民・こども局
	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、旧耐震基準で建設された木造の会館（81 棟）に対し、耐震診断士の派遣による耐震診断や耐震改修費補助などの支援を行い、施設の耐震化を図ります。		
	取組状況 (H23)	・耐震診断士派遣事業:58 棟実施 ・耐震設計・改修補助事業:9 棟実施	
	目 標	耐震診断結果により、改修が必要となった町内会・自治会会館の改修を促進します。	

70	緊急地震速報の活用【No.90 再掲】		所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。		
	取組状況 (H23)	・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年10月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載。	
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。	
71	地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討		所管：まちづくり局 区役所 危機管理室
	地域住民と防災上の課題の共有化を図りながら、防災コミュニティの形成を支援し、防災関連の各施策とも横断的な連携のもとで、地域の実情に応じた地域主体の防災まちづくりの本格実施に向けたモデル地区での試行を推進します。		
	目 標	防災まちづくりの取組の中で、地域住民の身近に潜む防災上の課題を抽出し、地域が主体となった防災・減災に資する対策の推進に努めます。また、この取組を通じて一層の防災コミュニティの形成を促進し、地域の災害対応力の向上にも寄与する取組をめざします。	

《施策の効果》

- 自主防災活動の促進
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地域・事業所における実践訓練や図上訓練を積極的、継続的に行い、災害のイメージを認識するとともに、災害対応力の向上に努めてください。
- ☆市民・企業等は、それぞれの訓練を実施するほか、相互に連携し、地域と企業・事業所が一体となった訓練を実施し、地域防災力の向上に努めてください。

行動計画 16 企業防災の促進		
大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や、業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図るため、市内企業に対して事業継続計画（ＢＣＰ）の早期策定を働きかけていきます。		
72	事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・促進	所管：経済労働局 危機管理室
	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、あらゆる機会を利用し、市内企業に対してＢＣＰの早期策定を働きかけていきます。 ※内閣府が平成 21 年 2～3 月に実施した調査では、ＢＣＰ策定済みの企業は 18.4%となっています。	
	取組状況 (H23)	・市ホームページにおいて、ＢＣＰの概要や必要性、経済産業省の策定ガイドライン等を案内し周知を図っています。 ・地域の経済団体と連携をし、企業のＢＣＰ策定に向けた普及啓発のためのセミナーを行います。（平成 23 年度 10 月に実施。平成 24 年度は 1 回開催予定） ・企業・事業者向けに作成した「川崎市防災対策ガイドブック」において、事業継続計画（ＢＣＰ）の重要性や時系列対処を掲載し、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に向けた啓発を行っています。
	目 標	川崎商工会議所等経済団体と協力するなどして、企業のＢＣＰ策定推進に向けた普及・啓発を引き続き行うとともに、ＢＣＰ策定のための支援を行います。
73	緊急地震速報の活用【No.90 再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年 8 月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年 10 月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。

《施策の効果》

○事業停止による間接的な経済被害の抑制

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、大規模災害時における事業損失を最小限に抑制するため、ＢＣＰの策定や、事業所の安全対策を実施してください。

76	地域防災力の充実・強化	所管：危機管理室 関係局区
	大地震等の発生時には、同時多発的に火災が発生し、また広範囲化する恐れがあることから、公設消防力のみを想定した初動対応では消防力等が不足する恐れがあります。 さらに、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害を見ても、迅速な初期消火により延焼拡大をくい止める奏功事例も多数あることから、地元企業の持つ消防力との連携を強化する等して地域防災力を向上します。また、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	
	取組状況 (H23)	・各種消防訓練等を通じて、各事業所と連携し地域防災力の向上を図っています。 ・川崎市防災協力連絡会等を通じた市内企業・事業所の防災の取組を促進しています。 ・平成24年3月に、川崎市内の企業・事業所の方に向けて、帰宅困難者対策として「むやみに移動を開始しない」等の避難対策の推進や、3日分以上の非常用食料や飲料水の備蓄などをはじめとした企業内備蓄の必要性など、企業等が取り組む防災対策の内容について、必要な知識や具体的な事例を分かりやすくまとめた防災啓発広報紙を5,000部作成し、区役所窓口や各種イベント等において配布したほか、商工会議所、商店街連合会などを通じ、事業所へ適宜配布しました。
	目 標	大地震等の発生時における事業所火災の防止のみならず、近隣の火災に対しても、応急消火義務者若しくは協力義務者として、初期消火や延焼防止に即時に対応できるよう指導し、各事業所が保有する消防力（人や機材）を有効活用して、地域防災力の向上に努めます。また、防災協力連絡会での事業所への協力要請や、企業・事業所向けの防災啓発、防災イベント等を通じて、防災協力事業所の登録を促進します。

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、自らの安全を確保した上で、行政、地域住民と共に災害対応を行えるよう、体制の構築に努めてください。

行動計画 18 ボランティアとの連携		
大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、各地からの多くのボランティアが活動することが想定されます。 これらのボランティアと効果的に連携し、早期の復旧・復興につなげるための施策を推進します。		
77	専門性の高い市民ボランティアの確保	所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時の応急活動に役立つ資格や技能を持った専門性の高い人材を把握し、登録することによって、発災直後の混乱期から機能的に活動できるよう体制を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	・防災インストラクター登録制度（現在25人）を推進して人材の確保に努めるほか、各局で把握する専門性の高いボランティアを含め、災害時の活動体制を検討・構築していきます。また訓練等を通じてボランティア活動体制を検証していきます。
	目 標	専門性の高い市民ボランティアの人材確保に努めるとともに、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築し、訓練等による検証を通じて、実効性を高めていきます。
78	ボランティアとの連携体制の構築	所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、遠隔地からの多くのボランティアが活動することが想定されるので、その受入れ体制と連携体制を構築します。 ※川崎市、川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センターで災害ボランティアセンター立ち上げに関する協定を締結しています。	
	取組状況 (H23)	・毎年開催する総合防災訓練での災害ボランティアセンター立ち上げ訓練により運用の検証を行い、災害対策本部とボランティアセンターとの連携体制について確認しました。
	目 標	毎年の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練により、体制を維持していきます。

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆災害の発生時に役に立つ技能等を持つ市民等は、大規模災害時に積極的に対応できるよう、防災インストラクターや専門ボランティアへの登録に努めてください。

施策の柱 VII 防災意識の醸成

行動計画 19 地震防災に関する調査・研究の実施		
市民・企業・行政がそれぞれの役割に基づいた震災対策を、計画的かつ効果的に進めるため、防災力の向上に向けた基盤を築くための動機付けにつながる調査・研究を推進します。		
79	長周期地震動対策 【No.58 再掲】 海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	所管：危機管理室 消防局 関係局
	取組状況 (H23) 平成 24 年度地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討します。	
	目 標 市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。	
80	高層住宅における地震被害特性の啓発 【関連施策：No.41, 59】 年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	所管：危機管理室
	取組状況 (H23) 平成 24 年度地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討します。	
	目 標 調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。	
81	既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究 【関連施策：No.3】 自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	所管：危機管理室 まちづくり局
	取組状況 (H23) ・他都市の状況等を検証し、適宜制度の改正を行うとともに、制度の利用促進を図っています。	
	目 標 既存制度の効果的な利用促進等を図るとともに、既存不適格建物の耐震化に向けた取組を進めます。	
《施策の効果》 ○市民・企業における防災意識の向上		

行動計画 20 防災教育活動の推進

学校教育の各段階において、地震に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、副読本（パンフレット）や実践的な訓練による防災教育を推進します。

82	防災教育用テキストの活用		所管：教育委員会 危機管理室
	各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 (小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用)		
	取組状況 (H23)	- 各学校では特別活動等の時間を活用し、防災学習テキストを活用し防災教育を実施しています。 - 川崎区内の学校では、津波を想定し、校舎3・4階や屋上に二次避難する訓練を実施しました。	
	目 標	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。	
83	学生を交えた防災訓練の実施 【関連施策：No.66】		所管：各区役所 危機管理室
	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の学生等を交えた防災訓練を推進していきます。		
	取組状況 (H23)	- 自主防災組織による防災訓練や避難所運営訓練等への中学生等の参加を促進し、希望する学校には消防署主催の防災スクールに災害用トイレの組立訓練を取り入れるなどしています。 - 総合防災訓練において、地元小中大学生が参加しています。	
	目 標	市総合防災訓練における学生等の訓練参加・防災体験を促していきます。	

《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保

《市民・企業等との協働》

☆市民は、学校における防災教育だけでなく、家庭や地域においても防災教育の推進に努めてください。

行動計画 21 防災研修環境の整備		
地域住民が自助及び共助について学び、地域における災害対応力を高めていくため、防災研修環境を整備します。		
84	市民等への防災啓発の推進	所管：危機管理室
	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等を通じ、市民等へ防災知識の普及啓発を促進していきます。また、家庭・地域における防災対策についてまとめた、本市独自の防災啓発冊子を継続的に発行し、自助・共助の促進を図るとともに、防災に関する資料を収集・整理した「ぼうさいライブラリー」の利用を促進します。 また、「川崎市の災害」に関する各種データを整理し、防災教育メディアとしての活用を検討していきます。 ※平成 18 年度に防災啓発冊子「備える。かわさき」を全戸配布し、以降、転入者向けに配布しています。	
	取組状況 (H23)	・本市では、川崎市地域防災計画に基づき、総合防災訓練を初めとして、市民地震防災デー、防災週間、防災とボランティア週間、ぼうさい出前講座、ぼうさいライブラリーによる防災事業関連資料の貸出などの防災関連行事等を通じ、広く市民に対し防災知識の普及啓発に努めております。さらに、市政だより、「備えるかわさき」、防災マップ等のパンフレットによる広報啓発に取り組んでおります。 ※ぼうさい出前講座開催数：160件（平成23年度） ※ぼうさいライブラリー貸出数：94件（平成23年度） ※東日本大震災を受け、防災啓発を強化するため、平成23年度に外国人市民等を対象にした「そなえる。かわさき（やさしいにほんご）」を作成、平成24年度に、本市防災関連情報の提供を行う印刷物を作成し、配布しました。
	目 標	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等の開催、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさいライブラリー」の利用を促進します。また、本市防災関連情報の提供を行う印刷物の配布を引き続き行います。
85	リスクコミュニケーション ^(*) の普及・促進	所管：危機管理室
	地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。	
	取組状況 (H23)	・災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成などによってリスクコミュニケーションの形成を高め、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進しています。
	目 標	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を整理するとともに、広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進していきます。
86	災害図上訓練（DIG）の推進 【No.68 再掲】	所管：各区役所 危機管理室
	楽しみながら参加でき、かつ、自らの地域を題材として実施することができる、災害図上訓練の導入を推進します。	
	取組状況 (H23)	・自主防災組織等が行うDIGについて、指導者の派遣等の支援を行いました。 ・中学校区防災ネットワーク連絡会議による災害図上訓練を実施しました。また、区内の中学校を対象として、消防署の指導のもと自主防災組織も参加して実施しています。今後は HUG を含めた災害図上訓練を避難所ごとに実施するよう検討しています。
	目 標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練に必要な研修メニューの導入を検討し、災害対応力の向上に努めます。

(*) リスクコミュニケーションとは、社会を取り巻くリスク（ある行動に伴って（あるいは行動しないことによって）、危険に遭う可能性や損をする可能性を意味する概念）に関する正確な情報を、市民、企業、行政などの関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図るものです。

《施策の効果》

- ◆ 自助努力の促進・共助体制の構築による人的被害の減少
- 防災意識の向上と地域防災体制の強化

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、市から発行される防災啓発冊子や、広報誌における防災情報を注視し、自身の防災意識の向上に努めてください。

☆市民・企業等は、市から発信される情報だけでなく、普段から、訓練への参加や、様々な防災関係情報を取得し、防災力の向上に努めてください。

目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

施策の柱Ⅷ 行政機能の保持

行動計画22 行政の業務継続力の向上

大地震等の発生時における行政機能の保持、早期回復をめざすため、本市の業務継続計画を策定・推進し、初動体制・応急体制の強化を図ります。		
87	業務継続計画の策定・充実	所管：危機管理室 全局（室）区
	東日本大震災を受け、災害の規模のみならず災害の影響に重点を置いた見直しを行い、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。	
	取組状況 (H23)	- 行政機能の早期回復、保持を図るため、業務継続計画（全市版）を策定するとともに、区役所ごとの業務継続計画の策定を行いました。また、組織の変更等に伴い、業務継続計画の時点修正を行うとともに、業務継続計画に基づいた訓練の実施を検討し、本計画の検証を行い、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。 - 環境局で災害対応業務の実施手順を定めており、消防局及び各消防署においても策定済みであり、大地震発生後の業務の保持、早期回復に備えています。また、区役所においても業務継続計画の策定及び随時改訂を行いうほか、区本部における訓練や研修等を通じて初動体制・応急体制の充実を図っています。
	目 標	業務継続計画を策定するとともに、各種訓練の実施結果等による検証を踏まえ、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。
88	図上訓練等による危機管理体制の強化	所管：危機管理室
	中央防災会議が公表した18タイプの想定地震等で想定される危機に対し、図上訓練等を実施し、危機管理体制の強化に努めます。	
	取組状況 (H23)	平成24年1月16日（月）に、九都県市相互応援協定に基づく九都県市広域防災プラン（震災編）の検証などのために、第6回九都県市合同防災訓練・図上訓練を行い、危機管理体制の強化に努めました。
	目 標	九都県市合同の防災訓練・図上訓練等を通じて、危機管理体制の強化に努めます。
89	初動対応の整備による危機管理体制の強化・充実	所管：危機管理室 各区役所
	大地震等の突発的な災害・危機事象発生に対する初動対応、災害対策本部設置等の迅速化を図るため、当直体制の見直し結果を検証し、引き続き全庁的な初動体制の強化を図ります。	
	取組状況 (H23)	- 危機管理室及び本庁勤務管理職による宿日直体制及び消防局OBの非常勤嘱託員2名の当直体制を実施し、災害時の初動体制の強化を図りました。また、勤務時間外の災害発生時においても、直ちに災害対策本部及び区本部体制を構築するため、市庁舎及び各区役所庁舎近隣に居住する職員を事前に指定することにより、災害発生時に速やかに参集し、災害に対処できる新たな初動体制を整備しました。あわせて、災害対策本部員である各局長や区本部長の区長については、代理者をあらかじめ定め、災害時に参集が困難となった場合に当該代理者が参集する体制を整備も行いました。 - 区役所において、区初動対応マニュアルの策定及び随時改訂を行い、また、初動対応職員研修を通じて初動体制の強化を図っているほか、より実働的体制づくりに向けて市地域防災計画の見直しや、区本部長をはじめとする本部要員による参集訓練や区職員による区本部災害対応研修、さらには区初動対応支援職員研修を実施し、初動体制の強化を図っています。
	目 標	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を図ります。

90	緊急地震速報の活用 関連施策：No.42, 70, 73】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年 8 月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年 10 月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。

《施策の効果》

- 迅速な初動（指揮）体制の構築
- 迅速な応急活動の実施

行動計画 23 情報収集処理・広報の強化・運用		
大地震等の発生時における情報収集及び提供体制を整備し、正確な情報に基づく、災害発生直後からの応急活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、より迅速で正確に多くの市民等に必要情報が伝わるような手段、手法を確立します。		
91	総合防災情報システムの運用	所管：危機管理室
	総合防災情報システムの運用により、通報情報、対応状況、被害情報等の一元管理と共有により、的確な応急活動を実施します。	
	取組状況 (H23)	・総合防災情報システム及び関連システムを運用しています。 ・平成 24 年 3 月に J-ALERT と連携し、受信した国民保護及び東海地震に関する情報を、総合防災情報システムからメール等の各種媒体へ自動配信を開始しました。 ・平成 24 年 3 月にエリアメール (NTTドコモ) と連携し、総合防災情報システムから緊急性の高い情報の自動配信を開始しました。 ・平成 24 年度中に、緊急速報メール (au、ソフトバンク) との連携、ツイッターとの連携、防災情報ポータルサイトのウェブアクセシビリティ対応及び交信状況を配信する RSS 対応を実施予定です。
	目 標	総合防災情報システム及び関連システムの安定的かつ円滑な運用を図ります。また、J-ALERT やエリアメールなどの他のシステム、外部の機関等とのデータ連携機能を強化します。
92	災害情報カメラの整備・運用	所管：危機管理室
	市内の災害状況を正確・迅速に把握し、情報の共有化と的確な応急活動の意思決定を支援するため、災害情報カメラの整備を行います。	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年 12 月に、第 3 庁舎屋上カメラを更新しました。 ・平成 24 年度に、井田病院屋上にカメラを新設します。
	目 標	災害情報カメラの運用により、災害状況の迅速な把握に努めます。
93	安否確認システムの運用 【関係施策：No.138】	所管：危機管理室
	大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。	
	取組状況 (H23)	・防災情報ポータルサイト (PC 用及び携帯用)、メールニュースかわさき「防災気象情報」の案内チラシ及び「備える。かわさき」に、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の案内を掲載しています。 ・メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール本文内に、防災情報ポータルサイト (携帯用) の災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の案内ページへのリンクを掲載しています。
	目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。
94	防災情報ポータルサイトの運用	所管：危機管理室
	市民が必要とする情報を適時に提供できるよう、総合防災情報システムの防災情報ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等を発信していきます。	
	取組状況 (H23)	・防災情報ポータルサイトを運用し、掲載している情報を適宜更新しています。 ・メールニュースかわさき「防災気象情報」の案内チラシ、「備える。かわさき」、市政だより特別号 (平成 24 年 3 月 11 日発行) 等に、防災情報ポータルサイトの案内を掲載しました。 ・平成 24 年度中に、防災情報ポータルサイトのウェブアクセシビリティ対応及び交信状況を配信する RSS 対応を実施します。
	目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。

95	災害時における広報の充実	所管：危機管理室 市民・こども局 関係局
	大地震等の発生時においては、市民に対して的確な情報提供が不可欠であり、平時から対応しておく必要があるため、本市が発表する様々な災害情報を、迅速かつ効果的に、より多くの市民等に伝わるよう手段の充実に努めます。また、外国人等に対して、多言語による広報体制が整うまでの間、「やさしい日本語」を基本とした広報が実施できるよう取り組んでいきます。	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年 7 月にエリアメール(NTTドコモ)を導入し、平成 24 年 3 月から自動配信を開始しました。 ・平成 24 年 3 月に国民保護及び東海地震に関する情報をメール等の各種媒体への自動配信を開始しました。 ・平成 24 年度中に、緊急速報メール(au、ソフトバンク)への緊急性の高い情報の自動配信、ツイッターへの自動配信、防災情報ポータルサイトの更新状況のRSS対応を実施します。 ・災害関連情報を速やかに広報できるよう、連絡体制や運用体制を再確認しました。
	目 標	地域防災計画に定められる広報の方法について、災害時に適切に広報できるよう充実を図ります。また、外国人等に対する発災時における広報として「やさしい日本語」が行えるよう、必要な体制の整備等を図ります。
96	区における災害時の情報収集、整理の充実・強化	所管：危機管理室 各区役所
	総合防災情報システムを活用する等迅速な情報収集、整理等ができるよう、訓練等を通じて検証し、所要の見直しを行います。	
	取組状況 (H23)	・区役所職員を対象として、総合防災情報システムの活用研修を毎年4回、電子黒板及び防災行政無線の活用研修を毎年7回実施しています。 ・平成 23 年 3 月に市災害対策本部及び区災害対策本部用の MCA 無線を導入しました。 ・平成 24 年 3 月に、区役所に移動系防災行政無線用のアンテナを増設しました。 ・平成 24 年度中に、各区役所の多重系防災行政無線電話を増設します。 ・川崎区や中原区では、川崎市総合防災情報システム研修会への積極的な参加等を通じて区本部内における災害発生後の情報収集、整理について備えるなど、区本部機能の充実・強化を図っています。また、多摩区においては区本部マニュアルの修正や区本部訓練を実施する中で、情報収集の在り方等について見直しを図るほか、情報収集・共有強化のため、麻生区では区内防災関係機関等との(仮称)ネットワーク協議会の構築を検討しています。
	目 標	区における災害発生後の情報収集、整理のあり方について、必要に応じて見直しを図り、区本部機能の充実・強化を図ります。
97	医療機関等との情報伝達体制の整備	所管：危機管理室 健康福祉局 病院局
	大地震等の発生時には、有線電話・携帯電話回線の輻輳が予想され、正確かつ迅速な情報伝達ができない可能性があるため、災害時医療拠点施設（6施設）に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備に向けて取り組んでいきます。 ※平成 19 年度に、市立病院（川崎・井田・多摩）へデジタル移動系防災行政無線を配備しました。（災害時医療拠点施設には、市立川崎病院、市立多摩病院が指定されています。）	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年度に、日本医科大学武蔵小杉病院、帝京大学医学部附属溝口病院及び聖マリアンナ医科大学病院にデジタル移動系無線を設置しました。 ・平成 24 年度に、関東労災病院にデジタル移動系無線を設置します。
	目 標	機器の設置が完了していない災害時医療拠点施設に対してデジタル移動系防災行政無線を配備し、情報伝達体制の強化を図ります。

98	同報系防災行政無線の再整備		所管：危機管理室
	避難所等に集まった市民に対し、災害情報などを迅速・確実に伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化・再整備を行います。		
	取組状況 (H23)	・平成 23 年度に、同報系防災行政無線デジタル化再整備に向けた基本設計を実施しました。平成 24 年度中に、詳細設計を完了します。	
	目 標	同報系防災行政無線のデジタル化・再整備に向けた設計を行うとともに、J-A L E R Tや各種情報通信システムとの連携を推進します。	
99	総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化		所管：危機管理室
	映像、データ等の伝達については、情報通信技術を活用した総合防災情報システムの利用に移行し、現行のデジタル移動系については、音声及びファックスの伝達に活用していきます。		
	取組状況 (H23)	・総合防災情報システムを防災気象情報、通報情報、対応情報、被害情報などのデータ伝送や災害情報カメラ、ヘリテレ等の映像情報の配信に活用しています。 ・デジタル移動系防災行政無線や多重系防災行政無線を音声及びFAXの伝達に活用しています。 ・平成 23 年度に市災害対策本部及び区災害対策本部にMCA無線を導入しました。 ・平成 24 年度に井田病院屋上の災害情報カメラの映像を総合防災情報システムで配信します。	
	目 標	区本部と各避難所との間で円滑な情報交換を行うため、総合防災情報システムは映像やデータ転送、デジタル移動系防災行政無線は音声及びファックスの伝達と、それぞれの役割を分担して活用します。	
100	防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善		所管：危機管理室 市民・こども局
	大地震等の発生時に重要な情報連絡手段である防災行政無線は、機器設置後の環境変化により電波伝搬状況が変化しており、電波や音声が届きにくい場所が生じているため、情報伝達代替手段として、電子メール、ホームページ、かわさきFM、t v k（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用しており、さらに、新たな情報伝達手段として、エリアメール、防災ラジオ等の活用を検討します。 また、次期デジタル移動系防災行政無線を導入する際には、電波伝搬調査を行い、適切なシステム選定や中継局の設置等を行います。		
	取組状況 (H23)	・電子メール、市ホームページ、かわさきFM、tvk データ放送、ケーブルテレビデータ放送等を活用した情報伝達を実施しています。 ・平成 23 年に同報系防災行政無線デジタル化再整備の基本設計において、現行の屋外受信機の音達範囲調査を実施するとともに、スピーカーの出力向上等を検討しました。 ・平成 23 年7月にエリアメール(NTTドコモ)を導入し、平成 24 年3月から自動配信を開始しています。 ・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置しました。 ・平成 24 年度中に、緊急速報メール(au、ソフトバンク)への緊急性の高い情報の自動配信、ツイッターへの自動配信、防災情報ポータルサイトの更新状況を配信するRSS対応を実施します。	
	目 標	電子メール、ホームページ、かわさきFM、t v k（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用した情報伝達を継続するとともに、新たな情報伝達手段であるエリアメールを導入します。	

101	各種メディアの活用の推進		所管：危機管理室 市民・こども局
	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」をはじめ、各種メディアの活用を推進していきます。		
	取組状況 (H23)	・かわさきFMにおいて防災情報を放送します。 ・tvk及びケーブルテレビデータ放送による、協定に基づく情報配信を実施します。 ・レスキューナウにおいて、協定に基づく情報配信を実施します。 ・地域ポータルサイトにおいて、協定に基づく情報配信を実施します。 ・平成24年4月にクリエイティブワークスと協定を締結し、デジタルサイネージでの情報配信を開始します。	
	目 標	ケーブルテレビや地域ポータルサイト等へのデータ連携の働きかけを行い、条件の整った機関と順次協定を締結するなど、各種メディアの活用を推進していきます。	
102	生活関連情報の収集体制及び提供体制の整備		所管：危機管理室 市民・こども局 関係局
	災害対策本部が収集した災害関連情報、あるいは災害時における行政窓口等の案内について、大地震等の発生から一定時間がたった後に市民が必要とする生活関連情報の収集とその情報提供体制を整備します。		
	取組状況 (H23)	・東日本大震災において交通局が実施した、市バスの終夜運行に関する情報を配信しました。 ・市民・こども局では、災害関連情報を速やかに広報できるよう、連絡体制や運用体制を再確認しました。	
	目 標	市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する関係局と連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化していきます。	
103	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【関連施策No.123】		所管：健康福祉局 各区役所
	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMC A業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。		
	目 標	・平成24年度に特別養護老人ホーム40か所、養護老人ホーム1か所、介護老人保健施設17か所、障がい者支援施設6か所、地域包括支援センター49か所、健康福祉局及び区役所の計125台を設置します。 ・平成25年度はさらに特別養護老人ホーム5か所、介護老人保健施設1か所、障がい者支援施設1か所、基幹相談支援センター7か所に設置予定です。	

《施策の効果》

- 情報空白期の解消
- 迅速な情報集約による初動期の混乱防止
- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、災害時において市から発信される情報に注意し、流言等による混乱防止に努めてください。
- ☆市民・企業等は、正確な情報に基づく行動に努めてください。

行動計画 24 受援体制の整備		
震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等との協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な連携による迅速な災害対策が求められます。これらの応援部隊等の受入体制の的確な整備を図り、復旧・復興の迅速化を図ります。		
104	受援体制の整備	
	所管：危機管理室	
	地域防災計画で定めている災害時における警察、消防、自衛隊等の広域応援部隊の活動拠点について適切な配置を検討し、その確保を図ります。	
	目 標	地域防災計画で定めている警察、消防、自衛隊等の活動拠点について、関係機関や施設管理者等と連携しながら見直しについて検討します。
105	救援物資（備蓄を含む）の輸送手段の確立 【No.155 再掲】	
	所管：危機管理室	
	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。	
	このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	
	目 標	国、他都市等の取組や、過去の災害事例等を参考にしながら、トラック協会などの支援の具体化や既存の輸送協定の見直しに向けた調整を進めます。 また、市内に物流拠点を有する物流企业等との連携に向けた検討を行い、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化していきます。

《施策の効果》

- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

施策の柱Ⅸ 医療救護体制の整備

行動計画 25 医療救護体制の強化・運用		
大地震等の発生時における多数の負傷者に対し、適切かつ必要な処置を行うための体制を強化します。 また、多くの市民が応急手当法を習得することにより、軽傷者の手当て、症状悪化の防止などにより、救護所や医療機関の負担を軽減し、医療救護活動の適正運用を図ります。		
106	応急手当方法の普及・促進	所管：危機管理室 各区役所 消防局
	大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。	
	取組状況 (H23)	・各消防署及び救急課において、普通救命講習、上級救命講習等を開催し、応急手当の普及啓発に努めています。 ・「ぼうさい出前講座」や防災イベント等において、防災活動を支援するための必要な知識、経験、技能を有する「川崎市防災インストラクター」を講師として応急手当に関する知識・技能指導等を行い、普及を促進していきます。 ・川崎区ではJFEスチール京浜赤十字奉仕団や日赤奉仕団等の協力のもと、自主防災訓練に応急手当講習を積極的に取り入れてもらっています。多摩区では日本赤十字と連携し多摩区で救急法救急員を養成する講座を開催しました。また自主防災組織の防災訓練時に消防署やボランティアに依頼と連携し広く普及促進しています。24年度も引続き救急法救急員養成講座の開催と、自主防災組織の防災訓練時での普及促進に努めます。宮前区では自主防災組織の防災訓練において、応急手当の項目を紹介、麻生区では民生委員・児童委員が中心となっている赤十字奉仕団での実施の検討を進めています。
	目 標	各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及をめざします。
107	医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に関する連携の強化	所管：健康福祉局 各区役所 消防局
	大地震等の発生時における時間経過による医療分野の需要と供給体制について、医療救護マニュアルに基づく訓練等を実施し、連携を強化します。 また、健康福祉局・各区が設置する医療救護所での救護活動が的確に行われるよう、医師会等との協議を行い、トリアージ（傷病者重傷度緊急度判定）体制を強化します。	
	取組状況 (H23)	・医療救護活動事業に対して補助金を交付しています。平成23年度に看護協会において災害時看護支援要綱を改訂しました。また、看護職の防災意識向上を図るため研修会を行いました。 ・災害時協定については、各団体との協定の内容を検証して、必要に応じて今後見直しを行います。 ・川崎区においては「川崎区危機管理地域協議会」、及び、それに付随した「医療・救急部会」を設置し、医療関係団体等との情報共有や訓練実施の検討などを通じて連携強化を図ります。 ・幸区においては平成24年度に医療救護所ネットワーク会議の構築に向けて医師会他団体との協議を予定しており、情報交換や訓練を通じて各医療団体との連携体制の強化を図ります。
	目 標	訓練等による検証や情報交換を医療関係団体と継続的に行い、必要に応じて見直しを行うなど、医療救護体制やトリアージ体制の強化に努めます。また、災害医療情報の収集と共有体制の強化、医療機関などからの情報収集の推進、都市災害に備える体制の推進及び災害時医療救護体制の構築に関して検討を進めます。

108	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	所管：危機管理室 健康福祉局
	大地震等の発生時には、災害現場から医療機関までの負傷者等搬送の人員・機材（車両）が不足することが予想されます。 そこで、各機関の応援部隊（自衛隊・海上保安庁・警察・他都市等）が所有するヘリコプター等や民間救急車の効果的な運用、市公用車の活用（緊急通行車両事前届出制度の有効活用）などによる重篤患者及び透析患者の後方搬送体制の整備について具体化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・救急車以外の負傷者搬送体制に関して、平成23年3月に関係団体との協定を締結しました。今後は、他の団体からの要請があれば、積極的に協定を締結していき、協定の内容検証も進めます。
	目 標	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備をめざし、関係機関等と連携して具体的な対応策について協議を進めていきます。

《施策の効果》

- 救護活動の遅滞による人的被害の拡大防止
- 適正な医療配分

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、積極的に応急手当法を習得し、災害時においても応急処置や軽傷程度の手当てができるように努めてください。

施策の柱 X 避難対策の推進

行動計画 26 応急危険度判定体制の整備			
大地震等が発生した場合、多くの建物被害や宅地擁壁の被害が発生することが予想され、これらの継続使用可否を迅速に判断する必要があることから、危険度判定体制を整備・強化します。			
109	応急危険度判定体制の運用		所管：まちづくり局
	民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。		
	取組状況 (H23)	・判定士のための訓練、講習会を実施し、危険度判定体制の整備に努めています。	
	目 標	判定士のための訓練、講習会を継続して行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持していきます。	
110	被災宅地危険度判定体制の整備		所管：まちづくり局
	大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。		
	取組状況 (H23)	・平成24年4月1日現在の川崎市の判定士は117人です。(OB 除く) ・被災宅地危険度判定活動が迅速かつ的確に行われるよう体制整備に取り組んでいます。	
	目 標	被災宅地危険度判定士については、県が示した本市養成目標数である 1 0 2 名以上（O B 除く）の確保に努めます。	
《施策の効果》			
○危険度判定遅延による二次被害の防止			
○早期の市民生活安定			

行動計画 27 空地・避難路の確保		
大地震等の発生時に、生命に危険が及ぶ事態になった場合には、住民は速やかな避難行動を行う必要があります。 避難者を安全かつ円滑に避難させ、さらに、迅速な応急活動を実施するため、空地、公園緑地等を確保し、一時避難場所や活動拠点として活用します。		
111	民間再開発の誘導による公開空地の確保 【関連施策：No.27】 工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に合わせて事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。	所管：まちづくり局
	取組状況 (H23) ・東京機械の工場移転に伴い土地利用転換を適切に誘導するため、新丸子東3丁目南部地区計画の都市計画決定を行い、防災機能の向上に資する公開空地の確保等を行いました。また、小杉町2丁目地区及び武蔵中原駅北地区では、防災機能向上を図るための広場等の都市基盤整備を含めた地区計画の都市計画手続きを行っています。なお、拠点整備において、防災性の高い計画については、容積率割増の評価の対象とできるよう運用基準の策定を検討しています。	
	目 標 民間再開発事業者等と協議・調整を進め、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成や公開空地の確保に努めます。	
112	市民防災農地の確保 大地震等の発生時に市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場等として利用し、市民の安全確保と円滑な復旧活動のため、農地を市民防災農地として登録します。	所管：経済労働局
	取組状況 (H23) 毎年登録推進を行い、平成24年1月1日現在、486箇所、76.9haの市民防災農地を登録しています。	
	目 標 市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上の水準を維持していきます。	
113	公園緑地の整備推進【No.28 再掲】 大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	所管：建設緑政局 危機管理室 総合企画局
	取組状況 (H23) ●富士見公園 ・緑地・広場の確保に向けた取組や老朽化した市民利用施設等公共施設の更新・再整備(耐震工事)等について、実施計画に基づき関係局と調整を図りながら整備を推進しています。 ●生田緑地 ・「生田緑地ビジョン」に基づく広域的防災機能の充実にに向けた取組の推進に向けて、関係局と調整を行いました。 ・3大公園に関しては、再整備の中で広域避難場所としての機能を高めています。また、身近な公園等に関しては、整備の際に緑化を推進しています。 ・徒歩帰宅者支援対策及び臨海部の公園の防災力向上対策の検討について調整を図っています。	
	目 標 富士見公園、等々力緑地、生田緑地の3大公園に対し、災害時の広域避難場所としての機能を高めるとともに、広域避難場所に指定され、幹線道路に面した公園について、防災に配慮した公園施設の整備を行います。また、一時避難場所となる身近な公園の確保に努めるとともに、延焼防止などの観点から、整備の際に緑化を推進していきます。また、都市公園全体の防災機能のあり方について、検討委員会を立ち上げ、関係局と連携して計画を策定します。	

114	緊急輸送路・緊急交通路についての市民への周知徹底 【No.35 再掲】		所管：建設緑政局
	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。		
	取組状況 (H23)	・緊急輸送路・緊急交通路については、市ホームページを活用して周知しています。	
	目 標	緊急輸送路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。	
115	利用可能な空地等の実態把握と一元管理 【関連施策：No.125】		所管：危機管理室
	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。		
	取組状況 (H23)	公有地の空き地有効活用について検討しています。	
	目 標	公有地の現況を常に把握、管理し、効率的に活用できるよう努めます。	

《施策の効果》

- 迅速な応急作業の実施
- 安全な避難行動
- 衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 28 避難所等の施設の確保		
大地震等の発生時には、家屋の被害をはじめ、周辺の火災などにより、自宅からの避難が必要になることが想定されることから、多数の避難者を収容するための施設等を確保します。		
116	市立学校の耐震化【No.4 再掲】	所管：教育委員会
	市立小中学校 164 校（533 棟）のうち、耐震診断の結果、耐震補強で十分な効果が得られると判断された 86 校（179 棟）については、既に工事を完了しています。 耐震補強だけでは十分な効果が得られないと判断された小中学校のうち 2 校、また、市立高等学校 1 校及び特別支援学校 1 校については、改築又は大規模改修の手法による耐震化を進めます。	
	取組状況 (H23)	市立学校の耐震化率 平成 22 年 12 月現在→平成 24 年 4 月 1 日現在 ・小学校 95.1%（329 棟／346 棟）→99.4%（339 棟／341 棟） ・中学校 98.4%（187 棟／190 棟）→100%（192 棟／192 棟） ・高等学校 79.2%（19 棟／24 棟）→100%（21 棟／21 棟） ・特別支援学校 88.9%（8 棟／9 棟）→88.9%（8 棟／9 棟）
	目 標	天井材、照明やバスケットゴール等の非構造部材の耐震化を図ります。
117	避難所の施設機能強化	所管：危機管理室 教育委員会 各区役所
	大地震の発生に伴い、避難所においても通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフライン支障が起こる可能性があるため、避難所におけるバックアップ体制の整備を進めます。	
	目 標	避難所における情報収集や安否確認等の連絡情報通信体制の整備や、災害発生時の避難所開設対応、プロパンガス等の複数熱源確保、停電時対応等、再生可能エネルギーの活用も含め避難所運営の強化を進めます。 また、避難場所の中心的な役割を担う学校体育館を総合的な防災機能を備えた施設として整備するための取組を推進します。
118	災害用トイレの備蓄の推進【No.144 再掲】	所管：危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所
	避難所、本市の活動拠点及び地域からの要請に応じた設置ができるよう備蓄を推進し、併せて市内に分散した保管場所の確保についても検討します。（平成 24 年 12 月末現在：3,303 基） また、収集が困難な状況に備えることや避難所の衛生面の強化のため、マンホールトイレの整備を検討します。	
	目 標	事業者との協定に基づいたトイレの設置供給などによって、想定避難者数に応じた需要基数の備蓄を確保します。 また、トイレの保管場所についても、適宜拡充していきます。 さらに、帰宅困難者対策として有効的な避難所へ優先的にマンホールトイレの整備を行っていきます。

119	水道施設の応急対策の推進【No.150 再掲】		所管：上下水道局
	液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して災害対策用貯水槽を設置します。 また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。 各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 750m の円内にあります。応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。		
	目 標	耐震性貯水槽の整備は平成 24 年度までに全 31 基の設置を完了します。 また、全市立中学校への応急給水拠点の整備は平成 25 年度までに完了します。 平成 26 年度から配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。	
120	市立病院の耐震化【No.6 再掲】		所管：病院局
	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、早急な対策を必要としています。 このため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しています。		
	取組状況 (H23)	・平成 24 年 1 月に免震構造の井田病院新病棟の一部が完成しました。（全面完成は平成 26 年度予定）	
	目 標	平成 26 年度の全面完成に向け、老朽化した市立井田病院の再編整備を行います。	
121	社会福祉施設の耐震化【No.7 再掲】		所管：健康福祉局 市民・こども局
	社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。 また、児童厚生施設であるこども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。 また、民間の社会福祉施設の耐震化についての検討も併せて進めます。		
	取組状況 (H23)	・野川老人いこいの家については、平成23年度に耐震補強工事を実施し、対応が完了しました。 ・また、浜町老人いこいの家については、平成22年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っているところです。 ・耐震診断を行い、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、平成 22 年度に菅生こども文化センター、平成 23 年度に玉川こども文化センターについて、建替えを完了しています。日進町こども文化センターについては、平成 26 年 4 月オープンに向け、再編整備を行っています。 ・また、民間の社会福祉施設等の耐震化についても検討し、対応を進めています。	
	目 標	浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っていきます。 また、日進町こども文化センターの再整備を推進します。	

122	競輪場の耐震化【No.8 再掲】		所管：経済労働局
	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。		
	取組状況 (H23)	・広域避難場所である川崎競輪場について、防災機能を拡充します。 ・川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。 ・再整備に伴い新改築する西側新施設及び新選手管理棟については、避難所のバックアップ機能として防災機能を確保します。	
	目 標	川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。既存メインスタンドについては、当初平成 27 年度末の耐震化完了を見込んでいましたが、東日本大震災の発生を受け、耐震完了時期を可能な限り早めます。	
123	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【No.103 再掲】		所管：健康福祉局 各区役所
	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。		
	目 標	平成 24 年度に特別養護老人ホーム 40 か所、養護老人ホーム 1 か所、介護老人保健施設 17 か所、障がい者支援施設 6 か所、地域包括支援センター 49 か所、健康福祉局及び区役所の計 125 台を設置します。 平成 25 年度はさらに特別養護老人ホーム 5 か所、介護老人保健施設 1 か所、障がい者支援施設 1 か所、基幹相談支援センター 7 か所に予定です。	
124	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保【No.143 再掲】		所管：健康福祉局 各区役所
	大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。 また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。		
	取組状況 (H23)	・高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及びマニュアルの策定に取り組んでいます。 ・透析施設については川崎市医師会の夜間透析の委託医療機関、協力医療機関(21施設医療機関)について、緊急、災害時の対策の有無や緊急透析患者受入の有無等について、実態調査を実施しています。 ・区役所においても災害時要援護者避難支援制度に基づき支援体制を強化していきます。	
	目 標	大地震等の発生時の福祉施設と周辺地域住民の共助体制の強化をめざし、高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及び運営計画を策定、並びに地域における訓練への福祉施設の積極参加を促進していきます。 また、市内透析施設に対し、災害時対策の実態調査を行うとともに、災害時には速やかな被害状況の把握に努め、外部機関との連携を強化し、透析患者や団体への支援情報の情報提供体制を整備します。	
125	利用可能な空地等の実態把握と一元管理【No.115 再掲】		所管：危機管理室
	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。		
	取組状況 (H23)	・公有地の空き地有効活用について検討しています。	
	目 標	公有地の現況を常に把握、管理し、効率的に活用できるよう努めます。	

126	避難所補完施設等の確保	所管：危機管理室
	市立学校等の避難所以外の補完施設の確保を目的として、補完施設となりうる施設等について調査・把握し、大地震等の発生時にも活用できるよう、関係機関（私立学校、大学、民間企業等）と調整していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成 24 年度実施の地震被害想定調査での避難者数を考慮し、市立学校等の避難所を補完する施設の確保を目的として、一時避難が可能となりうる施設等を調査・把握し、大地震発生の際に活用できるよう、関係機関（区役所・私立学校、大学、民間企業等）と調整し、一時避難場所の拡充を図っています。
	目 標	私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館や公園の使用について関係団体等と協議し、補完施設等の確保に努めます。 現在指定している風水害時の避難所補完施設を見直し、実態に合った指定になるよう検討を進めています。また、震災時においても避難所補完施設の指定が可能かどうかの検討を行っています。

《施策の効果》

- 避難者の負担軽減と避難所の環境保全
- 生活衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 29 津波対策の推進		
海域で地震が発生した場合、揺れによる被害のほか、津波の発生により広範囲にわたって甚大な被害をもたらす可能性があります。 神奈川県が公表した最大クラスの津波の浸水予測図に基づく津波からの避難対策や、今後公表される発生頻度の高い津波に対する市街地への進入を防ぐための海岸保全施設の改良など、各種の津波対策を推進します。		
127	津波避難計画の充実	所管：危機管理室 港湾局 区役所
	気象庁が津波警報を発表した場合の津波浸水予測地域への避難勧告又は避難指示の内容等を定める津波避難計画について、迅速に避難ができるよう、周知徹底するとともに、津波対策の進捗等を踏まえた見直し等、充実強化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・神奈川県が公表した津波浸水予測図等に基づき、津波避難施設の指定を行いました。
	目 標	津波警報が発表された場合の対応計画として津波避難計画を策定し、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会・自治会、婦人会、青年団等）、事業所等のそれぞれの場において周知するよう普及啓発を行います。
128	津波避難施設の指定	所管：危機管理室 港湾局 区役所
	津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定します。	
	目 標	津波被害が想定される地域を中心に、公的施設、民間施設を津波避難施設として指定し、避難場所の確保を行う。指定した施設が津波避難施設として容易に識別できるよう蓄光式標識を整備します。 また、地域で自主的に津波避難施設を確保できるように、地域と身近な津波避難施設の協定できるように啓発を図ります。
129	津波ハザードマップ等の作成	所管：危機管理室 港湾局 区役所
	防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うため、津波ハザードマップを作成する。また、津波警報等が発生した場合、現状の場所から避難場所へ避難を行うための津波情報看板を作成します。	
	目 標	被害想定で示された津波浸水予測をもとに、適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を掲載し、また、避難時に必要となる津波警報・津波情報の概要、心得・防災メモなどの付加情報を掲載したハザードマップを、平成24年度中に作成し、浸水が想定される地域の全戸に配布します。また、浸水情報、津波避難施設の位置など津波避難に必要な情報を掲載した看板の整備を進めます。

130	津波避難訓練等や防災教育の実施	所管：危機管理室 港湾局 区役所
	津波警報等が発せられた場合、避難行動、避難施設の開設、防御施設の操作等の錬度向上のため、津波避難訓練を行います。	
	目 標	情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施します。
131	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化【No.50 再掲】	所管：港湾局 関係局
	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	
	目 標	同報無線機のシステムの整備状況に合わせて受信機の整備を進めます。
132	海岸保全施設の改良	所管：港湾局
	今後公表される発生頻度の高い津波の予測を基に、市街地への津波進入に向けた海岸保全施設の改良を進めます。	
	目 標	海岸保全施設（陸閘）の改良を行い、陸閘閉鎖までの時間短縮を図ることで、高潮・津波から迅速に背後地を防護します。
133	川崎港海底トンネルの改修事業【No.39 再掲】	所管：港湾局
	東扇島で活動する企業の従業員や公園の利用者等について、災害時における川崎港海底トンネルの人道を活用した避難誘導のための整備を進めます。 また、災害時における海底トンネルの自家発電用の燃料を備蓄する保管庫を設置します。 さらに、津波が川崎港海底トンネル内に浸水することによる交通の遮断を回避するため、防潮設備等を整備します。	
	目 標	東扇島に誘導看板を設置します。また、自家発電用燃料の保管庫を設置します。浸水を防ぐ防潮設備等の整備を進めます。

《施策の効果》

- ◆津波による人的被害の減少

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震津波に対して適切な避難行動がとれるよう、津波に関する知識を向上するよう努めてください。
- ☆企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 30 土砂災害避難対策等の推進

市中部から北部にかけては、丘陵の地形を残す地域が多く存在し、大雨等による土砂災害対策について検討する必要があります。

134	土砂災害警戒区域避難対策の推進	所管：まちづくり局 危機管理室
	神奈川県が新たに指定する土砂災害警戒区域を含め、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。	
	取組状況 (H23)	・平成21年度：高津区及び多摩区で土砂災害警戒区域指定 ・平成22年度：宮前区及び麻生区で土砂災害警戒区域指定 ・平成23年度：幸区及び中原区で土砂災害警戒区域指定 ・平成23年度：各区（川崎区除く）版土砂災害ハザードマップを作成し、配布しています。 ・大雨や台風などによる有事の際に円滑な避難を行うため、土砂災害警戒区域を地図上に示したものと、日ごろの備えや避難時の注意事項等の防災関連情報を掲載した土砂災害ハザードマップを警戒区域の対象となる市民に送付し、土砂災害に対する啓発を行いました。また、ハザードマップ配付に際しては、土砂災害に関する避難のフローチャート等も併せて同封し、土砂災害警戒区域の住民等に対して、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難についても啓発を行っております。 特に、土砂災害警戒区域内に所在する要援護者関連施設に対して、上記のほか、避難マニュアルの作成の手引き及びマニュアルのひな形を送付し、土砂災害への対策を進めています。
	目 標	対象地域の住民等に対し、ハザードマップの周知を行います。

《施策の効果》

- ◆土砂災害による人的被害の減少

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、日ごろから土砂災害ハザードマップを確認しておきましょう。
- ☆企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 31 避難所運営体制の整備		
自主防災組織や地域コミュニティ等が連携した、避難者に配慮した避難所の運営体制を確立します。		
135	避難所運営会議の活動・促進	
	所管：各区役所 危機管理室	
	各避難所に設置されている避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営に努めていきます。	
	取組状況 (H23)	・区と連携し、助成制度や避難所運営マニュアルの見直しを行い、各避難所に設置されている避難所運営会議が円滑に運営されるようにします。また、避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営が図れるよう努めています。 ・区では、全避難所において避難所運営会議が開催できるよう、説明会の実施するなどの活動促進を図っているほか、当該会議や開設訓練に区が積極的に参加するなど、組織の継続と会議や訓練の開催を支援しています。
	目 標	全ての避難所において年 1 回以上の避難所運営会議の開催をめざし、活動の促進を図ります。
136	避難所運営マニュアルの充実・強化	
	所管：各区役所 危機管理室	
	避難所運営マニュアルの検証及び見直しを実施し、大地震等の発生時における避難所の運営の安定化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・各区と連携し、避難所運営マニュアルの検証及び見直しに向けて、各避難所に設置されている避難所運営会議が円滑に運営されるようにします。また、各避難所運営会議独自のマニュアルの作成促進を図っています。 ・各区において、避難所運営会議で避難所運営マニュアルの検証及び見直しを行い、避難所独自のマニュアルが作成されるよう取り組んでいます。
	目 標	現行マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直しや運営会議独自のマニュアルの作成を促進します。
《施策の効果》 ○避難所の環境保全 ○避難者の負担軽減		
《市民・企業等との協働》 ☆市民は、避難所の運営が被災者も含めた地域住民主体で行われるよう努めてください。 ☆市民は、避難所におけるルール作りを早急に行い、秩序の保持に努めてください。		

行動計画 32 帰宅困難者対策の推進		
首都圏で発生する大地震等では、交通機関の停止による混乱のほか、多数の帰宅困難者の発生が懸念されており、一斉に徒歩帰宅を行うと、道路等の通行支障を来すばかりでなく、思わぬ二次被害を招く恐れがあることから、企業等の協力を得て、広域的な帰宅困難者対策を推進していきます。		
137	帰宅困難者発生の抑制	所管：危機管理室
	九都県市及び四県市で実施する帰宅困難者対策を推進するとともに、「むやみに移動を開始しない」運動の普及や対策について推進していきます。 また、関係機関と連携して帰宅困難者支援体制の整備に努めていくとともに、訓練を通じて関係機関との連携を強化していきます。 ※九都県市では、徒歩帰宅者に対する水道水やトイレの提供等を行う「災害時帰宅支援ステーション」として、コンビニエンスストアやファーストフード店などの事業者（平成 22 年 12 月末現在 18 事業者）と協定を締結しています。また、四県市でも同じくガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）及び神奈川県内の自動車販売店と協定を締結しています。	
	取組状況 (H23)	九都県市で連携して災害時帰宅支援ステーションの確保拡大等に努めています。
	目 標	災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力等、市内企業との取組を強化するほか、九都県市及び四県市連携による対策を推進します。
138	安否確認システムの運用 【No.93 再掲】	所管：危機管理室
	大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。	
	目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。
139	主要駅対策の推進	所管：各区役所 危機管理室
	主要駅における駅前滞留者による混乱の抑制を図るため、一時滞在施設の確保を進めるとともに、区役所、駅、警察、その他関係者による協議の場を設置し、地域における災害時の行動ルール等の作成を進め、駅周辺の関係者が連携した帰宅困難者等の対策を推進します。	
	目 標	主要駅を中心に一時滞在施設の確保の拡大を進めるとともに、飲料水や防寒シート等の備蓄、及び駅、区役所、一時滞在施設の情報伝達体制の整備を進めます。また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等での開催を通じ、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での帰宅困難者等対策の検討を進めます。
140	徒歩帰宅者支援	所管：各区役所 危機管理室 建設緑政局 教育委員会
	九都県市共同による災害時帰宅支援ステーションの確保に合わせて、主要幹線道路沿道の施設における支援体制の充実を検討し、混乱の防止を図ります。	
	目 標	主要幹線道路沿いの広域避難場所や高津、宮前、多摩及び麻生区における幹線道路沿道の避難所を徒歩帰宅者の支援場所としても活用できるよう、支援体制の整備を進めます。

141	臨海部孤立化対策		所管：危機管理室 港湾局
	川崎臨海部と接続する橋りょう等の通行止めにより孤立化した抛り所のない帰宅困難者の支援体制を検討します。		
	目 標	川崎臨海部地域について一時滞在施設の確保や代替輸送手段の検討を進めます。	

《施策の効果》

- 災害初期における混乱の防止
- 段階的かつ適時の帰宅支援

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震情報や交通情報などについて、正確な情報の入手に努めてください。
- ☆市民・企業等は、交通が停止した場合においても、むやみに移動を開始しないよう努めてください。
- ☆市民・企業等は、日頃から家族や従業員との連絡方法を定め、安否確認が速やかに行えるよう努めてください。

施策の柱 X I 災害時要援護者対策の推進

行動計画 33 災害時要援護者対策の推進		
災害時要援護者の対応には行政のみならず、地域や関係団体の協力が不可欠であることから、共助体制を構築するとともに、避難施設のあり方、避難支援対策等を推進します。		
142	災害時要援護者避難支援制度の充実	所管：健康福祉局 危機管理室 各区役所
大地震等の発生時において、支援が必要な方からの登録の促進と、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実に努めます。		
取組状況 (H23)	・東日本大震災を踏まえ、支援組織に対し東日本大震災の対応やその他制度への取組状況などについてアンケート調査を実施し、課題の抽出を行いました。また、それらの課題解決に向けて自主防災組織から支援体制充実に向けた意見聴取などを行うとともに、庁内検討会議を開催し課題解決に向けた検討を進めています。 ・新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を進め、登録の促進を図っています。 ・区では、自主防災組織の訓練等における災害時要援護者を想定した訓練の実施を促進することで支援体制の強化を図っています。また、町内会に対して要援護者支援のための情報提供を行っています。	
目 標	新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を図るほか、支援組織による主体的な訓練等を通じて、支援体制のより一層の充実化を図ります。また、支援者が具体的な支援方法等についてより理解を深めていただくために、「支援ガイド」の改訂や概要版等を作成し、各支援者に配布していきます。	
143	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保 【関係施策：No.124】	所管：健康福祉局 各区役所
大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。 また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。		
取組状況 (H23)	・高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及びマニュアルの策定に取り組んでいます。 ・透析施設については川崎市医師会の夜間透析の委託医療機関、協力医療機関(21施設医療機関)について、緊急、災害時の対策の有無や緊急透析患者受入の有無等について、実態調査を実施しています。 ・区役所においても災害時要援護者避難支援制度に基づき支援体制を強化していきます。	
目 標	大地震等の発生時の福祉施設と周辺地域住民の共助体制の強化をめざし、高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及び運営計画を策定、並びに地域における訓練への福祉施設の積極参加を促進していきます。 また、市内透析施設に対し、災害時対策の実態調査を行うとともに、災害時には速やかな被害状況の把握に努め、外部機関との連携を強化し、透析患者や団体への支援情報の情報提供体制を整備します。	

《施策の効果》

- 災害時要援護者支援の充実
- 避難による災害時要援護者の負担の軽減

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、災害時要援護者に最大限配慮した支援体制を構築してください。

施策の柱 X II 生活安定対策の推進

行動計画 34 生活環境の確保		
上下水道の機能支障、また大量の廃棄物による生活衛生環境の悪化を、災害初期から低減するとともに、早期からの住居の確保、メンタルヘルスケアにより、被災者の肉体的・精神的な負担軽減を図ります。		
144	災害用トイレの備蓄の推進【No. 118 再掲】	所管：危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所
	避難所、本市の活動拠点及び地域からの要請に応じた設置ができるよう備蓄を推進し、併せて市内に分散した保管場所の確保についても検討します。（平成 24 年 12 月末現在：3,303 基） また、収集が困難な状況に備えることや避難所の衛生面の強化のため、マンホールトイレの整備を検討します。	
	取組状況 (H23)	・避難所となる小・中学校等に災害用トイレの備蓄を進めている。 *平成 22 年 12 月末現在:2,744 基→平成 24 年 12 月末現在:3,303 基
	目 標	事業者との協定に基づいたトイレの設置供給などによって、想定避難者数に応じた需要基数の備蓄を確保します。 また、トイレの保管場所についても、適宜拡充していきます。 さらに、帰宅困難者対策として有効的な避難所へ優先的にマンホールトイレの整備を行っていきます。
145	ごみ・し尿の収集処理体制の確立【No.158 再掲】	所管：環境局
	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	
	取組状況 (H23)	・地震被害想定の見直しに合わせて、災害時の収集計画を検討します。
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画 ^(*) 等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。
146	応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施	所管：まちづくり局
	災害救助法に規定される大地震等の発生時に、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県や（社）プレハブ建築協会などの関係機関との協力体制の下で、応急仮設住宅を建設します。	
	取組状況 (H23)	・関係部局と連携をとり応急仮設住宅建設可能地を見直しています。 ・また、県公推協の講習会に参加し、東日本大震災の支援に派遣された県職員から実情及び問題の提起があり、意見交換をおこないました。
	目 標	応急仮設住宅の建設可能地データベースを随時更新するとともに、訓練等により、継続的に協定に基づく体制の検証を実施します。

147	災害時における住宅等（長期避難施設等）の確保		所管：危機管理室 まちづくり局
	大地震等の発生時における、長期避難施設等としての住宅などを確保・供給するため、市営住宅の空室やホテル等の宿泊施設、空き不動産などについて、企業等の協力のもと確保していきます。		
	取組状況 (H23)	・東日本大震災において応急仮設住宅として市営空家住宅を50戸提供しました。	
	目 標	ホテル・旅館や空き不動産等の活用に向け、順次協定を締結していくほか、市営住宅の空室を活用できる体制（市営住宅の建替えなど）を構築します。	

148	災害時におけるメンタルヘルスケア体制の構築		所管：健康福祉局
	大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害（PTSD(**)）等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定されるこころのケアチームの調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスケア体制を構築します。		
	取組状況 (H23)	・東日本大震災を受け、現地にメンタルヘルスケアを目的とした職員を多数派遣し、実戦経験を多く積みました。その経験を生かし、関係職員や関係機関向けの研修等を実施する等、人員体制整備にむけた取り組みを実施しています。	
	目 標	国が実施するPTSD対策専門研修へ職員を毎年派遣すると共に、各種計画やマニュアルの検証を行い、メンタルヘルスケア体制を構築します。	

(*) 川崎市地域防災計画（震災対策編）を参照

(**) PTSDとは、危うく死ぬ又は重症を負うような出来事の後起こる、心に加えられた衝撃的な傷が元となる、様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

《施策の効果》

- 早期の生活再建の支援
- 生活衛生環境の保全
- 心のケアによる精神的負担の軽減

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。
- ☆市民・企業等は、災害時においても、日常と同じくルールへの遵守に努め、生活環境の悪化防止に努めてください。
- ☆市民は、避難生活（共同生活）による精神的な負担を軽減するため、避難所におけるルールを相互に理解し、遵守するよう努めてください。

行動計画 35 飲料水・食料等の確保		
大地震等の発生時においても、生命の維持に欠かせない飲料水、食料を確保し、早期の生活安定を図ります。		
149	応急給水活動の充実	
	所管：上下水道局	
	応急給水活動を円滑に行うために、市民参加による給水訓練を通じて課題を抽出し、給水拠点の安定的な運営方法を構築します。	
	取組状況 (H23)	・応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、平成23年度については26回の訓練を実施し、災害時の円滑な応急給水活動の実施に向けた取組を推進しています。
	目 標	応急給水拠点設置後の市民参加を視野に入れた運営方法について検証し、これを実行するための訓練メニューを取り入れていきます。
150	水道施設の応急対策の推進 【関連施策：No.119】	
	所管：上下水道局	
	液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して災害対策用貯水槽を設置します。 また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。 各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 750m の円内にあります。応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。	
	取組状況 (H23)	・液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して災害対策用貯水槽を設置します。 ・また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。 ※平成 23 年度末現在、災害対策用貯水槽及び貯留管による貯水施設は 30 箇所、貯水施設を含む応急給水拠点は 128 箇所です。 ・また、各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 750m の円内にあります。 ・応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。
	目 標	耐震性貯水槽の整備は平成 24 年度までに全 31 基の設置を完了します。 また、全市立中学校への応急給水拠点の整備は平成 25 年度までに完了します。 平成 26 年度から配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。
151	備蓄機能の強化・推進	
	所管：危機管理室	
	大地震等の発生初期への対応用として、食料や生活物資の備蓄をしていますが、応援協定の実効性や、企業との連携、自助による備蓄の状況などを踏まえ、現行の公的備蓄を見直し、新たな備蓄計画を定め、推進していきます。 また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用方策について検討を進めます。	
	取組状況 (H23)	・備蓄計画に基づき、大地震等の発生初期への対応用として、食料や生活物資を備蓄していますが、東日本大震災を受け、現在、備蓄計画の見直しを行っています。また、各避難所に物資を備蓄できるように、関係局と調整をしながら備蓄倉庫の拡充を進めています。また、関係局と調整しながら再生可能エネルギーなどの活用を検討していきます。
	目 標	新たな備蓄計画に基づき、備蓄を推進していきます。

152	食料（米穀）の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されることから、川崎米穀商事業協同組合との「災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定」の実効性を確保し、安定した米穀の確保を図ります。	
	取組状況 (H23)	・定期的に情報交換を行い、協定の実効性確保に努めています。
	目 標	定期的に情報交換を行うほか、訓練等を通じて、協定の実効性を確保します。
153	生鮮食料品の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されるため、生鮮食料品の調達が困難になります。 そのため、南部・北部の卸売市場内の事業者及び全国中央卸売市場協会関東支部及び各加盟都市の協力を得て、安定した物資の確保を図ります。	
	取組状況 (H23)	・協定に加盟している各市場で災害時における連絡担当部署、担当者を随時確認・更新を行なうて、協力連絡体制を維持しています。
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協力体制を維持していきます。
154	食料等生活必需物資の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時における市民生活の早期安定のため、生活必需物資を本市に対して供給及び運搬されるよう、市内のスーパー、生協等との協定内容の検証及び充実に努めます。	
	取組状況 (H23)	・協定に基づき供給体制の確認や情報伝達訓練を実施しています。新たに大手コンビニ 3 社・牛乳流通改善協会と協定を締結しました。(コンビニは物資(食料品・飲料水・日用品)の有償供給(ローソン・ファミリーマート・サークルK)。牛乳流通改善協会は、牛乳の他お茶やジュースなどの無償供給)
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持していきます。
155	救援物資（備蓄を含む）の輸送体制の確立 【関連施策：No.105】	所管：危機管理室
	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。 このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	
	取組状況 (H23)	地震被害想定調査の結果から、救援物資の搬送手段・経路を検討。
	目 標	国、他都市等の取組や、過去の災害事例等を参考にしながら、トラック協会などの支援の具体化や既存の輸送協定の見直しに向けた調整を進めます。 また、市内に物流拠点を有する物流企業等との連携に向けた検討を行い、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化していきます。

《施策の効果》

○早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

☆市民・企業等は、3日分以上の食料の備蓄に努めてください。

行動計画 36 遺体取扱の体制確立		
大地震等の発生時には、死者数が市葬祭場の処理能力を超える可能性があり、多数の遺体に速やかに対応できるよう、関係機関等（警察、医師会、歯科医師会、葬祭業者等）との協力体制を強化します。		
156	遺体安置所の運営体制の強化	所管：危機管理室 健康福祉局 各区役所
	遺体安置所の運営方法については、現在、地域防災計画中に骨子が記述されているが、大地震等の発生時には混乱することが予想されるため、地域防災計画や神奈川県警の多数遺体取扱要領に準拠した、川崎市遺体安置所運営マニュアルを策定します。	
	取組状況 (H23)	・訓練を通じて運営体制の検証を行い、運営体制強化に取り組んでいます。 ・平成 23 年度の総合防災訓練においては、多摩スポーツセンター内で遺体安置所運営訓練を行いました。
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、体制を構築していきます。
157	火葬計画の策定	所管：健康福祉局
	大地震等の発生時に、市斎苑（南部・北部）の火葬体制及び処理能力を超えた遺体が発生した場合の対応について、具体的な火葬計画を策定します。	
	取組状況 (H23)	県が実施した広域火葬必要時の通信訓練に参加するなど、神奈川県広域火葬計画に則った火葬計画のあり方について検証を行いました。
	目 標	大地震等の発生時に対応可能な火葬計画を策定します。
《施策の効果》 ○被災者の精神的負担の軽減 ○生活衛生環境の保全		

行動計画 37 廃棄物処理体制の確立		
大地震等の発生時には、建物の倒壊・損壊や、火災の発生等により、大量の廃棄物が発生することが予想されます。 また、災害用トイレ等の設置により、通常は下水道で処理されるべきし尿も、一般廃棄物と同様に大量に排出されます。 衛生環境の保全のためにも、これらの廃棄物を、適時・適正に処理する体制を構築します。		
158	ごみ・し尿の収集処理体制の確立 【関連施策：No.145】	所管：環境局
	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	
	取組状況 (H23)	・地震被害想定の見直しに合わせて、災害時の収集計画を検討します。
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。
159	瓦礫等の災害廃棄物収集処理体制の確立	所管：環境局
	大地震等の発生時に、構造物の損壊により発生する瓦礫等について、再使用・再資源化も考慮した仮保管場所を検討するとともに、迅速かつ適正な収集処理体制の確立を構築します。	
	取組状況 (H23)	・地震被害想定の見直しに合わせて、災害時の収集計画を検討します。
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画等の見直しを適宜行い、市の事業として処理する瓦礫等災害廃棄物の迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。
《施策の効果》 ○生活衛生環境の保全 ○道路閉塞・交通障害の防止 ○早期の市民生活安定 ○早期の都市（経済）復興		
《市民・企業等との協働》 ☆市民・企業等は、可能な限り、ごみの減量化に努めてください。		

施策の柱 XⅢ 都市の復興

行動計画 38 復興に向けた取組の推進

大地震等の発生により甚大な被害が発生した場合、早期の生活再建・生活安定に向けて、震災からの復興を効率的かつ計画的に行うため、あらかじめその備えをしておくことが必要です。 そのため、復興組織の体制づくりや、復興計画を策定するためのマニュアルを整備、具体化することにより、復興に向けた準備を進めていきます。		
160	震災復旧・復興体制の整備・運用	所管：危機管理室
	復旧・復興本部体制と設置根拠、復興基本方針など事前に検討する体制の整備を行います。 また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理し、マニュアル化します。	
	取組状況 (H23)	・東日本大震災等による他の自治体等における復旧・復興への取組み状況の把握に努めました。
	目 標	復興本部のあり方を定め、その業務内容、体制を明確化するとともに、図上訓練などの機会を捉え、復興本部運営訓練を併せて行います。 また、都市復興の一翼を担う防災都市計画を策定し、建築制限を伴う都市計画決定等の手順を確立するとともに、関係職員の習熟にも継続的に取り組みます。
161	復興課題の把握と復興施策の検討	所管：まちづくり局 危機管理室 関係局
	大地震等の発生による大規模な災害から迅速かつ適切に都市復興計画を策定するため、被災者の早期の生活再建を念頭に置きながら、事前に復興課題の検討に着手するとともに、都市計画的な復興施策等の確立に努めます。	
	取組状況 (H23)	・被災後の市街地復興に向けた事前準備として、復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)を作成した。さらに、都市計画分野等における予防施策である防災まちづくり計画(案)作成に取り組むとともに、これらをまとめた防災都市計画(素案)の検討を学識経験者からの意見聴取を経ながら行っており、今般の地震防災戦略の見直し案への反映を目指します。
	目 標	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や復興計画策定訓練等に取り組みます。

《施策の効果》

- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、可能な限り、早期の都市復興への協力に努めてください。

(平成 年 月 日 川総危第 号 市長決裁)

**川崎市地震防災戦略
防災協働社会の形成と減災をめざして**

(平成 年 月作成)

【川崎市総務局危機管理室】

川崎市ホームページでも川崎市地震防災戦略の内容を掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-1-0-0-0-0-0.html>

川崎市備蓄計画（改定素案）の概要

1 はじめに

「川崎市備蓄計画」については、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、東日本大震災の教訓を踏まえ、安全性を考慮して検討するとともに、公的備蓄物資の品目・数量の見直しや各区への配分数量の明確化、帰宅困難者用備蓄や児童生徒用備蓄の新規位置づけ等を行い、全市的な備蓄体制を強化する観点から改定を行いました。

今後は、この改定した計画に基づき、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄・救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、日頃からの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう、体制を強化してまいります。

【改定のポイント】

（１）公的備蓄物資の品目・数量の見直し

（２）各区への配分数量の明確化

（３）帰宅困難者用備蓄の新規位置づけ

（４）児童生徒用備蓄の新規位置づけ

2 策定の基本的な考え方について

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において 3 日以上分の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要があります。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されます。

このため、本市としては、自助・共助を基本としつつ、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄します。

なお、備蓄数量等については、安全性を考慮し、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい結果に基づき、算定します。

（１）公的備蓄物資交付対象者

平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい値を算定基礎にするとともに、現行計画同様、「家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を公的備蓄物資交付対象者とし、その数を 137,778 人とします。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計	改定前
対象者数	31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人	135,240 人

※下線部分については、平成24年度の「川崎市地震被害想定調査」の調査結果を採用

（２）公的備蓄品目

緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約 3 日間、必要不可欠な食料、生活必需品の再選定を行いました。

ア 食料・飲料水

- ・食物アレルギーに対応した食料品へ変更
- ・飲料水を追加

イ 生活必需品

- ・トイレットペーパーを追加

ウ 資器材

- ・カセットコンロ、非常用ガソリン缶詰を追加

エ 災害用トイレ

- ・災害用トイレの備蓄に併せ、マンホールトイレの整備についても追加

(3) 公的備蓄の計画数量

公的備蓄物資交付対象者や避難者の年代、避難所数等を考慮し、各区へ適正配分できるよう必要な数量を定めます。

ア 食料・飲料水

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計	改定前
わかめ御飯	53,100 食	35,300 食	58,400 食	36,800 食	20,800 食	16,200 食	12,700 食	233,300 食	233,000 食
白粥	9,100 食	6,100 食	10,000 食	6,300 食	3,600 食	2,800 食	2,200 食	40,100 食	36,000 食
粉ミルク	152 缶	104 缶	168 缶	104 缶	64 缶	48 缶	40 缶	680 缶	665 缶
飲料水	31,392 本	20,832 本	34,512 本	21,720 本	12,288 本	9,576 本	7,512 本	137,832 本	

イ 生活必需品

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計	改定前
毛布	31,380 枚	20,830 枚	34,520 枚	21,720 枚	12,280 枚	9,580 枚	7,510 枚	137,820 枚	136,000 枚
紙おむつ (乳幼児)	28,600 枚	19,000 枚	31,400 枚	19,800 枚	11,200 枚	8,800 枚	6,900 枚	125,700 枚	127,000 枚
紙おむつ (大人)	5,800 枚	3,900 枚	6,400 枚	4,000 枚	2,300 枚	1,800 枚	1,400 枚	25,600 枚	24,000 枚
生理用品	56,100 枚	37,300 枚	61,800 枚	38,900 枚	22,000 枚	17,200 枚	13,500 枚	246,800 枚	241,000 枚
哺乳瓶	1,000 個	700 個	1,100 個	700 個	400 個	300 個	300 個	4,500 個	4,200 個
トイレットペーパー	14,160 ロール	9,480 ロール	15,600 ロール	9,840 ロール	5,640 ロール	4,320 ロール	3,480 ロール	62,520 ロール	

ウ 資器材

各避難所 (175 箇所) に、次の数量を備蓄します。

品 目	
① シャベル	避難所175箇所 × 3 = 525本
② つるはし	避難所175箇所 × 3 = 525本
③ 掛矢 (両口ハンマー)	避難所175箇所 × 1 = 175本
④ 脚立	避難所175箇所 × 1 = 175台
⑤ 防水シート (ブルーシート)	避難所175箇所 × 3 = 525枚
⑥ ロープ	避難所175箇所 × 3 = 525本
⑦ トランジスタメガホン	避難所175箇所 × 3 = 525本

品 目	
⑧ 発電機	避難所175箇所 × 1 = 175台
⑨ 投光器	避難所175箇所 × 2 = 350基
⑩ コードリール	避難所175箇所 × 2 = 350台
⑪ 折畳式リヤカー	避難所175箇所 × 1 = 175台
⑫ 斧（手斧）	避難所175箇所 × 1 = 175本
⑬ 炊事器具セット	避難所54箇所 × 1 = 54セット
⑭ 鍋・釜	避難所121箇所 × 1 = 121セット
⑮ コンロ	
⑯ バール	避難所175箇所 × 1 = 175個
⑰ カセットコンロ（ボンベ3本付属）※	避難所175箇所 × 1 = 175個
⑱ ガソリン携行缶（100容器）	避難所175箇所 × 2 = 350個
⑲ 非常用ガソリン缶詰（100＝10×10缶） ※	避難所175箇所 × 1 = 175箱

※ 下線部分については、新規追加品目

エ 災害用トイレ

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
組立式仮設トイレ	836 基	578 基	902 基	703 基	481 基	307 基	240 基	4,047 基
簡易トイレ	1,260 個	870 個	1,360 個	1,060 個	730 個	470 個	370 個	6,120 個
汚物処理袋	37,800 枚	26,100 枚	40,800 枚	31,800 枚	21,800 枚	13,900 枚	10,900 枚	183,100 枚

オ 各区への配分計画数

区別の公的備蓄物資交付対象者数や避難者数、避難所数等に基づき、各区への配分計画数を定めます。（詳細については、p.8の「別表1 各区への物資配分計画一覧」を参照）

3 公的備蓄物資整備（購入）計画

（1）食料・飲料水

アルファ化米、飲料水については5年間、粉ミルクについては、18ヶ月間の賞味期限を有するものを、毎年度、計画的に購入します。また、賞味期限が1年を切ったものについては、有効活用を図り、市民の防災意識の高揚を図ります。

（2）生活必需品

哺乳瓶については、3年間の品質保持期限を有するものを、毎年度、計画的に購入します。

毛布については、充足していない分を購入するとともに、購入から10年以上経過したものについては、毎年度、定量ずつリパックします。

その他の生活必需品については、不足が生じた場合、補充します。

（3）資器材

充足していない資器材を、計画的に購入するとともに、避難所機能を強化するため、バルーン型LED投光器の配置や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用について検討を進めます。

(4) 災害用トイレ

災害用トイレについては、計画的に整備します。

(5) 公的備蓄物資の管理

災害時の対応が円滑かつ的確に行えるよう、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアルを作成し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域が主体となった備蓄倉庫の管理を促進します。

4 家庭内備蓄について

市民には、災害用の飲料水や食料品等を特別に購入しなくとも、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品、生活必需品等を上手に活用することにより、3 日分以上の備蓄を行うことが可能であることを啓発しています。

今後についても、家庭内備蓄の充実に向けた市の広報物や「ぼうさい出前講座」、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進します。

5 企業・事業者等における備蓄について

企業・事業者等（保育園などの公共施設の管理者を含む）については、震災時における従業員等の連絡方法を定め、3 日分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

そのため、企業・事業者等に対し、備蓄の推進を図るための啓発や、従業員が、歩きやすい靴や服を備えておくよう呼びかけるとともに、企業・事業者等と行政との相互連携を図るために設置した防災協力連絡会において、情報や意見の交換を通じ、企業・事業者等の備蓄の推進を図ります。

6 帰宅困難者用備蓄について

主要駅周辺を中心に、屋外滞留者を一時的に保護するスペースとして、帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めており、当該施設利用者に対し、最低限の物資を配布するため備蓄を行います。

(1) 帰宅困難者用備蓄物資交付対象者

市内主要 5 駅（川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅）と宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者、約 35,000 人を帰宅困難者用備蓄物資交付対象者とします。

	川崎区・幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
対象者数	19,128 人	4,745 人	6,364 人	627 人	1,847 人	2,532 人	35,243 人

(2) 備蓄品目・数量

ア 飲料水（500ml）

1 人当たり 1 本として、35,000 本を備蓄します。

イ 防寒シート

1 人当たり 1 枚として、35,000 枚を備蓄します。

ウ 飲料水（500ml）及び栄養補助食品

発災から 2 日目以降の 3,500 人（発災当日の 1 割）を対象に、1 人当たり 1 セットを備蓄することについて検討を進めます。

（３）保管場所・配分内訳

保管場所	対象駅等	飲料水	防寒シート
川崎区備蓄倉庫	川崎駅	14,000 本	14,000 枚
御幸公園備蓄倉庫	川崎駅	5,000 本	5,000 枚
中原区役所備蓄倉庫	武蔵小杉駅	5,000 本	5,000 枚
高津区役所	武蔵溝ノ口駅	6,000 本	6,000 枚
宮前区役所	宮前区内	500 本	500 枚
多摩区役所	登戸駅	2,000 本	2,000 枚
麻生区役所	新百合ヶ丘駅	2,500 本	2,500 枚
計		35,000 本	35,000 枚

7 児童生徒用備蓄について

震度 5 強以上の地震が発生した場合、市立小学校及び特別支援学校の児童生徒を保護者に引き渡すまで一時保護することとしており、その間の食料や飲料水、生活必需品等が必要となります。

また、市立中学校及び市立高等学校の生徒についても、予め保護者との合意により一時保護することとなっている生徒分については、物資が必要となります。

そのため、各学校で必要となる食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を行います。

（１）児童生徒用備蓄物資交付対象者

市立小学校、特別支援学校の児童生徒については、保護者が帰宅困難者となり、引き取りが夜間または翌日となることが予想される全児童生徒の 3 割、約 23,600 人を児童生徒用備蓄物資交付対象者とします。

また、市立中学校の生徒については、全生徒の約 3 割、約 8,400 人、市立高等学校の生徒については、公共交通機関を利用して通学する約 1,800 人を一時保護が必要となると想定し、それぞれ児童生徒用備蓄物資交付対象者とします。

（２）備蓄品目・数量

ア 食料・飲料水

（ア）アルファ化米（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 食分として、33,800 食を備蓄します。

（イ）栄養補助食品（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 食分として、33,800 食を備蓄します。

（ウ）氷砂糖（市立小学校及び特別支援学校）

普通学級 1 クラス当たり 1 袋（1 kg）とし、2,615 kg、特別支援学校については、35 人を 1 クラスとして換算し、13 kg をそれぞれ備蓄し、総備蓄量については、2,628 kg とします。

(エ) 飲料水 (2ℓ) (市立小・中・高等学校及び特別支援学校)

1人当たり 2ℓとして、67,600ℓを備蓄します。

イ 生活必需品

(ア) 非常用ランタン (市立小学校及び特別支援学校)

各学校に 7～9 個として、930 個を備蓄します。

(イ) 防寒用アルミシート (市立小・中・高等学校及び特別支援学校)

1人当たり 1 枚分として、33,800 枚を備蓄します。

(3) 配分内訳

学校種別	アルファ化米	栄養補助食品	氷砂糖	飲料水	非常用ランタン	防寒用アルミシート
市立小学校	23,600 食	23,600 食	2,615 kg	47,200 ℓ	825 個	23,600 枚
特別支援学校			13 kg		105 個	
市立中学校	8,400 食	8,400 食		16,800 ℓ		8,400 枚
市立高等学校	1,800 食	1,800 食		3,600 ℓ		1,800 枚
計	33,800 食	33,800 食	2,628 kg	67,600 ℓ	930 個	33,800 枚

8 流通在庫備蓄について

現在は、市内業者や全国展開している企業と協定を締結し、発災時における物資確保の体制を整えています。今後についても、流通在庫備蓄の体制を強化します。

また、市の備蓄を保管する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るため、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備蓄や円滑な供給体制の確保に努めます。

9 救援物資について

東日本大震災において、被災地の避難所等では、物資が円滑に届かない状態が発生しました。

こうしたことから、救援物資の受入体制の見直しを図り、国や県、近隣の各市町村等と連携・協力しながら、体制の強化に努めていきます。

また、救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施設等を活用することが必要であることから、各民間事業者と締結している輸送協定の内容について見直しを図るとともに、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努めます。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努めます。

10 備蓄倉庫について

(1) 備蓄倉庫の機能・役割

発災直後から必要な公的備蓄物資については、あらかじめ各避難所に備蓄するため、地域防災拠点 (市立中学校) とあわせ、各避難所についても、備蓄倉庫を整備していきます。

また、これまで、公的備蓄物資を集中的に備蓄していた備蓄倉庫については、補完的な役割を果たす倉庫と位置づけ、今後も活用していきます。

（２）備蓄倉庫の区分

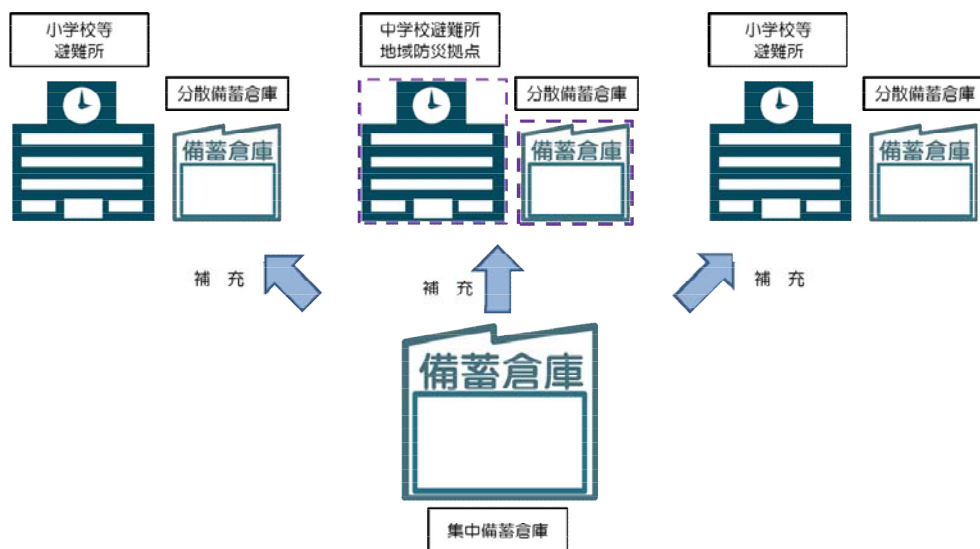
ア 分散型備蓄倉庫

災害時、すみやかに物資が交付できるよう地域防災拠点（市立中学校）や各避難所（市立小学校等）に整備する倉庫（一時的余裕教室も含む）

イ 集中備蓄倉庫

避難者の多い避難所への物資補充や救援物資等を一時保管する目的で使用する倉庫

（３）備蓄倉庫の設置イメージ



（４）備蓄倉庫の整備計画及び補修計画

ア 分散備蓄倉庫

地域防災拠点（市立中学校）及び各避難所（市立小学校等）に独立型備蓄倉庫を整備し、その間、一時的余裕教室や空スペース等を活用した備蓄スペースの確保に努めます。

また、校舎の増改築等がある場合には、校舎の一部に倉庫を整備します。

イ 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫については、都市基盤整備や公共施設の再整備等にあわせ、被害量や避難所へのアクセス、分散備蓄倉庫の整備状況等を踏まえ、整備を行います。

また、長寿化を図るため、屋上防水など、老朽化した倉庫の補修を進めます。

（５）備蓄倉庫に配備する品目

ア 分散備蓄倉庫

備蓄する公的備蓄物資については、原則として同一品目・同一数量を備蓄します。

ただし、分散備蓄倉庫が未整備の地域防災拠点（市立中学校）や各避難所（市立小学校等）については、整備するまでの間、校舎内や体育館の空きスペースを活用し、緊急性が特に高いトイレや毛布、アルファ化米を備蓄します。

イ 集中備蓄倉庫

備蓄倉庫が未整備の避難所に対応するとともに、避難者の多い避難所へ物資を補充するため、備蓄する公的備蓄物資の品目については、分散備蓄倉庫に備蓄する品目と同一品目とします。

別表 1 各区への物資配分計画一覧

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
想定避難者数		79,168 人	56,439 人	82,980 人	71,133 人	58,661 人	36,469 人	29,868 人	414,718 人
公的備蓄物資交付対象者数		31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人
避難所数		33 箇所	22 箇所	28 箇所	21 箇所	25 箇所	21 箇所	25 箇所	175 箇所
食料・飲料水	わかめ御飯	53,100 食	35,300 食	58,400 食	36,800 食	20,800 食	16,200 食	12,700 食	233,300 食
	白粥	9,100 食	6,100 食	10,000 食	6,300 食	3,600 食	2,800 食	2,200 食	40,100 食
	粉ミルク	152 缶	104 缶	168 缶	104 缶	64 缶	48 缶	40 缶	680 缶
	飲料水	31,392 本	20,832 本	34,512 本	21,720 本	12,288 本	9,576 本	7,512 本	137,832 本
生活必需品	毛布	31,380 枚	20,830 枚	34,520 枚	21,720 枚	12,280 枚	9,580 枚	7,510 枚	137,820 枚
	紙おむつ（乳幼児用）	28,600 枚	19,000 枚	31,400 枚	19,800 枚	11,200 枚	8,800 枚	6,900 枚	125,700 枚
	紙おむつ（大人用）	5,800 枚	3,900 枚	6,400 枚	4,000 枚	2,300 枚	1,800 枚	1,400 枚	25,600 枚
	生理用品	56,100 枚	37,300 枚	61,800 枚	38,900 枚	22,000 枚	17,200 枚	13,500 枚	246,800 枚
	哺乳瓶	1,000 個	700 個	1,100 個	700 個	400 個	300 個	300 個	4,500 個
	トイレットペーパー	14,160 ロール	9,480 ロール	15,600 ロール	9,840 ロール	5,640 ロール	4,320 ロール	3,480 ロール	62,520 ロール
資器材	シャベル	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	つるはし	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	掛矢（両口ハンマー）	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	脚立	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	防水シート（ブルーシート）	99 枚	66 枚	84 枚	63 枚	75 枚	63 枚	75 枚	525 枚
	ロープ	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	トランジスタメガホン	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	発電機	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	投光器	66 基	44 基	56 基	42 基	50 基	42 基	50 基	350 基
	コードリール	66 台	44 台	56 台	42 台	50 台	42 台	50 台	350 台
	折畳式リヤカー	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	斧（手斧）	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	炊事器具セット 又は 鍋又は釜＋コンロ のセット	33 セット	22 セット	28 セット	21 セット	25 セット	21 セット	25 セット	175 セット
	バール	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個
	カセットコンロ （ボンベ3本付属）	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個
	ガソリン携行缶 （100容器）	66 個	44 個	56 個	42 個	50 個	42 個	50 個	350 個
	非常用ガソリン缶詰 （100=10×10缶）	33 箱	22 箱	28 箱	21 箱	25 箱	21 箱	25 箱	175 箱
ト災害用	組立式 仮設トイレ	836 基	578 基	902 基	703 基	481 基	307 基	240 基	4,047 基
	簡易トイレ （ボックストイレ）	1,260 個	870 個	1,360 個	1,060 個	730 個	470 個	370 個	6,120 個
	汚物処理袋	37,800 枚	26,100 枚	40,800 枚	31,800 枚	21,800 枚	13,900 枚	10,900 枚	183,100 枚

川崎市備蓄計画(改定素案)のポイント

★東日本大震災の教訓と新たな「川崎市地震被害想定調査」の結果を踏まえ、「川崎市備蓄計画」を改定する。

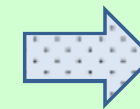
【改定のポイント】

1. 公的備蓄物資の品目・数量の見直し

2. 各区への配分数量の明確化

3. 帰宅困難者用備蓄の新規位置づけ

4. 児童生徒用備蓄の新規位置づけ



市の備蓄体制の強化

1. 公的備蓄物資の品目・数量の見直し

★備蓄の基本的な考え方

- 自助・共助を基本とし、各家庭や各企業・事業者等において、最低3日以上上の飲料水や食料、生活必需品や災害用トイレの備蓄を行う。

各家庭内における備蓄



各企業・事業者等における備蓄

- しかし、震災時には、家屋の倒壊や焼失に伴い、多数の避難者や負傷者の発生が予想されることから、必要な物資について、公的備蓄を行う。

★公的備蓄物資交付対象者

- 平成21年度と平成24年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害の大きい数値を算定基礎とする。
- 「家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象者とする。(改定前から変更なし)

改定前 135,240人



改定後 137,778人

★公的備蓄物資の見直し

- アレルギーへの対応や避難所機能の強化等を図るため、品目を見直す。

【食料・飲料水】

- ・食物アレルギーに配慮した変更
- ・飲料水の追加

【生活必需品】

- ・トイレトーパーを追加

【災害用トイレ】

- ・災害用トイレの備蓄に併せ、マンホールトイレの整備について追加

【資器材】

- ・カセットコンロ、非常用ガソリン缶詰の追加
- ・避難所機能強化のため、バルーン型LED投光器の配置や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用推進

【期限が1年を切った備蓄物資の活用方法】

- 自主防災組織の訓練や小・中学校の防災教育、市の防災イベント等で有効活用することで、市民の防災意識の高揚を図る。

2. 各区への配分数量の明確化

★各区への配分計画

- 区別の公的備蓄物資交付対象者数や避難者数、避難所数に基づき、各区への配分計画数を定める。

※ 詳細については、別表1を参照

3. 帰宅困難者用備蓄の新規位置づけ

★帰宅困難者用備蓄とは

- 帰宅困難者用一時滞在施設の利用者に対し、物資を配布するため備蓄を行う。

★帰宅困難者用備蓄物資交付対象者

- 市内主要5駅(川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅)と宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者

対象者数計 35,243人

★帰宅困難者用備蓄物資

- ・飲料水(500ml)
- ・防寒シート

- ・飲料水と栄養補助食品について検討(発災から2日目以降の交付対象者向け)

※ 詳細については、別表2を参照

4. 児童生徒用備蓄の新規位置づけ

★児童生徒用備蓄とは

- 震災時、市立学校で児童生徒を一時的に保護するため、必要な物資を備蓄する。

★児童生徒用備蓄物資交付対象者

- 小・中、特別支援学校 → 全児童生徒の約3割
- 高等学校 → 公共交通機関利用者

対象者数計 約33,800人

★児童生徒用備蓄物資

- ・アルファ化米
- ・栄養補助食品
- ・氷砂糖
- ・飲料水(2ℓ)
- ・非常用ランタン
- ・防寒用アルミシート
- ・その他必要な備蓄の推進

※ 詳細については、別表3を参照

川崎市備蓄計画(改定素案)のポイント

別表 1. 公的備蓄物資の各区への配分計画表

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
想定避難者数		79,168 人	56,439 人	82,980 人	71,133 人	58,661 人	36,469 人	29,868 人	414,718 人
公的備蓄物資交付対象者数		31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人
避難所数		33 箇所	22 箇所	28 箇所	21 箇所	25 箇所	21 箇所	25 箇所	175 箇所
食料・飲料水	わかめ御飯	53,100 食	35,300 食	58,400 食	36,800 食	20,800 食	16,200 食	12,700 食	233,300 食
	白粥	9,100 食	6,100 食	10,000 食	6,300 食	3,600 食	2,800 食	2,200 食	40,100 食
	粉ミルク	152 缶	104 缶	168 缶	104 缶	64 缶	48 缶	40 缶	680 缶
	飲料水	31,392 本	20,832 本	34,512 本	21,720 本	12,288 本	9,576 本	7,512 本	137,832 本
生活必需品	毛布	31,380 枚	20,830 枚	34,520 枚	21,720 枚	12,280 枚	9,580 枚	7,510 枚	137,820 枚
	紙おむつ（乳幼児用）	28,600 枚	19,000 枚	31,400 枚	19,800 枚	11,200 枚	8,800 枚	6,900 枚	125,700 枚
	紙おむつ（大人用）	5,800 枚	3,900 枚	6,400 枚	4,000 枚	2,300 枚	1,800 枚	1,400 枚	25,600 枚
	生理用品	56,100 枚	37,300 枚	61,800 枚	38,900 枚	22,000 枚	17,200 枚	13,500 枚	246,800 枚
	哺乳瓶	1,000 個	700 個	1,100 個	700 個	400 個	300 個	300 個	4,500 個
	トイレットペーパー	14,160 ロール	9,480 ロール	15,600 ロール	9,840 ロール	5,640 ロール	4,320 ロール	3,480 ロール	62,520 ロール
資器材	シャベル	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	つるはし	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	掛矢（両口ハンマー）	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	脚立	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	防水シート（ブルーシート）	99 枚	66 枚	84 枚	63 枚	75 枚	63 枚	75 枚	525 枚
資器材	ロープ	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	トランジスタメガホン	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	発電機	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	投光器	66 基	44 基	56 基	42 基	50 基	42 基	50 基	350 基
	コードリール	66 台	44 台	56 台	42 台	50 台	42 台	50 台	350 台
	折畳式リヤカー	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	斧（手斧）	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	炊事器具セット 又は 鍋又は釜＋コンロ のセット	33 セット	22 セット	28 セット	21 セット	25 セット	21 セット	25 セット	175 セット
	バール	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個
	カセットコンロ （ボンベ3本付属）	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個
ト災害用 レ用	ガソリン携行缶 （10ℓ容器）	66 個	44 個	56 個	42 個	50 個	42 個	50 個	350 個
	非常用ガソリン缶詰 （10ℓ=10×10缶）	33 箱	22 箱	28 箱	21 箱	25 箱	21 箱	25 箱	175 箱
	組立式仮設トイレ	836 基	578 基	902 基	703 基	481 基	307 基	240 基	4,047 基
	簡易トイレ （ボックストイレ）	1,260 個	870 個	1,360 個	1,060 個	730 個	470 個	370 個	6,120 個
ト災害用 レ用	汚物処理袋	37,800 枚	26,100 枚	40,800 枚	31,800 枚	21,800 枚	13,900 枚	10,900 枚	183,100 枚

別表 3. 児童生徒用備蓄物資一覧

学校種別	アルファ化米	栄養補助食品	氷砂糖	飲料水	非常用ランタン	防寒用アルミシート
市立小学校	23,600 食	23,600 食	2,615 kg	47,200 ℓ	825 個	23,600 枚
特別支援学校			13 kg		105 個	
市立中学校	8,400 食	8,400 食		16,800 ℓ		8,400 枚
市立高等学校	1,800 食	1,800 食		3,600 ℓ		1,800 枚
計	33,800 食	33,800 食	2,628 kg	67,600 ℓ	930 個	33,800 枚

別表 2. 帰宅困難者用備蓄物資の各区への配分計画表

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
対象駅等		川崎駅		武蔵小杉駅	武蔵溝ノ口駅	宮前区内	登戸駅	新百合ヶ丘駅	
対象者数		19,128 人		4,745 人	6,364 人	627 人	1,847 人	2,532 人	35,243 人
品目	飲料水	14,000 本	5,000 本	5,000 本	6,000 本	500 本	2,000 本	2,500 本	35,000 本
	防寒シート	14,000 枚	5,000 枚	5,000 枚	6,000 枚	500 枚	2,000 枚	2,500 枚	35,000 枚

川崎市備蓄計画 (改定素案)

川崎市



KAWASAKI CITY

目次

1	はじめに	1
2	策定の基本的な考え方について	2
	(1) 公的備蓄物資交付対象者	2
	(2) 公的備蓄品目	5
	(3) 公的備蓄の計画数量	7
3	公的備蓄物資整備（購入）計画	14
	(1) 食料・飲料水	14
	(2) 生活必需品	14
	(3) 資器材	14
	(4) 災害用トイレ	14
	(5) 公的備蓄物資の管理	14
4	家庭内備蓄について	15
	(1) 食料・飲料水	15
	(2) 生活必需品	17
	(3) 災害用トイレ	17
	(4) 医薬品等	17
5	企業・事業者等における備蓄について	18
6	帰宅困難者用備蓄について	19
7	児童生徒用備蓄について	21
8	流通在庫備蓄について	23
9	救援物資について	25
10	備蓄倉庫について	26
	(1) 備蓄倉庫の機能・役割	26
	(2) 備蓄倉庫の区分	26
	(3) 備蓄倉庫設置イメージ	27
	(4) 備蓄倉庫の整備計画及び補修計画	27
	(5) 備蓄倉庫に配備する品目	28
資料編	備蓄物資の現状	29

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、地震の規模がマグニチュード 9.0、最大震度 7 で、日本周辺における観測史上最大の地震であり、波高 10m 以上の津波が複数観測され、最大遡上高についても 40.1m にのぼり、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

また、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下などによって、北海道南岸から東京湾を含む関東南部に至る広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインや高速道路、鉄道、港湾などの都市基盤施設にも大きな影響を及ぼした。

さらに、この地震や津波等による被害は、死者 15,878 人、行方不明者 2,713 人（平成 24 年 12 月 12 日警察庁発表）、家屋の全・半壊 39 万棟以上、ピーク時の避難者数 40 万人以上、停電世帯 800 万戸以上、断水世帯 180 万戸以上に上り、各自治体や自治会、ライフライン各事業者、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関等に大きな脅威を与え、防災計画の見直しや津波対策、帰宅困難者対策や備蓄物資の整備等、大規模災害へのさらなる対策強化を迫られることとなった。

本市においても、この東日本大震災の教訓をいかすべく、最新の知見や研究成果を取り入れ、新たに「川崎市地震被害想定調査（平成 24 年度）」を実施し、平成 24～25 年度にかけて「川崎市地域防災計画（震災対策編）」の見直しを行うこととした。

また、津波被害等の影響を踏まえ、津波対策や液状化対策、石油コンビナート対策を強化すべく、新たに「川崎市臨海部防災対策計画」、「川崎市津波避難計画」を策定した。

平成 22 年度に策定した本計画についても、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、東日本大震災の教訓を踏まえ、安全性を考慮して検討するとともに、公的備蓄物資の品目・数量の見直しや各区への配分数量の明確化、帰宅困難者用備蓄や児童生徒用備蓄の新規位置づけ等を行い、全市的な備蓄体制の強化の観点から改定を行った。

今後については、この改定した計画に基づき、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄・救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、日頃からの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう、体制を強化していく。

なお、本計画は、今後 5 年ごとに見直しを行うが、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え、修正する。

2 策定の基本的考え方について

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において3日分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要がある。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。

このため、本市としては、自助・共助を基本としつつ、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄する。

なお、備蓄数量等については、安全性を考慮し、平成21年度と平成24年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい結果に基づき、算定する。

(1) 公的備蓄物資交付対象者

避難者については、家屋被害によるものの他、余震等の不安によるものなどが想定されるが、公的備蓄物資交付対象者は、「震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」として、次のア～エの考え方に基づき、算定する。

●避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成21年度）」より）

	家屋被害あり			家屋被害なし			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	10,899 人	20,472 人	13,723 人	33,007 人	667 人	400 人	79,168 人
幸区	8,620 人	11,694 人	10,089 人	25,131 人	690 人	215 人	56,439 人
中原区	13,614 人	20,897 人	15,200 人	32,213 人	640 人	416 人	82,980 人
高津区	13,018 人	8,702 人	14,248 人	34,123 人	604 人	438 人	71,133 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	8,049 人	37,563 人	318 人	453 人	58,661 人
多摩区	2,765 人	5,742 人	4,871 人	22,574 人	269 人	248 人	36,469 人
麻生区	1,775 人	4,764 人	3,289 人	19,439 人	318 人	283 人	29,868 人
合計	56,575 人	78,665 人	69,469 人	204,050 人	3,506 人	2,453 人	414,718 人

●避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成24年度）」より）

	家屋被害あり			家屋被害なし			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	8,767 人	15,418 人	11,942 人	29,564 人	651 人	1,348 人	67,690 人
幸区	8,486 人	12,336 人	9,793 人	23,724 人	647 人	1,376 人	56,362 人
中原区	6,528 人	14,837 人	9,928 人	30,720 人	735 人	2,720 人	65,468 人
高津区	5,512 人	10,527 人	8,385 人	30,639 人	670 人	2,726 人	58,459 人
宮前区	3,067 人	8,446 人	5,064 人	33,088 人	323 人	731 人	50,719 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	3,707 人	17,580 人	266 人	2,449 人	33,576 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	2,654 人	17,598 人	311 人	741 人	28,806 人
合計	35,622 人	75,378 人	51,473 人	182,913 人	3,603 人	12,091 人	361,080 人

ア 家屋被害によるもの（全壊、焼失、半壊）

全壊、焼失により住む場所を失った者は、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難と想定されることから、公的備蓄物資交付対象者として計上する。

なお、家屋が半壊した者は、自宅から必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しない。

イ 家屋は無被害だが余震等の不安によるもの

余震等による不安など、心理的な面から、避難することが想定されるが、家屋が無被害であるため、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しない。

ウ エレベーター停止によるもの（生活支障）

中高層マンション居住者で6階より上階に居住しており、エレベーターが停止することによって、物資の運搬が困難になるケースがあり、生活に支障をきたすと想定されるが、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しない。

エ 断水によるもの（生活支障）

断水によって生活に支障をきたすことが想定されるが、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しない。

- ・「川崎市地震被害想定調査（平成21年度）」と「川崎市地震被害想定調査（平成24年度）」を比較し、被害の大きい数値を用いて対象者数の算定を行う。
- ・また、ア～エに基づき、「家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を公的備蓄物資交付対象者とする。

→公的備蓄物資交付対象者は、137,778人とする。

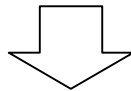
●公的備蓄物資交付対象者の内訳

避難者数（全壊、焼失）の内訳（平成 21 年度）

	家屋被害あり		対象者 合計
	全壊	焼失	
川崎区	10,899 人	20,472 人	31,371 人
幸区	8,620 人	11,694 人	20,314 人
中原区	13,614 人	20,897 人	34,511 人
高津区	13,018 人	8,702 人	21,720 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	12,278 人
多摩区	2,765 人	5,742 人	8,507 人
麻生区	1,775 人	4,764 人	6,539 人
合計	56,575 人	78,665 人	135,240 人

避難者数の（全壊、焼失）の内訳（平成 24 年度）

	家屋被害あり		対象者 合計
	全壊	焼失	
川崎区	8,767 人	15,418 人	24,185 人
幸区	8,486 人	12,336 人	20,822 人
中原区	6,528 人	14,837 人	21,365 人
高津区	5,512 人	10,527 人	16,039 人
宮前区	3,067 人	8,446 人	11,513 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	9,574 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	7,502 人
合計	35,622 人	75,378 人	111,000 人



公的備蓄物資交付対象者の内訳

	家屋被害あり		対象者 合計
	全壊	焼失	
川崎区	10,899 人	20,472 人	31,371 人
幸区	8,486 人	12,336 人	20,822 人
中原区	13,614 人	20,897 人	34,511 人
高津区	13,018 人	8,702 人	21,720 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	12,278 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	9,574 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	7,502 人
合計	55,163 人	82,615 人	137,778 人

(2) 公的備蓄品目

公的備蓄品目については、緊急性があり、家屋の全壊、焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約3日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定する。

ア 食料・飲料水

(ア) わかめ御飯（アルファ化米）

比較的日常生活の主食に近く、副食が不要であるとともに、アレルギー特定原材料等25品目を含まないため、わかめ御飯を備蓄する。

(イ) 白粥（アルファ化米）

高齢者、幼児用及びアレルギー体質等の者向けに、アレルギー特定原材料等25品目を含まず、摂取塩分が過多とならないよう、白粥を備蓄する。

(ウ) 粉ミルク

乳幼児用として、アレルギー特定原材料3品目のアレルゲン性を低減した粉ミルクを備蓄する。

(エ) 飲料水

発災直後の応急対策として、必要な飲料水を備蓄する。

イ 生活必需品

生活必需品については、避難所生活を行う上で、生活開始当初から必要不可欠と考えられる次の物資を備蓄する。

品 目		
●毛布	●紙おむつ（乳幼児用）	●紙おむつ（大人用）
●生理用品	●哺乳瓶	●トイレットペーパー

ウ 資器材

資器材については、救出活動や避難所運営等、地域における応急対策活動に必要な次の資器材を備蓄する。

品 目	
●シャベル	●つるはし
●掛矢（両口ハンマー）	●脚立
●防水シート（ブルーシート）	●ロープ
●トランジスタメガホン	●発電機
●投光器	●コードリール
●折畳式リヤカー	●斧（手斧）
●炊事器具セット	●鍋・釜
●コンロ	●バール
●カセットコンロ（ボンベ3本付属）	●ガソリン携行缶（10ℓ容器）
●非常用ガソリン缶詰（10ℓ＝10×10缶）	

エ 災害用トイレ

震災時には、上下水道設備が被害を受けることが想定され、トイレの使用が困難な状況となることが見込まれる。

そのため、災害時のトイレ対策として、組立式仮設トイレやマンホールトイレなど、災害用トイレの備蓄や整備を進めるとともに、トイレットペーパーや汚物処理袋を避難所に備蓄する。

オ 医薬品等

災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施できるよう、各区保健福祉センター、川崎市立病院、社会参加支援センター及び各区休日急患診療所に医薬品を備蓄する。

また、関係機関と調整し、ストーマ装具の保管について、検討を進める。

(3) 公的備蓄の計画数量

公的備蓄物資の計画数量を次のとおり定める。

なお、公的備蓄物資以外の物資については、流通在庫備蓄や救援物資等により、必要数量を確保するとともに、平常時から協定内容の確認や新規協定の締結ができるよう努める。

ア 食料・飲料水

食料・飲料水の数量については、公的備蓄物資交付対象者の年代等を考慮し、算定する。

●算定基礎となる年代等

年齢区分	割合	適用
3歳から69歳	84.56%	わかめ御飯（アルファ化米）
1歳，2歳及び70歳以上	14.46%	白粥（アルファ化米）
0歳	0.98%	粉ミルク
0歳から3歳	3.79%	乳幼児用紙おむつ
40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上	1.02%	大人用紙おむつ
10歳から55歳女性	29.79%	生理用品

※割合は、川崎市年齢各歳別男女別人口（平成24年10月1日現在）に基づき算定。

(ア) わかめ御飯（アルファ化米）《対象：3歳から69歳》

1人当たり2食分を備蓄し、注水後の仕上がり量は、1人1食当たり260g程度（おにぎり2.5個分）を基準とする。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 84.56\% \times 2 \text{ 食分} \quad \div \quad \boxed{233,300 \text{ 食}}$$

(イ) 白粥（アルファ化米）《対象：1歳，2歳及び70歳以上》

1人当たり2食分を備蓄し、注水後の仕上がり量は、1人1食当たり210g程度を基準とする。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 14.46\% \times 2 \text{ 食分} \quad \div \quad \boxed{40,100 \text{ 食}}$$

(ウ) 粉ミルク《対象：0歳》

1人1日当たり1,000mlとして3日分を目安に備蓄し、1回当たりの調乳量を200ml（粉換算：27g）、1日5回（粉換算：135g）として、1缶当たり850gを基準とする。

※食料のうち、粉ミルクのみ3日分と計算するのは、現状の流通在庫備蓄や救援物資の品目を考慮しているため。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 0.98\% \times 135\text{g/日} \times 3 \text{ 日} \div 850\text{g} \quad \div \quad \boxed{680 \text{ 缶}}$$

(エ) 飲料水《対象：全公的備蓄物資交付対象者》

1人当たり1本（500ml）を備蓄し、給水車や応急給水拠点による応急給水が開始されるまでの間、必要な飲料水を確保する。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1 \text{ 本 (500ml)} \quad \div \quad \boxed{137,832 \text{ 本}}$$

イ 生活必需品

生活必需品の数量については、公的備蓄物資交付対象者の年代等（前頁記載）を考慮し、算定する。

（ア）毛布《全公的備蓄物資交付対象者》

1人当たり1枚として備蓄する。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \div \boxed{137,820 \text{ 枚}}$$

（イ）紙おむつ（乳幼児用）《対象：0歳から3歳》

1人1日当たり8枚として3日分を備蓄する。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 3.79\% \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} \div \boxed{125,700 \text{ 枚}}$$

（ウ）紙おむつ（大人用）《対象：40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上》

1人1日当たり6枚として3日分を備蓄する。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1.02\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} \div \boxed{25,600 \text{ 枚}}$$

（エ）生理用品《対象：10歳から55歳女性》

対象人口比4分の1（4週に1回換算）に対し、1人1日当たり8枚として3日分を備蓄する。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 29.79\% \div 4 \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} \div \boxed{246,800 \text{ 枚}}$$

（オ）哺乳瓶《対象：0歳》

1人当たり3個を目安に備蓄する。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 0.98\% \times 3 \text{ 個} \div \boxed{4,500 \text{ 個}}$$

（カ）トイレットペーパー《対象：全公的備蓄物資交付対象者》

1人1日当たり9mとして3日分を備蓄する。

なお、1ロールあたり60mを基準とする。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 9 \text{ m} \times 3 \text{ 日} \div 60 \text{ m} \div \boxed{62,520 \text{ ロール}}$$

ウ 資器材

資器材については、各避難所（175 箇所）に、次の数量を備蓄する。
ただし、炊事器具セット、鍋・釜、コンロについては、別に定める。

品 目	
① シャベル	避難所175箇所 × 3 = 525本
② つるはし	避難所175箇所 × 3 = 525本
③ 掛矢（両口ハンマー）	避難所175箇所 × 1 = 175本
④ 脚立	避難所175箇所 × 1 = 175台
⑤ 防水シート（ブルーシート）	避難所175箇所 × 3 = 525枚
⑥ ロープ	避難所175箇所 × 3 = 525本
⑦ トランジスタメガホン	避難所175箇所 × 3 = 525本
⑧ 発電機	避難所175箇所 × 1 = 175台
⑨ 投光器	避難所175箇所 × 2 = 350基
⑩ コードリール	避難所175箇所 × 2 = 350台
⑪ 折畳式リヤカー	避難所175箇所 × 1 = 175台
⑫ 斧（手斧）	避難所175箇所 × 1 = 175本
⑬ 炊事器具セット	避難所54箇所 × 1 = 54セット※
⑭ 鍋・釜	避難所121箇所 × 1 = 121セット※
⑮ コンロ	
⑯ バール	避難所175箇所 × 1 = 175個
⑰ カセットコンロ（ボンベ3本付属）	避難所175箇所 × 1 = 175個
⑱ ガソリン携行缶（10ℓ容器）	避難所175箇所 × 2 = 350個
⑲ 非常用ガソリン缶詰（10ℓ＝10×10缶）	避難所175箇所 × 1 = 175箱

※避難所 175 箇所のうち、54 箇所については、炊事器具セットを配置するとともに、残りの 121 箇所については、鍋もしくは釜とコンロを 1 セットずつ配置する。

エ 災害用トイレ

災害用トイレについては、「震災の発生により、家屋の全壊、焼失、半壊のため、避難所で生活することを余儀なくされた者」及び「家屋被害がなく避難してきた者のうち、3割の者」を対象者とし、年代等を考慮し、算定する。

●災害用トイレ等使用者の内訳

避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成 21 年度）」より）（再掲）

	家屋被害あり（全数）			家屋被害なし（全数）			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	10,899 人	20,472 人	13,723 人	33,007 人	667 人	400 人	79,168 人
幸区	8,620 人	11,694 人	10,089 人	25,131 人	690 人	215 人	56,439 人
中原区	13,614 人	20,897 人	15,200 人	32,213 人	640 人	416 人	82,980 人
高津区	13,018 人	8,702 人	14,248 人	34,123 人	604 人	438 人	71,133 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	8,049 人	37,563 人	318 人	453 人	58,661 人
多摩区	2,765 人	5,742 人	4,871 人	22,574 人	269 人	248 人	36,469 人
麻生区	1,775 人	4,764 人	3,289 人	19,439 人	318 人	283 人	29,868 人
合計	56,575 人	78,665 人	69,469 人	204,050 人	3,506 人	2,453 人	414,718 人

避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成 24 年度）」より）（再掲）

	家屋被害あり（全数）			家屋被害なし（全数）			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	8,767 人	15,418 人	11,942 人	29,564 人	651 人	1,348 人	67,690 人
幸区	8,486 人	12,336 人	9,793 人	23,724 人	647 人	1,376 人	56,362 人
中原区	6,528 人	14,837 人	9,928 人	30,720 人	735 人	2,720 人	65,468 人
高津区	5,512 人	10,527 人	8,385 人	30,639 人	670 人	2,726 人	58,459 人
宮前区	3,067 人	8,446 人	5,064 人	33,088 人	323 人	731 人	50,719 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	3,707 人	17,580 人	266 人	2,449 人	33,576 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	2,654 人	17,598 人	311 人	741 人	28,806 人
合計	35,622 人	75,378 人	51,473 人	182,913 人	3,603 人	12,091 人	361,080 人

災害用トイレ等使用者の内訳

	家屋被害あり(全数)			家屋被害なし(3割)			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	10,899 人	20,472 人	13,723 人	9,903 人	201 人	120 人	55,318 人
幸区	8,620 人	11,694 人	10,089 人	7,540 人	207 人	65 人	38,215 人
中原区	13,614 人	20,897 人	15,200 人	9,664 人	192 人	125 人	59,692 人
高津区	13,018 人	8,702 人	14,248 人	10,237 人	182 人	132 人	46,519 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	8,049 人	11,269 人	96 人	136 人	31,828 人
多摩区	2,765 人	5,742 人	4,871 人	6,773 人	81 人	75 人	20,307 人
麻生区	1,775 人	4,764 人	3,289 人	5,832 人	96 人	85 人	15,841 人
合計	56,575 人	78,665 人	69,469 人	61,218 人	1,055 人	738 人	267,720 人

●算定基礎となる年代等

年齢区分	割合	適用
0歳から3歳	3.79%	乳幼児用紙おむつ使用
40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上	1.02%	大人用紙おむつ使用
4歳から6歳	2.65%	簡易トイレ(ボックストイレ)
40歳以上の要介護認定者のうち、要介護2以下	1.90%	簡易トイレ(ボックストイレ)
上記以外	90.64%	災害用トイレ

※割合は、川崎市年齢各歳別男女別人口（平成 24 年 10 月 1 日現在）に基づき算定。

(ア) 組立式仮設トイレ《対象：避難者のうち個別対応が必要ない者》

60 人に対し、1 基の割合で備蓄する。

【計画数量】

267,720 人×90.64%÷60 人分（1 基当たり対応人数）≒ 4,047 基

(イ) 簡易トイレ（ボックストイレ）

《対象：4 歳から 6 歳、40 歳以上の要介護認定者のうち要介護 2 以下》

2 人に対し、1 個の割合で備蓄する。

【計画数量】

267,720 人×4.55%×1 個÷2 人（1 個当たり対応人数）≒ 6,120 個

(ウ) 汚物処理袋《対象：4 歳から 6 歳、40 歳以上の要介護認定者のうち要介護 2 以下》

簡易トイレ（ボックストイレ）を使用する方に対し、1 人 1 日当たり 5 回として、3 日分を備蓄する。

【計画数量】

267,720 人×4.55%×1 枚×5 回×3 日分 ≒ 183,100 枚

オ 各区への配分計画数

区別の公的備蓄物資交付対象者数や避難所数等に基づき、次のとおり、各区への配分計画数を定める。

●各区への配分計画数

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
想定避難者数		79,168 人	56,439 人	82,980 人	71,133 人	58,661 人	36,469 人	29,868 人	414,718 人
公的備蓄物資 交付対象者数		31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人
避難所数		33 箇所	22 箇所	28 箇所	21 箇所	25 箇所	21 箇所	25 箇所	175 箇所
食料・飲料水	わかめ御飯	53,100 食	35,300 食	58,400 食	36,800 食	20,800 食	16,200 食	12,700 食	233,300 食
	白粥	9,100 食	6,100 食	10,000 食	6,300 食	3,600 食	2,800 食	2,200 食	40,100 食
	粉ミルク	152 缶	104 缶	168 缶	104 缶	64 缶	48 缶	40 缶	680 缶
	飲料水	31,392 本	20,832 本	34,512 本	21,720 本	12,288 本	9,576 本	7,512 本	137,832 本
生活必需品	毛布	31,380 枚	20,830 枚	34,520 枚	21,720 枚	12,280 枚	9,580 枚	7,510 枚	137,820 枚
	紙おむつ (乳幼児用)	28,600 枚	19,000 枚	31,400 枚	19,800 枚	11,200 枚	8,800 枚	6,900 枚	125,700 枚
	紙おむつ (大人用)	5,800 枚	3,900 枚	6,400 枚	4,000 枚	2,300 枚	1,800 枚	1,400 枚	25,600 枚
	生理用品	56,100 枚	37,300 枚	61,800 枚	38,900 枚	22,000 枚	17,200 枚	13,500 枚	246,800 枚
	哺乳瓶	1,000 個	700 個	1,100 個	700 個	400 個	300 個	300 個	4,500 個
	トイレット ペーパー	14,160 ロール	9,480 ロール	15,600 ロール	9,840 ロール	5,640 ロール	4,320 ロール	3,480 ロール	62,520 ロール
資器材	シャベル	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	つるはし	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	掛矢 (両ロハンマー)	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	脚立	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	防水シート (ブルーシート)	99 枚	66 枚	84 枚	63 枚	75 枚	63 枚	75 枚	525 枚
	ロープ	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	トランジスタ メガホン	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	発電機	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	投光器	66 基	44 基	56 基	42 基	50 基	42 基	50 基	350 基
	コードリール	66 台	44 台	56 台	42 台	50 台	42 台	50 台	350 台
	折畳式リヤカー	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	斧(手斧)	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	炊事器具セット 又は 鍋又は釜+コンロ のセット	33 セット	22 セット	28 セット	21 セット	25 セット	21 セット	25 セット	175 セット
	バール	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資 器 材	カセットコンロ (ボンベ8本付属)	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個
	ガソリン携行缶 (10ℓ容器)	66 個	44 個	56 個	42 個	50 個	42 個	50 個	350 個
	非常用ガソリン缶 (10ℓ=10ℓ×10缶)	33 箱	22 箱	28 箱	21 箱	25 箱	21 箱	25 箱	175 箱
ト イ レ	組立式 仮設トイレ	836 基	578 基	902 基	703 基	481 基	307 基	240 基	4,047 基
	簡易トイレ (ボックストイレ)	1,260 個	870 個	1,360 個	1,060 個	730 個	470 個	370 個	6,120 個
	汚物処理袋	37,800 枚	26,100 枚	40,800 枚	31,800 枚	21,800 枚	13,900 枚	10,900 枚	183,100 枚

3 公的備蓄物資整備（購入）計画

公的備蓄物資整備（購入）計画を次のとおり定める。

（１）食料・飲料水

アルファ化米（わかめ御飯・白粥）及び飲料水については、５年間の賞味期限を有するもの、また、粉ミルクについては、１８ヶ月間の賞味期限を有するものを、毎年度、計画的に購入する。

なお、賞味期限が１年を切った食料・飲料水については、自主防災組織の訓練や啓発講座の啓発物として、あるいは、小・中学校の防災教育の一環として、配布する。また、市で開催するイベントなどでも活用することにより、防災意識の高揚を図る。

（２）生活必需品

哺乳瓶については３年間の品質保持期限を有するものを、毎年度、計画的に購入する。

なお、品質保持期限が１年を切った哺乳瓶については、有効活用を図る。

毛布については、充足していない分について、真空パック梱包で長期間保存できるものを購入するとともに、購入から１０年以上経過したものについては、毎年度、定量ずつリパック（洗浄及び再梱包処理）を行う。

紙おむつ（乳幼児用・大人用）や生理用品、トイレットペーパーについては、不足が生じた場合に、汎用性の高いものを購入する。

（３）資器材

資器材のうち、充足していない掛矢（両口ハンマー）やトランジスタメガホン、斧（手斧）を、計画的に購入する。

避難所機能を強化するため、バルーン型ＬＥＤ投光器の配置や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用について検討を進める。

（４）災害用トイレ

災害用トイレについては、計画的に整備を進める。

（５）公的備蓄物資の管理

震災時に公的備蓄物資を使用するのは、主に地域住民であることから、地域住民が備蓄場所や資器材の使用方法を把握し、備蓄倉庫の管理を主体的に行うことが好ましい。

したがって、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアルを作成し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域が主体となった備蓄倉庫の管理を促進する。

4 家庭内備蓄について

市民には、3日分以上の飲料水や食料品、生活必需品や簡易トイレ等の備蓄について啓発を行っているが、平成24年度に行われた「かわさき市民アンケート」によると「3日分以上の食料や飲料水を備蓄している」と回答した市民は56.4%であり、市民の日頃からの備蓄は十分とは言えない。

家庭内備蓄については、災害用の飲料水や食料品等を購入しなくても、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品、生活必需品等を上手に活用することにより、3日分以上の備蓄を行うことが可能である。

また、家屋被害にあった場合においても、物置や車の中、駐車場等、家屋外に備蓄品を置くことで、持ち出すことができることなど、具体的な備蓄や保管方法等について啓発する必要がある。

また、東北地方太平洋沖地震により、ライフラインが停止し、高層マンション等の高層階に居住する市民の日常生活に支障を来した事例が生じている。

こうしたことから、飲料水や食料、生活必需品の備蓄や防災対応トイレ等の整備が課題となっている。

このため、家庭内備蓄の充実に向けた市の広報物や「ぼうさい出前講座」、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進する。

(1) 食料・飲料水

ア 備蓄のポイント

身の周りにあり、すぐ食べられるものが家庭内備蓄と言える。ない場合には、次のポイントに留意し、備蓄を行う。

(ア)	日頃から使用でき、長期間保存可能な食品を買い置きし、賞味期限（消費期限）をチェックしながら日常生活で利用し、常に備蓄があるようにしておく（サイクル保存）
(イ)	そのまま食べられるか、お湯を足す程度の簡単な調理で済む食品である
(ウ)	持ち運びに便利なもの
(エ)	必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの
(オ)	家族の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー、糖尿病や腎臓病等の慢性疾患）に配慮した食料品であること

イ 備蓄の具体例

備蓄に適した食料の具体例は次のとおり。栄養バランスや好み、家族の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー、糖尿病や腎臓病等の慢性疾患）を考慮した上で、備蓄を行う。

また、飲料水は1人1日3ℓとする。

なお、特別に災害用食料を用意しなくとも、普段購入しているものを上手に活用することで、まかなうことができる。

●具体例

分類	水やお湯を要するもの	水やお湯を要しないもの
主食	・レトルト主食（白米、白粥等） ・粉類（小麦粉、ホットケーキミックス） ・アルファ化米（五目御飯、白粥等） ・無洗米 ・個包装もち ・即席麺 ・乾麺（うどん、そば等） ・マカロニ ・スパゲティ・ビーフン	・乾パン ・ビスケット・せんべい ・クラッカー・シリアル類・パン ・冷凍麺 ・冷凍おにぎり
主菜	・高野豆腐	・魚・肉缶詰（味付け、水煮） ・レトルト肉料理 ・カレー、シチュー等（缶、レトルト）
副菜	・フリーズドライ食品（野菜・豆類） ・インスタント味噌汁、スープ類 ・乾物類（切干大根、乾燥わかめ、かんぴょう、昆布、干し椎茸、寒天、春雨、干し海老、煮干し）	・梅干し ・漬物 ・らっきょ ・干し芋 ・乾物類（海苔、削り節） ・サラダ缶詰・野菜類煮物缶詰 ・チーズ
調味料	・フリーズドライ品（味噌、醤油） ・コンソメ	・味噌 ・塩 ・ソース ・こしょう ・ごま ・マヨネーズ ・めんつゆ ・ケチャップ・醤油
嗜好品	・ティーバック（紅茶、お茶等）	・ふりかけ ・羊羹 ・飴 ・果物缶詰 ・チョコレート ・スナック菓子
飲料		・水 ・スポーツ飲料 ・お茶類 ・野菜ジュース類 ・スープ缶 ・ロングライフ牛乳 ・ジュース類 ・スキムミルク
その他	・粉ミルク ・離乳食 ・介護食	

※水やお湯を要する食料等については、飲料水やカセットコンロ、カセットボンベ（燃料）を用意する必要がある。

(2) 生活必需品

生活を行う上で必要と考えられる物資については、平常時から使用している物を活用するとともに、すぐに持ち出せるよう保管場所等についても考慮する。

●具体例

衣類	・ 上着	・ 下着	・ 靴下
寝具	・ 毛布	・ 布団	・ 寝袋
消耗品	・ 紙おむつ ・ 使い捨て食器類 ・ ラップ	・ 生理用品 ・ アルミ箔 ・ ゴミ袋	・ トイレットペーパー ・ ティッシュペーパー ・ ウェットティッシュ
生活用品	・ 哺乳瓶	・ タオル類	・ 洗面用具 ・ ガスコンロ
照明器具	・ 懐中電灯	・ ランタン	・ ローソク
燃料類	・ 乾電池	・ ガスボンベ	
その他	・ 使い捨てカイロ		

(3) 災害用トイレ

上下水道施設の建物被害や管路被害、停電等により、断水が生じた場合、トイレの使用が困難な状況となることが見込まれる。

そのような事態に備え、災害用の簡易トイレの備蓄を行う。

●具体例

トイレ等	・ 携帯トイレ ・ 汚物処理袋	・ 折畳式トイレ ・ 猫の科学砂	・ 段ボール型組立式トイレ ・ 消臭剤 ・ 凝固剤
------	--------------------	---------------------	---------------------------------

(4) 医薬品等

家庭にある常備薬や救急医療品、三角巾やガーゼ等について、平常時から確認を行う。

また、個別に必要なものについては、平常時から管理し、すぐに持ち出せるような保管方法等の検討を行う。

5 企業・事業者等における備蓄について

企業・事業者等（保育園などの公共施設の管理者を含む）は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。

また、震災時における従業員との連絡方法を定め、3 日分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

平成 21 年度に行った「川崎市地震被害想定調査地震防災に関する意識調査」によると、消火訓練や避難訓練など防災訓練は、50%近くの企業等が実施済又は実施中と回答していたが、備蓄については、食料を「ほとんど備蓄していない」との回答が 64.2%、飲料水については、58.8%であった。

こうしたことから、企業・事業者等に対し、備蓄の推進を図るよう啓発を行うとともに、従業員が、歩きやすい靴や服を備えておくよう呼びかけていく必要がある。

また、引き続き、企業・事業者等と行政との相互連携による防災対策の構築を図ることを目的に設置した川崎市防災協力連絡会で情報や意見の交換などを行い、備蓄の推進など、企業・事業者等が自ら取り組むべき防災対策の検討を推進する。

さらに、近隣住民との企業・事業者等の連携も地域防災力向上に欠かせないため、企業・事業者等が保有する施設や資器材、組織力等の防災力や資源を提供する「川崎市防災協力事業所登録制度」の拡大に努める。

（１）企業・事業者等が用意するもの

食料・飲料水	・3日分以上				
資器材等	・医薬品	・携帯トイレ	・毛布	・防水シート	・テント
	・ラジオ	・乾電池	・ヘルメット	・軍手	・長靴
	・自転車	・自家発電機	・燃料（自家発電機のための燃料）		
	・衛生用品（トイレットペーパー等）				・その他必要な物

※保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する。

※飲料水、食料、乾電池等は、定期的な点検・更新を行う。

（２）従業員（個人）が用意するもの

服装	・カイロ	・リュック	・防寒着	・雨具	・手袋
	・歩きやすい靴				
携帯品	・地図	・懐中電灯	・携帯ラジオ	・携帯食料	・飲料水
その他	・小銭	・ビニール袋	・ウェットティッシュ		

6 帰宅困難者用備蓄について

大規模地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、多数の帰宅困難者等が発生し、特に主要駅周辺では多くの滞留者による混乱が予想される。

この駅前滞留者のうち、職場や学校などの所属場所がなく、屋外で滞留している者を一時的に保護するスペースとして、主要駅周辺を中心に帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めており、当該施設利用者に対し、最低限の物資を配布するため、備蓄を行う。

(1) 帰宅困難者用備蓄物資交付対象者

帰宅困難者用備蓄物資交付対象者は、「主要駅周辺の帰宅困難者用一時滞在施設利用者」として、次のア及びイの考え方にに基づき算定する。

ア 市内主要 5 駅における帰宅困難者用一時滞在施設利用者

「川崎市地震被害想定調査（平成 24 年度）」より、市内主要 5 駅における帰宅困難者用一時滞在施設利用者について、帰宅困難者用備蓄物資交付対象者として計上する。

●市内主要 5 駅における帰宅困難者用一時滞在施設利用者

対象区	対象駅	施設利用者数
川崎区・幸区	川崎駅	19,128 人
中原区	武蔵小杉駅	4,745 人
高津区	武蔵溝ノ口駅	6,364 人
多摩区	登戸駅	1,847 人
麻生区	新百合ヶ丘駅	2,532 人
計		34,616 人

イ 宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者

宮前区については、主要駅でないため、区内にある 3 駅を対象駅とし、帰宅困難者用一時滞在施設を確保している。

そのため、宮前区内の当該施設利用者についても、帰宅困難者用備蓄物資交付対象者として計上する。

●宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者

対象区	対象駅	施設利用者数
宮前区	宮崎台駅・宮前平駅・鷺沼駅	627 人

※宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者については、駅間列車内乗車人数に、人の動きが類似している川崎駅以外の主要駅 4 駅における帰宅困難者用一時滞在施設利用者数とそれぞれの区内の駅間列車内乗車人数の比率の平均を乗じて算出した。

・ア及びイより、帰宅困難者備蓄物資交付対象者は、35,000人とする。

(2) 備蓄品目・数量

ア 飲料水 (500ml)

1人当たり1本として備蓄する。

【計画数量】

$$35,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 本} = \boxed{35,000 \text{ 本}}$$

イ 防寒シート

1人当たり1枚として備蓄する。

【計画数量】

$$35,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = \boxed{35,000 \text{ 枚}}$$

ウ 飲料水 (500ml) 及び栄養補助食品

発災から2日目以降の3,500人（発災当日の1割）を対象に、1人当たり1セットを備蓄することについて検討を進める。

(3) 保管場所・配分内訳

保管場所	対象駅等	飲料水	防寒シート
川崎区備蓄倉庫	川崎駅	14,000 本	14,000 枚
御幸公園備蓄倉庫	川崎駅	5,000 本	5,000 枚
中原区役所備蓄倉庫	武蔵小杉駅	5,000 本	5,000 枚
高津区役所	武蔵溝ノ口駅	6,000 本	6,000 枚
宮前区役所	宮前区内	500 本	500 枚
多摩区役所	登戸駅	2,000 本	2,000 枚
麻生区役所	新百合ヶ丘駅	2,500 本	2,500 枚
計		35,000 本	35,000 枚

7 児童生徒用備蓄について

市立小学校及び特別支援学校では、平成 23 年 6 月 1 日から、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、児童生徒を保護者に引き渡すまで一時保護することとしており、その間の食料や飲料水、生活必需品等が必要である。

また、市立中学校及び市立高等学校については、保護者と学校で、生徒 1 人ごとに一時保護するか、帰宅させるか事前に取り決めることとなっており、一時保護する場合には、物資が必要である。

市立学校については、避難所に指定されていることから、避難者と児童生徒の備蓄に混乱が生じぬよう、避難者用の公的備蓄とは別に、児童生徒用の備蓄を行うこととし、各学校において、児童生徒一時保護用として、必要な食料や飲料水、非常用ランタン等の生活必需品の備蓄を行う。

なお、市立保育園やその他公共施設については、18 頁「5 企業・事業者等における備蓄について」にて、必要な対応を行う。

(1) 児童生徒用備蓄物資交付対象者

ア 市立小学校・特別支援学校の対象者

各市立小学校及び特別支援学校の児童生徒については、保護者が帰宅困難となり、児童生徒の引取りが夜間または翌日になる家庭が 3 割程度生じてしまうことを想定し、全児童生徒の約 3 割である約 23,600 人を対象者とする。

イ 市立中学校・市立高等学校の対象者

市立中学校及び市立高等学校の生徒については、一時保護することになっている生徒を対象に必要な物資を備蓄することとし、市立中学校の生徒については、全生徒の約 3 割である約 8,400 人、市立高等学校の生徒については、公共交通機関を利用して通学する約 1,800 人を一時保護が必要となると想定し、それぞれ対象者とする。

・ア及びイより、児童生徒用備蓄物資交付対象者は、約33,800人とする。

(2) 備蓄品目・数量

ア 食料

(ア) アルファ化米（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 食分として備蓄する。

【計画数量】

33,800 人×1 食分 ≒ 33,800 食

(イ) 栄養補助食品（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 食分として備蓄する。

【計画数量】

33,800 人×1 食分 ≒ 33,800 食

(ウ) 氷砂糖（市立小学校及び特別支援学校）

普通学級 1 クラス当たり 1 袋（1kg）として備蓄する。

※特別支援学校については 35 人当たり 1 袋（1kg）として整備する。

【計画数量】

2,615 クラス×1kg + ^{特別支援学校分} 13kg ≒ 2,628kg

(エ) 飲料水（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1人当たり2ℓとして備蓄する。

【計画数量】

$$33,800 \text{ 人} \times 2\ell \div \boxed{67,600\ell}$$

イ 生活必需品

(ア) 非常用ランタン（市立小学校及び特別支援学校）

各学校7～9個備蓄する。（学校規模により異なる）

※特別支援学校については1クラス当たり1個として備蓄する。

【計画数量】

$$113 \text{ 校} \times 7 \sim 9 \text{ 個} = 825 \text{ 個} + \overset{\text{特別支援学校分}}{105 \text{ 個}} = \boxed{930 \text{ 個}}$$

(イ) 防寒用アルミシート（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1人当たり1枚として備蓄する。

【計画数量】

$$33,800 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \div \boxed{33,800 \text{ 枚}}$$

(3) 配分内訳

学校種別	アルファ化米	栄養補助食品	氷砂糖	飲料水	非常用ランタン	防寒用アルミシート
市立小学校	23,600 食	23,600 食	2,615 kg	47,200 ℓ	825 個	23,600 枚
特別支援学校			13 kg		105 個	
市立中学校	8,400 食	8,400 食		16,800 ℓ		8,400 枚
市立高等学校	1,800 食	1,800 食		3,600 ℓ		1,800 枚
計	33,800 食	33,800 食	2,628 kg	67,600 ℓ	930 個	33,800 枚

8 流通在庫備蓄について

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、震災時に、必要な物資を調達する仕組み（これを「流通在庫備蓄」という。）を整えている。

現在、「流通在庫備蓄に関する協定締結一覧」のとおり、市内業者やコンビニエンスストアなど全国展開している企業と、物資（食料・生活必需品）及び資器材等に関する協定を締結しているが、今後についても、いざというときに備え、流通在庫備蓄の体制を強化していく。

また、市の備蓄を補完する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保に努める。

●流通在庫備蓄に関する協定締結一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

分類	協定件名	協定内容	協定先
食料・飲料水等	災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定	米穀の供給	川崎米穀商事協同組合
	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目	生鮮食料品の提供、搬送	全国中央卸売市場協会
	災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定	生鮮食料品等の供給、物資の輸送協力	川崎中央青果株式会社 川崎魚市場株式会社 川崎丸魚株式会社 川崎北部青果仲卸協同組合 川崎市北部市場水産仲卸協同組合 川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 株式会社松栄運輸 浜一運送株式会社北部市場支社 川崎青果仲卸組合 川崎魚市場卸協同組合 川崎市地方卸売南部市場商業協同組合
	災害時における調理飲食物等提供に関する協定 -川食まごころ一丁！-	調理・加工したての衛生的な調理飲食物の配達、提供	川崎市食品衛生協会
	災害時における牛乳等の供給協力に関する協定	牛乳及び飲料等の供給	神奈川県牛乳流通改善協会

分類	協定件名	協定内容	協定先
食料・飲料水・生活必需品等	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	災害時応急生活物資（食料品、衣料品・寝具及び日用品雑貨）の供給	かわさき生活クラブ生活協同組合 川崎市職員生活協同組合 昭和電工川崎生活協同組合 生活協同組合コープかながわ 生活協同組合パルシステム 神奈川ゆめコープ
	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	生活必需物資の供給、物資の運搬協力	各種協力企業
	災害時における物資の供給に関する協定	食料品、飲料水、日用品、その他指定する物資の供給、運搬	株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社サークルKサンクス
	災害時における緊急措置の支援に関する協定	施設内の物資の提供、物資の一時保管場所の提供及び保管管理の協力	神奈川倉庫協会
資器材	災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定	災害時における応急対策のための資器材及び燃料の供給	神奈川県石油業協同組合川崎南支部、川崎市中央支部、川崎北支部
	災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定	L P ガスの供給	社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎南支部、川崎北支部
ト災害用	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	保有する仮設トイレの設置供給	旭ハウス工業株式会社
医薬品	川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定	医薬品の供給	川崎市薬剤師会

9 救援物資について

東日本大震災では、全国から各被災地の集積場所に救援物資が届けられたが、物資の在庫管理や仕分けをする者の処理能力を超え、救援物資の物流全体が低下した。

また、地震や地震に伴う火災・津波等により、予め物資の集積拠点として指定されていた公共施設等が使用できず、他の公共施設や民間施設を臨時的な集積場所として使用したが、絶対数が不足していた。

さらに、情報収集・管理体制が明確にできず、物資搬入調整窓口も混乱し、避難所等における物資の需要把握が的確に行える状態ではなかった。

そのため、救援物資が各避難所等まで円滑に届かない状態が発生していた。

こうしたことから、救援物資の受入体制の見直しを図り、国や県、近隣の各市町村等と連携・協力しながら、体制の強化に努めていく。

また、救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施設等を活用することが必要であることから、各民間事業者と締結している輸送協定の内容について見直しを図るとともに、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努める。

●救援物資に関する協定締結一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

協定件名	協定内容	協定先
21大都市災害時相互応援に関する協定・実際細目	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市
災害時における相互援助協定	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市

※国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行う。（防災基本計画第2編第2章第6節）

●物資の輸送に関する協定一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

協定件名	協定内容	協定先
災害時における緊急輸送の応援に関する協定	災害時における救援物資緊急輸送の応援	社団法人神奈川県トラック協会川崎支部
災害時における物資の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	日本通運株式会社横浜支店
災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	災害時における軽自動車輸送の協力	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合

この項目では、備蓄物資を配備する備蓄倉庫の考え方を定める。

(1) 備蓄倉庫の機能・役割

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、迅速な物資供給を図るため、食料（アルファ化米等）、資器材（シャベル、発電機、投光機、鍋・釜セット等）、生活必需品及びトイレなどの公的備蓄物資を分散して地域防災拠点（市立中学校）に備蓄することとしていた。

しかしながら、東日本大震災では、地震や津波の影響により、道路の寸断や避難所間における物資の融通が行えなかったことなどにより、避難所間において、物資の品目や数量に差異が生じていた。

こうしたことから、発災直後から必要な公的備蓄物資については、あらかじめ各避難所に備蓄することとし、地域防災拠点（市立中学校）とあわせ、各避難所（市立小学校等）についても、備蓄倉庫を整備していく。

また、これまで、公的備蓄物資を集中的に備蓄していた備蓄倉庫等（28頁 集中備蓄倉庫一覧参照）については、補完的な役割を果たす倉庫と位置づけ、引き続き活用する。

なお、地域防災拠点（市立中学校）や各避難所（市立小学校等）に整備する備蓄倉庫については「分散備蓄倉庫」、その他の備蓄倉庫については「集中備蓄倉庫」とし、役割を整理する。

(2) 備蓄倉庫の区分

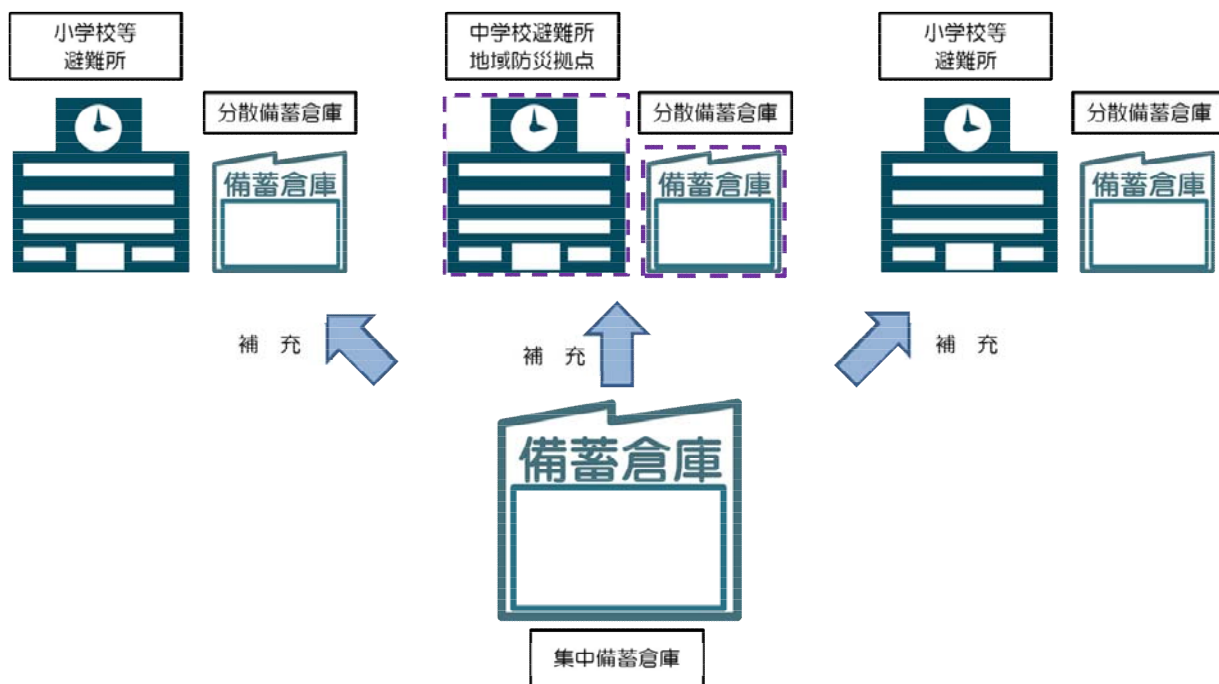
・分散備蓄倉庫

分散備蓄倉庫とは、災害時、公的備蓄物資交付対象者に対し、すみやかに必要な物資が交付できるよう、地域防災拠点（市立中学校）や各避難所（市立小学校等）に整備する倉庫（一時的余裕教室も含む）

・集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫とは、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、公的備蓄物資を備蓄する倉庫。また、救援物資などの一時保管場所として使用する倉庫

(3) 備蓄倉庫の設置イメージ



(4) 備蓄倉庫の整備計画及び補修計画

ア 分散備蓄倉庫

地域防災拠点（市立中学校）及び各避難所（市立小学校等）に独立型備蓄倉庫を整備する。ただし、校舎の増改築等がある場合には、校舎の一部に備蓄倉庫を整備する。

なお、備蓄倉庫を整備するまでの間、一時的余裕教室や空きスペース等を活用した備蓄スペースの確保に努める。

イ 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫については、都市基盤整備や公共施設の再整備等にあわせ、立地条件等（当該地域において予想される被害量、避難者数、避難所へのアクセス、分散備蓄倉庫の整備状況）を踏まえつつ、整備を行う。

また、各区の集中備蓄倉庫は、築20年以上経過した倉庫も含まれるため、集中備蓄倉庫の長寿命化を図るため、屋上防水など、老朽化した集中備蓄倉庫の補修を進める。

●集中備蓄倉庫一覧

区	備蓄倉庫名	所在地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10（川崎区道路公園センター内）
幸 区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3（幸区道路公園センター内）
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1（中原区道路公園センター内）
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1（等々力陸上競技場内）
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7（高津区道路公園センター内）
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹2877-1
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4（宮前区道路公園センター内）
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1
	明治大学地域産学連携 研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120（麻生区道路公園センター内）

（５）備蓄倉庫に配備する品目

ア 分散備蓄倉庫

分散備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資については、原則として、同一品目・同一数量を備蓄するものとする。

ただし、分散備蓄倉庫が未整備の地域防災拠点（市立中学校）や各避難所（市立小学校等）については、整備するまでの間、校舎内や体育館の空スペースを活用し、緊急性が特に高いトイレ及び毛布を備蓄する。

イ 集中備蓄倉庫

備蓄倉庫が未整備の避難所に対応するとともに、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、集中備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資の品目（食料・生活必需品）は、分散備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資の品目と同じ品目とする。

●公的備蓄物資の状況（平成24年12月1日現在）

分類	品目	数量	単位
食料・飲料水	わかめ御飯（アルファ化米） 24年度までに調達した五目御飯を含む	218,850	食
	白粥（アルファ化米）	44,650	食
	粉ミルク	565	kg
	飲料水	67,632	本
生活必需品	毛布	109,609	枚
	紙おむつ（乳幼児用）	239,696	枚
	紙おむつ（大人用）	80,004	枚
	生理用品	847,536	枚
	哺乳瓶	6,140	個
	トイレットペーパー	43,576	ロール
資器材	シャベル	654	本
	つるはし	614	本
	掛矢（両口ハンマー）	125	本
	脚立	186	台
	防水シート（ブルーシート）	597	枚
	ロープ	608	本
	トランジスタメガホン	485	本
	発電機	224	台
	投光器	397	基
	コードリール	451	台
	折畳式リヤカー	190	台
	斧（手斧）	104	本
	炊事器具セット	54	セット
	鍋・釜	122	セット
	コンロ		
	バール	174	個
	カセットコンロ（ボンベ3本付属）	174	個
	ガソリン携行缶（容器）	121	個
	非常用ガソリン缶（100=10×10缶）	174	箱
災害用トイレ	災害用トイレ	3,303	基
	簡易トイレ（ボックストイレ）	3,438	個
	汚物処理袋	153,150	枚

(平成 年 月 日 川総危第 号 市長決裁)

平成 年 月改定

川崎市備蓄計画

(川崎市総務局危機管理室)

川崎市ホームページでも川崎市備蓄計画の内容を掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/160/cmsfiles/contents/0000016/16701/saisyu.pdf>

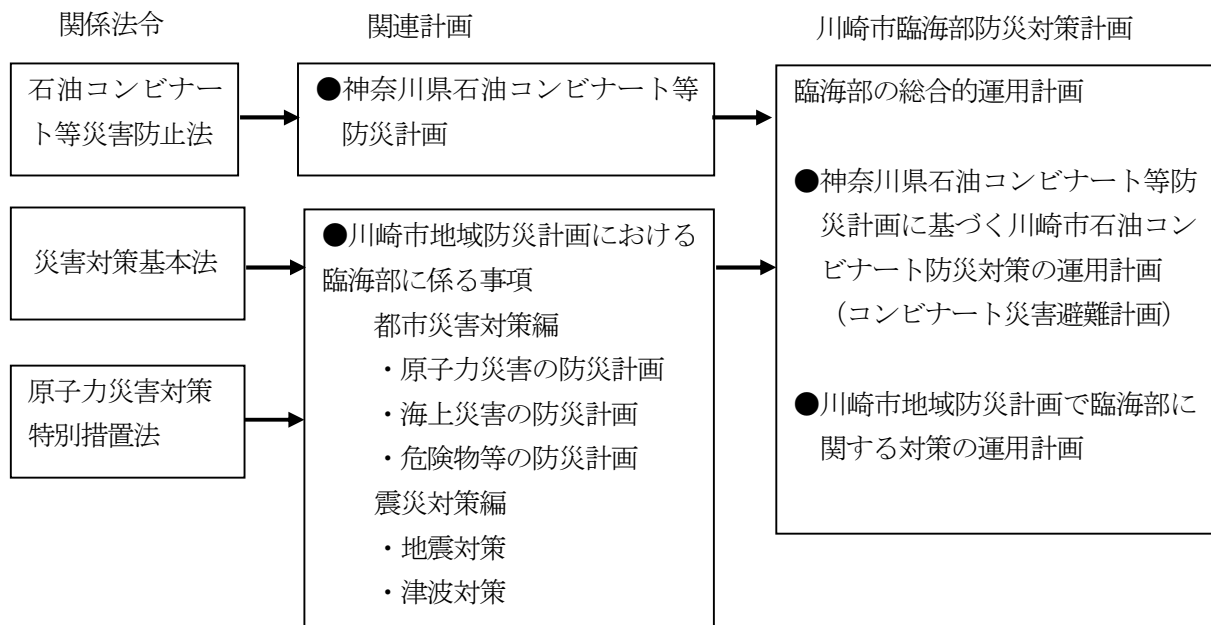
川崎市臨海部防災対策計画（素案）の概要

1 総則

（1）計画の目的

川崎市臨海部防災対策計画は、「主要地方道東京大師横浜」から海側の臨海地区（以下「臨海部」という。）を対象とし、「神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）」及び川崎市地域防災計画を受けて作成しています。

この計画では、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、臨海部に係る市民及び就業者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。



（2）対象地域

対象地域は、石油コンビナート災害防止法に規定される特別防災区域を含む「主要地方道東京大師横浜」から海側の地区とします。



エリアの凡例

	臨海部	「主要地方道東京大師横浜」から海側の地区
	石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域	石油精製業、化学工業及び製鉄業等の特定事業所が所在

(3) 臨海部の概況

ア 特定事業所等の概況

臨海部には、54の特定事業所が所在しています。また、特定事業所のほかにも、多数の企業、事業所等が立地していますが、東扇島内には、多数の物流倉庫の立地、殿町3丁目では、「キングスカイフロント」の整備が進められています。

ウ 臨港区域の現況

航路延長1,880m、幅員300m～750m、水深－12m以上、泊地総面積13,744.271㎡(27ヶ所)などとなっています。

エ 交通網の概況

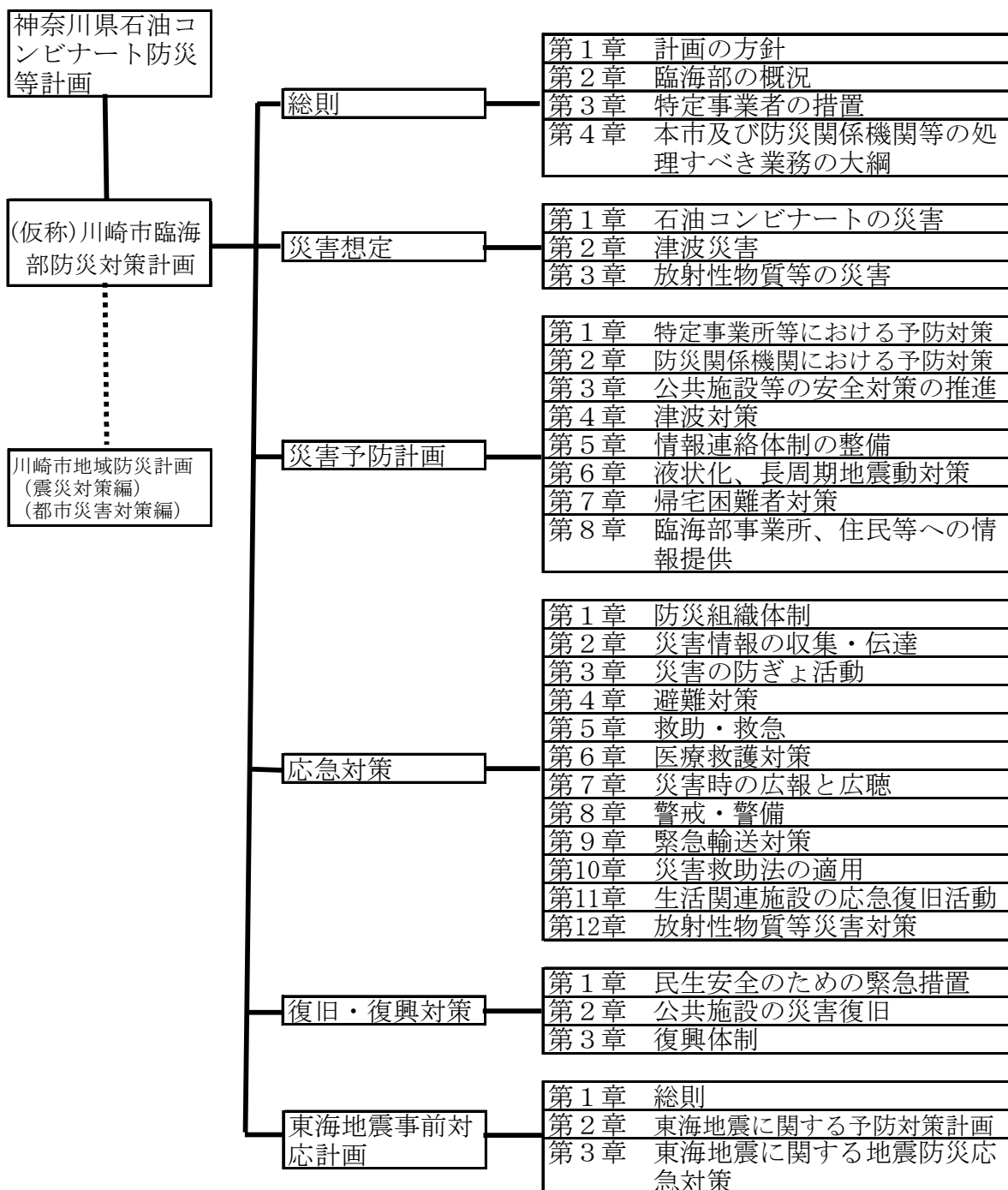
臨海部の幹線道路網は、首都高速道路、主要地方道東京大師横浜など、鉄道路線は、複数の旅客線や貨物線があります。

(4) 計画の構成

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとしています。

項 目	主 な 内 容
総則	本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱などについて定める。
想定被害	石油コンビナート災害及び津波災害、放射性物質災害等の概要について定める。
災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は、被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
応 急 対 策	災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う、初動対策及び応急対策に係る措置等について定める。
復旧・復興対策	被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置について定める。
東海地震事前対策計画	大規模地震対策特別措置法に定める、警戒宣言が発令された場合に本市及び防災関係機関等が対処する事前対策について定める。

(5) 計画の体系



別冊 川崎市臨海部防災対策計画 資料編

2 災害想定

(1) 石油コンビナートの災害

石油コンビナート被害想定については、県防災計画策定の際に行われた「神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査」によるものとします。

(2) 津波災害

ア 対象津波

神奈川県が想定した「慶長型地震」による津波を対象とします。

川崎臨海部への最大津波到達時刻 96 分

最大津波高 371 c m (満潮時)

イ 浸水予測地域

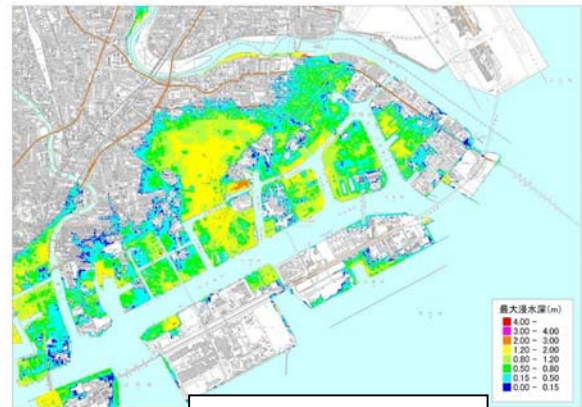
浸水予測図のとおり (浅野町の一部など
2~3m、その他の地域 2m以下の浸水)

ウ 津波被害想定

建物被害 全壊 8 棟、半壊 10,025 棟、

浸水 4,617 棟

人的被害 (死者数) 避難しない場合 5,817 人



【浸水予測図】

(3) 放射性物質等の災害

県防災計画の被害想定 (試験研究用原子炉施設の被害形態、核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態、放射性物質取扱事業所の被害形態) によるものとします。

3 計画の概要

(1) 予防計画

ア 特定事業所等の予防対策

地震・津波等に対する施設等の保安管理の徹底、自衛防災組織等の整備、消防力の整備強化等を定めます。

イ 防災関係機関における予防対策

特定事業所等への監督指導、消防力の整備・充実、石油コンビナート等災害影響範囲の把握、海上流出油等防災体制整備、防災訓練を実施します。

ウ 公共施設等の安全対策の推進

道路施設、海岸港湾、上・工・下水道施設、その他公共施設、公共事業施設を整備します。

エ 津波対策

総合的な取り組みによる「死者数0」を目標に、ソフト対策・ハード対策を推進します。

(ア) ソフト対策 津波避難施設の指定、防潮扉の開閉に係る運用、津波ハザードマップの作成等

(イ) ハード対策 海岸保全施設の改良、津波浸水予測地域内の備蓄倉庫や非常用発電機等の対策

オ 情報連絡体制の整備

情報通信設備の確保、災害情報の収集伝達体制の整備等を行います。

カ 液状化、長周期地震動対策

危険物屋外タンクの新基準への早期改修の指導及び緊急輸送路の液状化対策を推進するとともに、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえ、九都県市で連携しながら、石油コンビナート等

民間企業の減災対策を促進します。

キ 帰宅困難者対策

普及・啓発、情報収集伝達体制の整備、九都県市等と連携した広域的な支援体制を推進します。

ク 臨海部事業所、市民等への情報提供

迅速かつ的確な防災提供のための情報伝達手段、連絡体制等を整備します。

(2) 応急対策

ア 防災組織体制

応急対応を迅速・的確に実施するために、初動体制、警戒体制・本部の設置等を行います。

イ 災害情報の収集伝達

地震情報等の情報受伝達体制確立、災害発生時の情報連絡・報告の措置を行います。

ウ 災害の防ぎょ活動

(ア) 特定事業所等の防ぎょ活動 施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を実施します。

(イ) 本市における防ぎょ活動 活動の基本原則、海上流出油災害、津波対策、帰宅困難者対策を行います。

a 津波対策については、地震発生時の津波関連情報の収集及び巡回警戒の実施、津波警報・注意報発表時等の情報伝達、避難誘導、防潮堤・河港水門の閉鎖等の措置を実施します。

b 帰宅困難者対策については、大規模地震発生時等の混乱防止措置、孤立化が予想される川崎臨海部の島における帰宅困難者への対応等を行います。

エ 避難対策

災害が発生時又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大を防止するために行う避難の指示、方法、誘導、避難先、受入れ措置を実施します。

(ア) コンビナート災害に関する避難対策

避難勧告・指示は、施設の災害影響範囲及び適切な避難のタイミングなどを判断して実施します（別紙「石油コンビナート災害避難対策の概要」のとおり）。

(イ) 津波避難対策

別に定める「川崎市津波避難計画」による。

オ 救助救急

防災関係機関との緊密な連携により、救助活動及び応急救護活動並びに迅速な搬送活動を実施します。

カ 医療救護対策

地域医療関係団体、災害医療拠点病院等との連携、医療救護班の出動要請及び医療救護所の設置を行います。

キ 災害時の広報と広聴

市民等の混乱防止のための正しい情報の広報及び広聴活動を積極的に実施します。

ク 警戒・警備

危険防止のための警戒区域等の設定、当該区域への立入りの制限、禁止、又は退去措置を実施します。

ケ 緊急輸送対策

速やかに応急復旧体制を確保するために、輸送機能の確保、交通規制措置を実施します。

コ 災害救助法の適用

応急的に、必要な救助を行い、災害を受けた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として、災害救助法の適用申請を行います。

サ 生活関連施設の応急復旧活動

応急活動及び市民生活への支障を最小限にするための迅速・的確な応急対策を実施します。

シ 放射性物質等災害対策

対象施設に対する災害予防、災害応急、防護、広報活動の行います。

(3) 復旧・復興対策

民生安全のための緊急措置、事業実施の国の財政援助等及び激甚災害の指定などを行います。

(4) 東海地震に関する事前対策計画

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられてからの事前応急対策措置を講じます。

石油コンビナート災害避難対策の概要

臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、避難を行います。この場合、関係機関と緊密な連携による迅速かつ組織的な誘導を実施します。

1 避難の勧告・指示

(1) 避難勧告・指示の基準

- ア 危険物や可燃性ガスの火災等放射熱が、人体に危険を及ぼすと予想される場合
- イ 可燃性ガスの漏洩により、爆発危険が生じた場合
- ウ 毒性ガスの漏洩拡散により、人体に危険を及ぼすと予想される場合
- エ その他、市長が必要と認めた場合

(2) 避難勧告・指示の実施者

- ア 市長が実施します。市長に要請するいとまがないときは、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長が代わって行います。
- イ 本市以外の機関においては、関係法令に基づき警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示を行います。

(3) 避難のタイミングなど

火災発生、可燃性ガスの漏洩又は毒性ガスの漏洩という事象ごとに適切な避難のタイミングなどを判断します。

2 避難の方法

(1) 一時避難

大規模屋外タンク等の火災・爆発等により付近住民に危険が及ぶと認める場合、公園・大規模な空地等安全な場所への避難するものとします。

(2) 広域避難

震災等による広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等への避難するものとします。

(3) 特別避難

災害により内陸部と島部間の連絡が途絶した場合の避難用船舶による避難するものとします。

(4) 屋内退避

避難所等への避難よりも、屋内にとどまる方が、危険性が少ないと考えられる場合は屋内への避難するものとします。

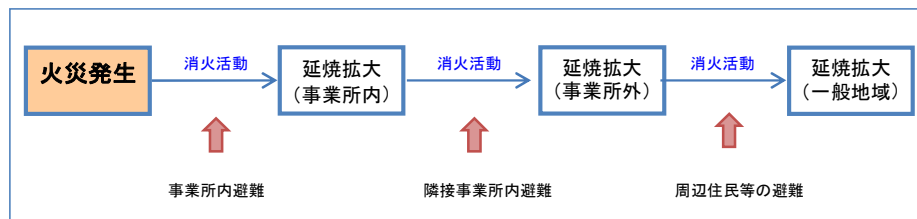
3 避難のタイミングなど（火災発生、毒性ガス漏洩の場合）

（１）避難のタイミング決定条件

適切な避難のタイミングを判断するには、施設の立地条件、周辺環境、取扱物質の特性、施設の災害影響範囲、プロセス条件等の要素を総合的に考慮して決定します。

（２）火災発生に伴う避難のタイミングなど

ア 危険物や高压ガスによる火災の消火及び拡大防止が失敗し、延焼拡大が予想される場合、予想される延焼拡大の範囲に応じて、避難を完了させるものとします。

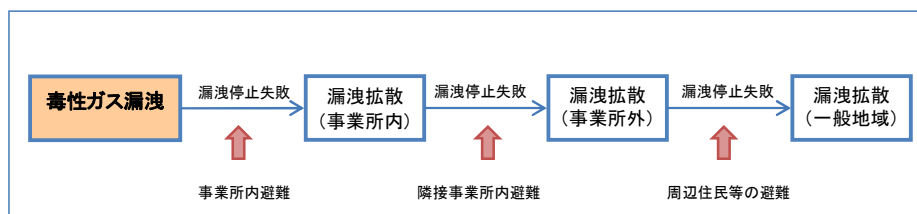


イ 放射熱による影響は、堅牢な建物等に避難することにより、ある程度軽減することができます。

ウ 爆風圧による影響は、タンク破片やガラス等の飛散物による影響も考慮して、堅牢な建物等に避難するものとします。

（３）毒性ガスの漏洩に伴う避難のタイミングなど

ア 毒性ガスの漏洩停止が失敗した場合には直ちに避難を完了させる必要があります。なお、ガスの拡散範囲や拡散速度は、漏洩量、漏洩物質、気象条件、周辺の建物等の状況により異なります。



イ 毒性ガスは、風下に流れることから、避難にあたっては、災害発生施設の風下以外へ避難するものとします。必要であれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う必要があります。また、空気より重たい毒性ガスの場合は、低い位置を避けて避難するものとします。

4 臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町 名	地 域 特 性	避 難 所 等		学校の収容 可能人数※	主要道路
		町内の市公的施設等	町 外※		
浮島町	①浮島町及び小島町の特定事業所数 第一種 8（浮7、小1）、第二種 11（浮10、小1）及び東芝原子力技術研究所がある（原子力災害対策特別措置法の適用される施設） ②浮島町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員6,902人、住民2人 合計6,904人 ③浮島町は、浮島橋が使用できない場合、409号線が利用できなくなる。ただし、浮島ICがあり高速神奈川6号川崎線、東京アクアライン、高速湾岸線が利用できる。 ④港湾局が整備する浮枝橋が利用できる場所を大師運河沿いで検討する。 ⑤孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	浮島処理センター 80人 浮島町公園(2.2万㎡)	国道409号線沿いの避難場所 ◎殿町小(570(1,900)) 大師中(590(2,340)) 東門前小(730(2,230)) 大師小(290(1,830)) 旭町小(450(1,760)) 川崎競馬場 50,000	2,630 (10,060)	国道409号線 (高速神奈川6号川崎線、東京アクアライン、首都高湾岸線)
東扇島 扇島	①東扇島及び扇島の特定事業所数 第一種 3（東1、扇2）、第二種 3（東2、扇1） ②所在者はほとんどが従業員である。 従業員10,511人、住民4人、合計10,515人 ③川崎港海底トンネルが使用できない場合でも、高速湾岸線東扇島ICがあり、高速湾岸線が利用できる。 ④東扇島東公園及びマリエンにヘリポートがある。 ⑤耐震岸壁が2ヶ所あり、護衛艦等大型船の接岸が可能である。 ⑥浮島町、千島町、水江町、扇町及び大川町から船舶により避難する際、避難者が多数でかつ東扇島及び扇島が災害影響範囲外の場合は、東扇島及び扇島へ搬送し、高速湾岸線又は大型船を利用して避難する。 ⑦港湾局が整備する浮枝橋が利用できる場所を京浜運河沿いで複数箇所検討する必要がある。 ⑧孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	港湾振興会館(マリエン) 250人 東扇島東公園 東扇島西公園	川崎駅東扇島線～扇町夜光線沿いの避難場所 ◎四谷小(450(1,560)) 南大師中(630(1,660)) 川中島小(450(1,990)) 川中島中(590(2,600)) 市立川崎高 富士見中(850(2,180)) 宮前小(450(2,240)) 大師公園 29,000 川崎競輪場 15,000 川崎球場 3,000	3,420 (12,230)	国道357号線～川崎駅東扇島線～扇町夜光線 (首都高湾岸線)
千島町	①千島町及び夜光町の特定事業所数 第一種 11（千7、夜4）、第二種 6（千6） ②千島町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員3,100人、住民7人 合計3,107人 ③千島橋及び海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮枝橋が利用できる場所を大師運河、京浜運河及び塩浜運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	なし			川崎駅東扇島線～扇町夜光線
水江町	①水江町の特定事業所数 第一種 3 ②水江町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員4,317人、住民0人 合計4,317人 ③水江運河にかかる道路及びF E海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮枝橋が利用できる場所を塩浜運河、京浜運河及び池上運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	川崎エコタウン 会館 140人	皁橋水江町線沿いの避難場所 ◎桜本中(590(1,750)) さくら小(630(2,020)) 藤崎小(450(2,250)) 東大島小(550(1,610)) 向小(560(1,390))	2,780 (9,020)	皁橋水江町線
扇町	①青木町及び南渡田町の特定事業所数 第一種 3（扇3）、第二種 6（扇5、南1） ②扇町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員4,049人、住民65人 合計4,114人 ③扇橋が使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮枝橋が利用できる場所を池上運河、京浜運河及び田辺運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	なし	川崎駅扇町線沿いの避難場所 ◎臨港中(630(1,780)) 大島小(440(1,700)) 渡田小(440(2,180)) 田島小(450(1,700)) 渡田中(600(1,980)) 新町小(450(1,800)) 川崎小(450(1,800))	3,460 (12,940)	川崎駅扇町線
大川町	①大川町及び白石町の特定事業所数 第二種 2（大1、白1） ②大川町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員2,352人、住民3人 合計2,355人 ③大川町が孤立化した場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮枝橋が利用できる場所を田辺運河及び京浜運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	なし	池田浅田線沿いの避難場所 ◎浅田小(250(1,420)) 東小田小(450(1,680)) 小田小(670(2,070)) 京町中(600(1,920)) 田島中(600(2,220)) 京町小(570(1,740)) 川崎中(600(1,910)) 小田公園 7,000 南部防災センター 1,000	3,740 (12,960)	池田浅田線
備 考	市の公的施設については、参考として記述している。 ◎の避難所は、川崎市地域防災計画資料編で各島の避難所として指定されている学校である。 ※学校の後の数字は、体育館の収容人数（教室も含んだ収容人数）の概数を表している。				

川崎市臨海部防災対策計画 (素案)

川崎市

川崎市臨海部防災対策計画 目次

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の修正	2
第4節 計画の習熟	2
第5節 計画の構成及び内容	2
第6節 計画の体系	3
第7節 男女共同参画の視点への配慮	4

第2章 臨海部の概況

第1節 臨海部の範囲	5
第2節 特定事業所等の概況	6

第3章 特定事業者等の措置

第1節 特定事業者の措置	15
第2節 その他事業所の協力	15
第3節 住民の協力	15

第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任	16
第2節 本市が行うべき業務の大綱	16
第3節 防災関係機関等の業務の大綱	17

第2部 災害想定

第1章 石油コンビナートの災害

第1節 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果の概要	20
第2節 影響評価	21

第2章 津波災害

第1節 津波浸水予測	24
第2節 津波被害想定	25

第3章 放射性物質等の災害

第1節 試験研究用原子炉施設の被害形態	27
第2節 核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態	27
第3節 放射性物質取扱事業所の被害形態	29

第3部 災害予防計画

第1章 特定事業所等における予防対策

第1節 特定事業所の予防対策	30
第2節 特定事業所以外の事業所の予防対策	43

第2章 防災関係機関における予防対策

第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底	45
第2節 消防力の整備充実	49
第3節 石油コンビナート等災害影響範囲の把握	50
第4節 海上流出油等防災体制の整備	50
第5節 防災訓練の実施	51

第3章 公共施設等の安全対策の推進

第1節 道路施設等の整備	52
第2節 海岸、港湾等の整備	52
第3節 上・工・下水道施設の整備	53
第4節 その他公共施設の整備	55
第5節 公共事業施設の整備	55

第4章 津波対策

第1節 ソフト対策	56
第2節 ハード対策	57

第5章 情報連絡体制の整備

第1節 情報通信設備の確保	59
第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備	60
第3節 連絡体制	61
第4節 防災行政無線等の運用	61
第5節 衛星通信の運用	63
第6節 防災相互無線の運用	63

第6章 液状化、長周期地震動対策

第1節 液状化対策	65
第2節 長周期地震動対策	65

第7章 帰宅困難者対策

第1節 市及び関係機関の役割	66
第2節 啓発普及	66
第3節 情報収集伝達体制の整備	66
第4節 広域的対策の推進	67

第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供

第1節 情報伝達手段の整備	68
第2節 情報提供の内容	70
第3節 協定に基づく情報提供	71

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制

第1節 初動体制の強化	72
第2節 石油コンビナート等防災本部（県）	72
第3節 市の活動体制	74

第4節	応援協力体制	80
第2章	災害情報の収集・伝達	
第1節	地震情報等の情報受伝達体制	86
第2節	災害情報の連絡及び報告	88
第3章	災害の防ぎょ活動	
第1節	特定事業所等における防ぎょ活動	93
第2節	本市における防ぎょ活動	93
第4章	避難対策	
第1節	避難の勧告・指示	100
第2節	避難の方法	101
第3節	避難誘導	102
第4節	避難先	102
第5節	避難者の受入れ	102
第5章	救助・救急	106
第6章	医療救護対策	
第1節	実施機関	107
第2節	実施内容	108
第7章	災害時の広報と広聴	
第1節	災害広報	111
第2節	災害広聴	112
第8章	警戒・警備	
第1節	警戒区域の設定	114
第2節	実施内容	114
第9章	緊急輸送対策	
第1節	緊急輸送路等の確保	115
第2節	交通規制	117
第10章	災害救助法の適用	
第1節	災害救助法の実施	120
第2節	災害救助法の適用基準	120
第3節	被害程度の認定基準	120
第4節	災害救助法の適用要請	121
第5節	救助の内容	121
第6節	費用の負担	122
第11章	生活関連施設の応急復旧活動	
第1節	上・工・下水道施設	123
第2節	その他の施設	125
第12章	放射性物質等災害対策	
第1節	対象となる施設	126
第2節	放射性物質等の災害対応	126

第5部 復旧・復興対策

第1章 民生安全のための緊急措置

第1節 相談窓口の開設	127
-------------	-----

第2節 資金の貸付	127
-----------	-----

第2章 公共施設の災害復旧

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等	129
--------------------	-----

第2節 激甚災害の指定	130
-------------	-----

第3章 復興体制

第1節 復興本部	131
----------	-----

第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討	131
----------------------	-----

第3節 復興方針	131
----------	-----

第4節 復興計画	131
----------	-----

第6部 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的	133
-----------	-----

第2節 東海地震に関する事前対策の体系	134
---------------------	-----

第2章 東海地震に関する予防対策計5

第1節 特定事業所等	135
------------	-----

第2節 川崎市	137
---------	-----

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

第1節 川崎市の活動体制等	138
---------------	-----

第2節 情報の受伝達及び広報	138
----------------	-----

第3節 警戒措置	141
----------	-----

第4節 警備対策	142
----------	-----

第5節 交通対策	144
----------	-----

第6節 緊急輸送対策	145
------------	-----

用 語 の 意 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石災法」という）

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することのための法律。

2 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）

大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するための地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定める法律。

3 川崎市地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地震防災に関する計画。市及び防災関係機関等が連携し、市域における震災の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に行うための基本的・総合的な活動指針としての役割を有する。

4 特別防災区域

石災法第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。

5 特定事業所

石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。

第一種事業所 特別防災区域に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高压ガスの処理量を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるもの。

政令で定める基準貯蔵・取扱量等

一 石油の基準貯蔵・取扱量 一万キロリットル

二 高压ガスの基準処理量 二百万立方メートル

第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するもの。

6 特定事業所等

特定事業所及び臨海部に所在する特定事業所以外の事業所をいう。

7 自衛防災組織

石災法第 16 条に定められ、特定事業者が特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために特定事業所ごとに設置しなければならない防災組織で、政令により具体的な防災要員、防災資機材等（化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備）の配備が義務づけられている。

8 防災管理者

石災法第 17 条に定められ、特定事業者が自衛防災組織を統括させる者として、特定事業所ごとに防災管理者を選任しなければならない。特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者、例えば所長、工場長等をもって充てる。

9 共同防災組織

石災法第 19 条に定められ、特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる」とされている。

10 石油コンビナート等特別防災区域協議会（特防協）

石災法第 22 条に定められ、特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置するよう努めることとされている。

- ・当該区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- ・災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- ・当該特定事業所の職員に対する防災教育の共同実施
- ・共同防災訓練の実施

11 石油コンビナート等防災本部（防災本部）

石災法第 27 条に定められ、特別防災区域が所在する都道府県に、当該区域に係る災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図る業務をつかさどるために置くこととされるされている。

石油コンビナート等防災計画の作成、実施、防災に関する調査研究の推進、防災に関する情報の収集と伝達。災害が発生した場合の応急対策及び、災害復旧に係る連絡調整、現地防災本部に対する指示等を行う。

12 石油コンビナート等現地防災本部（現地本部）

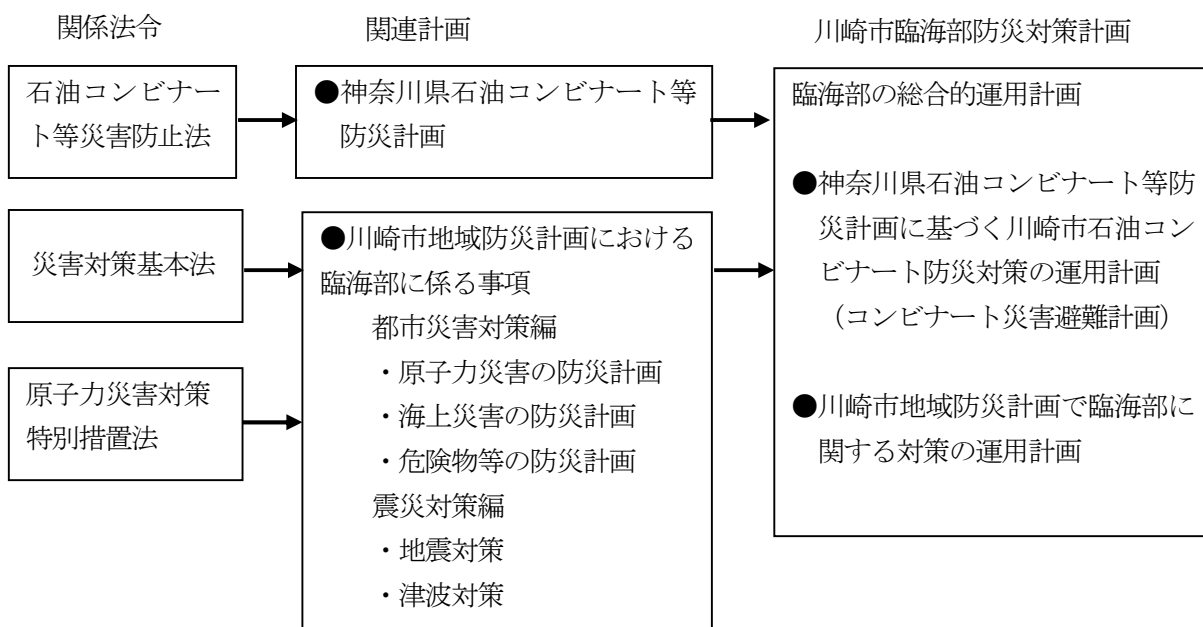
石災法第 29 条に定められ、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるとき、防災本部の本部長が設置することができる現地本部のことをいう。

第1部 総則

第1章 計画の方針【総務局危機管理室】

第1節 計画の目的

川崎市臨海部防災対策計画は、「主要地方道東京大師横浜」以南の地区（以下「臨海部」という。）を対象とし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石災法」という。）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）」及び川崎市地域防災計画を受けて、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、臨海部に係る市民及び就業者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。



第2節 計画の性格

- 1 この計画は、臨海部に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止又は放射性物質等の災害並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県防災計画及び川崎市地域防災計画に基づき本市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者等が実施する防災対策の運用を定めた計画である。
- 2 この計画中の「東海地震事前対応計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 3 条の規定に基づく強化地域ではないが、川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、東海地震に関連する情報が発表された場合に、特別防災区域内の混乱又は地震発生時の被害を最小限に食い止めるため、大震法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。

第3節 計画の修正

この計画は、県防災計画又は川崎市地域防災計画の修正及び訓練などにより、必要があると認められるときは、これを修正する。

また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、市は、臨海部防災対策の総合的な推進を図るため、この計画を市民・事業者への周知徹底を行うものとする。

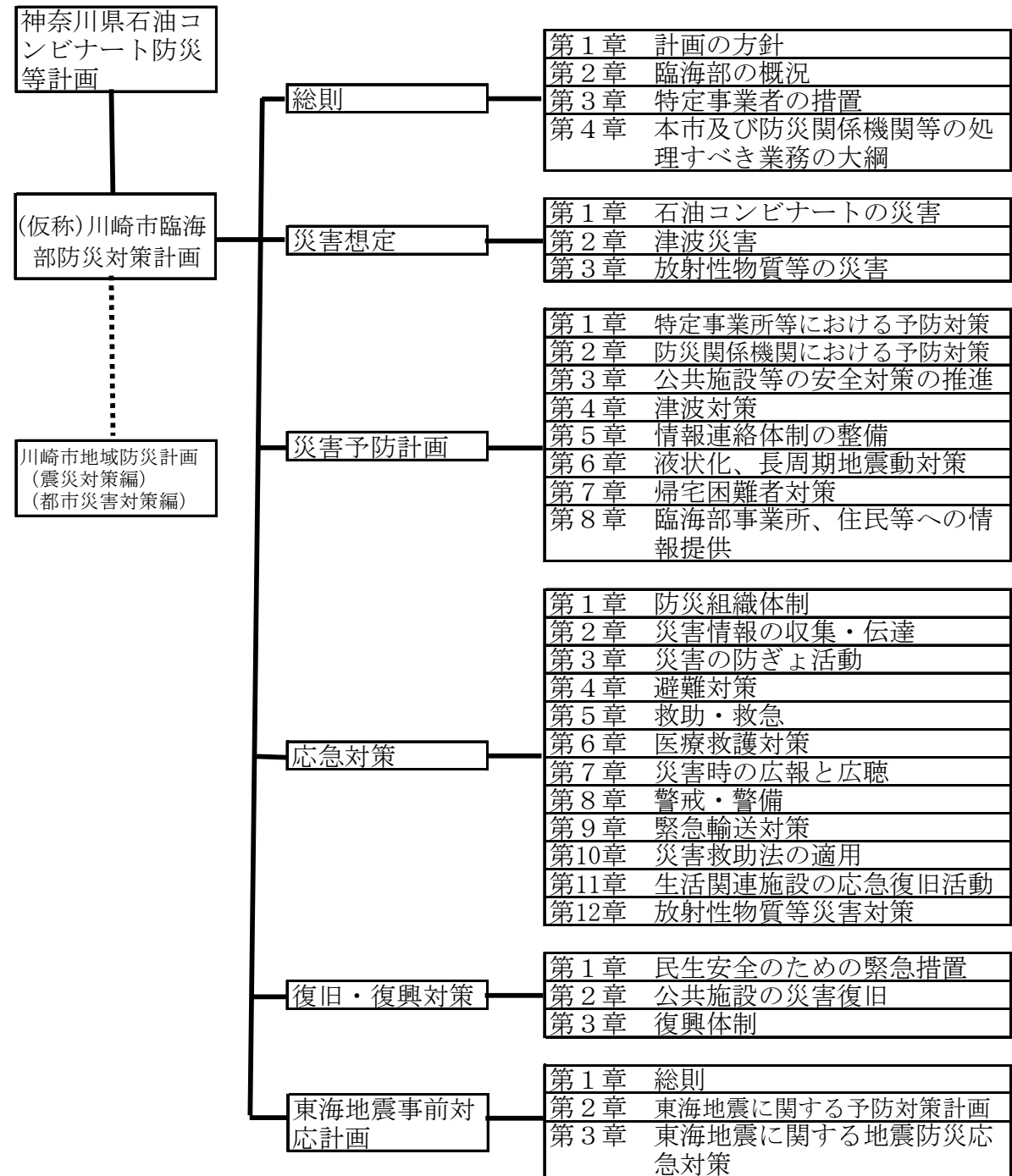
第5節 計画の構成及び内容

この計画は、臨海部防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市の防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、東海地震に係る事前対策計画を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

項 目	主 な 内 容
計画の方針等	本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱などについて定める。
	計画作成の目的、基本方針、臨海部の概況、市・防災関係機関等の役割等
想定する被害	石油コンビナート災害における災害影響度及び津波災害、放射性物質災害等の概要について定める。
	石油コンビナート災害、津波災害、放射性物質等災害
災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は、被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
	事業所の予防対策、防災関係機関の実施する予防対策、インフラの安全対策、津波対策、情報連絡体制の検討、液状化・長周期地震対策、帰宅困難者対策、地域内の情報提供等
応 急 対 策	災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う、初動対策及び応急対策に係る措置等について定める。
	防災体制の構築、災害情報の収集・伝達体制確保、災害への防御活動(石油コンビナート等災害への対応、海上流出油災害への対応、津波対策、帰宅困難者対策)、避難対策、救助・救急措置、医療救護対策、広報・広聴の対応、警戒・警備対応、緊急輸送対策、放射性物質災害対策等
復旧・復興対策	被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置について定める。
	社会インフラ対応、事業復旧・復興支援対応
東海地震事前対策計画	大規模地震対策特別措置法に定める、警戒宣言が発令された場合に本市及び防災関係機関等が対処する事前対策について定める。
	計画策定の目的、予防対策の策定、応急対策の策定

第6節 計画の体系



別冊 川崎市臨海部防災対策計画 資料編

第7節 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。

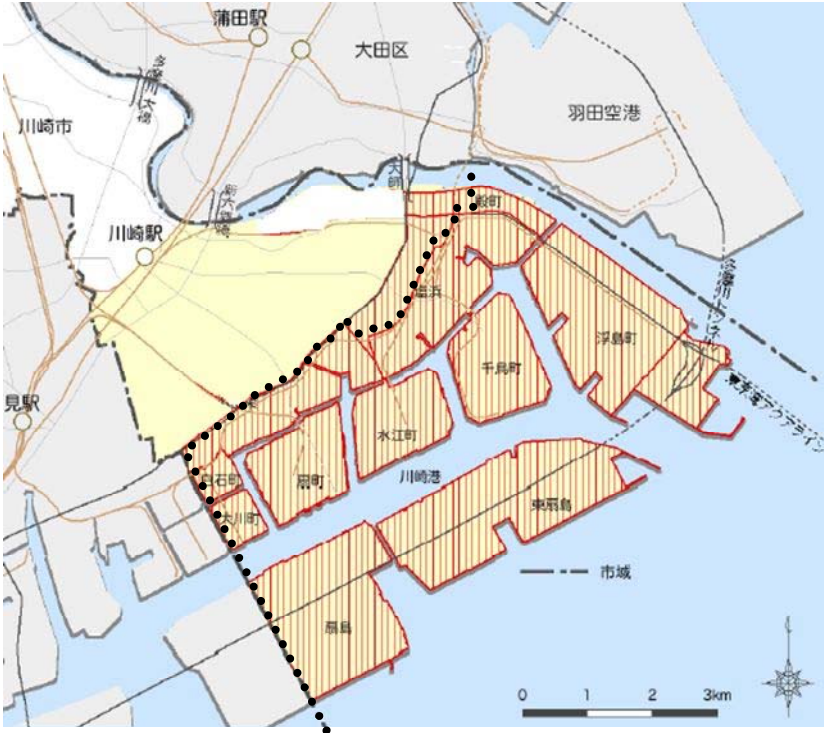
こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、市では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第2章 臨海部の概況【総務局危機管理室、港湾局、消防局】

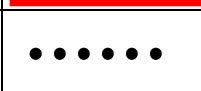
第1節 臨海部の範囲

1 臨海部

臨海部は、石油コンビナート災害防止法に規定される特別防災区域を含む「主要地方道東京大師横浜」から海側の川崎市行政区域地先海面全域にわたる沿岸延長約10キロメートルの範囲である。
川崎港「港湾区域」約3,298ヘクタールを含む。区域の範囲は次表のとおりである。



エリアの凡例

	臨海部	対象地域は川崎市内における「主要地方道東京大師横浜」以南の臨海地区
	石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域	石油精製業、化学工業及び製鉄業等の特定事業所が所在

2 特別防災区域

石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定される「京浜臨海地区」（面積35.00km²）のうち、川崎市内の次に掲げる区域である。（別図）

川崎市川崎区小島町

- 〃 田町3丁目
- 〃 夜光1丁目
- 〃 夜光2丁目
- 〃 夜光3丁目
- 〃 塩浜3丁目
- 〃 塩浜4丁目

- 〃 池上町
- 〃 浅野町
- 〃 鋼管通5丁目
- 〃 南渡田町
- 〃 田辺新田
- 〃 白石町
- 〃 浮島町
- 〃 千鳥町
- 〃 水江町
- 〃 扇町
- 〃 大川町
- 〃 扇島
- 〃 東扇島
- 〃 殿町3丁目25番1～25番33、26番1～26番7、27番1～27番4
- 〃 池上新町3丁目4番1～4番7、5番2
- 〃 東扇島6番1、6番7、7番、8番3、8番4、26番3～26番5、
31番1～31番6に隣接する公有地に隣接する公有水面埋立地
- 〃 浮島町430番の1及び430番の2の公有地に隣接する公有水面埋立地、
430番の2の地先の公有水面埋立地、430番の2の地先の公有地に隣接する公有水
面埋立地、430番の2に隣接する公有地及び430番の2の地先の公有地に隣接する
公有水面埋立地

3 港湾区域

川崎港の港湾区域は、川崎市川崎区大川町と横浜市鶴見区安善町との境界運河（境運河）の河口中央の地点、同地点から151度30分3,460メートルの地点、同地点から126度2,310メートルの地点、旧多摩川口羽田灯標（北緯35度32分6.7秒、東経139度47分35.9秒）から136度5,150メートルの地点及び多摩川口における行政区画境界線終点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに境運河（行政区画境界線以東）、白石運河、田辺運河、南渡田運河、浅野運河、池上運河、桜堀運河、入江崎運河、水江運河、塩浜運河、夜光運河、千鳥運河、大師運河、末広運河及び多摩運河の各運河水面、川崎市川崎区白石町2番地、同浅野町1番地、同夜光3丁目1番地、同夜光1丁目1番地、同浮島町100番地の各地先水面及び観音川入江橋下流の河川水面、川崎市川崎区殿町南東端（北緯35度32分12秒、東経139度46分1秒）から43度30分に引いた線より下流の多摩川河川水面（行政区画境界線以西）。

第2節 特定事業所等の概況

大部分が埋立地で形成されている川崎臨海部には石油・石油化学、鉄鋼、セメント等の素材系の重厚長大産業や電力・ガス等のエネルギー産業、中小企業で構成される工業団地などが集積し、長年に渡り我が国の経済を牽引する役割を担っている。

また、首都圏の中央に位置し、高速道路網及び主要幹線道路などにアクセスしやすい交通至便地であることから、多くの物流施設が立地しており、首都圏の生活を支える重要な役割を果たしている。

近年においては環境関連産業等の新たな産業や研究開発機能などの集積も進んでおり、殿町3丁目(キ

ングスカイフロント)では、ライフサイエンス・環境分野における最先端の研究開発から新産業を創出する拠点の形成を進められるなど、今なお我が国を代表し、発展を続ける産業集積拠点である。

1 特定事業所の概況

(1) 概況

本市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置する特別防災区域「京浜臨海地区」は、過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても大規模で、かつ、多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等を中心に形成されている。この京浜臨海地区のうち、本市区域内には54の特定事業所が所在しており、隣接する横浜市内には21の特定事業所が所在している。

ア 面積及び特定事業所数 (平成24年4月1日現在)

区分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第2種事業所
京浜臨海地区	35.00km ²	75事業所	36事業所	39事業所
(川崎市)	24.07km ²	54	27	27
(横浜市)	10.93km ²	21	9	12

イ 特定事業所の地区別配置・種別等

市内特定事業所の地区別の配置状況及び種別は、別表1のとおり。

(配置状況は、別図1を参照)

ウ 特定事業所における石油・高圧ガス等の貯蔵、取扱、処理量

本市における特定事業所における危険物、高圧ガス等の貯蔵量、取扱量、処理量は、次

特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量

(平成24年4月1日現在)

区分	①石油	②高圧ガス	③第4類 危険物 (石油を除く)	④第4類 以外の 危険物	⑤指定可燃物		⑥高圧ガス以外の 可燃性ガス	⑦毒物	⑧劇物
					固体類	液体類			
貯蔵、取扱、 処理量	7,531,588 kl	1,165,549,624 Nm ³	105,061 kl	29,238 t	39,244 t	8,094 t	390,836,493 m ³	274 t	21,381 t

のとおりである。

エ 特定事業所における危険物施設数

特定事業所における危険物施設数は、次のとおりである。

特定事業所における危険物施設数

(平成24年4月1日現在)

区 分	製 造 所	貯 蔵 所 計							取 扱 所 計				そ の 他	合 計
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外 貯 蔵 所		給 油 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
施 設 数	89	2,011	194	1,635	10	25	10	137	461	22	44	395	0	2,561

オ 特定事業所における石油の屋外タンク基数

特定事業所における石油の屋外タンク基数は、次のとおりである。

特定事業所における石油屋外タンク貯蔵所基数

(平成24年4月1日現在)

区 分	1,000kl未満	1,000kl～ 1万kl未満	1万kl～ 5万kl未満	5万kl～ 10万kl未満	10万kl以上	合 計
タンク基数	1,074	388	96	7	0	1,565

特定事業所の地区別配置及び種別

別表 1

(平成24年4月1日現在)

地区別	番号	種別	事業所名	地区別	番号	種別	事業所名
浮島	1	①	東燃ゼネラル石油(株)川崎工場 (東燃化学合同会社川崎工場・ 日本ポリプロ (株) 川崎工場を含む)	千島	28	1	エム・シー・ターミナル(株)川崎事業所
	2	①	日本ユニカー (株) 川崎工業所		29	①	(株)日本触媒川崎製造所千島工場
	3	①	セントラル硝子 (株) 川崎工場		30	①	日本ポリエチレン (株) 川崎工場 (千島地区) (日本ポリプロ (株) 川崎工場を含む)
	4	①	日本ブチル (株)		31	2	日本乳化剤 (株) 川崎工場
	5	①	日本合成アルコール (株) 川崎工場		32	2	川崎化成工業 (株) 川崎工場 (千島)
	6	①	J X 日鉱日石エネルギー(株)川崎製造所 浮島地区 (日本ポリエチレン(株)川崎工場 (浮島地 区)・ENEOSグループ(株)川崎ガスターミナルを含む)		33	2	日油 (株) 川崎事業所
	7	①	(株) 日本触媒川崎製造所浮島工場		34	2	日本合成樹脂(株)
	8	2	花王 (株) 川崎工場		35	2	サンケミカル(株)川崎工場
	9	2	(株) 東芝浜川崎工場		36	2	東京電力(株)西火力事業所 川崎火力発電所
島	10	2	日新倉庫 (株) 川崎営業所	水江	37	①	東亜石油 (株) 京浜製油所 水江地区 ((株) ジェネックスを含む)
	11	2	新日本理化 (株) 川崎工場		38	①	J X 日鉱日石エネルギー(株) 川崎ガスターミナル
	12	2	東亜合成 (株) 川崎工場		39	1	出光ルプテクノ (株)
	13	2	興和油化工業 (株) 川崎工場		40	2	J F E スチール (株) 東日本製鉄所 (京浜地区)・川崎地区
	14	2	日新瓦斯 (株) 川崎事業所	扇町	41	①	昭和電工 (株) 川崎事業所
	15	2	新栄運輸 (株) 川崎化成成品油槽所		42	2	東日本旅客鉄道 (株) 川崎発電所
	16	①	川崎オキシトン (株) 川崎工場		43	1	J X 日鉱日石エネルギー (株) 川崎事業所
	17	2	日本冶金工業 (株) 川崎製造所		44	2	昭和電工ガスプロダクツ (株) 川崎工場
	18	2	ブルーエクスプレス (株) 関東営業部横浜営業所		45	2	三友プラントサービス (株) 川崎工場
	19	2	日本コンセプト (株) 京浜支店		46	2	ペットリファインテクノロジー(株)
					47	2	川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所
千島	20	①	日本ゼオン (株) 川崎工場	大川石	48	2	三和倉庫 (株) 川崎事業所
	21	①	旭化成ケミカルズ (株) 川崎製造所		49	2	昭和電工 (株) 川崎事業所 (大川)
	22	①	J X 日鉱日石エネルギー (株) 川崎製造所川崎地区 (日本ポリエチレン (株) 川崎工場 (南地区)・ 東邦 (株) 川崎工場・サンアロマー (株) 製造本部川崎 工場を含む)	扇島	50	①	J F E スチール (株) 東日本製鉄所 (京浜地区) ・扇島地区 ((株) JFEサンソセンター 京浜工場・ JFEケミカル (株) 東日本製造所を含む)
	23	1	東西オイルターミナル (株) 川崎油槽所		51	1	東亜石油(株)京浜製油所 扇島地区
	24	1	三菱化学物流 (株) 川崎油槽所	東扇島	52	1	東亜石油(株)京浜製油所 東扇島地区
	25	1	日本ヴォバック (株) 川崎事業所		53	2	東京電力 (株) 西火力事業所 東扇島火力発電所
	26	①	昭和電工 (株) 川崎事業所 (千島)		54	2	(株) 日新 東扇島物流センター
	27	1	東京油槽 (株)				

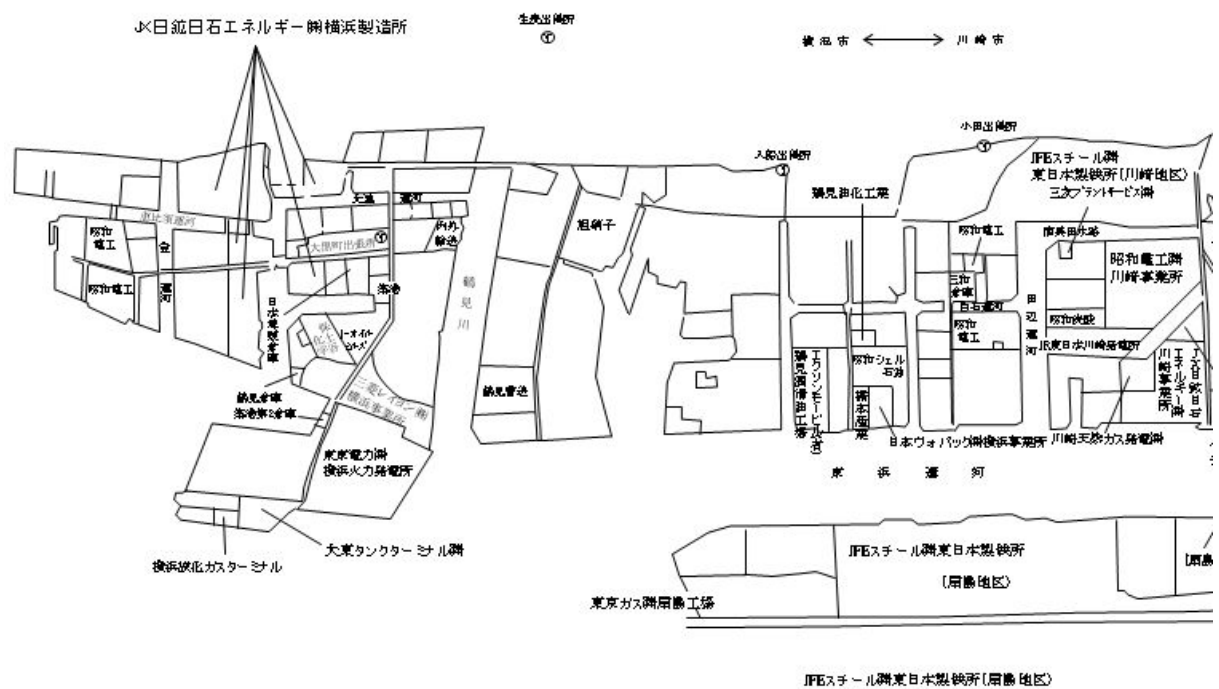
特定事業所 54事業所【第1種事業所】 27 (レイアウト18)【第2種事業所】 27

(注) 種別欄の○付き数字は、レイアウト事業所を示しています。

※平成24年6月1日現在では、45と54が特定事業所から除外されている。

特定事業所立地概況図

〔京浜臨海地区〕
(平成24年4月1日現在)



2 特定事業所以外の事業所等の概況

臨海部には、特定事業所のほかにも、多数の企業、事業所等が立地している。

東扇島内には、多数の物流倉庫が立地し、特に冷凍・冷蔵倉庫の保管能力は80万トンを超え、わが国随一の規模を誇る。

また、川崎ファズ物流センターなどの大型物流施設や、「川崎マリエン」「東扇島基幹的広域防災拠点」なども立地している。

羽田空港対岸に位置する殿町3丁目には、国際戦略総合特区制度などを活用し、ライフサイエンス・環境分野など国際的な課題解決に貢献する先端研究や産業の集積による拠点「キングスカイフロント（Kawasaki INnovation Gateway at SKYFRONT）」の整備が進められている。

千鳥町内には、港湾関係の官公署のほか、砂利、砂、石灰石、金属くずなどのバラ貨物を扱う港湾事業者が立地する。

そのほか、水江町地区には、事業活動から発生する排出物や副生物を可能な限り抑制するとともに、これらの再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図り、環境負荷の最小化を実現することを目指す「川崎ゼロ・エミッション工業団地」、浮島地区には、大規模太陽光発電所や、首都高速道路浮島ジャンクション、浮島処理センターなどが立地している。

3 臨港区域の概況

(1) 港湾施設

ア 航 路 川崎航路 延長 1,880m 幅員 300m～750m 水深－12m 以上

イ 泊 地 総面積 13,744.271 m² (27ヶ所)

ウ 運 河 総延長 20,840m

名 称	延 長	幅	水 深
京 浜 運 河	6,150m	600～700m	－2m～－12m
境 運 河	1,280m	65m	－3m～－4m
白 石 運 河	630m	65m	－1m～－3m
田 辺 運 河	1,300m	180m	－5m～－10m
南 渡 田 運 河	980m	70m～140m	－3m～－7m
浅 野 運 河	650m	90m	－2m～－6m
池 上 運 河	1,710m	130m～200m	－8m～－10m
桜 堀 運 河	550m	50m	－1m～－4m
入 江 崎 運 河	460m	60m～80m	－1m～－6m
水 江 運 河	750m	150m	－2m～－4m
塩 浜 運 河	1,340m	280m	－3m～－12m
夜 光 運 河	300m	35m～40m	－1m～－2m
千 鳥 運 河	1,120m	130m～150m	－2m～－4m
大 師 運 河	2,200m	350m	－9m
末 広 運 河	540m	75m～290m	－2m～－4.5m
多 摩 運 河	880m	100m	－2m

エ 防波堤 北防波堤 延長 260m 構造 鉄筋コンクリートケーソン

	東扇島防波堤	延長 3,340m	構造 鉄筋コンクリートケーソン
	東扇島波除堤	延長 350m	構造 鋼管杭
	南 防 波 堤	延長 608m	構造 鋼管杭
オ	係留施設	大型係船岸壁等（水深－4.5m 以上）	総延長 19,357m 船席数 177
	物 揚 場	（水深－4.5m 未満）	公共用 総延長 920.6m
	小型油槽船係留施設	総延長 681.7m	
カ	上屋及び荷さばき地	上 屋 9棟	総面積 14,096 m ²
	荷さばき地	631,754 m ²	

（２）港勢（最近１０年間の傾向）

ア 入港船舶

川崎港における入港船舶隻数は、緩やかな減少傾向にあり、平成 23 年では約 2 万 7,000 隻となっている。また、入港船舶 1 隻あたりの総トン数は、2,482 総トン（平成 14 年）から 3,707 総トン（平成 23 年）と年々増加傾向にあり、船舶が大型化している傾向がうかがえる。

外航船の入港船舶数については、一般貨物船が最も多く、平均で、約 600 隻の船舶が入港している。一方、船舶総トン数でみると、油タンカーが最も多く、平均で、約 3,300 万総トンの船舶が入港している。内航船については、入港船舶数、船舶総トン数ともに油タンカーが最も多く、船舶数は約 1 万 3,000 隻、総トン数は約 900 万総トンとなっている。このように川崎港を航行する船舶は、原油タンカーやケミカルタンカーなど危険物積載船が非常に多いという特徴がある。

イ 海上出入貨物

川崎港における海上出入貨物は、約 8,400 万トンから 9,600 万トンの間で上下している。

輸出貨物は、約 450 万トンから 840 万トンまでの取扱いで、品種別では、完成自動車が過去 10 年以上にわたり取扱貨物量第 1 位となっており、その他としては、石油製品、重油、化学薬品や金属くずなどが主要な貨物となっている。

輸入貨物は、約 4,600 万トンから約 5,400 万トンまでの取扱いで、品種別では、原油が過去 10 年以上にわたり取扱貨物量第 1 位となっており、その他としては、LNG（液化天然ガス）、鉄鉱石、石炭や石油製品などが主要な貨物となっている。

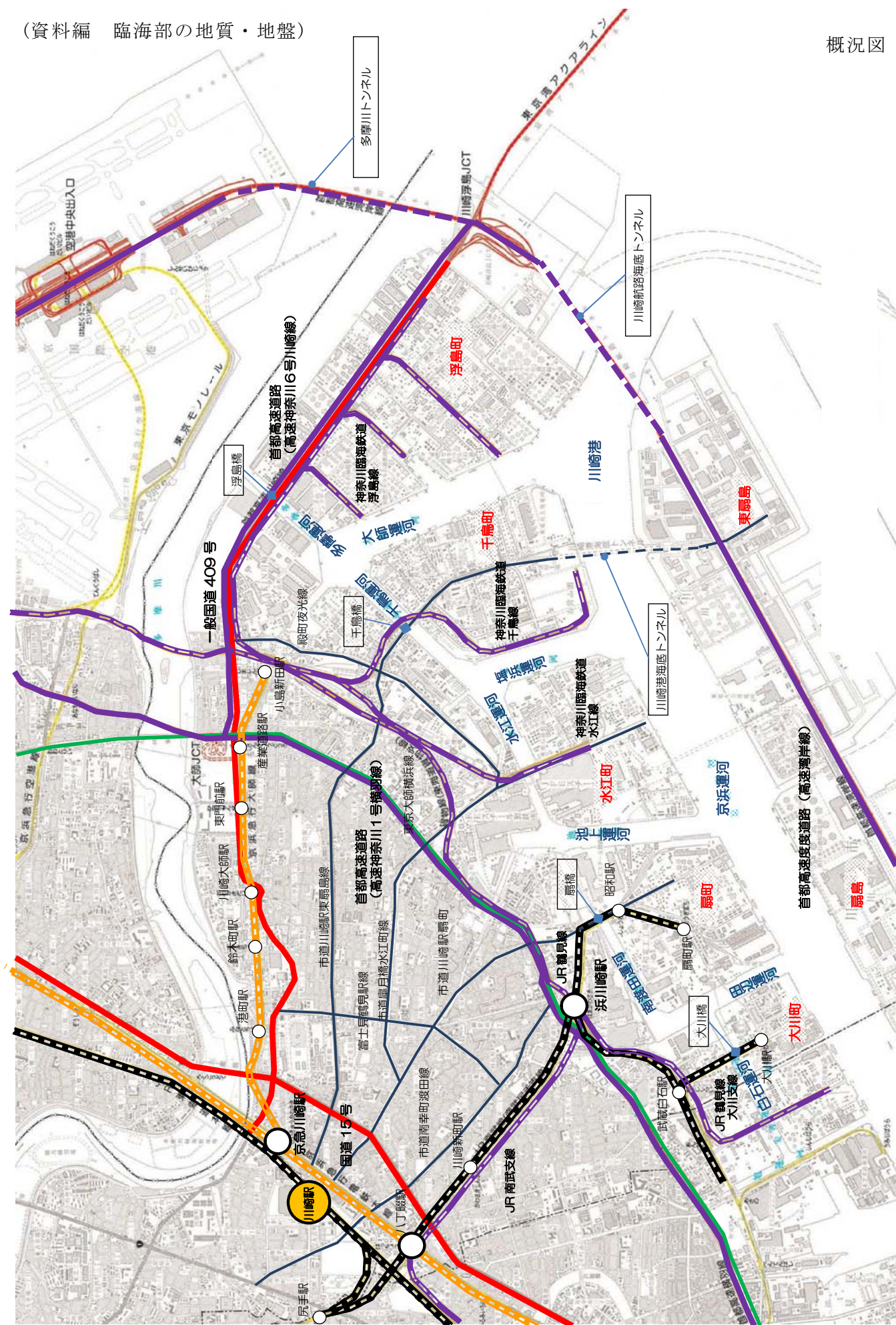
移出貨物は、約 1,700 万トンから約 2,400 万トンまでの取扱いで、品種別では、石油製品、化学薬品、重油や石炭等が主要となっている。移入貨物は、約 1,000 万トンから約 1,500 万トンまでの取扱いで、品種別では、石油製品、石灰石、砂利・砂や化学薬品等が主要な貨物となっている。

４ 交通網の概況

臨海部の幹線道路網は横断方向（東京～横浜）には、首都高速道路（高速神奈川 1 号横羽線及び高速湾岸線）、主要地方道東京大師横浜、市道殿町夜光線がある。また、臨海部と内陸部を結ぶ縦断方向には首都高速道路（高速神奈川 6 号川崎線）、幹線道路として一般国道 409 号、市道（川崎駅東扇島線、皐月橋水江町線及び川崎駅扇町線）がある。

鉄道路線としては、旅客線として J R 鶴見線、京浜急行大師線、J R 南部支線、貨物線として東海道貨物支線、神奈川臨海鉄道の支線がある。

（資料編 臨海部の地質・地盤）



第3章 特定事業者等の措置

第1節 特定事業者の措置

1 特定事業者の実施責任

特定事業者は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行い、保安管理体制を強化するとともに、他の特定事業者と相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

2 特定事業者の処理すべき事務

特定事業者は次の事務を行う。

- (1) 関係法令及び行政指導基準に基づく関係施設等の安全管理の徹底
- (2) 自衛防災組織の設置整備
- (3) 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- (4) 防災教育及び防災訓練の励行
- (5) 災害時における防ぎよ活動の実施
- (6) 特別防災区域協議会の整備
- (7) 相互応援体制の確立
- (8) 共同防災組織の設置・整備
- (9) 広域共同防災組織の設置・整備

第2節 その他事業所の協力

臨海部の特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

第3節 住民の協力

臨海部地域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力を努める。

第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱【総務局危機管理室、関係局区】

第1節 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及び県防災計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 本市

本市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

3 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県、関係市等の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2節 本市が行うべき業務の大綱

- 1 防災組織の整備及び育成指導
- 2 防災訓練の実施及び指導
- 3 特定事業所に対する立入検査
- 4 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導
- 5 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- 6 特定防災施設及び防災資機材等の整備強化に関する指導、監督
- 7 防災施設の整備
- 8 防災に必要な物資及び資機材等の備蓄、整備
- 9 防災に関する調査、研究及び教育
- 10 現地本部の運営
- 11 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 12 消防活動、その他応急措置
- 13 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- 14 被災者に対する救助及び救護の実施
- 15 保健衛生
- 16 被災施設の復旧
- 17 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- 18 その他の災害応急対策

19 その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

第3節 防災関係機関等の業務の大綱

1 神奈川県

- (1) 神奈川県石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）の運営
- (2) 防災組織の整備
- (3) 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 特定事業所に対する立入検査
- (6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導監督
- (7) 防災施設の整備
- (8) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (9) 防災に関する調査、研究及び教育
- (10) 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- (11) 石油コンビナート等現地防災本部の設置
- (12) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 交通規制、その他社会秩序の維持、避難の指示及び誘導
- (15) 保健衛生
- (16) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (17) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (18) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (19) 広域緊急援助隊の派遣要請
- (20) 関係市に対する災害防ぎょに関する指示
- (21) 自衛隊の派遣要請
- (22) 被災施設の復旧
- (23) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

2 特定地方行政機関等

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各警察の災害警備活動の指導調整
- イ 管区内各警察の相互援助の調整
- ウ 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- エ 警察通信の確保及び通信統制
- オ 津波警報の伝達

(2) 神奈川労働局

- ア 労働災害防止に関する指導及び監督
- イ 労働安全教育の指導及び援助
- ウ 特定事業所に対する立入検査
- エ 災害に関する情報の収集及び伝達

- オ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
 - ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保
 - オ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - カ 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保
 - キ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ク 被災中小企業の振興
- (4) 関東地方整備局
 - ア 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - イ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - ウ 災害に関する情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事
 - カ 災害復旧工事の施工
 - キ 再度災害防止工事の施工
 - ク 港湾施設、海岸保全施設等の整備
 - ケ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策
 - コ 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工
 - サ 海洋の汚染の防除事業の実施
- (5) 第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査
 - エ 港湾の状況等の調査研究
 - オ 船艇、航空機による警報等の伝達
 - カ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - キ 活動体制の確立
 - ク 船艇、航空機等による海難救助等
 - ケ 船艇、航空機による傷病者、医師及び救助物資等の緊急輸送
 - コ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - サ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - シ 流出油の防除等
 - ス 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - セ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - ソ 海上における治安の維持
 - タ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に

関する措置

チ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導

ツ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置

テ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

3 自衛隊

(1) 防災関係資料の基礎調査

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成

(3) 通信情報活動

(4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧

(5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(6) その他応急復旧活動等の支援等

4 神奈川県警（以下「県警察」という。）

(1) 避難の措置及び誘導

(2) 被災者の救出救助及び搜索活動

(3) 交通規制等交通対策

(4) 活動体制の確立

(5) 情報の収集伝達及び原因調査

(6) その他社会秩序の維持

ておく必要があると考えられることから、災害を段階別に捉え、各段階で想定される災害危険性を示した。

(1) 平常時

事業所における防災対策を検討する上では、影響度の大きい災害についての対策を優先するとともに、一定レベル以上の発生頻度の災害については、影響度の大小に関わらず想定しておく必要があると考えられることから、災害を次の表のように段階別に捉え、各段階で想定される災害の危険性を示した。

災害の区分	災害の発生頻度	リスクマトリックス	対策の考え方
第1段階の災害	1施設あたり10万年に1件以上発生 10万施設あれば年1回以上発生	発生頻度：A B 影響度：全て	現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
第2段階の災害	1施設あたり100万年に1件以上発生 100万施設あれば年1回以上発生	発生頻度：C 影響度：全て	発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
その他の災害	発生頻度が上記より低いが、影響範囲が100mを超える災害	発生頻度：D 影響度：Ⅱ以上	発生する可能性が極めて小さく優先度が低い、対策を講ずることが望ましい災害

(2) 地震時（短周期地震動）

総合的な評価にあたっての基本的な考え方は平常時と同様とし、災害を次の表のように段階別に捉え、各段階で想定される災害危険性を示した。

災害の区分	災害の発生確率	リスクマトリックス	対策の考え方
第1段階の災害	想定地震により1千施設で1件以上発生	発生頻度：A B 影響度：全て	現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
第2段階の災害	想定地震により1万施設で1件以上発生	発生頻度：C 影響度：全て	発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
その他の災害	発生頻度が上記より低いが、影響範囲が100mを超える災害	発生頻度：D 影響度：Ⅱ以上	発生する可能性が極めて小さく優先度が低い、対策を講ずることが望ましい災害

第2節 影響評価

1 対象施設

平成17年度神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査と同様に、次の施設を対象とした。

- (1) 危険物タンク
 - ・容量1,000kl以上の第4類危険物の屋外貯蔵タンク（タンク総数546基）
 - ・毒性危険物を貯蔵した屋外貯蔵タンク（タンク数9基）
- (2) 高圧ガスタンク
 - ・可燃性ガス、毒性ガスを貯蔵したタンク（タンク総数218基）
 - （うち、毒性ガスを貯蔵したタンク数29基）
- (3) 毒性液体タンク・危険物タンク、ガスタンクのいずれにも該当しない毒性液体を貯蔵したタンク（タンク総数17基）

2 平常時における災害危険性の評価

京 浜 臨 海 地 区		
第1段階の災害 ※1	危険物タンク	中量流出火災、タンク小火災、毒性危険物タンクの防油堤内流出毒性ガス拡散。 毒性危険物（全てアクリロニトリル）の災害は、施設数は少ないが影響度がⅠやⅡとなるものがある。
	ガスタンク	中量爆発、中量フラッシュ火災、小量流出毒性ガス拡散。 小量フラッシュ火災や小量毒性ガス拡散では、影響度がⅠやⅡとなる施設があり、中でも毒性の強い塩素を貯蔵するタンクは特に影響度が大きい。
	毒性液体タンク	毒性ガスの中量流出拡散。 毒性ガスの中でも、毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクでは影響度がⅠとなる。
第2段階の災害 ※2	危険物タンク	防油堤内流出火災、タンク全面火災、毒性危険物タンクの防油堤内流出毒性ガス拡散。 毒性危険物の災害（全ての災害規模）は全ての施設で影響度がⅠやⅡとなる他、防油堤内流出火災でも一部の施設において影響度がⅠやⅡとなる。
	ガスタンク	中量爆発、中量フラッシュ火災、中量流出毒性ガス拡散。 第1段階よりも想定施設数が多くなり、影響度も大きいものが多い。
	毒性液体タンク	毒性ガスの中量流出拡散。 毒性ガスの中でも、毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクでは影響度がⅠとなる。
その他の災害 ※3	危険物タンク	仕切堤及び防油堤内流出火災、タンク全面火災、毒性危険物の防油堤内流出ガス拡散で該当する施設がある。
	ガスタンク	仕切堤及び防油堤内流出火災、タンク全面火災、毒性危険物の防油堤内流出ガス拡散で該当する施設がある。 中量、大量及び全量（長時間）流出フラッシュ火災、大量及び全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。
	毒性液体タンク	大量及び全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。

神奈川県石油コンビナート等防災計画より抜粋

- ※1 1施設あたり10万年に1件以上発生又は10万施設あれば年1回以上発生するとして、現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
- ※2 1施設あたり100万年に1件以上発生100万施設あれば年1回以上発生発生するとして、可能性は相対的に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
- ※3 発生頻度が上記より低い、影響範囲が100mを超えて発生するとし、発生する可能性が極めて小さく優先度は低い、対策を講ずることが望ましい災害

3 地震時における災害危険性の評価

震度6強程度の地震が発生した際における災害想定

京 浜 臨 海 地 区		
第1段階の災害 ※1	危険物タンク	防油堤内流出火災と毒性危険物（アクリロニトリル）の防油堤内流出毒性ガス拡散。 いずれの場合も影響度がⅠやⅡとなる施設がある。
	ガスタンク	中量爆発、中量フラッシュ火災、毒性ガスの中量流出拡散。 フラッシュ火災や毒性ガス拡散では（全ての災害規模）、影響度がⅠやⅡとなる施設がある。
	毒性液体タンク	中量流出毒性ガス拡散。 影響度Ⅰとなる施設があるが、これらは毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクである。
第2段階の災害 ※2	危険物タンク	防油堤内流出火災と毒性危険物（アクリロニトリル）の防油堤内流出毒性ガス拡散が想定される。 影響度がⅠやⅡとなる施設がある。
	ガスタンク	全量（長時間）流出に伴う爆発、フラッシュ火災、毒性ガス拡散。 中量フラッシュ火災や中量～全量（長時間）流出毒性ガス拡散では影響度がⅠやⅡとなる施設があり、毒性ガスタンクの中でも特に影響度の大きい施設は、毒性の強い塩素を貯蔵するタンクである。
	毒性液体タンク	全量（長時間）流出毒性ガス拡散。 影響度Ⅰとなる施設があるが、これらは毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクである。
その他の災害 ※3	危険物タンク	仕切堤及び防油堤内流出火災、毒性危険物の仕切堤及び防油堤内流出ガス拡散で該当する施設がある。また、防油堤外流出火災及び防油堤外流出毒性ガス拡散では、発生確率がDレベルとなる施設がある。
	ガスタンク	中量～全量（長時間）流出フラッシュ火災、中量～全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。また、全量（短時間）流出毒性ガス拡散では、発生確率がDレベルとなる施設がある。
	毒性液体タンク	全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。また、地震動の大きい地域に設置されている施設では、全量（短時間）流出毒性ガス拡散の発生確率がDレベルとなる施設がある。

神奈川県石油コンビナート等防災計画より抜粋

- ※1 想定地震により1千施設で1件以上発生するとして、現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
- ※2 想定地震により1万施設で1件以上発生するとして、可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
- ※3 発生頻度が上記より低い、影響範囲が100mを超えて発生するとし、発生する可能性が極めて小さく優先度は低い、対策を講ずることが望ましい災害

第2章 津波災害【総務局危機管理室】

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓を踏まえ、国においては、科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討している。神奈川県においては最大クラスの津波を想定した地震を設定し、地震津波浸水予測図を作成した。

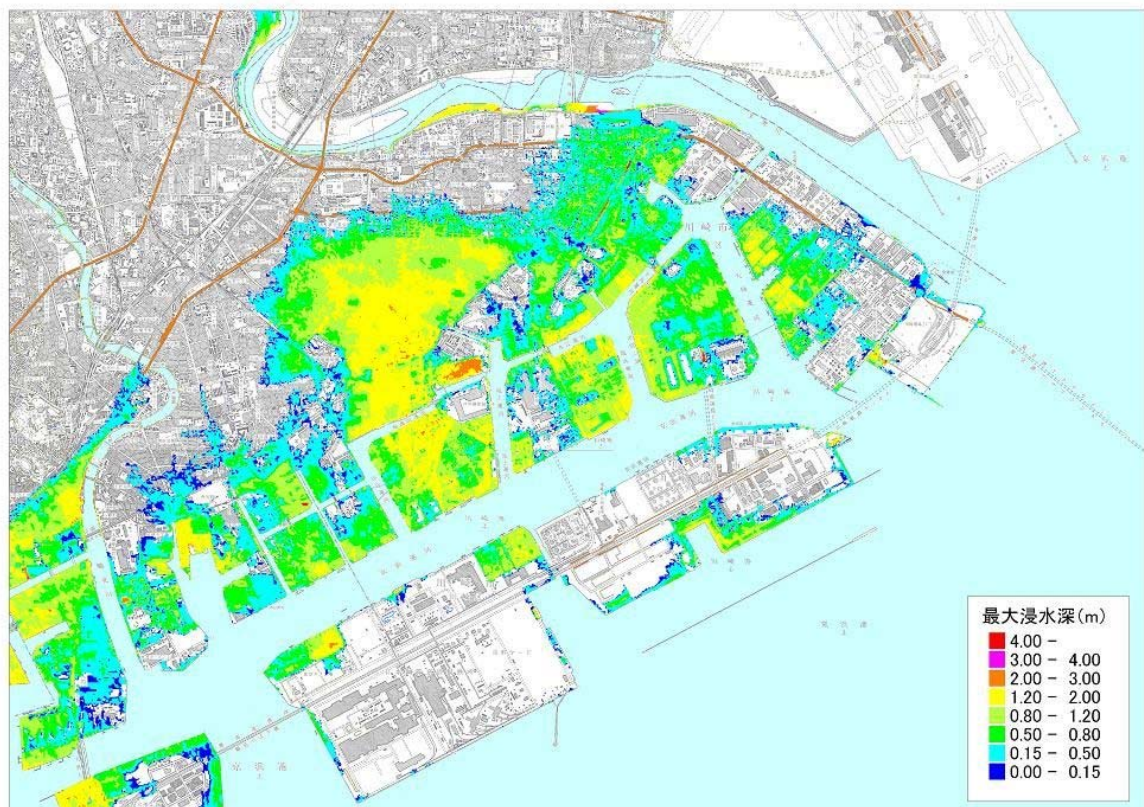
津波の災害想定については、神奈川県が想定した津波のうち、本市における浸水域、浸水深が最も大きい「慶長型地震」による津波を対象とする。

第1節 津波浸水予測

神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波浸水予測

川崎市域の最大津波到達時刻 96分、最大津波高 371cm（満潮時）

川崎市域の浸水深 浅野町の一部など 2～3m、その他の地域 2m以下



第2節 津波被害想定

1 浸水による建物・人的被害

神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波浸水予測の津波浸水予測を基にして推計した被害予測

(1) 建物被害

区名	木造			非木造		合計		
	全壊	半壊	浸水	半壊	浸水	全壊	半壊	浸水
川崎区	8	4,568	2,312	5,457	2,294	8	10,025	4,606
幸区	0	0	4	0	7	0	0	11
合計	8	4,568	2,316	5,457	2,301	8	10,025	4,617

(2) 人的被害

		冬5時の	夏12時の	冬18時の
		死者数 (人)	死者数 (人)	死者数 (人)
避難する場合		0	0	0
避難しない場合		5,817	5,009	5,816
	川崎区	5,807	5,001	5,806
	幸区	10	8	10

2 浸水による道路・鉄道の被害

(1) 道路

緊急交通路及び緊急輸送路に指定されている道路について、川崎区内を通る道路のうち、国道15号よりも臨海部側については多くの箇所が浸水することが予測される。

高速湾岸線及び東京湾アクアラインについては川崎浮島ジャンクションで浸水、首都高速6号川崎線については大師ジャンクション付近のトンネルで浸水することが予測される。



川崎市の緊急交通路及び緊急輸送路指定路線図

(2) 鉄道

京浜急行大師線の産業道路駅～小島新田駅のほか、ＪＲ南武支線の川崎新町～扇町、川崎臨海部を走る各貨物線が浸水することが予測される。

3 東日本大震災における被災地でのコンビナート被害

消防庁が取りまとめた、危険物施設や石油コンビナート施設における 16 都道府県内の被害状況では、全施設のうち 1.6%にあたる 3,341 施設が地震や津波で被害が確認され、そのうち、主に津波の被害を受けた 1,821 施設について、破損、流出、火災等が発生したとしている。屋外タンクの被害形態に着目した津波被害状況では、津波浸水深が 3.0m未満の場合、タンク本体及び付属配管への被害は発生せず、3.0m以上で被害が見られた。

このほかの被害として、タンクの基礎や防油堤基礎の洗掘、各種設備・装置の流出などの様々な態様のものがあるほか、各種防災資機材への被害が災害への対応を困難化させる例も考えられるが、石油タンクへの大規模な津波被害は、このたびの東日本大震災が初めてのことであることから被害の情報が乏しい。

(出典：「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書（平成 23 年 12 月 22 日 消防庁）」より抜粋)

第3章 放射性物質等の災害【総務局危機管理室】

放射性物質等の災害は、県防災計画の「放射性物質等の災害」のとおりとする。

- 1 試験研究用原子炉施設における被害
- 2 核燃料物質等の輸送に係る事故による被害
- 3 放射性物質取扱事業所における被害

第1節 試験研究用原子炉施設の被害形態

試験研究用原子炉施設からの放射性物質及び放射線の放出形態については、次のとおりとする。

○ 原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態

(出典：原子力災害対策指針—原子力規制委員会)

原子炉施設で想定される放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設から直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏洩する可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記、希ガス及び揮発性放射性物質の影響範囲への対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第2節 核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態

核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、次のとおりとする。

○ 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価

(出典：原子力施設等の防災対策について—原子力安全委員会)

1 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射エネルギーが多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射エネルギーを収容するA型輸送物とする。

- B型輸送物の例：使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体
- A型輸送物の例：新燃料、濃縮UO₂、濃縮UF₆、天然UF₆
- L型輸送物の例：低レベル廃棄物
- IP型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

2 想定事象

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。

臨界事故については

① 輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと。

② 特別の試験を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。

なお、濃縮UF 6の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、

① 特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、

② 800℃、4時間の耐火性能を有していること、

③ 現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包括されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されと考えられる。

(1) B型輸送物

ア 想定事象

(ア) 遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

(イ) 密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、9 m落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が 100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定（風速 1 m/s、大気安定度 F）

イ 一般公衆への影響

(ア) 遮へい性能の劣化

表面から 1 mで約4.5 mSv/h、半径15mの距離で約0.25 mSv/h（10 mSvに達するまでに約40時間）、半径50mの距離で約20 μSv/h。

原子力緊急事態に至る遮へい性能の劣化（表面から 1 mで10 mSv/h）があった場合には、半径15mの距離で10時間で5 mSv/h程度。

(イ) 密封性能の劣化

半径15mの距離で約16 μSv/h（10 mSvに達するまでに約26日）、半径50mの距離で約5 μSv/h。

原子力緊急事態に至る放射性物質の漏洩があった場合は、半径15mの距離で約5 mSv以下（特別の試験条件下での許容値である漏洩率A 2 値/weekで10時間放出）。

ウ 防護対策

(ア) 遮へい性能の劣化

ロープ等を用いて半径約15mの範囲を立入禁止区域とし、土嚢等で遮へい対策をする。

(イ) 密封性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により拡散防止対策をする。

(2) A型輸送物

ア 想定事象

(ア) 遮へい性能の劣化

A型輸送物の収納物自体は新燃料等の低線量放射性物質であるため想定しない。（収納物表面で20～50 μSv）

(イ) 密封性能の劣化

天然UF6輸送物が800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、耐火保護カバーが劣化して、収納物が放出することを想定

イ 一般公衆への影響

(ア) 密封性能の劣化

距離に依存せず100 μ S v以下

ウ 防護対策

(ア) 密封性能の劣化

初期消火後、ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により漏洩防止対策をする。

3 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10 m S vに達するまでにかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人数の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚染・漏洩拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏洩があった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5 m S v程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考ええる。

第3節 放射性物質取扱事業所の被害形態

火災や爆発等により、放射性同位元素などの放射性物質が漏洩し、放射線による被ばくにより、人体等に被害を生じる。

第3部 災害予防計画

臨海部における危険物、高圧ガス等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図るよう努めなければならない。

また、本市、県及び防災関係機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所等における予防対策

第1節 特定事業所の予防対策【消防局】

特定事業所は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域で発生した災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、それぞれ地域及び事業所の実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施するものとする。特に、協力会社を含む特定事業所関係者は、危機管理能力の向上に日頃から取り組まなければならない。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、県防災計画や川崎市地域防災計画、本計画との整合を図りつつ、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めなければならない。

加えて、特定事業所は、大規模地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、食糧等必要な物資を確保するよう努めなければならない。

1 保安管理の徹底

特定事業者は、自らの責任により積極的に保安確保が継続的に改善されるシステムの構築を図り、保安確保対策を進めることとし、平常時から危険物、高圧ガス等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例等を適切に反映させ、安全な管理に必要な保安業務の徹底を期するものとする。

このため、特定事業所においては、石炭法、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図るものとする。

（1）防災保安責任体制の整備

ア 保安部門は、他部門、特に製造部門から独立させ、安全対策の指揮命令が十分徹底されるよう、事業所内の体制の整備強化を図る。

イ 事業所における安全を確保するため、石炭法に規定する防災管理者を中心に、総合的な防災保安監督体制及び所内連絡協議体制を確立するとともに、防災規程、予防規程及び危害予防規程並びにこれらの規程に基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。なお、当該規程には、特に、夜間、休日における異常事態発生時の通報及び応急体制等

の行動基準について明確に規定する。

ウ 津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合における緊急時の対応について検証し、避難時の対応や緊急措置等の対応に関する必要な事項を定めるとともに、関係者へ内容の周知徹底を行う。

また、緊急措置等の対応の検討に当たっては、役割分担等の実施体制、施設等停電時における対応等についても明確にする。

エ 装置にトラブルが発生した場合、装置を緊急停止できるように、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。

また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。

オ 作業員の計装、計器類の操作ミス、誤認を防止するため、原則として複数の者が確認するとともに、フェイルセーフ等を考慮した計装システムの整備に努める。

カ 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。

(2) 危険物、高圧ガス施設等の安全確保

ア 耐震設計等

神奈川県地震被害想定調査による南関東地震等における地震動及び液状化、神奈川県津波浸水予測図（平成 24 年 3 月 神奈川県津波浸水想定検討部会）、防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価等を踏まえ、対策を実施する。

また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。

(ア) 危険物施設

危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について」（消防庁危険物保安室長通知、平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号）等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

昭和 52 年 2 月 15 日以前に設置された特定屋外タンクは、平成 7 年 1 月施行の「新基準」、平成 11 年 4 月 1 日以前に設置された準特定屋外タンクは、平成 11 年 4 月施行の「新基準」についての適合性調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じなければならない。なお、耐震改修期限にとらわれることなく早期に改修を図るよう努める。

また、防油堤等については、「防油堤の漏洩防止措置について」（平成 10 年 3 月 20 日消防庁通知）等により対策を講ずる。

(イ) 高圧ガス施設

平成 9 年 4 月に改正施行された「高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和 56 年 10 月通商産業省告示第 515 号）」及び県が定めた「高圧ガス施設等耐震設計基準」（平成 2 年制定、平成 14 年 4 月改訂施行）に基づき耐震対策を実施する。

(ウ) 建築物

多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防

災上重要な建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年 10 月）が制定されたことも併せ、県が定める「防災上重要建築物耐震診断基準」を参考に耐震診断を実施し、その結果に応じた補強対策等を講ずるよう努める。

(エ) 地盤の液状化

地盤の液状化対策の程度が大きいと判定されたメッシュ（地域）内の事業所は、液状化の詳細判定を実施するとともに、①～③の施設については、それぞれに例示する周辺地盤に適応した地盤改良や構造物の設計を強化するなどの対策を講ずるよう努める。

①危険物、高圧ガス施設等	地盤改良による方法 a. 液状化の可能性の高い砂層を粒径にばらつきのある土砂と入れ換える置換工法 b. 振動若しくは衝撃により地盤内に砂を圧入し、砂杭を形成させるサンドコンパクションパイル工法 c. 振動機を地中にさしこみ、振動させながら地盤を締め固め同時に生じた空隙に砂利等を補充するバイプロフローテーション工法及びバイプロット工法 d. 盛土の荷重で砂層の拘束圧を増大させることにより液状化に対する強度を高める押え盛土工法 e. その他、深層混合処理及び薬液注入工法、グラベルドレーン工法、動圧密工法、ウェルポイント工法、バイプロタンパー工法及び表層固化工法等 構造物で対応する方法 a. 道路等の盛土のり面を支持地盤、若しくは液状化しない層まで到達する基礎を有する擁壁にする方法 b. 構造物の周囲を矢板等で囲い内部の拘束圧を高める方法 c. 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す方法 d. 液状化により配管が引っ張られて、危険物やガスの漏洩を起こさないよう、配管の可とう性の確保
②建築物等	木造建築物の対策工法 a. 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とすること。 b. アンカーボルトを適正施行すること。 c. 荷重偏在となる建築計画を避けること。 d. 屋根等の重量を軽くすること。 e. 1 階床組の床束に束石を用いないこと。 上記 a ～ e を効果的に組み合わせると実効が上がる。

②建築物等	鉄筋コンクリート造建築物の対策工法 a. 支持杭基礎工法 b. 地階を設ける方法 c. 面的に広がりのある建築計画とする方法 d. 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める工法
	建築物の敷地地盤に施す対策工法 土木施設構造物の液状化対策における地盤改良による方法に準じる工法
	コンクリートブロック塀の対策工法 a. 法令等の技術基準を正しく履行すること。 b. 基礎を底板幅の大きい逆T字型又はL字型の鉄筋コンクリートで造り、丈を大きくし、根入れを深くすること。
③地下埋設物 (導管、配管)	既存施設の技術的改良対策 a. 既設管の取替 b. 既設管の補強 c. 地盤改良
	新設管の耐震化 a. 良質地盤の選定 b. 耐震性の高い管の採用
事業所内道路	防災活動上重要な事業所内道路について、迂回可能な通路配置や応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じておく。

(オ) 危険物タンクのスロッシング対策

特定屋外タンクについては、平成 17 年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行うとともに、「新基準」適合への対策が求められる浮き屋根式特定タンクの浮屋根については、災害危険性の評価結果等に応じて計画的に法令の猶予期限までにとらわれることなく早期に改修を図るように努める。

イ 津波浸水対策

津波による浸水が想定される特定事業所は、各事業所等において想定される被害の態様に応じ、次に例示する浸水による被害を低減するための対策を参考に、必要な措置等を講ずるよう努める。

(ア) 緊急停止のための措置等

津波警報発表時など、津波による浸水のおそれがある状況において、限られた時間で設備の安全な停止、危険物等の封じ込め、他設備との縁切り等を図るための措置を講じる。

(イ) 保安用設備等の機能の確保

地震、津波等災害発生時においても、特定防災施設等、防災資機材等その他保安用設備の機能を維持若しくは応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じる。

(ウ) タンクローリーの流出防止措置

津波によりタンクローリー、容器（ポンベ）が流出することを防止するため、タンクローリーの退避、容器の固定措置等の措置を講じる。

ウ 施設の腐食劣化による漏洩防止

（ア）配管

埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、保安管理に活用するとともに、敷設後は定期的に水圧試験等を実施し、腐食開孔部の早期発見に努める。

高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料」（平成 19 年 3 月神奈川県）を参考に外面腐食防止対策を講じる。

（イ）タンク本体

現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針」（平成 17 年 3 月総務省消防庁）に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。

エ 緊急停止装置、保安電力等の安全対策

関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、緊急遮断設備等の整備を図るなど保安対策に取り組む。

オ 人的要因による事故の防止

事故の直接的要因又は背後要因としての人的要因の把握に努め、適切な予防対策を講じる。

カ 各種情報源の活用

消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。

キ 火災の防止

可燃性混合気体の形成回避に努め、また、発火源となる静電気対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

（3）施設、設備等の点検整備

ア 自己責任・自主管理のもと、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、設備の保全、管理のより一層の強化に努める。

イ 防消火設備は、日常の保守点検により作動の健全性を常時確保し、災害時に支障なく使用できるよう訓練によりその操作の習熟を図る。

ウ 点検の結果、不備不良等の異常を発見したときは、責任者の指示により速やかに整備又は修理を行う。

エ 点検、整備又は修理の工程及び結果を関係者に連絡する。

（4）作業基準の整備と徹底

ア 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備し、その遵守の徹底を図る。

イ 作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理し、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とする。また、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

ウ 作業基準の運用

次の事項について、年1回以上見直しを行い、必要な場合は適宜改訂する。

- (ア) 関係法令等が遵守されていること。
- (イ) 安全な操作が確保されていること。
- (ウ) 安全上重要な事項について、特にわかりやすくなっていること。
- (エ) 安全確保に必要な基本的禁止事項が盛り込まれていること。

(5) 放射性物質等災害に対する特定事業所の防災体制の整備

ア 試験研究用原子炉施設

(ア) 放射性物質災害に対する防災体制の整備

特定事業所は、特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生等の連絡を受けた場合の装置の緊急停止などの操作手順や防災要員の配備及び避難について、あらかじめマニュアルの整備を行う。

(イ) 避難誘導体制等の整備

特定事業所等は、特定事象発生等の連絡を受けた場合の屋内退避及び避難に係る計画を作成する。

イ 放射性物質取扱事業所

放射性物質災害に対する防災体制の整備

特定事業所は、放射性物質取扱事業所の火災等の連絡を受けた場合の装置の緊急停止などの操作手順や防災要員の配備及び避難について、あらかじめマニュアルの整備を行う。

2 防災組織の確立及び整備

特定事業者は、石災法第3条の規定に基づき、災害の発生及びの拡大の防止に関し万全の措置を講じなければならないことから、自衛防災組織等を適正に設置し運用しているところであるが、さらなる充実を図るため、各特定事業所間及び各共同防災組織間での相互協力の推進並びに石油コンビナート等特別防災区域協議会への積極的な参加に努め、それぞれの地域の実態に即応した事業所相互間の協力、応援及び連絡体制の整備充実に努めるものとする。

(1) 防災組織

ア 自衛防災組織の確立

自衛防災組織は、石災法第16条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

- (ア) 日常時における防災巡回及び点検に関する業務
- (イ) 災害時における統轄、指揮に関する業務
- (ウ) 災害情報の収集に関する業務
- (エ) 防災要員の非常招集に関する業務
- (オ) 消火作業等応急措置に関する業務
- (カ) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する業務
- (キ) 一般従業員の避難誘導に関する業務
- (ク) 災害現場周辺の警戒、警備に関する業務
- (ケ) 負傷者の応急救護、収容に関する業務
- (コ) 防災資機材等の調達支給に関する業務
- (サ) 非常食糧、飲料水の備蓄に関する業務
- (シ) 報道関係者、来訪者等の応接に関する業務

- (ス) 周辺住民に対する防災情報の提供に関する業務
- (セ) その他必要な業務

イ 共同防災組織の確立

各地区共同防災組織は、石災法第 19 条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

- (ア) 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
- (イ) 防災要員の防災技術向上に関する業務
- (ウ) 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務

石災法第 19 条に基づく共同防災組織の設置状況は、次のとおりである。

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

地区名	組織の名称	根 拠	結成年月日	加盟事業所数
浮 島	浮島 共同防災協議会	浮島共同防災協議会 共同防災規程	昭和 52 年 7 月 13 日	39
千 鳥	川崎市千鳥地区 防災協議会	川崎市千鳥地区防災 協議会共同防災規程	昭和 52 年 7 月 12 日	24
扇 町	扇町地区 共同防災協議会	扇町地区共同防災規程	昭和 52 年 7 月 14 日	6
扇 島	扇島地区 共同防災協議会	扇島地区共同防災 協議会共同防災規程	昭和 52 年 7 月 13 日	5 (横浜市域 2 社を含む)
浮 島 千 鳥 水 江 扇 町 扇 島 東扇島	川崎海上共同 防災協議会	川崎海上共同防災協議 会海上共同防災規程	平成 12 年 4 月 1 日	18 (浮 島 2 千 鳥 8 水 江 2 扇 町 3 扇 島 2 東扇島 1)

ウ 広域共同防災組織の確立

直径 3 4 m 以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所にあつては、「大容量泡放射システム」(大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤等)を備え付けなければならないことから、当京浜臨海地区においては、石災法第 19 条の 2 の規定に基づき、広域共同防災組織として「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を設置したところである。複数の特別防災区域を管轄する組織となり、当市の京浜臨海地区をはじめ、根岸臨海地区、久里浜地区及び静岡県の清水地区を受け持つ広域の共同防災組織となっている。

広域共同防災組織は、市、国、県及び防災関係機関の指導のもと、石災法第19条の2の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

- (ア) 大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）を用いて行う防災活動に関する業務
- (イ) 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
- (ウ) 防災要員の防災技術向上に関する業務
- (エ) 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務
- (オ) 防災関係機関との連絡体制の確立に関する業務

石災法第19条の2に基づく広域共同防災組織の設置状況は、次のとおりである。

名 称	受持ち特別防災区域	設立年月日
神奈川・静岡地区 広域共同防災協議会	京浜臨海地区・根岸臨海地区・ 久里浜地区・清水地区	平成19年10月9日 (本運用開始日:平成20年12月9日)

エ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の充実

京浜臨海地区内の特定事業者においては、石災法第22条の規定に基づき、「京浜臨海地区特別防災区域協議会」を設置している。

(ア) 業務

当該協議会は、次の業務を適正に遂行するとともに、特別防災区域内での災害の発生又は拡大の防止を推進するため、構成事業所で連携を図り、防災力向上及び防災資機材等の整備充実に努めなければならない。

- a 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- b 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- c 災害の発生又は拡大の防止に関する特定事業所職員への教育の共同実施
- d 共同防災訓練の実施

(イ) 取組事項

東日本大震災、阪神・淡路大震災及び平成15年（2003年）十勝沖地震における石油コンビナートタンク火災の教訓から、特定事業所の自己責任・自主管理を基本とした共通的な地域防災対策の推進に関わる課題に取り組まなければならない。

- a 自衛防災組織及び共同防災組織の相互応援体制の確立
地区を越えた相互応援、防災協力体制の構築を検討し、応援協定の締結を行う。
- b 避難計画
臨海地区島部において相互連絡路が途絶した場合の集合場所、集合場所までの避難通路及び避難用船舶の確保、船舶の係留位置及び着岸施設の指定等を検討し、防災関係機関との協議体制を確立する。
- c 連絡設備・防災通信の整備強化
混信が予想される中で、災害情報等の収集、伝達を強化するため、新規連絡通信システムの可能性の調査検討を行う。
- d 緊急輸送路等の確保
交通規制が実施され、島部においては孤立化が予想される中で、各島で物資受入れ港湾施設の確保、緊急輸送船舶の確保等を検討し、防災関係機関との協議体制を確立する。

- e 関係防災機関から自衛防災組織又は共同防災組織への協力要請対応
防災協力活動への協議体制の確立、応援協力協定の締結を検討する。

石災法第22条に基づく特別防災区域協議会の設置状況は、次のとおりである。

名 称	設立年月日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	昭和 57 年 3 月 29 日

(2) 相互連携体制の整備

特定事業所は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制確立のため、事業所間の相互連携体制の整備・強化を図るものとする。

ア 平常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時における相互応援の円滑な実施に資するため、保安上必要があると認められる場合、次の事項に留意して相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努めるものとする。

(ア) 相互通報に関する事項

次の事項について、あらかじめ通報しておくものとする。

- a 導配管による輸送時
- b 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合
- c 隣接事業所境界並びに他事業所導配管設置場所から接近した距離内の火気の使用、塔槽類の据付け、解体及びその他の作業を行う場合
- d 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- e ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合
- f 異常騒音の発生が予想される場合
- g 装置の稼働を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合

(イ) 相互了解に関する事項

特定事業者は、次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

- a 貯槽能力 10,000k. 以上の貯槽を事業所境界に接近した位置に設置する場合
- b 製造施設を事業所境界から接近した位置に設置する場合
- c 導管を設置する場合
- e フレアースタックを設置する場合
- f その他必要な事項

(ウ) 資料等の相互交換に関する事項

隣接する事業所間で、次の事項につき概ね年1回以上、必要な資料等の相互交換を行う。

- a 危険物・高圧ガス施設を設置している位置と取り扱う物質の名称
- b 危険物その他の危険性物質を貯蔵する貯槽の位置と貯蔵物質の名称
- c 火気を使用する設備の位置
- e 災害によって可燃性ガス、毒性ガスが放出するおそれのある設備の位置と、放出ガスの名称
- f 導配管の敷設位置

- g 保安施設の位置
- h 消火栓その他の防災設備の位置
- i その他保安上、特に必要と思われるものの位置

イ 非常時における連携体制の整備

特定事業者は、災害時において必要に応じ相互に応援することとされていることから、相互応援措置の円滑な実施が図られるよう、あらかじめ次の事項について応援協定を締結する等、合意若しくは確認しておくこと。

(ア) 組織及び応援部隊の編成

(イ) 応援要請時の連絡方法及び連絡系統

(ウ) 応援時の指揮命令系統

(エ) 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項

(オ) 応援者の業務

- a 非常線の監視、報道機関の対応、非常炊出し、その他被災時における側面的な援助及びそれに必要な資機材、人員の調達
- b 地域全般にわたる事故災害の発生又は発生のおそれのある場合の共同防災措置及びそれに必要な人員及び資機材の提供
- c 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣
- d 消火に必要な人員、設備、資機材の調達
- e その他被災事業所からの要請による事項

(カ) その他応援に必要な措置

特定事業所は、自らの事業所の安全を確保した場合には、相互応援とともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域社会における防災対策への協力に努める。

3 消防力の整備強化

大量の危険物・高圧ガス等を貯蔵し、取扱う特別防災区域においては、災害の特殊性と影響度の大きさとともにさまざまな危険要因を有していることから、関係法令において必要とされる防災資機材等の適正な配備とともに、これらの災害対応に向けた自衛消防組織等の消防力の整備・強化が必要不可欠となる。

このため、災害防止について第一次的責任を有する特定事業者は、法令等による設置義務又は基準数の配備に満足することなく、事業所の規模に応じた防災要員を確保し、流出油防止堤等の特定防災施設、消防車両等、消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の防災資機材等並びに消防用設備等について、より一層の消防力の整備・強化に努めるものとする。

(1) 特定事業所等の消防力

特定事業所等の消防力の概要は、別表のとおりである。

(2) 大容量泡放射システムの概況

石災法第 19 条の 2 の規定により広域共同防災組織が設置され、当市区域には「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を組織して、防災資機材等及び防災要員に係る石災法の基準に基づき、次のような大容量泡放射システムを配備している。

ア 大容量泡放射システムの資機材等

大容量泡放射システム構成資機材		現有	備考
大容量泡放水砲		2 砲	10,000～ 30,000 L/ min 可変
大容量泡放水砲用 防災資機材	ポンプ	メインポンプ 2 台 水中ポンプ 2 ユニット	公称 30,000 L/ min (1 台) 4 台 1 ユニット
	混合装置	送液部 1 式 混合部 2 式	
	ホース (保形) (ソフト)	メインホース 5,740 メートル	1 2 B
		吸管 4 4 本	8 B
		吸管 4 本	8 B
	耐熱服	4 着	
	空気呼吸器	4 基	
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		6 6 キロリットル	1 %希釈型

※ 「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区（横浜市区域）・久里浜地区・清水地区の特定事業所を受け持つ。

イ 大容量泡放水砲 1 基あたりの最低放水能力

浮屋根式特定屋外タンクの直径	34m以上 45m未満	45m以上 60m未満	60m以上 75m未満
基準放水能力 (毎分)	10,000 リットル	20,000 リットル	40,000 リットル
砲 1 基あたりの 最低放水能力 (毎分)	10,000 リットル		20,000 リットル

※市内該当タンクにおいて、最大直径 7 5 メートル以上のタンクはない。

ウ 川崎市内における大容量泡放射システムの該当タンク基数

該当タンク基数	基準放水能力別該当タンク基数		
	毎分 10,000 リットル	毎分 20,000 リットル	毎分 40,000 リットル
6 0 基	1 0 基	2 6 基	2 4 基

4 海上流出油体制の整備等

特定事業所は、油等流出事故等に的確に対応するため、災害用資機材の整備を図り、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会の関係機関と連携して防除活動を行うとともに、協議会が実施する訓練に積極的に参加し、防災関係機関との防災体制の整備を図るものとする。

また、防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地事業所等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海防災対策協議会等において、情報や意見の交換、提案を行う。

5 防災教育及び防災訓練の実施

特定事業所は、協力会社も含めた全従業員を対象に、次のとおり防災教育及び訓練を計画的かつ確実に実施し、平常時の安全確保と災害時の応急活動の万全を期するものとする。

(1) 防災教育

ア 平常時から、操作ミス、不注意あるいは作業基準に定める作業手順の省略等惰性、慣れから基本的な安全確認を怠ることのないよう、作業基準、点検整備基準等の安全保安教育を徹底する。

また、過去の事故事例等を活用して異常事態を想定し、的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底、火災、爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。

イ 地震、津波、高潮等の異常な自然現象に関する知識を習得するとともに、自然災害による被害の低減を図るための作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。

ウ 予想される装置のトラブルに速やかに対処できるよう、運転技術の向上及び運転装置、関連装置の習熟を図る。

エ 事業所設備の操作・保守及び管理に従事する者を企業内講習会、企業外講習会などに積極的に参加させ、資格取得に対する援助をするなど全体のレベルアップを図る。

オ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して災害発生の防止に努めるとともに防災管理意識の高揚、啓発を図る。

カ 自衛防災組織の統括等防災業務の中心的役割を担う防災管理者等を、防災業務に関する研修・講習に積極的に参加させ、一層の能力向上が図られるよう努める。

(2) 防災訓練

ア 公設消防隊、共同防災組織及び広域共同防災組織並びに近隣の特定事業者等と合同の総合訓練を実施し、地域防災体制の確立を図る。

イ 一般の防災訓練を実施するほか、特に作業基準に沿った装置の緊急停止訓練等個別訓練を実施し、作業基準の徹底を図る。

ウ 訓練は、特に、設備の新設、組織変更、人事異動等があった時はその都度実施するように努め、迅速的確な対応が行えることを確認する。

エ 訓練を実施した際に生じた問題点をマニュアル等に反映させるとともに、次回訓練時にその検証を行う。

6 特定事業所における広報活動

特定事業所は、近隣住民に対して、事業所の防災体制、防災施設等を公開するなど防災に関する広報活動に努めるものとする。

また、発災時において、被害状況を把握・整理し、従業員、来所者及び防災関係機関に対して迅速に広報できる体制を整備するとともに、近隣住民に対して避難等の緊急連絡体制の整備を図るものとする。

共同防災組織及び自衛防災組織における防災資機材等の現況																				(平成24年4月1日現在)											
区分	3点セット			大高所放水車		普通化学車		消防ポンプ車		普通高所車	可搬式放水砲	可搬式放水銃	耐熱服		空酸気呼吸器又は器	オイルフェンス船	油回収装置	泡原液 (kl)		オイルフェンス (km)		防災要員									
	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	甲種	乙種	普通	小型	法定	現有				法定	現有																	
																		法定	現有	法定	現有		法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	
	合計	2	6	2	2	6	5	10	9	2	1	2	-	-	6	11	138	17	134	17	313	1	2	1	1	218.16	508.04	1269	25.78	174	1586 (254)
共同防災組織	陸上	2	4	2	2	5	3	2	-	-	-	-	-	-	2	9	7	7	7	12	-	-	-	-	70.92	72.96	-	-	32	178 (33)	
	海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1.08	1.08	4	6 (4)	
自衛防災組織	-	2	-	-	1	1	2	8	9	2	1	2	-	-	6	9	129	10	127	10	301	-	1	1	1	147.24	435.08	1161	24.70	138	1402 (217)
(注) 1 この現況は、石油コンビナート等災害防止法に基づくものです。 2 () 内は、1 当直あたりの最低人員を示しています。 3 泡原液は3%原液に換算した量を示しています。																															

第2節 特定事業所以外の事業所の予防対策【総合企画局、港湾局、経済労働局】

臨海部に立地する特定事業所以外の事業所においても、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

1 特定事業所以外の事業所の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の耐震対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、防災対応に努める。

なお、従業員が安心して災害対応、業務の継続ができるよう、家族との安否確認体制の整備を整えるほか、3日分以上の備蓄等を行い、発災後に「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整えることにより、帰宅困難者の発生抑制のみならず、従業員の帰宅時における2次災害の抑制に努める。

このような事業所の防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地企業等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海防災対策協議会等において、情報や意見の交換、提案を行う。

また、市内事業所における防災の取組を促進するため、事業所独自の防災対策（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持）のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を活用し、地域防災力の向上を図る。

2 地域住民等との連携

事業所は、地域社会の一員として、平素から地域住民と災害への取組みなどの情報提供を行うとともに、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時には、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。

3 事業継続計画（BCP）の策定

事業所は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業は、県防災計画や川崎市地域防災計画、本計画との整合を図りつつ、BCPを策定し、同計画に基づく対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

- (1) 経営者が方針を立て、
- (2) 計画を立案し、
- (3) 日常業務として実施・運用し、

- (4) 従業員の教育・訓練を行い、
 - (5) 結果を点検・是正し、
 - (6) 経営者が見直すことを繰り返す、
- このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することを進める。

第2章 防災関係機関における予防対策

本市、県及び防災関係機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備、石油コンビナート等災害影響範囲の把握等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進するとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期する。

第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底【消防局】

本市、県及びその他の防災関係機関は、それぞれ石炭法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

1 立入検査の実施

(1) 各防災関係機関による立入検査

消防局、県、神奈川労働局及び第三管区海上保安本部等は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒物及び劇物等の安全取扱いと適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施する。

なお、防災関係機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

(2) 防災関係機関による合同立入検査

特定事業所等における防災対策の適正化を図るため、災害の発生状況、発生原因及び特定事業所等の防災体制の現状等を踏まえ、各防災関係機関が協力して合同立入検査を定期及び臨時に実施する。

2 防災体制の整備推進

(1) 保安管理の強化指導・監督

ア 管理体制の整備

防災関係機関は、石炭法の防災管理者、副防災管理者をはじめ、危険物保安統括管理者、高圧ガス製造保安統括者及び統括安全衛生管理者など特定事業所等における防災に係る全ての法的管理監督者を網羅した有機的かつ総合的な保安管理体制を確立するよう、指導監督に努める。

イ 自主基準の整備

防災規程、予防規程、危害予防規程等法定規程類の作成については、防災関係機関は、特定事業所等の実態適応性と保安管理の有効妥当性を中心として審査、指導を進める。また、各特定事業所等に即応した次の諸基準の策定についても助言する。

なお、これらの規程、基準については、随時その運用状況を検査し、事業所の実態を勘案して、年1回以上の見直しと適正な運用が図られるよう、助言する。

- ① 作業管理基準
- ② 緊急時処置基準
- ③ 工事安全基準
- ④ 防災教育、訓練基準

⑤ 施設点検整備基準

⑥ その他必要な基準

ウ 施設、設備の安全管理

危険物、高圧ガス等の各施設、設備については、消防法等関係法令をはじめ高圧ガス施設等耐震設計基準等の各行政指導基準に基づく安全性と十分な耐震性が確保されるように設置するとともに、防災関係機関は、その後の経年変化に対する安全性の確保について指導及び監督を強化する。

① 危険物等各施設の耐震性の確保

② 危険物等各施設の維持管理

③ 消防設備の整備

a 消火用屋外給水施設の維持管理

b 消火設備の維持管理

c 冷却・散水設備の維持管理

④ 警報設備の整備

⑤ 危険物、高圧ガス等の流出防止対策

a 流出油等防止堤の設置と維持管理

b 防油堤、防液堤の地震対策並びに土のう等の配備

エ 船舶荷役作業に対する指導

危険物、高圧ガス等の船舶荷役作業においては、各関係法令を遵守し次の事項を徹底し安全性を確保するよう指導する。

① 陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立

② 陸上の装置等の定期点検の強化等による安全の確保

③ 作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底

④ 船舶に対する安全管理の徹底、設備の改良

オ 行政指導基準の制定

本市、県及び防災関係機関は、保安管理体制の整備、施設、設備の安全管理等に係るこれら施設、設備に係る行政指導基準等を関係事業者との合意形成を図り制定に努める。

(2) 自主点検の強化指導

危険物、高圧ガス等の施設及び設備の自主点検について、防災関係機関は次により推進するよう指導する。

ア 危険物、高圧ガス等の施設及び設備等に係る各点検基準の作成

イ 自主的な点検計画による点検の励行

ウ 点検結果に基づく改修措置等

エ 点検記録の保存

(3) 防災組織の育成指導

ア 自衛防災組織

消防局は、各特定事業所の自衛防災組織の充実等、防災体制が実態に即応できるよう、継続して指導、助言する。

なお、特定事業所以外の事業所についても、その実態から必要と認められる場合は、自衛防

災体制の整備について積極的に助言する。

① 防災要員に対する技術的指導、助言

- a 防災資機材等の操作要領
- b 災害態様に応じた防ぎょ活動要領
- c 危険物等の性状と消火要領
- d その他必要な技術的指導

② 防災資機材等の管理監督

- a 大型化学消防車等の点検整備
- b オイルフェンス展張船等の点検整備
- c 消火薬剤等の維持管理
- d オイルフェンスの維持管理
- e その他の防災資機材等の維持管理

イ 共同防災組織

消防局は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動が実施できるよう指導、助言し、共同防災組織の育成を図る。

① 自衛防災組織との連携

- a 構成事業所の施設、設備の実態把握
- b 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力
- c 通報連絡体制の確立
- d 共同防災組織の指揮系統の確立

② 防災要員に対する技術指導、助言

③ 防災資機材等の管理監督

ウ 広域共同防災組織

消防局は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動が実施できるよう指導、助言し、広域共同防災組織の育成を図る。

① 自衛防災組織及び共同防災組織との連携

- a 構成事業所の施設、設備の実態把握
- b 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力
- c 通報連絡体制の確立
- d 広域共同防災組織の指揮系統の確立

② 防災要員に対する技術指導、助言

③ 防災資機材等の管理監督

エ 石油コンビナート等特別防災区域協議会

市及び県は、特別防災区域（京浜臨海地区）に設置されている石油コンビナート等特別防災区域協議会が行う地域防災対策の推進を支援する。

（４）消防技術説明者の配置

石油精製・化学工場等にあつては、複雑多岐にわたる危険物質等の製造及び取扱いがあることから、消防隊が全てを認識し又は周知し、災害発生時、その危険性を即座に判断することは非常

に困難な状況である。

このことから、消防局は、特定事業所等に災害発生時の消防隊への情報提供及び連絡等を専門的に行う者として消防技術説明者（この取組みを消防技術説明者制度という。）を配置するよう指導する。

（５）予防規程・防災規程

消防局は、危険物を貯蔵し、取り扱う事業所又は高圧ガスを処理する事業所における火災・爆発・その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業・貯蔵方法・災害発生時の災害応急措置・その他危険物の保安上必要な事項等に関し、消防法第 14 条の 2 及び石油コンビナート等災害防止法第 18 条の規定に基づき具体的に予防規程及び防災規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図らせる。

また、本規程の作成の基準として別途に準則及び指針を定め、内容の充実した規程となるよう、申請時に指導するとともに年 1 回以上の見直しを行い、実情に即して運用されるよう指導を徹底する。

（６）危険物施設等の保安に関する講習会

ア 安全担当者講習会

消防局は、石油精製・石油化学工場及び油槽所等の危険物保安監督者・危険物取扱者・危険物施設保安員及び安全担当者等を対象に、危険物施設の適正な維持管理・危険物の貯蔵・取扱い、事故事例など安全管理強化のための講習会を開催し、防災意識の高揚及び事故防止の徹底を図る。

イ 危険物給油取扱所等の所有者・管理者講習会

消防局は、給油取扱所・移動タンク貯蔵所・灯油販売店及び塗料店等の小規模危険物施設の所有者・管理者及び安全担当者等を対象に、これら施設の適正な維持管理、危険物の貯蔵・取扱い、安全管理強化のための講習会を開催し事故防止の徹底を図る。

（７）研究機関等

ア 川崎市コンビナート安全対策委員会

消防局は、石油コンビナート地帯の安全に関する諸問題を調査審議し、行政施策を円滑に推進するため川崎市長が委嘱した、学識経験者及び市専門職員により構成されている川崎市コンビナート安全対策委員会の審議結果を尊重し、危険物行政に反映させるものとする。なお、委員会の組織運営等については、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱（昭和 48 年川消局警保第 1100 号）に定める。

イ 川崎市危険物保安研究会

消防局は、危険物等の貯蔵・取扱いに関する課題等を調査、研究し、その安全確保を推進するために設置された機関で、市内事業所の学識経験者等により構成されている川崎市危険物保安研究会で作成された成果物を危険物行政に反映させるものとする。

なお、審議会の組織運営等については、川崎市危険物保安研究会要綱（平成 24 年消防局訓令第 2 号）に定める。

（８）相互応援体制の確立指導

危機管理室及び消防局は、各自衛防災組織及び共同防災組織が災害時において相互に応援、協力して防災活動を実施するよう、次の事項等について、あらかじめ応援協定の締結を指導する。

- ア 組織及び応援部隊の編成
- イ 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- ウ 応援時の指揮命令系統
- エ 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項
- オ 応援者の業務
- カ その他応援に必要な措置

(9) 防災教育及び訓練の実施指導

危機管理室、消防局及び県は、教育訓練計画の作成及びこれに基づく教育、訓練の的確な実施を指導、監督するとともに、平常時の安全確保及び非常災害時の応急措置、迅速・的確な活動が実施されるように、教育、訓練の充実について指導する。

3 船舶荷役作業に対する監督指導

市、県、第三管区海上保安本部、神奈川労働局及びその他の関係機関は船舶の荷役作業中の事故を防止するため、特定事業所に対する立ち入り検査等を適宜実施するとともに、特定事業所等が安全措置をすすめるよう、監督指導を強化する。

(1) 川崎市による監督指導

港湾局長は、川崎市港湾施設条例及び同施行規則や公共ふ頭における危険物取扱要綱等に基づき、公共岸壁における危険物積載船舶の接岸及び荷役、危険物取扱工事等における安全の確保に努めるものとする。

(2) 県による監督指導

県は、危険物、高压ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の監督指導を行うとともに、防災施設の整備、防災に必要な物資の及び資機材の備蓄、整備を行うものとする

(3) 第三管区海上保安本部による監督指導

第三管区海上保安本部は、海上交通安全法、港則法その他関係法令、規則等に基づき、危険物積載船の航行及び積込、積替、荷卸に対して、安全管理の徹底、設備の改良等、適切な監督及び指導を行うものとする。

(4) 神奈川労働局による監督指導

神奈川労働局は、労働安全衛生法その他関係法令、規則等に基づき、危険物積載船の荷役に対して、陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立、及び陸上の装置等の定期点検の強化等による安全の確保、作業時の立合い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底等、適切な監督及び指導を行うものとする。

第2節 消防力の整備充実【消防局】

1 市の消防力

市は、人命救助や被害の拡大等を防止し、市民、事業所及び付近船舶の安全確保を図るため、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な体制がとれるよう大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車の3点セット中隊及び消防艇等消防力を整備し、適正に配置するとともに、消防用資機材の整備を図るものとする。

(1) 消防署所等

ア 消防局

1局、8消防署、27出張所

イ 消防団

8 消防団、28 分団、41 班

(2) 石油コンビナート等特別防災区域における火災出場体制

第1 出場	特別第1 号	特別第2 号	特別第3 号
指揮車	泡放射担当車両 3 台	泡放射担当車両 2 台	泡放射担当車両 2 台
救助工作車	(高所放水車、はしご車)	(泡放射砲)	(高所放水車、泡放射砲)
特殊災害対応車	水源担当車両 3 台	水源担当車両 4 台	水源担当車両 3 台
	(化学車)	(ポンプ車)	(化学車、ポンプ車)
高所放水車	泡原液搬送担当車両 3 台	泡原液搬送担当車両 3 台	泡原液搬送担当車両 2 台
化学消防車	(タンク車)	(タンク車)	(タンク車)
ポンプ車		消防艇	
消防艇 (※)			

※ 第1 出場の消防艇は災害状況により出場。

2 その他の防災関係機関の消防力

第三管区海上保安本部の消防力等概要

	所属船艇数	防災資機材等			
		オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	泡消火薬剤
川崎海上保安署	3	100m	53 缶 (954ℓ)	98kg	合成界面活性泡 200ℓ
横浜海上保安部	12	500m	549 缶 (9882ℓ)	768kg	蛋白泡 31000ℓ 合成界面活性泡 3400ℓ 水性膜泡 (メガ フォーム) 100kg (三管 本部所有)

第3節 石油コンビナート等災害影響範囲の把握【総務局危機管理室、消防局、川崎区】

市は、市域にある危険物タンク、高圧ガスタンク、毒液タンク及びプラントの災害時における影響範囲を事前に把握し、災害の発生時の円滑な応急対応及び効果的な訓練の実施などに努めるものとする。

第4節 海上流出油等防災体制の整備【総務局危機管理室、港湾局、消防局】

市は、油等流出事故等に的確に対応するため、災害用資機材の整備を図り、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会の関係機関と連携して防除活動を行うとともに、協議会が実施する訓練に積極的に参加し、関係事業者、防災関係機関との防災体制の整備を図るものとする。

川崎市港湾局所属船舶諸元表

船名	総トン数	長さ	巾	深さ	用途	定員
あおぞら	126.77	25.00	6.20	2.70	旅客船 (巡視船)	56
つばめ	27.94	14.69	3.99	1.80	旅客船 (巡視船)	31
ひばり	20.90	10.20	5.98	1.80	測量船 (巡視船)	11
つばき	13.00	12.40	6.40	1.70	海面清掃船	—
第一清港丸	4.85	10.00	2.50	1.05	作業船	—

第5節 防災訓練の実施【総務局危機管理室】

市は、災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、防災関係機関、特定事業所及び住民等と連携協力し、総合訓練又は個別訓練の実施に努める。

1 訓練実施の時期及び場所

訓練効果のある必要かつ適切な時期及び場所を選び実施する。

2 訓練の種目

(1) 石油コンビナート等現地防災本部運営訓練

(2) 災害予防型訓練

ア 地震情報等伝達訓練

イ 非常参集訓練

(3) 発災対応型訓練

ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練

イ 災害情報等伝達訓練

ウ 非常招集訓練

エ 災害通報・応援要請等訓練

オ 陸上流出油防ぎょ訓練

カ 出動（資機材集中）訓練

キ タンク火災消火訓練

ク タンク漏洩・拡散防止訓練

ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練

コ 海上流出油防除訓練

サ 津波対策訓練

シ 船舶火災等消火訓練

ス 救出・救護訓練

セ 避難訓練

ソ 住民広報訓練

タ 警備交通規制訓練

チ その他災害対策上必要な訓練

3 実施の方法

災害想定により、予想される事態に即応した必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。

第3章 公共施設等の安全対策の推進

市をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日頃から危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1節 道路施設等の整備【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、川崎区】

1 道路の整備

臨海部における主要な緊急輸送路については、液状化現象による道路の寸断を避けるため、液状化調査を実施し、対策検討を行うなど緊急輸送路の確保に努める。その他の緊急輸送路においては、日々のパトロール等により適切な維持管理を進めるとともに、液状化調査や対策工法についての検討を進める。

また、幹線道路における道路擁壁については優先順位を付けて調査を行い、必要に応じて修繕を行っていく。

2 橋りょうの整備

道路管理者は、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋などの耐震補強工事を行う。

3 トンネルの整備

施設管理者は、トンネルの安全点検を実施し、必要な補強工事を行う。

また、川崎港海底トンネルについては、引き続き耐震補強を実施するとともに、維持管理計画に基づく維持補修を行い、緊急輸送路の確保に努める。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、横断歩道橋の点検を適宜、実施し、必要な修繕工事を行う。

5 街路樹等の適正管理

街路樹の防災機能として、一般的に延焼防止効果、避難路形成効果等が示されているため、臨海部における街路樹等の樹木の維持管理を適正に行うとともに、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画に基づき、防災機能の向上に資する街路樹の整備を行う。また、立地する事業所等に対して、適切な樹種を選定するなど、防災機能に考慮しながら緑化の促進に努めるよう働きかける。

第2節 海岸、港湾等の整備【港湾局、建設緑政局】

施設管理者は、地震災害時における海岸、港湾等の施設の被害を防止するためそれぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、重要度に応じ耐震化を推進する。

1 海岸保全施設（防潮堤）等の整備

海岸保全施設である防潮堤については、東日本大震災を考慮して改定予定の、「海岸保全基本計画」に基づき施設を整備（改良等）するとともに、適切な維持管理を行うことで市民の財産や安全確保に努める。

（1）防潮堤

防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改良・補修を行う。

（2）防潮扉

老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理を行う。また、開閉時間の短縮を図るた

め、順次陸閘の角落とし式から引戸式の防潮扉への改修を進めるとともに開閉作業の委託先企業との連携を強化し、迅速確実な作業体制を確保する。

(3) 河港水門の適正管理

月1回水門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し、所要の措置を講じることと併せて、老朽化による機能不全を防ぐため、適正な維持管理を行う。

2 公共岸壁等の耐震強化

災害時の緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁の再調査を実施するとともに、千鳥町地区において新たな耐震強化岸壁を整備することで市内へ緊急物資を受け入れる体制を確保する。また、震災後から一定の幹線貨物輸送機能を確保することを目的として、東扇島地区の外貨コンテナを耐震岸壁として整備する。

(1) 東扇島耐震強化岸壁公共バース（－12m・－7.5m）2バース（整備済）

(2) 千鳥町耐震強化岸壁公共バース（－10m）1バース（計画）

(3) 東扇島外貿コンテナ耐震強化岸壁1バース（計画）

3 海上交通網の整備

川崎港の内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、各島部と内陸部を繋ぐ海上交通網を構築するための係留施設（浮桟橋等）整備や大師河原河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討する。

4 検潮器の機能維持

検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。

第3節 上・工・下水道施設の整備【上下水道局】

1 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業である。臨海部に位置する水道施設は送・配水管路が中心となり、取水施設や浄水場等の基幹施設は設置されていないため、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施するものとする。

(1) 配水施設

ア 配水管

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、鋳鉄管、ビニル管等の老朽配水管についてはすべて更新するものとする。また、応急給水拠点や重要な医療機関等に供給する管路については、早急に耐震化を完了するものとする。

イ 給水装置

地盤の軟弱な箇所においては、給水管の抜け、折損等による漏水や、建物の被害による給水装置の破損が考えられる。これら給水装置は、上下水道局の管理外であるが、災害時には大きな被害が予想されることから、老朽化した給水装置の改良を配水管布設替に伴う給水管の付替や老朽給水管対策事業などにより、耐震性のある管を用いた更新を積極的に行うものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の確立

ア 災害復旧用資材備蓄計画を策定し、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。

- イ 応急給水用資器材備蓄計画を策定し、応急給水に必要な資器材を確保する。
- ウ 臨海部は、地震時に地盤の液状化により管路の被害が発生することが想定されることから、災害対策用貯水槽を含む8箇所の災害時応急給水拠点を整備しており、これにより災害時に半径750m以内で市民が応急給水を受けられる体制を確保する。
- エ 事故時の影響軽減のため、配水管網を中配水ブロック化し、水道システムの安定性を図る。
- オ 地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。
- カ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。
- キ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

2 工業用水道施設

工業用水道事業は、京浜工業地帯の一翼を担う本市の経済活動に欠くことのできない重要な社会公共事業である。臨海部に位置する工業用水道施設は送・配水管路が中心となり、取水施設や浄水場等の基幹施設は設置されていないため、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施するものとする。

(1) 配水施設

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、铸铁管等の老朽配水管についてはすべて更新するものとする。

(2) 応急復旧体制の確立

- ア 災害復旧用資材備蓄計画を策定し、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。
- イ 地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。
- ウ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。
- エ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

3 下水道施設

臨海部に位置する下水道施設は、計画区域内の雨水及び汚水を排除するための施設であり、市民が健康で文化的な生活を営み、また快適で美しい都市環境を作り出すために欠かせない都市施設であるが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に長時間を要する。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺した場合、市民生活や水環境に与える影響は大きく、二次被害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かし、今後次のような予防対策を推進する。

(1) 下水管きょ

- ア 老朽管の更新に当たっては、耐震性能を有する工法を採用し、管きょの継手部は可とう性を有するものを使用する。
- イ 臨海部は地盤の液状化が予想されることから、液状化対策に有効とされる改良土等の埋戻し材を使用し、埋戻しを行う。

(2) ポンプ場・水処理センター

- ア 構造物の設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に従い、必要な地震対策を実施するとともに、下水道地震・津波対策技術検討委員会の「耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方」に基づき、必要な耐津波対策を実施する。

- イ 臨海部は地盤の液状化が予想されることから、必要に応じ液状化防止対策を行う。
- ウ 停電に備え、自家発電設備を設置するとともに、水処理センターでは2回線受電を行う。
- エ ポンプ室は、外水を遮断できる構造とし、ポンプ設備の基礎はポンプ室と一体構造とする。
- オ 各種配管には、伸縮管を挿入し、震動・変位を吸収できる構造とする。
- カ 遮断器類は、油なし型式とし、変圧器類は、難燃性のものを使用する。
- キ 施設の維持管理においては、点検による危険箇所の早期発見や改善をはじめ、施設の機能保持に努める。
- ク 東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用する。

(3) 応急復旧体制の確立

- ライフラインとしての下水道の迅速な応急復旧活動のための体制整備のほかに、地域防災体制への支援が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。
- ア 地震発生後の各都市からの下水道支援に対する受入体制の整備を行う。
- イ 応急対策を円滑に行うために下水道台帳のバックアップを行う。
- ウ 関連機関や関係団体と協定の締結を行い、応急復旧体制の強化を行う。

第4節 その他公共施設の整備【関係局】

施設管理者は、地震災害時における施設の被害を防止するためそれぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、重要度に応じ耐震化を推進する。

第5節 公共事業施設の整備

1 電気施設の整備

東京電力(株)川崎支社は、送電線の地中化をはじめとする安全対策を進めているが、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、より一層の予防対策を実施する。

2 都市ガス施設の整備

都市ガス事業者は、導管の強化策や、地震センサーの設置等により施設の充実整備を推進している。また、地震時の都市ガス施設の被害や都市ガスによる二次災害を未然に防止する措置も講じているが、災害が発生した場合の被害拡大防止のためより一層の予防対策を実施する。

3 鉄道施設の整備

鉄道事業者は、地震時における旅客及び貨物の安全と円滑な輸送を図るため、より一層の予防対策を実施する。

4 電話（通信）施設の整備

東日本電信電話(株)及び通信事業者は、地震時における電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、より一層の予防対策を実施する。

5 首都高速道路施設の整備

首都高速道路(株)は、落橋や倒壊を起こさないよう「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）に準拠した構造にしていくなか、利用者の安全対策など、地震防災対策の一層の強化充実を図るとともに、災害に備え、道路構造物について常時点検を行うこととする。

第4章 津波対策【総務局危機管理室、港湾局、関係局、川崎区】

津波対策については、次の基本方針に基づきソフト対策とハード対策を行う。

- 1 住民の避難等のソフト対策と海岸保全施設の整備等のハード対策を組み合わせた総合的な取組みにより、津波被害による「死者数0」を目標に対策を推進する。
- 2 基本的には、最大クラスの津波（以下「L2津波」という。）と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い津波（以下「L1津波」という。）という2タイプの津波を想定して対策を行う。
- 3 L2津波に対しては、住民避難などのソフト対策を主体とした総合的防災対策により、被害の減災に努める。
- 4 L1津波に対しては、防潮堤などの海岸保全施設の整備等のハード対策により津波の市街への侵入を防ぐものとする。

※参考 L1津波： 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

L2津波： 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

第1節 ソフト対策

1 津波避難施設の指定

津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定する。

（1）対象施設の条件

津波避難施設としての指定を検討する際の構造的要件は次のとおりとする。

ア 耐震性

耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とする。

イ 津波に対する構造安全性

原則としてRCまたはSRC構造とし、想定浸水深に応じて、階数を考慮する。

（2）開設期間

津波避難施設の開設期間は、大規模地震等の発生に伴い、気象庁から東京湾内湾に津波警報等が発表されたときから、津波警報等が解除されたときまでとする。

2 防潮扉の開閉に係る運用

港湾局からの指示に基づき、開閉を委託されている事業所が開閉を現在行っているが、災害時には通信の輻輳等により適時に指示ができないことが予想されることから、防潮扉の開閉基準などの改善を行う。

3 津波ハザードマップの作成

L2津波に対して、避難対策で人命を守るため、津波ハザードマップを作成する。

（1）作成の位置づけ

津波ハザードマップを作成・活用することにより、津波による被害軽減のための地域ごとの避難計画の策定、防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うことが可能になる。

(2) マップの掲載内容

ハザードマップは、被害想定で示された津波浸水予測をもとに、適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を掲載する。また、避難時に必要となる津波警報・津波情報の概要、心得・防災メモなどの付加情報を掲載する。

(3) マップの周知

津波浸水予測で示された地域の住民や事業所に対して周知するとともに、区役所や図書館等において閲覧等を行うなど幅広く周知に努める。

4 津波情報看板、津波避難施設の標識の整備

津波情報看板については、浸水情報、津波避難施設の位置など津波避難に必要な情報を掲載する。

津波避難施設の標識については、津波避難施設であることを示す標識を貼付するとともに、津波避難施設内の避難場所へ誘導するための標識についても整備する。

5 津波避難計画

別に定める「川崎市津波避難計画」による。

6 津波警報などの情報受伝達

メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、ホームページ、同報系防災行政無線屋外受信機、防災テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送など様々な媒体により、津波に関する情報を提供するとともに、臨海部に新たな同報系防災行政無線屋外受信機の整備などにより、適切な情報受伝達の確保を図る。

7 津波避難訓練や防災教育の実施

(1) 教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、「自らの生命は自ら守る」という観点に立って、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会等）、事業所等のそれぞれの場において、次の内容について教育・啓発していくものとする。

ア 気象庁が発表する津波警報及び津波情報に関する周知

イ 避難行動に関する事項

ウ その他

(2) 訓練の実施

津波避難訓練の実施にあたっては、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

第2節 ハード対策

1 海岸保全施設の改良

防潮扉を門落とし方式から引き戸方式へ改良することで防潮扉の閉鎖までの時間を短縮し、高潮による被害防止に的確に対応するとともに、津波による被害のリスク低減を図る。また、L1津波に対する想定津波高に変更があった場合、必要に応じ、海岸保全施設の整備(改良)について検討を実施する。

2 津波浸水予測地域における備蓄倉庫や非常用発電機などについて上層階への移動の検討

県が想定した慶長型地震の津波浸水深を基に、各学校等の備蓄倉庫や非常用発電機など、公的施設への影響を検討し、対策が必要な場合は適切な対応を行う。

第5章 情報連絡体制の整備【総務局危機管理室、関係局、川崎市】

災害時において、市と臨海部事業所及び防災関係機関等との迅速な情報連絡を図るため、情報通信設備、連絡体制等を整備する。また必要に応じて、臨海部事業所等と関係局、川崎市等とで構成された川崎臨海防災対策協議会等における結果を情報連絡体制の整備に反映させることにより体制の強化を図る。

第1節 情報通信設備の確保

市、臨海部事業所及び防災関係機関等は、次のとおり情報通信設備の確保に努める。

1 通信設備

通信設備の利用は、記載上位のものからを原則とし、障害がある場合は、順次、下位記載の設備とする。なお、状況により適宜2種類以上の通信設備を併せて利用する。

(1) 一般的な通信設備

- ア 一般加入電話（市においては内線電話も含む）
- イ 電子メール
- ウ 災害時優先電話

東日本電信電話（株）等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。

(2) 災害時の通信設備

ア 市及び神奈川県と臨海部事業所との間の通信手段

神奈川県石油コンビナート等防災相互用無線は、市の臨海部のコンビナート地域と通信するために、神奈川県で整備しており、市消防局を調整局として通信を行う。

イ 市と防災関係機関等との通信手段

デジタル移動系防災行政無線設備については、市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で通信するために、市で整備している。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用するものとする。

ウ 市と神奈川県との通信手段

(ア) 衛星通信設備

市と神奈川県、国及び他自治体との間における情報受伝達並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うために、市が地域衛星通信ネットワークに加入し利用可能としている。

(イ) 神奈川県防災行政通信網及び神奈川県災害情報管理システム

市と神奈川県との間における情報受伝達を行うために、神奈川県で整備している。

エ 市内部の通信手段

(ア) デジタル移動系防災行政無線設備

(イ) 多重系防災行政無線設備

市役所庁舎と区役所庁舎等との間で通信するために、市で整備している。

(ウ) MCA無線

市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で通信するために、市で整備している。

オ 在港船舶との通信手段

川崎港に在港する船舶との間においては、川崎ポータラジオの国際VHF無線電話を活用して情報収集を行うとともに、情報伝達を行う。港湾局は、川崎ポータラジオを運用する株式会社東洋信号通信社との間で、日ごろから情報伝達等を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

カ 港湾従事者との連絡手段

港湾施設において、荷役作業等を行う港湾従事者への情報伝達を行うため、港湾施設に防災行政無線設備を設置する。

さらに、川崎港運協会等の団体や港湾運送事業者、船舶代理店等との間で、連絡体制を整備し、情報収集及び情報伝達ができる体制を整備する。

2 情報システム

(1) 総合防災情報システム

市において、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システムを活用する。

(2) 神奈川県災害情報管理システム

神奈川県からの災害に関する情報の入手、神奈川県への被害状況の報告等を行う際には、神奈川県災害情報管理システムの活用を図り、迅速な情報受伝達を行う。

第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備

市は、災害発生後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、情報の集約を図り、必要な情報を臨海部事業所、防災関係機関、市民等に提供する。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに市民等からの通報、要請などについて、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及び関係機関に周知する。

1 情報収集・伝達体制

(1) 市災害対策本部、区災害対策本部、地域防災拠点、避難所及びその他の市施設間の情報収集・伝達

情報受伝達を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システム及び、インターネットを利用したパソコンや携帯電話による通信の活用を図る。

(2) 市職員による情報収集・伝達

災害発生後、市職員が本部事務局、避難所等へ参集する際に地域の被災状況等の収集を行い、情報を整理し、参集先の状況と併せて、総合防災情報システムを活用して情報を伝達する。

(3) 臨海部事業所及び防災関係機関の情報収集

臨海部事業所及び防災関係機関から、市災害対策本部、区対策本部等への情報受伝達手段については、「第1節 情報通信設備の確保」に示す通信設備を使用する。

(4) タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況を迅速に把握するため、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合との協定に基づき、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図るものとする。

(5) アマチュア無線

区災害対策本部と避難所間等の連絡及び災害情報の受伝達のため、川崎市アマチュア無線情報

ネットワークとの協定に基づき、情報受伝達網の補完を図るものとする。

(6) 市保有無線

市防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

(7) 非常無線

災害時において、有線通信等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常通信に該当〕

2 映像による災害情報の活用

災害情報の受伝達手段として映像情報は被災地の情報の客観的かつ適切な判断に寄与するため、初動対応及び応急対策等への活用を図るものとする。

(1) 災害情報カメラ

市役所第3庁舎、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）、西生田中継所及び多摩区総合庁舎に設置している災害情報カメラ（このうち、臨海部及び周辺地域の映像確認用としては市役所第3庁舎及び川崎市港湾振興会館：川崎マリエンに設置の各カメラ）からの映像情報を、市災害対策本部の大型映像画面、市総合防災情報システム等に映写し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(2) ヘリコプターテレビ電送システム映像情報

消防ヘリコプターに設置しているテレビ電送システムを利用し、市内上空から撮影した映像情報を、消防局から市災害対策本部等に電送し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書)

(資料編 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書)

(資料編 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか）)

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク）)

(資料編 関東地方非常通信協議会会則)

第3節 連絡体制

1 連絡責任者の設置

市、及び防災関係機関等において、情報連絡を統括するために、連絡責任者を置く。

2 的確な運用

連絡責任者が統括する通信事務の担当者は、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、その習熟に努める。

第4節 防災行政無線等の運用

1 無線設備の整備

(1) 防災行政無線の構成

市防災行政無線は、次の系統により構成する。

- ア 多重系
- イ デジタル移動系
- ウ 衛星系
- エ 同報系
- オ テレメータ系
- カ MCA（財団法人移動無線センターによる運営）

（２）防災行政無線の統制

市防災行政無線設備全体の運用を統制するため、市役所第３庁舎７階に無線統制局を置く。ただし、MCAについては財団法人移動無線センターが統制を行う。

（３）電源確保

災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を３日以上確保できるよう努める。

２ 運用

市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。

（１）無線通信の手段

- ア 多重系は、市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。
- イ 移動系は、市役所、区役所、支所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。
- ウ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。
- エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。
- オ テレメータ系は、雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。
- カ MCAは、市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。

（２）通信の種類

- ア 個別通信：２無線局相互間の音声、ファクシミリ及び映像通信
- イ 順次通報：ファクシミリ設置局に対し、組織別に順次行う通報
- ウ 一斉通報：各無線局に対し、音声又はファクシミリにより一斉に行う通報
- エ 非常一斉通報：緊急事態においてのみ、固定系、デジタル移動系、同報系の全無線局に対し、音声により一斉に行う最優先の通報

（３）運用時間

常時とする。

（４）管理及び運用組織

無線局を統括するために「統括管理者」及び「副統括管理者」を置き、無線設備を管理する責任者として「無線管理者」を置く。また、各無線局には「無線使用管理者」をそれぞれ配置し、運用するにあたり、「通信取扱責任者」及び「通信取扱者」を無線使用管理者の下に置く。なお、統括管理者は総務局長とする。

（５）通信統制

非常災害時において、通信回線の混信、輻輳等を避けるため統括管理者は、通話時間統制及び発着信統制を行う。ただし、MCAについては財団法人移動無線センターの統制に従う。

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線系統図)

(資料編 同報系屋外受信機設置一覧表)

(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)

第5節 衛星通信の運用

国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

1 無線設備の配置

電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所第3庁舎に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置(TVRO)を配置する。

2 運用

衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。

(1) 統制局における通信内容

ア 国からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信

イ 国及び他自治体との電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信

(2) 消防局における通信内容

ア 国（消防庁）からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信

イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

(3) 各区役所及び多摩防災センターにおける通信内容

ア 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

第6節 防災相互無線の運用

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用アナログ移動系無線（アナログ移動系防災行政無線「かわさきぼうさい1～2」）を活用するが、神奈川県石油コンビナート等防災相互用無線と一部同一の周波数（158.35MHz）を使用しているため、通信を妨害しないよう注意する必要がある。

本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。

- ・ 市から応援要請を行う際に、応援都県市との間で防災相互無線局を使用するための周波数、識別信号等を確認する。
- ・ 市は応援要請を行った時点で、防災相互無線局を開局する。
- ・ 応援活動を行うために派遣される車両等との連絡は、原則として防災相互無線局を使用するものとし、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼する。
- ・ 市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合は、運用中の通信を妨げない範囲で、速やかに都県市名、識別信号、現在地等を確認する。

- ・ 応援に駆けつけた都県市の防災相互無線局は、原則として市の指示に従い通信を行う。
- ・ 防災相互無線局の閉局は、市の指示による。

第6章 液状化、長周期地震動対策【総務局危機管理室、港湾局、消防局、関係局】

第1節 液状化対策

大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題である次の対策を図る。

1 危険物屋外タンクの液状化対策

消防局は、特定事業所に対し、未だ液状化に伴う耐震基準を満足しない旧基準の特定屋外タンク及び準特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導し、コンビナート地域の保安対策の強化を図る。

2 臨港地区内における緊急輸送路の液状化対策

港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送路指定路線を対象に液状化対策の検討を行い、輸送路の確保を図る。

3 九都県市で連携した減災対策

国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえ、九都県市で連携しながら、石油コンビナート等民間企業の減災対策を促進する。

第2節 長周期地震動対策

本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や東南海地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。

消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない旧基準の浮き屋根式特定屋外タンク及び内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導する。

第7章 帰宅困難者対策【総務局危機管理室、川崎区、関係局】

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止のほか、川崎臨海部の島ごとの交通アクセスの遮断による島の孤立化などにより、通勤や観光客等の滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が予想される。また、帰宅困難者の発生が想定される期間（大地震発生直後～数日後）は、消火、救助、救急活動等、人命救助活動が最優先となり、行政による支援は「救急、救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力を行いながら次の対策を実施するものとする。

第1節 市及び関係機関の役割

1 市の役割

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努める。さらに、船舶などの代替輸送手段の活用方策の検討や、東扇島地区と千鳥町地区を結ぶ川崎港海底トンネルの代替連絡路として、東扇島水江町線の整備を進める。

2 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。

3 企業等の役割

企業等は、交通アクセスの遮断時における従業員の職場での待機を心掛けるとともに、従業員、来場者等のために、安否確認体制の整備や保護体制の促進、食料及び資器材等の備蓄に努めるものとする。

また、送迎バス事業者等と、災害時における社員の輸送体制の確保等について計画の策定に努めるものとする。

4 市民の役割

市民は、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認に努めるものとする。

第2節 啓発普及

1 市は、企業等に対し、従業員や来場者等を一定期間保護するための食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄や、家族を含めた安否確認等の確認体制の整備について啓発する。

2 市は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル等）が十分活用できるよう、その周知に努める。

第3節 情報収集伝達体制の整備

市は、鉄道事業者、バス運行业者等と連携し、有線電話の途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の整備に努める。

第4節 広域的対策の推進

帰宅（帰宅困難者）支援については、行政区域を越えた支援施策となるため、市は、九都県市等と連携した広域的な支援体制を整備する。

1 神奈川県等と連携した取組

（1）神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）との協定の締結

（2）自動車販売店等との協定の締結

神奈川県石油業協同組合に属するガソリンスタンド及び協定を締結した自動車販売店等において、情報、水道水、トイレ、一時休憩場所の提供を行う。

2 九都県市と連携した取組

（1）徒歩帰宅者に対して、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

（2）コンビニエンスストア及びファーストフード店との協定の締結

協定を締結したコンビニエンスストア等において、情報、水道水、トイレの提供を行う。

（資料編 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（神奈川県石油業協同組合））

（資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書）

第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供【総務局危機管理室、市民情報室、市民・こども局、川崎区、消防局】

防災等に関する情報を臨海部事業所、市民等へ迅速かつ的確に提供するために、情報伝達手段、連絡体制等の整備が重要となる。

第1節 情報伝達手段の整備

市は、次の情報伝達手段を整備し、必要に応じて自動配信や自動放送を導入し、防災等に関する情報を臨海部事業所、市民等へ迅速かつ的確に提供する。また、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても引続き検討を行う。

1 電子メール

事前に「メールニュースかわさき『防災気象情報』」に登録された、電子メールアドレス宛に伝達する。

2 緊急速報メール

災害時などの通信規制や輻輳の影響がなく、事前に電話番号やメールアドレスを登録する必要がない、緊急速報メール（NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、au及びソフトバンクモバイルの緊急速報メール「災害・避難情報」）を活用して伝達する。

3 ホームページ

市ホームページ、市防災情報ポータルサイト及び携帯電話向けのモバイル川崎に掲載する。

4 同報系防災行政無線

市内の避難所、広域避難場所、急傾斜地、主要ターミナル駅、臨海部の公園などに設置している屋外受信機、及び社会福祉施設、住民組織役員宅などに設置している戸別受信機から放送する。

また、戸別受信機の設置を希望する臨海部事業所については、当面の間、既存のアナログ方式の戸別受信機1台を貸与するものとし、同報系防災行政無線デジタル化再整備の完了後には、各臨海部事業所にてデジタル方式の戸別受信機を購入できるよう調整を行う。

5 防災テレホンサービス

同報系防災行政無線で放送した内容を電話で繰り返し聞くことができる。

6 テレビ神奈川データ放送

テレビ神奈川（3ch）のデータ放送に掲載する。

7 かわさきFM

かわさきFMから、ラジオ放送（79.1MHz）及びインターネットのサイマル放送を行う。

8 広報車

広報が必要な地域へ広報車を派遣し放送する。

9 消防ヘリコプター

必要に応じて消防ヘリコプターを使用し広報を行う。

10 職員による広報

広報車の活動が困難な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣して広報する。

11 広報印刷物等の配布

即時性を必要としない情報については、必要に応じて広報物を印刷し配布する。

12 ソーシャル・ネットワーキング・サービス

ツイッター等による文字情報の伝達を行い、利用者を介した情報伝達範囲の拡大を図る。

第2節 情報提供の内容

第1節の情報伝達手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ提供する主な情報は、次のとおりとする。

(○印は自動配信を示す。)

	防災気象 情報メール	緊急速報 メール	防災気象 ポータル	市HP 緊急情報	同報系無線	TVK データ放送	ITツコム データ放送
地震情報(気象庁・気象台で発表)							
緊急地震速報		(キャリアが配信)					
震度情報(市内で震度5弱以上)	○		○	手動		○	
震度情報(市内で震度4)	○		○			○	
震度情報(市内で震度3)	○		○				
震度情報(市内で震度1・2)	○						
地震速報(市震度情報ネットワークで観測)							
震度速報(市内で震度5弱以上)	○	○	○		○		
震度速報(市内で震度3・4)	○		○				
震度速報(市内で震度1・2)	○						
東海地震関係(J-ALERTから入手、種別「緊急のお知らせ」として配信、カラーレベルは各情報を分かりやすくするために補足する言葉)							
東海地震予知情報(カラーレベル赤)	○	○		手動	手動	○	○
東海地震注意情報(カラーレベル黄)	○	○	○	手動	手動	○	○
東海地震に関連する調査情報(臨時)(カラーレベル青)							
津波情報(気象庁・気象台で発表)							
津波警報(大津波)	○	○	○	手動	手動	○	
津波警報(津波)	○	○	○	手動	手動	○	
津波注意報	○	○	○	手動	手動	○	
気象警報(気象庁・気象台で発表)							
大雨警報	○		○		必要に応じて	○	
洪水警報	○		○		必要に応じて	○	
暴風雪警報	○		○		必要に応じて	○	
暴風警報	○		○		必要に応じて	○	
大雪警報	○		○		必要に応じて	○	
波浪警報	○		○		必要に応じて	○	
高潮警報	○		○		必要に応じて	○	
気象注意報(気象庁・気象台で発表)							
大雨注意報	○		○				
大雪注意報	○		○				
風雪注意報	○		○				
雷注意報	○		○				
強風注意報	○		○				
波浪注意報	○		○				
融雪注意報	○		○				
洪水注意報	○		○				
高潮注意報	○		○				
濃霧注意報	○		○				
乾燥注意報	○		○				
雪崩注意報	○		○				
低温注意報	○		○				
霜注意報	○		○				
着氷注意報	○		○				
着雪注意報	○		○				
有事関連情報(J-ALERTから入手、種別「緊急のお知らせ」として配信)							
弾道ミサイル情報	○	○	○	手動	手動	○	○
航空攻撃情報	○	○	○	手動	手動	○	○
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	○	○	手動	手動	○	○
大規模テロ情報	○	○	○	手動	手動	○	○
その他気象情報							
指定河川洪水予報	○	○	○	手動	必要に応じて	○	
土砂災害警戒情報	○	○	○	手動	必要に応じて	○	○
竜巻注意情報	○		○			○	○
光化学スモッグ情報	○	手動(警報)	○	(環境局が配信)	手動	○	○
記録的短時間大雨情報	○	○	○	手動	必要に応じて	○	○
避難情報(種別「緊急のお知らせ」として配信)							
避難指示	○	手動	○	手動	必要場所	○	○
避難勧告	○	手動	○	手動	必要場所	○	○
避難準備情報	○	手動	○	手動	必要場所	○	○
避難所開設情報	手動		○	手動	必要場所	手動	手動
被害情報(種別「緊急のお知らせ」として配信)							
多数被害(地震、風水害、事故等)	手動	手動	手動	手動	手動	手動	手動
大規模事故(コンビナート火災、原子力等)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
天気予報	○		○				
雨量情報	○					○	○
水位情報	○					○	○

第3節 協定に基づく情報提供

次の報道機関等は市との協定に基づき、自らが所有する情報提供手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ情報提供を行う。

- 1 日本放送協会横浜放送局（テレビ・ラジオ）
- 2 株式会社アールエフラジオ日本（ラジオ）
- 3 株式会社テレビ神奈川（テレビ）
- 4 横浜エフエム放送株式会社（ラジオ）
- 5 かわさき市民放送株式会社（ラジオ）
- 6 YOUテレビ株式会社（ケーブルテレビ）
- 7 株式会社レスキューナウ（インターネット）
- 8 合同会社クリエイティブワークス（電子広告媒体）

（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））

（資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送））

（資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（イツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUテレビ株式会社））

（資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツ・コミュニケーションズ株式会社））

（資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

（資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社クリエイティブワークス、ダイードロリンコ株式会社））

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制【総務局危機管理室、関係局、川崎市】

特別防災区域における危険物等の火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故（以下「異常現象」という。）又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、本市及び防災関係機関並びに特定事業所は、相互に協力して一体的な防災体制を確立し、災害の防ぎよ等の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1節 初動体制の強化

1 宿日直体制

夜間、休日等における災害等の危機事象発生に備え、初動対応を迅速・的確に実施するため、第3庁舎7階・危機管理室において、災害対策本部の早急な対応を図るため、次の任務について、危機管理リーダー及び危機管理宿日直員並びに危機管理情報員が輪番制により、宿日直に従事する。

任 務	1 災害に関する情報収集（高所災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システムによる被害状況調査を含む。）及び連絡 2 総務局危機管理室長との連絡 3 災害応急対策活動に必要な職員及び本部事務局員の動員 4 防災関係機関、報道機関との連絡 5 災害対策本部又は災害警戒本部の開設準備 6 市民広報（市民向けメール送信、防災行政無線等各種広報媒体の活用） 7 その他災害対策上必要な事項
-----	---

2 本部事務局

川崎市災害対策本部実施要綱（平成20年3月25日、災害対策本部長決裁）に基づく本部事務局員（災害時に直ちに参集可能な本庁近隣に居住する職員を指定）は、本部を開設する必要がある危機事象発生時に365日、24時間、事務局長（危機管理室長）からの連絡を受け、速やかに本部事務局に参集して、危機管理リーダーの指示を受け、川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）が設置される準備段階から、本部事務局に駐在して、本部事務局の分掌事務を実施する。

第2節 石油コンビナート等防災本部（県）

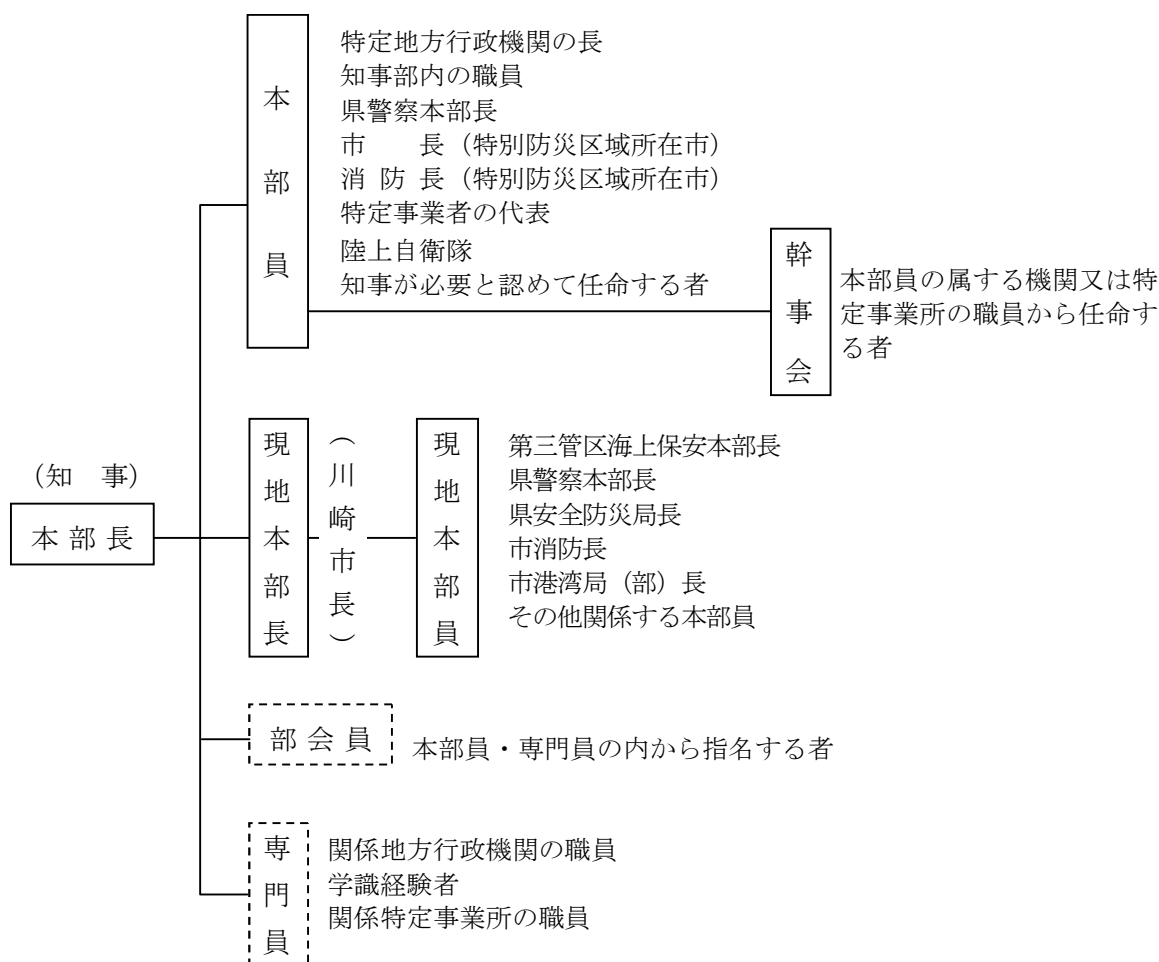
1 石油コンビナート等防災本部の設置

県は常設機関として、知事を本部長とした石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、関係市長を現地本部長とした現地本部を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

2 組織体制

(1) 防災本部の組織



(2) 設置の根拠

石災法第 27 条

(3) 所掌事務

- ア 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- イ 防災に関する調査研究
- ウ 防災に関する情報収集、伝達
- エ 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整
- オ 現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示
- カ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- キ その他防災に関する重要事項の実施推進

(4) 事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県安全防災局工業保安課職員をもって構成する。

(5) 本部連絡員

本部員は、あらかじめ「本部連絡員」を定め、防災本部（安全防災局）に届けておく。

3 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係

特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。

第3節 市の活動体制

臨海部に大規模な事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害活動を迅速・的確に行うため、災害の規模に応じて次の活動体制をとり、応急活動を実施する。

1 川崎市災害警戒体制

各局・区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各局区による対応が可能で、川崎市災害警戒本部を設置するに至らない場合は、通常体制を強化した災害警戒体制を確立し対応する。また、対応等に関する事項を関係機関等に通報する。

川崎市災害警戒体制		
構成局区	総務局危機管理室	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局 建設緑政局・川崎区
統括者	危機管理室長	各局区の危機管理主管
構成員	危機管理室長が指名した職員とする。	各局区の危機管理主管が指名した職員とする。
設置基準	1 各局・区長が川崎市災害警戒体制を確立する必要があると認める火災や爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生した場合。 3 地震の発生により津波注意報が発表された場合。 4 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合。	
警戒体制の措置事項	1 初期情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害情報等の収集及び報告に関すること。 3 災害防止活動等に関すること。 4 構成局区及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関すること。 5 警戒体制時に必要な職員の配備（総務局危機管理室の職員）に関すること。 6 その他必要な事項。	
廃止基準	1 川崎市災害警戒本部を設置したとき。 2 災害防ぎょ活動が完了したと認められたとき。 3 災害の発生するおそれが解消したとき。	

2 川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の組織体制等

市長は、相当規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等において、災害警戒本部を設置し対応する。また、対応等に関する事項を関係機関等に報告する。

川崎市災害警戒本部		
構成局区	総務局危機管理室・消防局・港湾局 環境局・健康福祉局・建設緑政局・	川崎区
統括者	市災害警戒本部長：危機管理担当副市長 市災害警戒副本部長：総務局長	区本部長：川崎区長 区副本部長：区長が任命する。
構成員	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局・ 建設緑政局の本部員	区本部員
設置基準	1 相当規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 多数の人的被害が発生したとき。 3 気象庁から津波警報・津波注意報が発表された場合、東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時）が発表された場合。 4 その他市長が必要と認めた場合。	
設置場所等	1 市災害警戒本部は、第3庁舎7階の防災センターの「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。 2 市警戒本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。 3 市警戒本部を設置したときは、第3庁舎入口に、市本部が設置された旨の掲示を行う。	1 区本部は、「区役所会議室」に設置する。 2 区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関に連絡する。 3 区本部を設置したときは、区庁舎入口に、区本部が設置された旨の掲示を行う。
廃止基準	本部長及び区本部長は、次にあたる場合、市災害警戒本部を廃止する。 1 石油コンビナート等川崎地区現地防災本部（川崎市災害対策本部）が設置されたとき。 2 災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。 3 応急対策がおおむね終了したとき。	

3 現地本部

市長は、川崎市の臨海部の災害対策を実施するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画（平成24年4月）に係る神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準に基づき、現地本部を設置する。

なお、自然災害時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」に、また、異常現象発生時には、川崎市地域防災計画「都市災害対策編」に基づく組織及び事務分掌を準用し、川崎市災害対策本部との一体的な運用を図る。

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部			
構 成 員	機 関 名	本部長及び本部員	連 絡 員
現地本部長	川崎市	市長	危機管理室長 第3科長 川崎海上保安署専門官 災害対策課長 工業保安課長 庶務課長 庶務課長
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	
現地本部員	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	
〃	第三管区海上保安本部	本部長	
現地本部員	神奈川県警察本部	本部長	
〃	神奈川県	安全防災局長	
〃	川崎市港湾局	局長	
〃	川崎市消防局	局長	
招集機関名		派 遣 幹 部 職 員	連 絡 員
川崎市環境局		局長	庶務課長
川崎市健康福祉局		局長	庶務課長
川崎市建設緑政局		局長	庶務課長
川崎区役所		区長	総務課長
京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所		代表特定事業所・所長	
※ 応急対策上必要と認める場合には、必要な関係機関を召集するものとする。			
設置基準	市長は、神奈川県石油コンビナート防災本部設置基準に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設する。 【自然災害】 - 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき。 - 川崎市内で震度5（強）以上の地震を観測したとき。 - 気象庁が東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」を発表したとき。 【事故災害】 - 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防局で対応が困難な場合。 - 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合。 - 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがあるとき。		
設置場所等	市災害警戒本部は、第3庁舎7階の防災センターの「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。（ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行う。）		

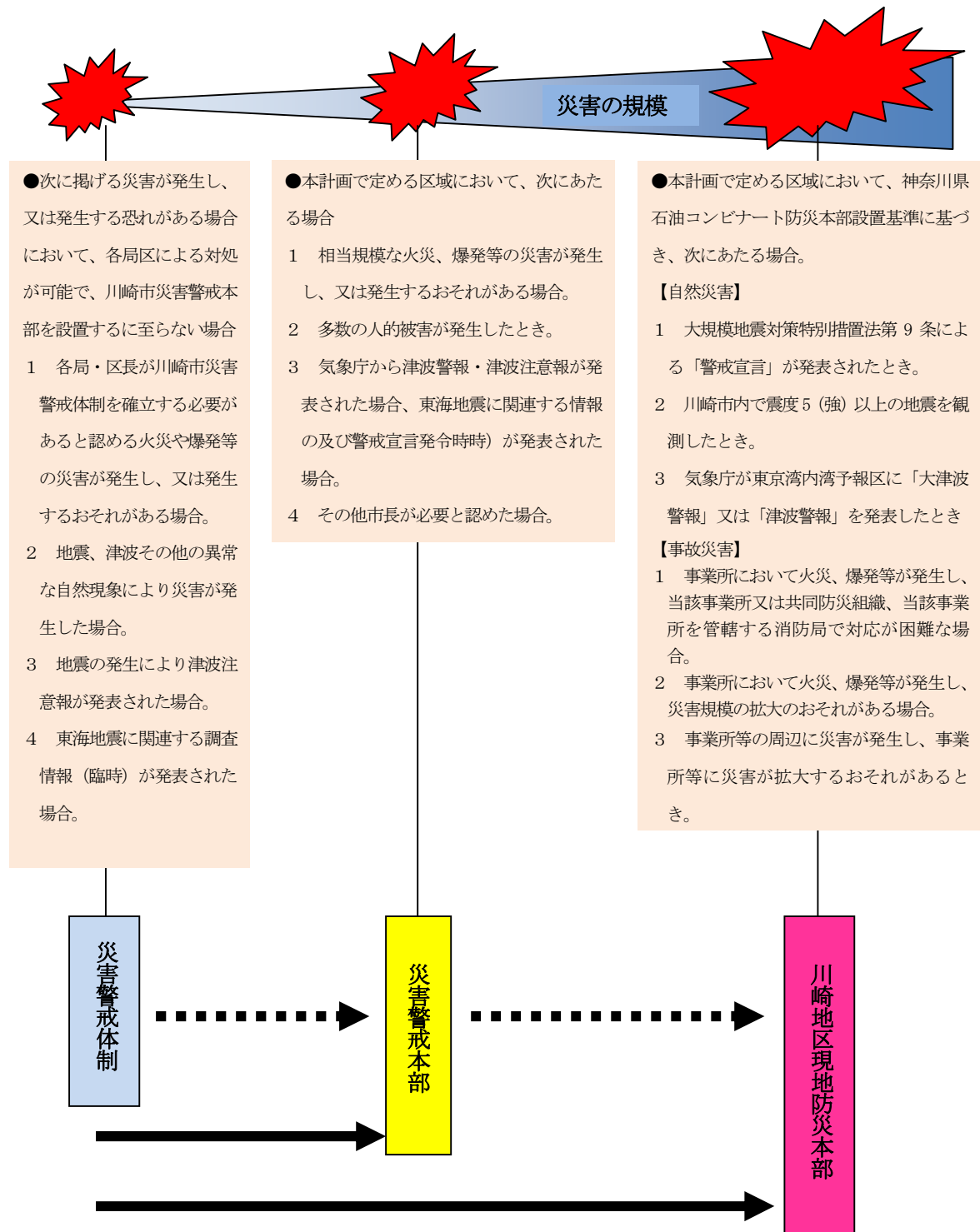
	2 市警戒本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。 3 市警戒本部を設置したときは、第3庁舎入口に、市本部が設置された旨の掲示を行う。
廃止基準	現地本部長は、現地本部員と協議し、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。 また、現地本部長は、災害状況や被害状況等に応じて、市警戒本部体制等に移行することができる。

主な対応

対応局	主 な 活 動
環境局	1 発災施設の情報提供に関すること。 2 有害物質等の取扱施設に係る情報提供に関すること。 3 災害により発生した大気汚染、水質汚濁の拡大防止に関すること。 4 海面及び水質の監視並びに汚染物質の分析に関すること。 5 環境測定に関すること。
健康福祉局	1 災害救助法の適用に関すること。 2 災害救助法に基づく生活必需物資の要請に関すること。 3 医療救護、医療救護所編成及び運営に関すること。 4 医療機関の情報提供に関すること。 5 医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。
建設緑政局	1 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 2 道路及び橋りょうに関する被害情報の把握に関すること。 3 広域的な道路及び橋りょうの応急対策及び復旧に関すること。 4 国土交通省、県、警察、公団等各機関との連絡調整に関すること。 5 道路啓開の総合調整に関すること。 6 河川情報の収集及び伝達に関すること。 7 河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。 8 河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調達に関すること。
港湾局	1 海面監視に関すること。 2 所管区域内の港湾施設及び海岸保安施設等の被害状況の把握に関すること。 3 防潮扉の開閉に関すること。 4 入出港船舶の緊急調査に関すること。 5 在港船舶への退避等の通報に関すること。 6 川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保に関すること。 7 応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。 8 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策及び復旧に関すること。

消防局	1 発生の通報に伴う伝達に関する事。 2 消火、救助、救急活動に関する事。 3 オイルフェンスの展張に関する事。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関する事。 5 避難勧告・指示に関する事。 6 消防広報に関する事。 7 その他災害種別に応じた必要な措置に関する事。
上下水道局	1 上・工・下水道施設の被害状況及び減・断水施設状況の全体把握に関する事。 2 応急給水計画の策定に関する事。 3 応急給水用資機材、応急復旧用資機材、燃料等の調達に関する事。
病院局	1 傷病者の受入に関する事。
川崎区	1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。 3 避難勧告、指示に関する事。 4 避難所の開設に関する事。 5 医療救護所の設置及び運営に関する事。 6 自主防災組織、ボランティア等の情報提供及び連絡調整に関する事。 7 要援護者の安全確保に関する事。 8 その他必要な事項に関する事。

【 活動体制 】



※ 活動体制は、災害の規模に応じて体制を確立する場合と災害の規模の推移によっては、警戒体制→警戒本部→現地防災本部と体制を強化する場合がある。

第4節 応援協力体制

1 本市と他機関等との協定

協定等の名称	協定の相手先	協力等の内容	締結年月日
神奈川県下消防相互応援協定	県内 25 市町村等	消防組織法第 39 条の規定に基づく県下市町村等の相互応援	平成 18 年 8 月 18 日(改正)
東京湾消防相互応援協定	東京都、千葉市、横浜市、市川市	消防組織法第 39 条の規定に基づく東京湾隣接都市の相互応援	平成 18 年 12 月 12 日(改正)
航空機消防相互応援協定	東京消防庁、横浜市、千葉市	消防ヘリの相互応援	平成 18 年 12 月 12 日(改正)
消防相互応援協定	東京消防庁	消防組織法第 21 条の規定に基づく東京消防庁との相互応援	平成 19 年 9 月 12 日(改正)
扇島に関する消防業務協約	横浜市	消防組織法第 39 条の規定に基づく横浜市消防との相互応援	平成 15 年 7 月 17 日(改正)
横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定	横浜海上保安部	船舶火災等、海上の活動実施時の連携	昭和 46 年 3 月 1 日
東京湾アクアライン消防相互応援協定書	木更津市	消防組織法第 39 条の規定に基づく木更津市消防との相互応援	平成 18 年 6 月 23 日(改正)
鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	県内 15 鉄道事業者及び 26 消防機関	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携	平成 16 年 3 月 29 日
東京電力株式会社東西連携ガス導管消防相互応援協定書	富津市	消防組織法第 39 条の規定に基づく富津市消防との相互応援	平成 22 年 1 月 20 日
緊急時における消火薬剤需給協定書	深田工業株式会社	危険物火災等緊急時における消火薬剤需給協定	昭和 39 年 7 月 17 日
東京湾排出油等防除協議会	第三管区海上保安本部 他 35 機関	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 の規定に基づく東京湾において大量の油又は有害液体物質排出事故が発生し、またはおそれがある場合の防除活動の協力	平成 20 年 7 月 25 日(改正)

川崎管内排出油等防除協議会	川崎海上保安署が事務局。 会員 33 団体	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6の規定に基づく川崎管内において大量の油又は有害液体物質排出事故が発生し、またはおそれがある場合の防除活動の協力	平成 21 年 7 月 14 日 (改正)
災害時における応急措置の協力に関する協定	川崎港災害対策支援協議会	災害時における応急措置活動に関する、人員及び重機・船舶・資機材等についての協力要請	平成 10 年 8 月 31 日
災害時における救援活動に関する協定	川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部	災害時に発生した救援活動について、救援物資の荷役や集積場所・航空機臨時理発着場間の輸送、人員・重傷者等の輸送等についての協力要請	平成 14 年 3 月 26 日
災害時における緊急措置の支援に関する協定	神奈川倉庫協会	救援物資の一時保管場所等の協力要請や寄託者又は所有者より提供の承認を得た物品についての提供要請等	平成 23 年 11 月 24 日
災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書	神奈川建設重機協同組合	災害応急対策を行うため、市職員の指揮監督に従い、必要な機器類等を用いて応援を実施	昭和 56 年 2 月 26 日
災害時における緊急輸送の応援に関する協定	神奈川県トラック協会川崎支部	救援物資の緊急輸送の協力	平成 16 年 3 月 26 日
川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書	国土交通省関東地方整備局	川崎港東扇島地区における広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営	平成 24 年 3 月 9 日
京浜港台風対策協議会	横浜海上保安部に設置。 会員は 20 団体	台風等による海難事故を防止するため、必要な対策を協議し、警戒体制	平成 22 年 6 月 18 日 (改正)

		等について指導・勧告があった場合は措置の実施を推進	
京浜港船舶津波対策協議会	横浜海上保安部に設置。 会員は 33 団体	京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進	平成 17 年 3 月 4 日
九都県市災害時相互応援に関する協定書	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市	九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行	平成 22 年 4 月 1 日（改正）

2 事業所間

協定等の名称	締結者	協力等の内容	締結年月日
川崎市内の 4 共同防災組織における相互応援確認書	浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、扇島地区共同防災協議会、扇町地区共同防災協議会	大型高所放水車、大型化学消防車及び泡原液搬送車並びに耐アルコール泡消火薬剤の相互応援体制	平成 16 年 6 月 1 日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	横浜支部及び川崎支部（扇島川崎地区、大川・白石・田辺新田地区、扇町地区、浅野地区、水江地区、東扇島地区、千鳥地区、浮島地区）	石油コンビナート等災害防止法第 22 条の規定に基づく特定事業所等による地域防災体制の確立	昭和 61 年 4 月 18 日（改正）

3 自衛隊に対する応援要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

(1) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与

サ 危険物の保安及び除去

シ その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 派遣要請依頼

ア 県知事が行う派遣要請先

区 分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線
陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201
海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522(直通) 県防災行政通信網9-637-9201
	県内全域	第4航空群司令	第4航空群司令部／綾瀬市無番地 0467(78)8611 県防災行政通信網 9-490-9201

イ 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、総務局危機管理室が、文書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するものとする。

なお、要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにし、依頼するものとする。

(ア) 災害状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

連絡先 : 神奈川県安全防災局災害対策課

県防災行政通信網

時間内 9-400-9301

時間外 9-400-9313

9-400-9314

9-400-9315

9-400-9316

ウ 状況が急を要し、知事の要請を待っている場合は時機を失すると認められるときは、市長が第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、または直接第1師団等に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。

(緊急の場合の連絡先)

部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線	
		時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊 第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201
	陸上自衛隊 (第1師団第3部)	03-3933-1161 内線 239 県防災行政通信網 9-485-9201・9	03-3933-1161 内線 239 県防災行政通信網 9-485-9201・9
海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 内(2543) 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網	046-822-3500 内(2222・2223) 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網

(3) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ 自衛隊との連絡窓口

総務局危機管理室を窓口とする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所を用意する。

キ 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借り上げ料及び修繕費

- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料
- エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(5) ヘリコプターの離着陸場所

(資料編 臨時離着陸場一覧表)

(6) 災害派遣部隊の撤収

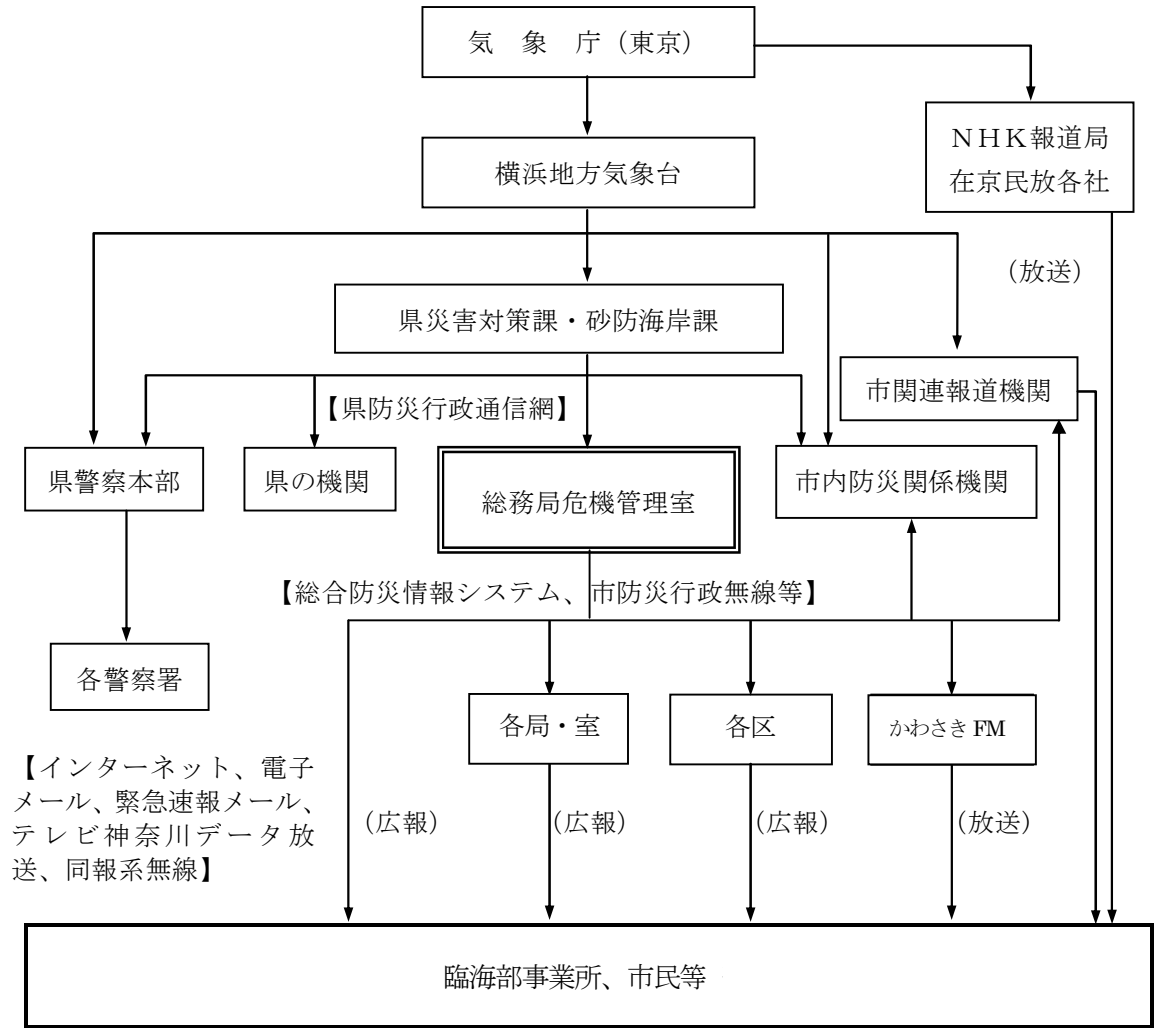
市長は、自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、文書により県知事に対し災害派遣部隊の撤収を依頼する。

第2章 災害情報の収集・伝達【総務局危機管理室、各局室区】

第1節 地震情報等の情報受伝達体制

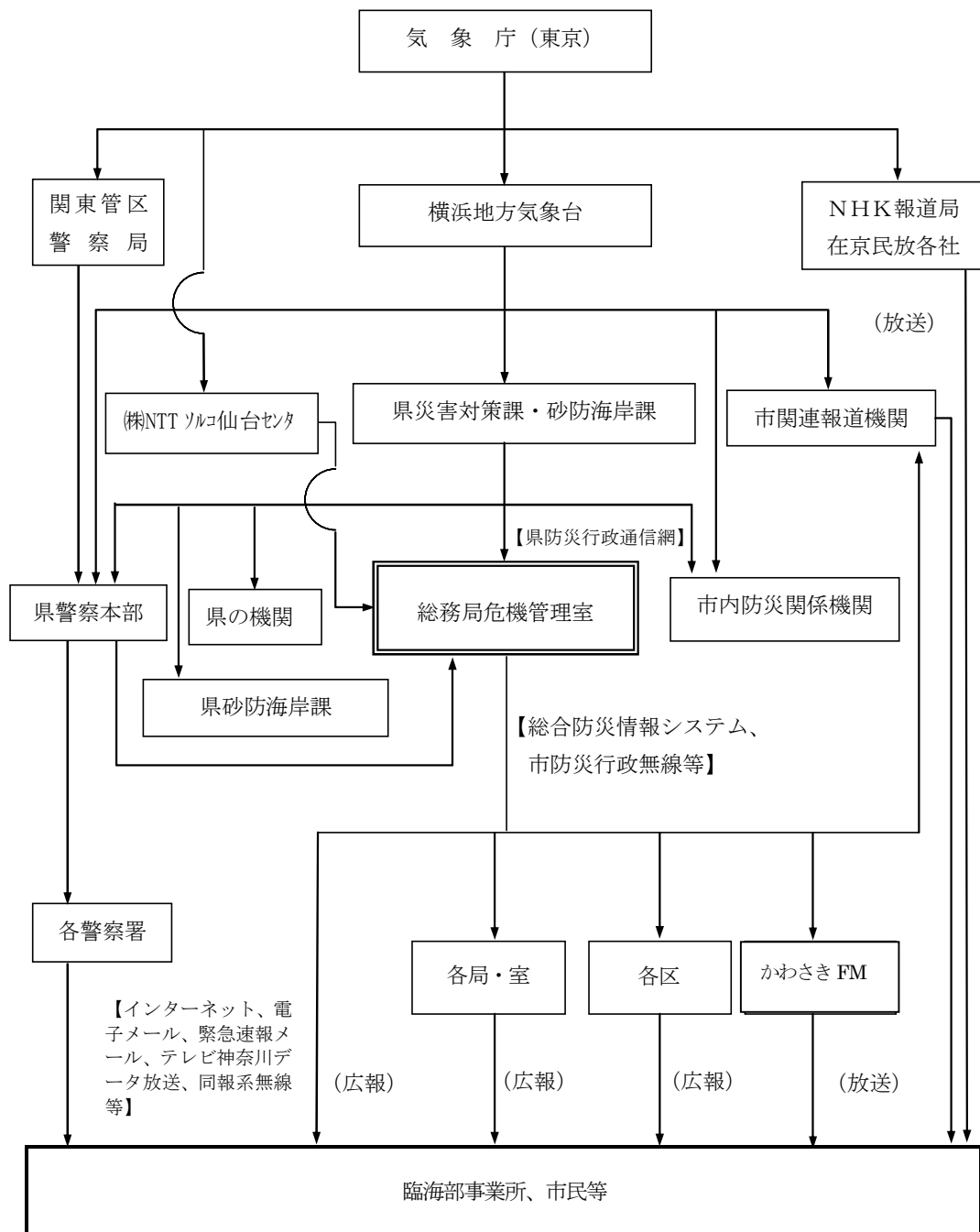
1 地震に関する情報受伝達体制

地震による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する地震に関する情報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。



2 津波に関する情報受伝達体制

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。



3 連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市、臨海部事業所及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。

第2節 災害情報の連絡及び報告

1 災害発生事業所からの連絡

- (1) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩、流出その他の事故又は地震等の異常な自然現象による災害の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話 119 番）に連絡しなければならない。
- (2) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。
- (3) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

2 消防局の措置

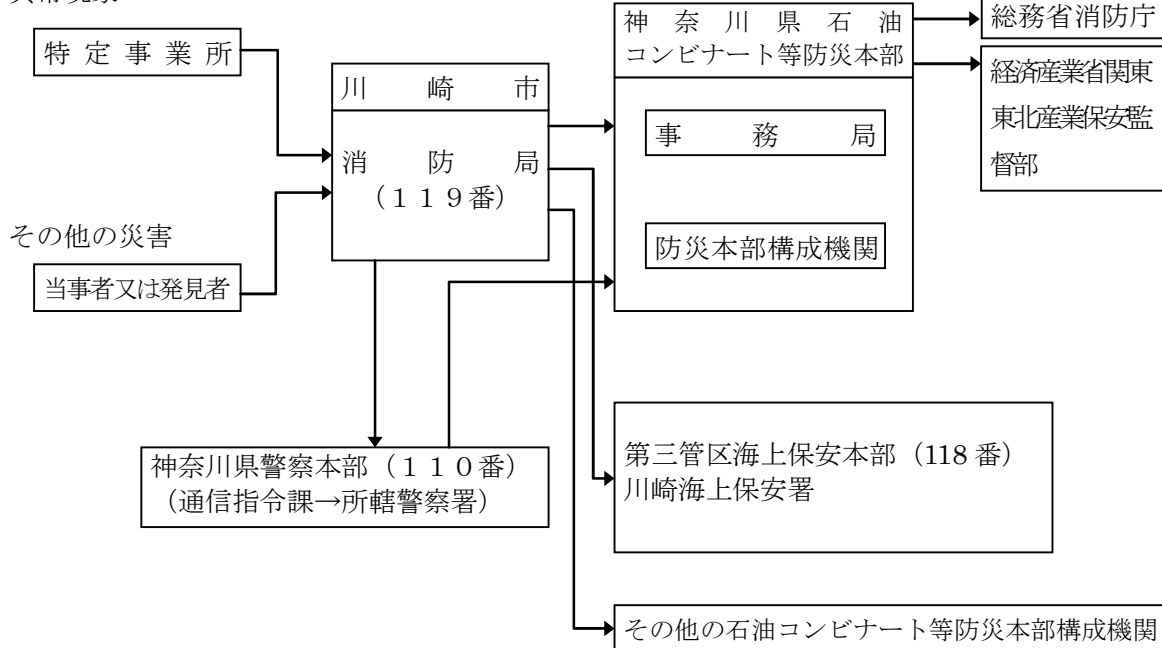
- (1) 災害の通報を受けた消防局指令センターは、直ちにその旨を総務局危機管理室に報告するとともに、防災本部並びに警察及び海上保安本部に連絡しなければならない。
- (2) 消防局指令センターは、前項の通報措置のほか、災害の状況によって、その他の防災本部構成機関のうち、必要な機関に連絡する。

3 連絡及び報告の方法

連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。

連絡及び報告の方法

異常現象



4 報告の内容

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- （1）消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、火災・災害等に関する即報を神奈川県（安全防災局工業保安課）を通じて行う。
- （2）消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、必要に応じて火災・災害等に関する即報を直接消防庁に対して行う。
- （3）消防局は、直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を神奈川県（安全防災局工業保安課）に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- （4）消防局は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。

5 防災本部への災害・応急措置の報告

（1）防災関係機関等の報告

消防局長及び特定事業所の管理者は、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、判明次第逐次防災本部（安全防災局工業保安課）に報告するとともに、防災関係機関相互の情報の共有を図る。なお、本市現地本部が設置されたときは、災害・応急措置に関する情報は、本市現地本部に報告し、本市現地本部は防災本部に報告する。

（2）報告の内容

前項の報告は、石災法第26条に基づく災害応急措置の概要等の報告（様式2）により最も迅速確実な方法で行う。

第2号様式(特定の事故)

報 第

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式 2

平成 年 月 日

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第 26 条に基づく災害・応急措置報告

報告者

事故（災害）の名称			
事故（災害）の発生日時	平成 年 月 日 時 分	事業所の名称	
事故（災害）の発見日時	平成 年 月 日 時 分	所在地	
通 報 日 時	平成 年 月 日 時 分	特定事業所の別	
通報 先・元（通報方法）	()	事業所の業態	
鎮火又は処理終了時刻	平成 年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵 取扱い品目	
事故の概要	事故の種類	①漏洩 () ②放出 () ③火災 () ④爆発 () ⑤中毒等 () ⑥破損 () ⑦電気系統事故 () ⑧プラント停止 () ⑨海上流出 () ⑩その他 ()	
	事故の場所	施設・設備の規模等 A 塔 槽 類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他 () B 回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他 () C 配 管 系 ①配 管 ②継 手 ③弁 ④その他 () D 付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他 () E ユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他 () F 荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他 () G 輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ボンベ ⑥クレーン車 ⑦その他 () H そ の 他 ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他 ()	
	人 的 被 害	A 死亡者 名 () 死者の氏名・性別・年令・所属等 B 重傷者 名 () C 軽傷者 名 ()	
	物 的 被 害	種類 面積 流出等の量 () (m ²) ()	
	損 害 額		
要 因	A 設 備 関 係 ①構造設計不良 () ②材料不良 () ③工作不良 () ④計装制御系統の欠陥 ⑤劣化 () ⑥外部加重又は衝撃 () ⑦その他 () B 運転管理関係 ①作業情報の提供・伝達の不備 () ②認知・確認のミス（インプットミス） () ③誤判断（中枢処理のミス） () ④誤操作（アウトプットミス） () ⑤技量未熟（経験不足） ⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他 () [事故原因（記述）]		

	事故(災害)に至る経過	
	事故時の運転状況	①定常時運転 ②スタートアップ操作時 ③シャットダウン操作時 ④定修時 ⑤修理(不定期) ⑥その他()
	防災活動及び措置状況	出動人員 名(内訳) 出動車両 台(内訳) 防災資機材 出動船舶数 隻 品名 数量 [防災活動(措置)の状況]
	事故から得た教訓及び事故後の改善措置の重点	
	その他	

(備考) 最終報告は、防災活動終了後2週間以内に行うこと。

第3章 災害の防ぎょ活動

第1節 特定事業所等における防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を実施する。

1 緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。

2 警戒措置

(1) 特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(2) 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。

3 防災資機材の輸送

広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。なお、車両の調達にあたっては、県は、調達先に対して協力を要請する。

4 災害の防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。

また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。

5 災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。

6 災害防ぎょ活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。

第2節 本市における防ぎょ活動

1 危険物施設等の防ぎょ活動【消防局】

(1) 基本原則

特別防災区域内における防ぎょ活動については、災害発生事業所の防災管理者等から積極的に災害事象、施設特性等の情報提供を受けるとともに、防ぎょ活動上の協議を行い、人命の安全確保を最優先とする統制ある行動をとるとともに、他の防災関係機関等と緊密な連携活動を行うことにより危害防止の徹底と災害の早期制圧に最大効果を挙げることを基本原則とする。

(2) 指揮本部等の設置

消防局長は、必要に応じて消防局内に消防指揮本部を、消防署に方面指揮本部を設置するもの

とする。

(3) 動員

消防局長又は消防署長は、必要と認める場合は人員を動員するものとする。

(4) 部隊運用

特別防災区域内における消防隊等の出場は、別に規定する災害出場区分によるものとする。

※ 第3部第2章第2節 1 (1) 石油コンビナート等防災区域における火災出場体制

(5) 応援要請

災害現場の実態、規模等を把握し、必要に応じて応援要請行うものとする。

ア 三点セットを編成した部隊運用による応援要請

イ 特命出場等の要請による消防車等の部隊増強

ウ 消防相互応援協定に基づく応援要請

エ 緊急消防援助隊の応援要請

オ 自衛防災組織等の応援要請

カ 海上保安部等防災関係機関の応援

(6) 消火薬剤の使用順位

市は、必要に応じて県が備蓄する防災資機材を活用し活動を実施することとするが、消火薬剤の使用順位は、次のとおりとする。

① 消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理薬剤を含む）。

② 災害発生事業所が保有するもの。

③ 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの。

④ 隣接の共同防災組織が保有するもの。

⑤ 市と協定を締結している業者から調達するもの。

2 海上流出油災害【総務局危機管理室、港湾局、消防局】

川崎市地域防災計画（都市災害対策編）第5部第5章「海上災害の防災計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

また、被害が港湾区域内に及んだ際には、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに防除活動を行うものとする。

(1) 情報の収集・連絡

ア 海上災害情報等の連絡

(ア) 原因者等は、海上災害が発生又は発生するおそれがある場合、速やかに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。また、海上災害を発見した者は、遅滞なくこれを消防機関に通報しなければならない。

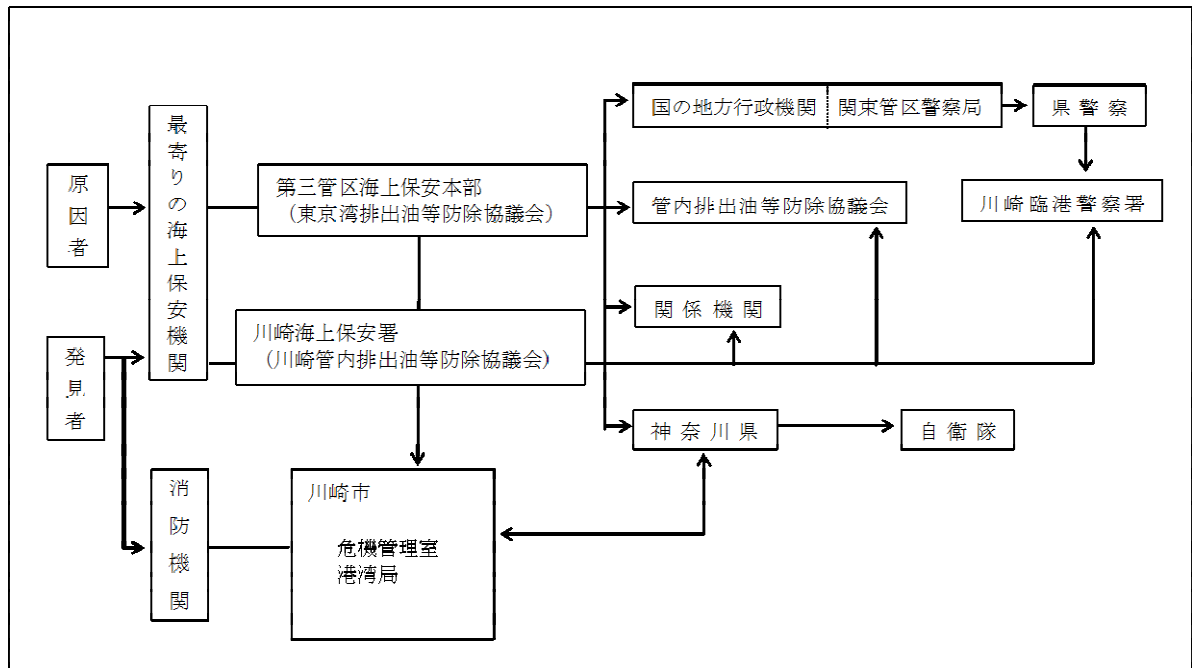
(イ) 第三管区海上保安本部は、海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合に、速やかに神奈川県及び関東管区警察局並びに市に連絡するものとする。

(ウ) 神奈川県は、第三管区海上保安本部から海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の情報をを受けた場合は、市及び関係機関に連絡するものとする。

(エ) 市は、海上災害の情報を覚知したときは、必要に応じヘリコプター、船舶及び車両により目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

(オ) 市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、直ちに神奈川県に連絡するものとする。

(カ) 県警察は、海上災害が発生した場合は、直ちに警察用船舶、警察用航空機等を活用し、被害状況や被害の拡大性の有無について確認を行うものとする。



ア 応急対策活動情報の連絡

- (ア) 関係事業者等は、川崎海上保安署に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。
- (イ) 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 市及び公共機関の活動体制

- (ア) 市は、収集した情報を集約し発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。
- (イ) 市及び公共機関は、指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (ウ) 市は、第三管区海上保安本部内に連絡調整本部が設置された場合は、担当職員を連絡調整本部へ派遣するものとする。

イ 警戒本部の設置

危機管理担当副市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、応急対策の調整等が必要と認められる場合、警戒本部を設置する。

ウ 災害対策本部の設置

市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

エ 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、九都県市等、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

オ 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の

長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

カ 関係機関への協力要請

市は、必要に応じて、公益社団法人川崎清港会及び独立行政法人海上災害防止センター等の関係機関に対して応援要請を行うこととする。

(3) 火災防ぎょ、救助、救急及び医療活動

ア 火災防ぎょ活動

消防機関は、火災の発生状況を把握するとともに、危険物等の流出拡散などあらゆる角度から火災防ぎょ方針を決定し、迅速に活動を実施するものとする。

また、必要に応じて他の防災関係機関と情報共有等、総合連携を図り活動する。

イ 救助、救急活動

(ア) 市の消防機関は、川崎海上保安署、県警察、自衛隊等の関係機関と相互に連携協力し、捜索、救助、救急活動を実施するものとする。

(イ) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(ウ) 市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ウ 医療活動

(ア) 市は、海上災害に起因する医療関係の情報を収集するとともに、市立川崎病院及び保健福祉センターの職員により医療救護班を編成して医療活動にあたるものとする。

(イ) 川崎市医師会及び川崎市病院協会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市の対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(第4部第6章「医療救護対策」 資料…災害時医療救護活動の系統図 参照)

(4) 大規模な油流出事故に対する応急措置

ア 大規模な油等流出事故が発生した時は、当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者は排除措置を講じるものとする。

イ 市は、大規模な油等流出事故が港湾区域内に及んだ場合、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに直ちに防除活動を行うものとする。

ウ 市は、関係機関と協力のうえ大気、水質等の環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

(5) 交通の確保・緊急輸送活動

ア 川崎海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、京浜港長（横浜海上保安部長）の指示に従い、船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

イ 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

ウ 県警察は、緊急自動車又は緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を直ちに行うものとする。

エ 交通規制に当たって、川崎海上保安署、県警察、市は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(6) 避難の勧告

市は、大規模な油等流出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難勧告等必要な措置を行うものとする。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動

ア 市は、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供するものとする。

イ 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

3 津波対策【総務局危機管理室、港湾局、川崎区、幸区、関係局】

(1) 地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間揺れを感じたときは、特に潮位の変動に注意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

(2) 津波警報・注意報発表時等

ア 市民及び事業者、就労者等への情報伝達及び避難誘導

総務局危機管理室、港湾局、消防局、川崎区は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに同報系無線やサイレン及び広報車や港湾局巡視船、消防ヘリコプター等により市民や事業者及び就労者等臨海部に滞在している人々に伝達することと併せ、インターネットや電子メール・緊急速報メールのほか、テレビ神奈川、かわさきFM等のマスメディアなどあらゆる手段を使った伝達を図り、津波注意の喚起を行うことと併せて、建物屋上等の高所への避難を促すとともに、港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の一部を一時避難施設として提供するものとする。

県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合、又は津波による危険が切迫していると自ら認める場合は、必要に応じ避難勧告・指示を行う等、安全かつ迅速な避難誘導を実施するものとする。

イ 在港船舶等への情報伝達

横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ、情報伝達を行うものとする。

ウ 在港船舶への避難連絡等

港湾局長は、在港船舶に対して、港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。この場合、横浜海上保安部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて、船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

船舶運航者、船舶代理店、船舶の船長等は、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全を確保するために、「船舶津波対策実施要領」に基づき対応するものとする。

港湾局長は、公共埠頭においては、「船舶津波対策実施要領」に基づき、荷役・作業等の中止を指示することとする。

エ 防潮堤・河港水門の閉鎖等

港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行う。また、川崎区長及び建設緑政局長は、津波の多摩川遡上による被害が予想される場合は、関係機関へ連絡の上、

川崎河港水門の閉鎖を行うものとする。

オ 川崎港海底トンネルの通行制限

港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講ずるものとする。

(3) 津波避難施設への避難

ア 避難状況の把握

川崎区役所は、津波避難施設の開設状況、及び避難者の受入状況の把握に努めるものとする。

イ 海底トンネル利用者への広報

港湾局は、海底トンネルの徒歩利用者の有無を確認するとともに、徒歩利用者の存在を確認した場合は、速やかに津波避難施設へ退避するようにアナウンスを行うものとする。

ウ 避難施設への誘導

避難施設を案内する看板を設置し、避難施設を周知し、避難者の誘導に努める。

4 帰宅困難者対策【総務局危機管理室、港湾局、川崎市】

大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅頭における混乱、川崎臨海部の島での孤立化が予想されるため、それらへの対応が必要である。

(1) 情報パニックによる混乱防止措置

電話の混乱、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

ア 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFMその他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車、電話の使用自粛等、臨海部の事業所の従業員や観光客、自動車運転手、船舶乗組員等に注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。

イ 地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。

ウ 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関及び事業所に迅速に伝達するものとする。

エ 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関及び事業所に対し迅速に伝達するものとする。

オ 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し実施するものとする。

(2) 通勤等で集中する駅の混乱防止措置

通勤等で集中する駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

ア 市長は、鉄道等の運行状況についての情報収集に努める。

イ 川崎区長は、通勤等で集中する駅における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに、次の措置について、警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、混乱の防止に努めるものとする。

(ア) 事業所等に対する時差退社の要請

(イ) 鉄道運行情報等の提供

- (ウ) 通勤等で集中する駅及びその周辺の交通規制
- (エ) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
- (オ) 乗降客の規制及び避難誘導
- (カ) 改札規制
- (キ) 救助・救急及び応急医療

(3) 帰宅困難者の支援

大規模地震発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とするが、家族が被災するなど、やむを得ず移動をする者の帰宅あるいは移動に対し、次の移動の支援を実施するものとする。

ア 市の支援

川崎区及び市公共施設等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市営バス等は道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとする。

イ 臨海部における帰宅困難者の移動支援

臨海部の東扇島等において、橋りょうや海底トンネル等の通行に支障が生じたことにより、帰宅が困難になった市民等に対して、川崎港湾振興会館（マリエン）等の庁舎の一部を一時避難施設として提供するとともに、港湾局巡視船等の市保有船舶等や川崎海上保安署保有船舶による緊急搬送等の支援策を検討する。

ウ 協定による各種団体の支援

(ア) ガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）

(イ) 自動車販売店

(ウ) コンビニエンスストアなど九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション

協定を締結した各種団体の店舗（事業所）等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。

エ 滞留時の支援

市は、川崎臨海部の島での孤立化により徒歩帰宅が困難になった者に対し、次の支援に努める。

(ア) 川崎臨海部の島ごとに一時滞在施設の確保

(イ) 一時滞在施設を利用する帰宅困難者に対する、水、防寒用品、食料等の配布

(資料編 東京湾排出油等防除協議会会則)

(資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則)

(資料編 船舶津波対策実施要領)

(資料編 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（神奈川県石油業協同組合）)

(資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書)

第4章 避難対策【総務局危機管理室、関係局、川崎市】

臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等（以下、本章においては「住民等」という。）の生命及び身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、施設の災害影響範囲などを考慮して、適切に避難勧告等を発令し、速やかに伝達するとともに、関係機関等と緊密に連携して避難誘導を行う。

津波警報が発表された場合の避難計画は、別に定める「川崎市津波避難計画」によるものとする。

第1節 避難の勧告・指示

1 避難勧告・指示の基準

避難の勧告・指示は、次のような災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体に危険が及ぶと認められる場合に行うものとする。なお、危険が目前に切迫し、急を要すると認めるときは避難を指示する。

(1) 火災の発生(放射熱の影響)

危険物や可燃性ガスの火災等放射熱が、人体に危険を及ぼすと予想される場合

(2) 可燃性ガスの漏洩(爆発危険)

可燃性ガスの漏洩により、爆発危険が生じた場合

(3) 毒性ガスの漏洩(有毒物の影響)

毒性ガスの漏洩拡散により、人体に危険を及ぼすと予想される場合

(4) その他、市長が必要と認めた場合

2 避難勧告・指示の実施者

(1) 避難の勧告・指示は、災害対策基本法第60条の規定に基づき市長が実施するものとする。

なお、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、補助執行機関として避難の指示等を市長に代わり速やかに実施し、事後市長に報告する。

(2) 本市以外の機関においては、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき、警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示を行うものとする。

なお、この場合、避難の指示を行った警察官、海上保安官及び自衛官は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。

3 避難勧告・指示の内容

避難勧告・指示を実施するときは、住民等に次の事項をできる限り明示し、安全かつ迅速に避難させる。

(1) 避難を要する理由

(2) 避難勧告・指示の対象地域

(3) 避難先

(4) その他避難に必要な事項

4 避難勧告・指示の伝達方法

避難勧告・指示を実施した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により住民等へ伝達する。

なお、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れののないよう留意する。

- (1) 市防災行政無線同報系無線による放送
- (2) 緊急速報メールの送信
- (3) 広報車、消防車両、消防ヘリコプターによる広報
- (4) ラジオ・テレビ、かわさきFM等による放送
- (5) 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX又は口頭伝達
- (6) テレビ神奈川データ放送の実施
- (7) 防災気象情報メールの送信
- (8) 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載

5 関係機関等への通知及び報告

市長は、避難勧告・指示を実施したとき並びに警察官、海上保安官及び自衛官から避難の指示を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、第三管区海上保安本部（川崎保安署）等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。

また、消防局長、又は川崎区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

6 避難勧告・指示の解除

- (1) 市長は、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難勧告・指示を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- (2) 川崎区長は、避難勧告・指示の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

7 避難のタイミングなど

避難のタイミングなどは別紙のとおり。

第2節 避難の方法

1 一時避難

特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。

2 広域避難

震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等に避難させる。

3 特別避難

島部と連絡する橋りょう等が災害により使用できず、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、次の避難を行う。

(1) 集合場所

在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市防災行政無線、メール、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。

(2) 避難用船舶

市長は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議の上、横浜海上保安部（川崎海上保安署）へ救助を要請するとともに、本市及びその他の関係機関保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

(3) 避難先

避難先は、災害状況、気象状況を勘案し、被害のない内陸部又は東京湾内の他の港とする。

4 屋内退避

屋内にとどまる方が、避難所等への避難よりも、危険性が少ないと考えられる場合は、屋内に避難する。

第3節 避難誘導

1 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

2 避難の誘導方法

避難誘導の際は、次により住民等を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。

- (1) 避難に際しては、人身の安全を最優先とする。
- (2) 災害の状況等を考慮し、危険の及ばない幅員の広い道路を経由する。
- (3) 危険箇所には、表示、縄張り等をし危害の防止をする。
- (4) 避難経路沿いの要所（橋梁、東京大師横浜線（産業道路）交差点など）等には、誘導員を配置する。

3 災害時要援護者の避難支援等

避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している住民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

4 避難経路及び交通手段の確保

- (1) 川崎区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ関係機関等に対し協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。
- (2) 移動手段
 - ア 避難は、徒歩を原則とする。ただし、災害発生事業所または災害発生事業所の近隣の事業所や住民で、危険が迫り、迅速に避難を要する場合等は車両による避難を併用する。
 - イ 島部に架かる橋梁や海底トンネルなどが通行不能になり、島部が孤立化した場合に備え、各島の船舶接岸場所、ヘリコプターの場外離着陸場所等について検討する。

第4節 避難先

- 1 市長は、災害の影響範囲などにより、公園・大規模な空地等安全な場所、あるいは直近の小・中・高等学校又は広域避難場所等を避難先として指定する。
- 2 川崎区長、消防局長又は臨港消防署長は、市長に指定するいとまがないときは、避難の指示等の補助執行機関として、避難先を市長に代わり指定し、事後速やかに市長に報告する。

第5節 避難者の受入れ

- 1 川崎区長は、避難者を収容するため、要員を当該避難所等へ派遣し、施設管理者と連携して避難者の保護にあたる。また、必要に応じて、食料、飲料水及び毛布等の支給を準備するものとする。
- 2 川崎区長は、避難所等を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。
- 3 川崎区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告

する。

(資料編 川崎区内の小・中・高等学校(避難所等の候補一覧))

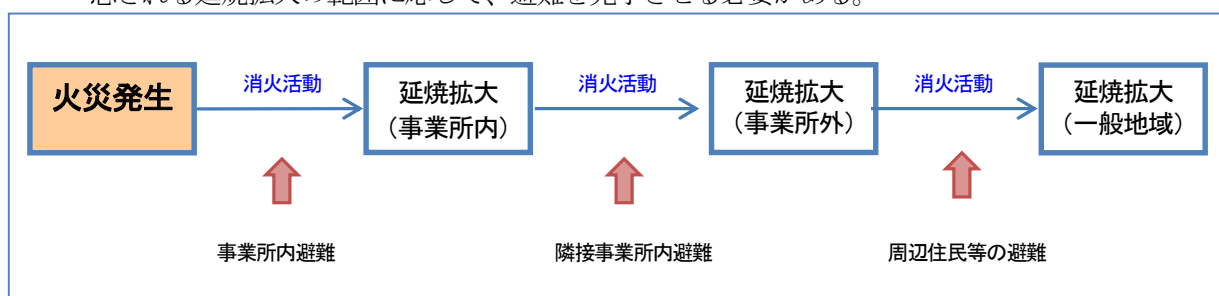
(資料編 臨海部各島の避難にあたっての留意事項)

避難のタイミングなど

(1) 異常事象の発生から、避難を要する事態への展開までの所要時間を精確に推定することが難しいが、適切な避難のタイミングを判断するには、施設の立地条件、周辺環境、取扱物質の特性、施設の災害影響範囲、プロセス条件等の要素を総合的に考慮する必要がある。

(2) 火災発生に伴う避難のタイミングなど

ア 危険物や高圧ガスによる火災の消火及び拡大防止が失敗し、延焼拡大が予想される場合、予想される延焼拡大の範囲に応じて、避難を完了させる必要がある。



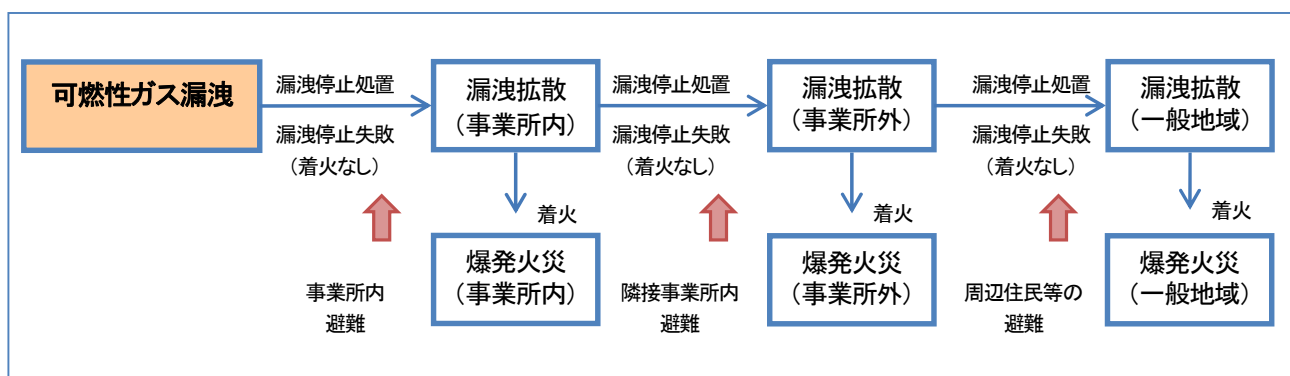
イ 放射熱による影響は、堅牢な建物等に避難することにより、ある程度軽減することができる。

ウ 爆風圧による影響は、タンク破片やガラス等の飛散物による影響も考慮して、堅牢な建物等に避難する。

(3) 可燃性ガスの漏洩に伴う避難のタイミングなど

ア 可燃性ガスの漏洩停止ができず、何らかの着火源があれば爆発火災を生じる危険性がある。そのため、漏洩停止に失敗した場合には避難を完了させる必要がある。

なお、ガスの拡散範囲や拡散速度は、漏洩量、漏洩物質、気象条件、周辺の建物等の状況により異なる。

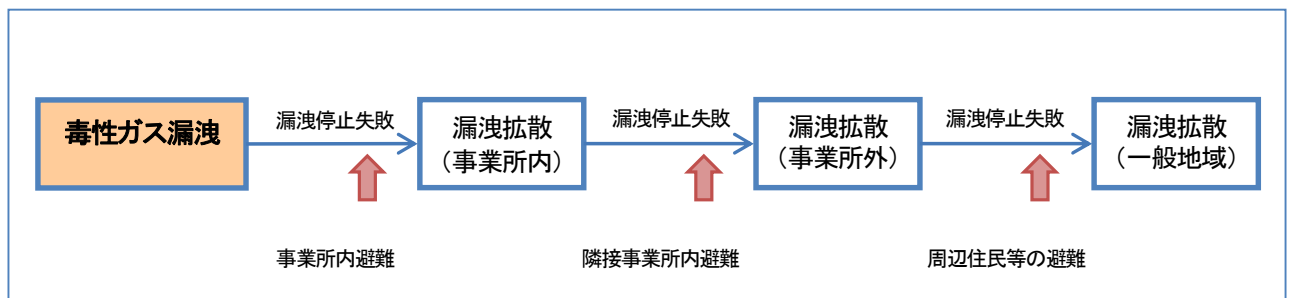


イ 爆風圧による影響は、タンク破片やガラス等の飛散物による影響も考慮して、堅牢な建物等に避難する。

(4) 毒性ガスの漏洩に伴う避難のタイミングなど

ア 毒性ガスの漏洩停止が失敗した場合には直ちに避難を完了させる必要がある。

なお、ガスの拡散範囲や拡散速度は、漏洩量、漏洩物質、気象条件、周辺の建物等の状況により異なる。



イ 毒性ガスは、風下に流れることから、避難にあたっては、災害発生施設の風下以外へ避難する。必要であれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。
また、空気より重たい毒性ガスの場合は、低い位置を避けて避難する。

参考

本市内の特定事業所が保有する毒性ガス（石油コンビナート等災害防止法で定められたもの）の種類は、塩素、フッ化水素、臭化水素、シアン化水素、アクリロニトリル、硫化水素、アンモニアであり、この中で空気より重たい毒性ガスは、塩素、フッ化水素、臭化水素、アクリロニトリル、硫化水素である。（空気より軽い毒性ガスは、シアン化水素、アンモニア）

第5章 救助・救急【健康福祉局、消防局】

消防局は、災害により多数の要救助者、傷病者が発生した際には、大規模救急救助活動計画に基づき実施するとともに、市関係局、県警察、第三管区海上保安本部等防災関係機関と緊密な連携による救助活動及び応急救護活動並びに迅速な搬送活動を次により行う。

1 救助活動

救助活動は、災害状況に応じて関係機関等と緊密な連携態勢を確立し、有効適切な組織的活動を行う。

2 救急活動

救急活動は、応急救護所の設置、傷病者のトリアージ及び応急処置の実施並びに医療機関への迅速な搬送を重点として行い、必要に応じて川崎DMA T等の災害医療チームの要請を行う。

3 救急搬送

救急搬送は、傷病者トリアージの結果、重症な傷病者を優先し、必要に応じて航空隊によるヘリ救急、軽症者については警防バス等の輸送車両による搬送を行う。

また、市関係局と連携し、搬送先医療機関の調整、搬送状況の調査を行う。

第6章 医療救護対策【健康福祉局、病院局、川崎区】

本計画第3部「災害想定」に定める災害により、負傷者等の人的被害が発生したときは、次により医療救護活動を行う。また、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、医療救護活動の万全を期するものとする。

第1節 実施機関

1 医療救護体活動における市の役割

（1）災害対策本部健康福祉部の編成

災害対策本部の指揮下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・神奈川県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

災害時における医療救護体制は、医療救護活動を行う医療救護所をあらかじめ指定するとともに、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

（2）保健福祉センターの役割

災害対策本部又は区本部は、医療救護の必要を認めたとき、保健福祉センターに医療救護所を設置し、災害発生初期における医療救護活動を行うとともに、災害復旧に至るまで医療、被災者、生活関連情報の収集及び提供を行う。

このため、保健福祉センターの医療救護所機能を充実・強化し、災害用医療資材の備蓄を行うとともに、地域医療関係団体の医療救護班及び医療ボランティアの受入調整や搬送及び医薬品の受入調整を行う。

また、災害時における市民の健康の確保のため、災害状況に応じた保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。

（3）市立病院の役割

市立病院は、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材、医薬品等の備蓄を進める。

2 地域の医療関係団体との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

（1）川崎市医師会

川崎市医師会は、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

（2）川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置、入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

（3）川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班をして医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し救急看護を提供するとともに、看護ボランティアの派遣調整を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会

神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

3 災害拠点病院との連携

災害発生時においては、市内の全医療機関が医療救護活動を担うものであるが、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療施設を支援する機能を有する災害拠点病院（神奈川県が指定する）との連携を図ることにより、市の災害時医療救護体制を整備する。

医療機関名	所在地
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1
関東労災病院	中原区木月住吉町 1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-396
帝京大学医学部付属溝口病院	高津区溝口 3-8-3
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37

第2節 実施内容

1 医療救護班の編成

区本部、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

(1) 区本部

区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。

(2) 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成する。

(3) 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣する。

2 医療救護班の出動

(1) 区本部医療救護班の出動指示

市長及び区長は、区本部医療救護班に出動を指示する。

(2) 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(3) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。

(4) 地域の医療関係団体への出動要請

前1号から3号の規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(5) 川崎市DMATの出場要請

市長の要請に応じて、災害現場において被災者の救命措置を行う。

3 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

- (1) 応急救護
- (2) トリアージ
- (3) 患者搬送指示
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 看護
- (6) 助産
- (7) 死亡の確認
- (8) 死体の検案

4 医療救護所の設置

市長及び区長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 地区健康福祉ステーション
- (3) 休日（夜間）急患診療所
- (4) 地域防災拠点
- (5) 歯科保健センター及び歯科医師会館

なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。

[illegible]

第7章 災害時の広報と広聴【総務局危機管理室、市民情報室、市民・こども局、消防局、川崎区】

災害時に、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策の万全を期するとともに、臨海部事業所、防災関係機関等や市民等に情報を発信する地域情報ステーションを設置し、人心の安定を図るものとする。

第1節 災害広報

災害発生後直ちに広報活動を開始し、臨海部事業所、市民等に対して正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

1 広報事項

(1) 災害発生直後の広報

- ア 地震、津波、石油コンビナート災害等の発生状況に関する情報
- イ 避難勧告、避難指示に関する情報
- ウ 安全の確保と冷静な行動の呼びかけ
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 人命救助協力の呼びかけ
- カ 被害状況
- キ 応急対策進捗状況
- ク その他必要な事項

(2) その後の広報

- ア 地震、津波、石油コンビナート災害等に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況
- ウ 生活関連情報
 - ・ ライフラインの被害と復旧の見込み
 - ・ 物資の供給状況
- エ 安否情報
- オ 教育機関の状況
- カ 医療機関の状況
- キ 道路・交通機関の状況
- ク その他必要な事項

2 広報の方法

(1) 電子メールの活用

メールニュースかわさき「防災気象情報」等を活用し、文字による情報提供を行う。

(2) 緊急速報メールの活用

緊急速報メール（NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、au及びソフトバンクモバイルの緊急速報メール「災害・避難情報」）を活用し、文字による情報提供を行う。

(3) ホームページの活用

市ホームページ、市防災情報ポータルサイト及び携帯電話向けのモバイル川崎を活用し、文字や画像による情報提供を行う。

(4) 同報系防災行政無線の活用

市同報系防災行政無線同報系無線を活用し、音声による情報提供を行う。

(5) 防災テレホンサービス

同報系防災行政無線で放送した内容を、防災テレホンサービスで提供する。

(6) テレビ神奈川データ放送の活用

テレビ神奈川(3ch)のデータ放送を活用し、文字による情報提供を行う。なお、データ放送はワンセグ放送にも反映される。

(7) かわさきFMの活用

かわさきFM(79.1MHz)を活用し、音声による情報提供及びインターネットのサイマル放送を行う。

(8) 広報車の活用

ア 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車等を派遣し広報を行う。

イ 広報車による広報は、状況により、印刷物の配布も行う。

(9) 消防ヘリコプターの活用

必要に応じて消防ヘリコプターを使用し広報を行う。

(10) 職員による広報

広報車の活動が困難な地域や、職員による広報が必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

(11) 広報印刷物等の配布

必要に応じて広報紙等の印刷物を作成・配布し、広報又は情報提供を行う。

(12) ソーシャル・ネットワーキング・サービス

ツイッター等を活用し、文字による情報提供を行う。

(13) ラジオ・テレビの利用

ア 「災害時等における放送要請に関する協定書」等の協定に基づく放送依頼

イ 災害時におけるスポット放送

ウ 市政広報番組の利用

3 報道機関への情報提供

(1) 災害発生後において把握した臨海部の被害状況については、報道機関を通じて発表する。

(2) 定時に発表するほか、必要に応じて臨時に発表する。

(3) 重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行う。

(4) 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

(5) 市内の被害状況等により、必要に応じて報道プレスセンターを市役所第3庁舎3階食堂に設置する。

第2節 災害広聴

災害発生時、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安を招くおそれがあるため、被災者の生活相談や支援業務等について広聴活動を行い、応急・復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 実施体制

(1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設

や避難所に、臨時相談所を設置する。

(2) 相談業務の担当は、総務局及び区において所管する。

(3) 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系無線、かわさきFM、広報紙等により広報する。

2 要望等の処理

(1) 要望、苦情等の相談内容を聴取し、速やかに関係機関等に連絡し、早期解決に努める。

(2) 処理方法の正確性を期するため、聴取用紙等を備える。

第8章 警戒・警備【総務局危機管理室、消防局】

第1節 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、警戒区域等を設定して、当該区域への立入りの制限、禁止、又は退去を命じることができる。

第2節 実施内容

1 市の措置

(1) 火災警戒区域

消防局長又は消防署長、その代行として警察署長は、災害現場においてガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき、漏洩量及び気象状況等の変化による危険範囲の変動を十分に考慮し、定期的に可燃性ガス濃度等危険性の測定を実施して、測定結果に基づき火災警戒区域の設定を行う。

なお、区域設定に際しては、安全を考慮し広めに設定するものとする。

(2) 消防警戒区域

消防職員又は消防団員は、災害現場において消防対等が災害活動を行う上で必要な区域として、消防警戒区域を設定する。

2 県警察（関係警察署）の措置

警察署長は、市長等から要求があった場合、この要求に基づき、地域住民の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑を図るための警戒区域を設定する。なお、消防職員が現場にいないときは、必要に応じて同警戒区域を設定するものとする。

3 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置

横浜海上保安部は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域として設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

4 神奈川県（薬務課、工業保安課、環境創造局）の措置

警戒区域の設定にあたって、県薬務課、工業保安課、環境創造局は、必要な助言、指導を行い警戒範囲の決定の補佐を行うものとする。

第9章 緊急輸送対策【総務局危機管理室、建設緑政局、港湾局、川崎市、消防局】

第1節 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路等の確保

関係局長及び区長は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧体制を確保し、輸送機能の確保を図る。

(1) 建設緑政局・港湾局・川崎市

災害発生後関係局等は、直ちに初期活動を開始し、避難路並びに緊急車両及び災害応急車両等の通行確保のため、次の応急対策を実施する。

ア 初動体制の確立

初動体制の確立のために、平素から応急用資機材を整備するとともに、必要に応じて協定締結事業者（川崎建設業協会及び神奈川建設重機協同組合）に対して応援要請を行う。

イ 交通規制の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合においては、区間を定めて、道路の通行禁止、又は制限を行う。なお、警察官の到着後は、警察官の指示に従い措置を講ずる。

ウ 応急措置

災害により道路が破損した場合は、占用物件の存否を確認し、緊急活動に著しい影響を及ぼすので、地割れ、陥没等に対し、区本部と協議のうえ、速やかに応急復旧措置を実施する。また、災害により発生した災害廃棄物が避難・輸送活動等に著しい影響を及ぼす場合は、川崎市災害対策本部事務局を通じて、協定締結事業者（川崎建設業協会及び神奈川建設重機協同組合）に協力を要請し、必要な人員や資機材等を調達し、解体撤去等を実施する。

(2) 港湾局

ア 在港船舶の避難

港湾局長は、京浜港長と調整のうえ、代理店との調整及び国際VHF無線により在港船舶との連絡を行った後、避難船舶の運航調整、水先人等への情報提供を行い、適切に避難させる

イ 海上交通規制

港湾局長は、本市所有船舶を出動させ、海上の状況の調査・把握を行うとともに、港内の安全確保のため、必要に応じて京浜港長に対して所要の航行規制を要請する。

ウ 海上障害物の除去

海上に障害物が漂流した場合、港湾局長は本市所有船舶のほか、公益社団法人川崎清港会に協力を求めるほか、「災害時における応急措置の協力に関する協定」（川崎港災害対策支援協議会）に基づく協力を要請する。

また、必要に応じて、関東地方整備局京浜港湾事務所にも協力を求める。

2 海上輸送による緊急物資の受入及び輸送体制

(1) 海上物資集積場所の確保

港湾局長は、緊急物資を速やかに受け入れるため、周辺状況を調査・把握するとともに、必要に応じて、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）や、「災害時における応急措置の協力に関する協定」（川崎港災害対策支援協議会）に基づき、協力を要請する。

また、受入に当たっては、岸壁や荷さばき地等の被害状況、航路の安全状況等を確認し、速やかに受け入れ岸壁を決定するとともに、背後の荷さばき地、一時保管のための上屋などを確保する。

なお、一時保管施設の確保として、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」（神奈川県倉庫協会）に基づく要請も併せて検討する。

（２）救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に当たっては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボート等関係機関との調整を図る。

また、国際VHF無線又は本市所有船舶からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

（３）救援物資の受入

港湾局長は、受入れ場所を決定した後、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）や、「災害時における応急措置の協力に関する協定」（川崎港災害対策支援協議会）に基づき、荷役作業及び輸送に必要な人員、資機材の提供を要請する。

なお、これらの手段によるいとまがないとき又はこれらの手段によっても不足が生じる場合は、横浜海上保安部、関東地方整備局に対して船舶による輸送協力を要請する。

（４）東扇島基幹的広域防災拠点の活用

東扇島基幹的広域防災拠点である、東扇島東公園及び東扇島外貿ふ頭９号岸壁については、首都直下地震等、国土交通大臣が広域災害応急対策の実施のため必要があると認めた場合は、港湾法第５５条の３の２第１項の規定に基づき「広域災害応急対策適用状況」となり、国が直接管理することとなる。

その際は、「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書」に基づいて、市は国に対して必要な協力を行うとともに、市は、国が管理する港湾広域防災施設を使用する必要があるときは、国に使用の申し入れを行う。

３ 海上輸送による要避難者等の緊急輸送体制

（１）要避難者の把握

総務局は、臨海部に孤立し、避難を必要とする市民及び就業者等の把握のため、消防局等関係局及び県、企業、共同防災組織等との情報連絡体制を整備し、要避難者の把握に努めるものとする。

（２）輸送船舶着岸施設の確保

港湾局長は、要避難者の搬送を行うため、船舶着岸施設となりうる施設の周辺状況を調査・把握するとともに、必要に応じて、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）や、「災害時における応急措置の協力に関する協定」（川崎港災害対策支援協議会）に基づき、協力を要請する。

（３）輸送船舶の確保

港湾局長は、要避難者の搬送を行うための船舶確保のため、所有の巡視艇の使用について検討を行うほか、九都県市や、第三管区海上保安本部、海上自衛隊等に船舶の出動を依頼するほか、災害時における応急措置の協力に関する協定（川崎港災害対策支援協議会）に基づき、船舶の出動の協力を要請する。

(4) 救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に当たっては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボート等関係機関との調整を図る。

また、国際VHF無線又は本市所有船舶からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

(5) 避難誘導

総務局危機管理室は、要避難者の避難誘導にあたっては、避難ルートを示すとともに、川崎区役所、港湾局のほか、共同防災組織に対して、避難誘導要員の確保を依頼する。また、必要に応じて神奈川県警に対しても協力を依頼する。

4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

総務局長は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、消防局長と協議、調整し、臨時離着陸場一覧表より、適切なヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。

5 海上自衛隊横須賀地方総監部の支援要請

市長は、海上自衛隊横須賀地方総監部に対し、所有艦艇による支援を依頼する。

6 広域共同防災組織の設置

広域共同防災組織はその構成事業所又は市から大容量泡放射砲の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放射砲等の輸送に必要な車両を調達し、予め定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

7 その他の関係機関及び特定事業所の措置

防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

8 応援協力関係

輸送力に不足が生じた場合は、県と協力し、防災関係機関及び事業所等に対し、応援を要請するものとする。

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川県建設重機協同組合))

(資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書)

第2節 交通規制

1 道路交通規制の実施

県警察では、災害応急対策の円滑な実施を図るため、県内での発生が想定されている地震に対応すべき路線を緊急交通路指定想定路 54 路線 (内川崎市内 15 路線) の中からあらかじめ指定しておくとともに、特定震度等に基づく区域における交通規制の基準を定めておくことにより、災害対策基本法及び大規模地震特別対策措置法に基づく交通規制を迅速に行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努める。指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになる。

(1) 大規模地震発生時における交通規制計画 (本市に係る部分に限る)

ア 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

被災地域方向に通じる緊急交通路の指定想定路（高速道路、自動車専用道路等）の中から、県の地域防災計画において想定されている地震について、あらかじめ被災地域を基に下記のとおり４つに分類し、それぞれに緊急交通路を指定する。

（ア）東海地震、神縄・国府津松田断層地震及び県西部地震

東名高速道路全線及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

（イ）南関東地震

東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

（ウ）三浦半島断層群地震

東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

（エ）東京湾北部地震及び県東部地震

東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）、国道 246 号（都県境から新石川交差点までの間の上下線）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

イ 特定震度等に基づく交通規制計画（面規制）

特定の震度を超えた区域及び津波浸水区域について、下記のとおりあらかじめ交通規制（面規制）を実施することを定めておき、被災区域から区域外に進行する車両を流出させ、区域内へ進行しようとする、又は区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する。

（ア）震度 6 強以上が観測された区域

（イ）震度 6 弱を観測し被害が確認された区域で交通部長が指定した区域

（ウ）津波浸水区域

大津波警報が発表された場合、又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、本市が策定した津波浸水区域において、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

（２）交通情報の伝達等

ア 交通情報の収集

被災地の交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官や関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通情報の相互活用

災害時における県警察の交通情報は、県警察警備本部と交通管制センターに集約し、その情報交換については、県災害対策本部等との間に設定した専用電話をもって相互に連絡し災害応急対策に資する。

ウ 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者及び地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

２ 海上交通規制の実施

第三管区海上保安本部は、船舶の火災、危険物の流出等により海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、警戒海域を設定し、当該海域への進入、航行の制限若しくは禁止を行う。

第10章 災害救助法の適用【健康福祉局】

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。市は、適切な救助活動が実施されるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用申請を行う。

第1節 災害救助法の実施

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長は災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

- 2 県知事が救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容及び期間を市に通知し、市長が実施する。

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりであり、本計画では第2部に記載した災害想定に基づくものとする。

- 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) ア 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。

イ 市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみに適用する。

- (2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

- (3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

- 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

第3節 被害程度の認定基準

- 1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。

(1) 全壊（焼）、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊（焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水

前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4節 災害救助法の適用要請

- 1 健康福祉局長は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
- 2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。

第5節 救助の内容

1 救助の種類

「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所、応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医療及び助産
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索

- (9) 死体の処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

2 応急救助の実施

災害救助法が適用となり、県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本市地域防災計画に準拠するものとする。

第6節 費用の負担

災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合又は県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合には、市が一時繰替支弁することがある。

(資料編 災害救助基準)

第11章 生活関連施設の応急復旧活動【上下水道局、関係局】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は、消火、救助・救急、物資輸送等の応急活動及び市民生活への支障を最小限にするため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1節 上・工・下水道施設

1 上水道施設

災害が発生した場合、水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

(1) 応急対策

被害調査の結果、配水機能が維持されている場合は、水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

ア 人員の配置

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配置を行う。

イ 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に市防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

ウ 被害調査

災害発生と同時に、以下の順位で水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

(ア) 配水本管及び主要配水支管

(イ) 配水支管、給水装置

エ 応急復旧

(ア) 配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、配水池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水に当たると同時に、被害施設の復旧は、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

(イ) 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

(2) 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、復旧作業を担当する川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

(3) 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請し、応急対策又は応急復旧を行うものとする。

なお、応援要請先は、資料編に示す。

2 工業用水道施設

災害が発生した場合、工業用水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

(1) 応急対策

被害調査の結果、配水機能が維持されている場合は、工業用水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

ア 人員の配置

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配置を行う。

イ 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に市防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

ウ 被害調査

災害発生と同時に、次の順位で工業用水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

(ア) 配水本管及び主要配水支管

(イ) 配水支管、給水装置

エ 応急復旧

(ア) 配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、調整池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水にあたるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

(イ) 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

(2) 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、復旧作業を担当する川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

(3) 応援要請

市長は、災害が発生し本市のみでの対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請し、応急対策又は応急復旧を行うものとする。

なお、応援要請先は、資料編に示す。

3 下水道施設

下水道施設の被害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策により、下水の排除や汚水の処理などの下水道機能を早期に復旧するものとする。

(1) 初動体制

ア 情報の収集

正確な情報収集により、施設の災害規模、周辺状況を認識する。また、局内における情報拠点と、連絡の混乱を避けるための連絡網を確保する。

イ 被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検によりの確に把握し、当該関連施設の被災状況を相互に確認するとともに災害対策本部長に報告し、的確な施設への応急処置の対応を図る。

ウ 応急処置

施設、設備の被災状況調査結果により、施設内安全対策と施設維持、設備運転可能な範囲において機能回復処置を施す。

(2) 応急処置及び復旧資機材の確保

各施設との連携内容を考慮した、応急処置及び復旧に必要な資機材リストを備え、指定置場に常時一定量を確保する。

(3) 関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

第2節 その他の施設

施設管理者は、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、原則として川崎市地域防災計画を準用し、必要な措置を講じる。

第 1 2 章 放射性物質等災害対策【総務局危機管理室、環境局、健康福祉局、川崎市】

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 核燃料物質を保有する事業所における災害
- 2 核燃料物質の事業所外運搬中の事故による災害
- 3 広域的放射能汚染災害
- 4 放射性廃棄物を保有する事業所における災害

第 1 節 対象となる施設

- 1 原子力災害対策特別措置法の適用されている施設

事業所名		所在地	熱出力等	E P Z ^{※1}
株式会社東芝 原子力技術研究所 ^{※2}	N C A	川崎市浮島町	200W	半径約 100m
	N 2 8 - 2		核燃料物質使用施設	半径約 50m

※ 1 E P Z (Emergency Planning Zone) とは「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」をいう。

※ 2 石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

- 2 原子力災害対策特別措置法の適用から除外されている施設

事業所名	所在地	現況
株式会社東芝研究炉管理センター	川崎市浮島町	廃止措置中

(参考)

事業所名	所在地	現況
株式会社日立製作所王禅寺センタ (HTR)	麻生区王禅寺	廃止措置中
東京都市大学 (旧武蔵工業大学) 原子力研究所	麻生区王禅寺	廃止措置中

- 3 核燃料使用施設 (政令第 4 1 条非該当事業所)

事業所名	所在地	200 リットル容器保管本数
旭化成ケミカルズ (株) 川崎製造所	川崎市夜光 他	549 本

※ 1 平成 23 年度下期放射線管理等報告 (文部科学省) より

第 2 節 放射性物質等の災害対応

この章で規定すべき、「計画の基礎とするべき災害の想定」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動」、「災害時の市民等への指示広報」、「災害復旧対策」については、地域防災計画 (都市災害対策編) に準拠し、対応するものとする。

第5部 復旧・復興対策

第1章 民生安定のための緊急措置

災害時には、多くの市民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。

このため、防災関係機関等と協力し混乱をすみやかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

第1節 相談窓口の開設【総務局市民情報室、関係局、川崎区】

市は、必要に応じて被災者のための相談窓口を市、各区に設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を市、各区において聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 4 各区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等を総務局長に報告する。

第2節 資金の貸付【経済労働局金融課】

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害対策資金

川崎市中小企業融資制度要綱に基づき、火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア 融資対象者

(ア) 火災、風水害等の被害を受け、被災証明を受けた中小企業者等

(イ) 中小企業信用保険法第2条第4項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 8,000万円

(イ) 金利 年1.7%以内

(ウ) 返済期間 運転資金10年以内。設備資金10年以内（内据置期間1年以内）

(エ) 返済方法 一括返済又は割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）

(2) 激甚災害対策資金

ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 2億8,000万円

(イ) 金利 年1.7%以内

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (ウ) 返済期間 | 運転資金 10 年以内。設備資金 10 年以内（内据置期間 1 年以内） |
| (エ) 返済方法 | 一括返済又は割賦返済 |
| (オ) 信用保証 | 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助） |

第2章 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等【関係局】

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ○ 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等 ○ 環境衛生施設等災害復旧事業 ○ 医療施設災害復旧事業 ○ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法（平成 25 年 4 月より障害者総合支援法に名称変更予定）	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ○ 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 空港災害復旧事業 ○ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

第2節 激甚災害の指定

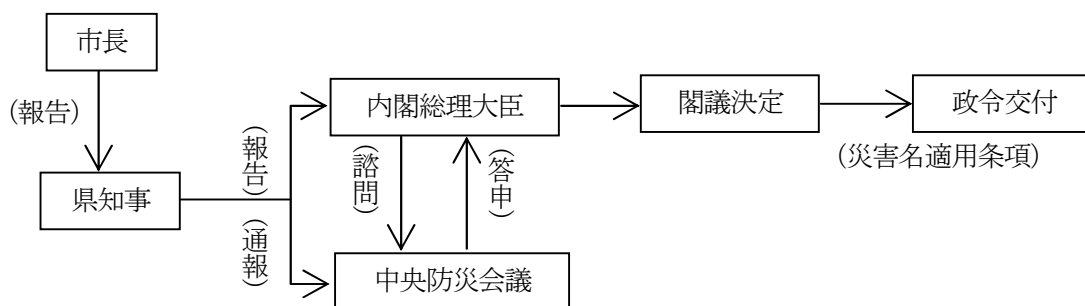
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

第3章 復興体制【総務局危機管理室、総合企画局、まちづくり局、川崎区、関係局】

市長は、市が臨海部における災害により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活や企業活動の再建及び安定に関する事業（以下「復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

第1節 復興本部

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後1週間後程度の時期を目途に設置する。

第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

第3節 復興方針

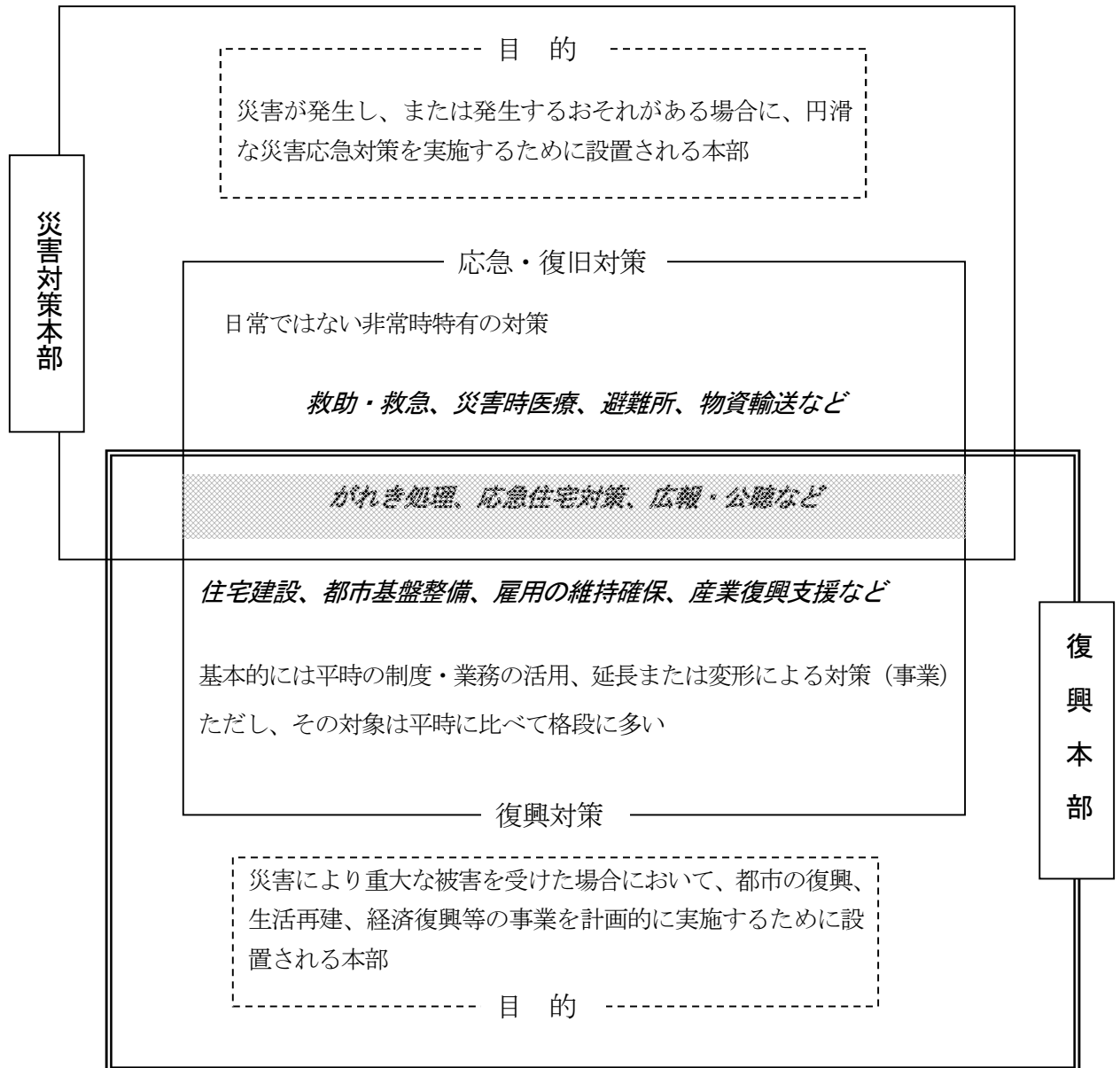
復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、臨海部における地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

第4節 復興計画

「復興基本方針」の策定後、6か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

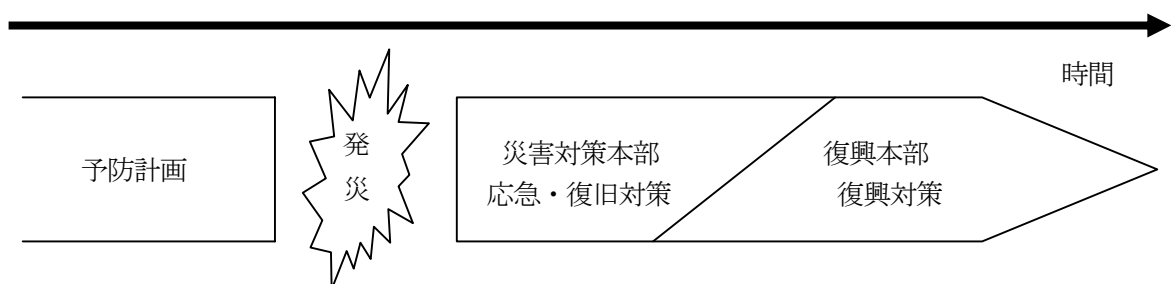
「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】



※網掛け部分は、災害応急・復旧対策と復興対策で共通している対策

【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】



第6部 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総則

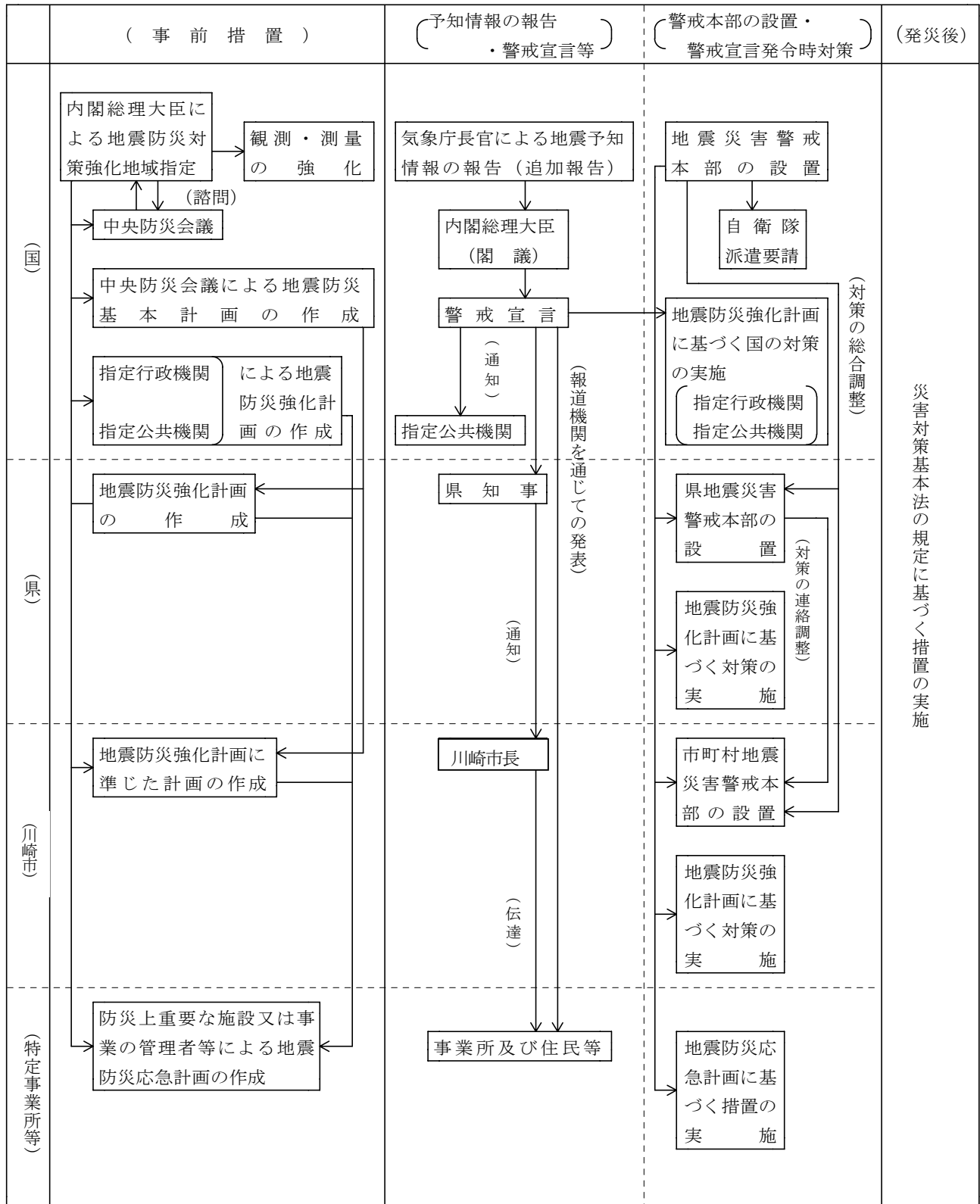
第1節 計画の目的【総務局危機管理室、横浜地方気象台】

- この計画は、臨海部における、東海地震の発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画及び川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、市のとるべき事前措置の基本的事項を定めるとともに、県等の防災関係機関等が行う事前措置の基本的事項を取りまとめ、東海地震の事前対策の推進を図ることを目的とする。
- この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に定める。

情報の種類	情 報 の 内 容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	— —
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される情報	総務局危機管理室の体制を強化し、警戒体制を確立する。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	東海地震警戒本部を設置する。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	災害対策本部を設置する。

第2節 東海地震に関する事前対策の体系【総務局危機管理室】

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第2章 東海地震に関する予防対策計画

東海地震が発生した場合に、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、その他の災害の発生及び拡大を防止するため、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震注意情報等」という。）発表時並びに警戒宣言発令時において実施する地震防災応急対策を事前に整備する。

このため、川崎市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時に応じた体制を確立する。また県等と連携して、特定事業所等に対する指導を強化するとともに、地震防災上必要な教育、広報及び防災訓練を実施して、地震防災応急体制の確立を図る。

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、大震法に規定する地震防災応急計画に準じた計画等を作成し、東海地震注意情報等が発表された場合及び警戒宣言が発令された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

（1）計画等を策定すべき事業所

- ア 石災法第2条に規定する特定事業所
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所
- ウ 消防法第14条の2第1項に定める「予防規程」を定めなければならない事業所
- エ その他、防災関係機関が計画等の策定の必要を認めた事業所

（2）計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災対策応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時において必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア 地震防災応急組織及び動員に関すること

事業所の機構及び実態に応じて、応急措置が確実かつ系統的に実施できる組織を定める。

特に、通常勤務体制時と夜間、休日体制時に分けて整備するよう努める。

（ア）応急措置を行うための組織編成及び業務分担の明確化

（イ）応急措置業務責任者不在時における代行者の指定

（ウ）動員を要する職員の範囲、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における自主参集方法等の明示

イ 東海地震注意情報等及び警戒宣言の発令情報の受伝達に関すること

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受理体制及びその内容を全従業員に確実かつ速やかに周知させる伝達系統及び方法について定める。

ウ 危険物、高圧ガス施設等の運転及び作業の停止等に関すること

地震発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、危険物、高圧ガス施設等については、緊急に停止した場合に危険が発生する施設を除いて、操業の停止若しくは制限することを原則とし、各施設の実態を十分配慮した具体的措置の手順方法を定める。

エ 緊急停止措置に係る免責規定

地震発生時に装置等を緊急停止する場合における免責規定を準備する。

オ 危険物施設等の安全措置に関すること

- (ア) 屋外危険物タンクの液面の平均化
- (イ) 装置、配管等のバルブ類の閉止
- (ウ) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置

カ 事業所構内の一般的制限措置等に関すること

- (ア) 火気使用施設等の使用の停止及び制限措置
- (イ) 協力会社等の工事の中止及び制限の指示とその場合の安全措置
- (ウ) 事業所構内の出入制限及び関係者以外の者に対する対処、避難誘導措置
- (エ) タンクローリー、船舶等の退避等の措置

キ 施設・整備及び防災資機材等の整備点検に関すること

- (ア) 緊急停止装置及び緊急遮断弁等の緊急制御装置
- (イ) 散水設備、除害設備、ガス漏れ検知警報等設備等の保安設備
- (ウ) 放送設備、無線設備等の通報設備
- (エ) 防災上重要な設備に係る非常用電源設備等

ク 自衛防災組織等に関すること

- (ア) 消防車両等自衛消防組織の警戒配備
- (イ) 貯水槽その他の消防用設備等の機能確認
- (ウ) その他の防災資機材等の確認配備

ケ 関係事業所等との連携協力に関すること

関係事業所等との連絡及び相互協力事項について定める。

コ 地震防災に関する教育、広報及び訓練に関すること

職員(協力会社職員も含む。)に対する定期的な教育及び訓練の実績について定める。
なお、周辺の地域住民への広報についても定めておくよう努める。

サ その他の必要事項

2 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

特定事業所等は、職員及び協力会社の職員に対し、事業所全体又は各所属を単位として、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急措置をはじめとする必要な防災教育を、年間教育計画を定めて実施する。

ア 東海地震注意情報等及び警戒宣言の性格並びにこれに基づく具体的応急措置の内容

イ 東海地震に関する知識

ウ 正確な情報の入手方法

エ 東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の各自の任務分担

オ 今後地震対策として取り組む必要がある課題

(2) 防災訓練

特定事業所等は、地震防災応急対策について円滑な実施を図るため、年間計画を定めて、事業所全体又はそれぞれの応急措置等について訓練を実施する。

また、特定事業所等は、防災関係機関、特別防災区域協議会及び共同防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域全体の防災体制の強化に努力する。

第2節 川崎市

市は、独自に又は県等の防災関係機関と協力して、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を実施する。

1 防災教育及び広報の実施

(1) 市の職員に対する教育

市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急対策を的確に実施するため、それぞれの職員に対し、必要な防災教育を実施する。

(2) 特定事業所等に対する教育及び広報

市は、特定事業所の防災管理者等に対し、研修会、講習会等を利用して、定期的に又は随時に防災に関する必要な事項を実施する。

また、地域住民等に対しては、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時にとるべき石油コンビナート等防災対策の内容について周知を図るため、日頃から広報に努める。

2 防災訓練の実施

市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、独自に又は県等の防災関係機関と合同で定期的に防災訓練を実施する。

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

川崎市、県等の防災関係機関並びに特定事業所等は、東海地震注意情報等の発表から東海地震が発生するまでの間において、災害の発生及び拡大の防止又は被害の軽減を図るため、地震防災応急対策を実施する。

第1節 川崎市の活動体制等【総務局危機管理室】

東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策に係る組織は、第4部応急対策第1章防災組織体制に定める現地本部による活動体制とする。

1 市の活動体制

(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時

総務局危機管理室の体制を強化し、川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとる。

(2) 東海地震注意報発表時

東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部（以下「東海地震警戒本部」という。）を設置して、警戒体制にあたる。

なお、組織及び配備については、第5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。

(3) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時

ア 現地本部の設置

防災本部長（神奈川県知事）の指示に基づき、関係市に現地本部を設置する。

イ 現地本部会議の開催

現地本部長（川崎市市長）は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的運営を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。

なお、組織及び配備については、第5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。

ウ 現地本部事務局

現地本部事務局は、市災害対策本部の事務局と統一的に実施する。

2 職員の配備【総務局危機管理室】

(1) 配備基準

東海地震注意情報が発表された場合、本部要員は、必要な情報の受伝達及び警戒宣言時の対応措置が円滑に実施できるよう体制をとる。

なお、防災活動上必要と認められるときは、各局及び川崎区長の判断により、配備体制を強化することができる。

(2) 勤務時間外の動員の方法

東海地震注意情報が発表された場合、電子メール、有線電話等により本部要員へ非常連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

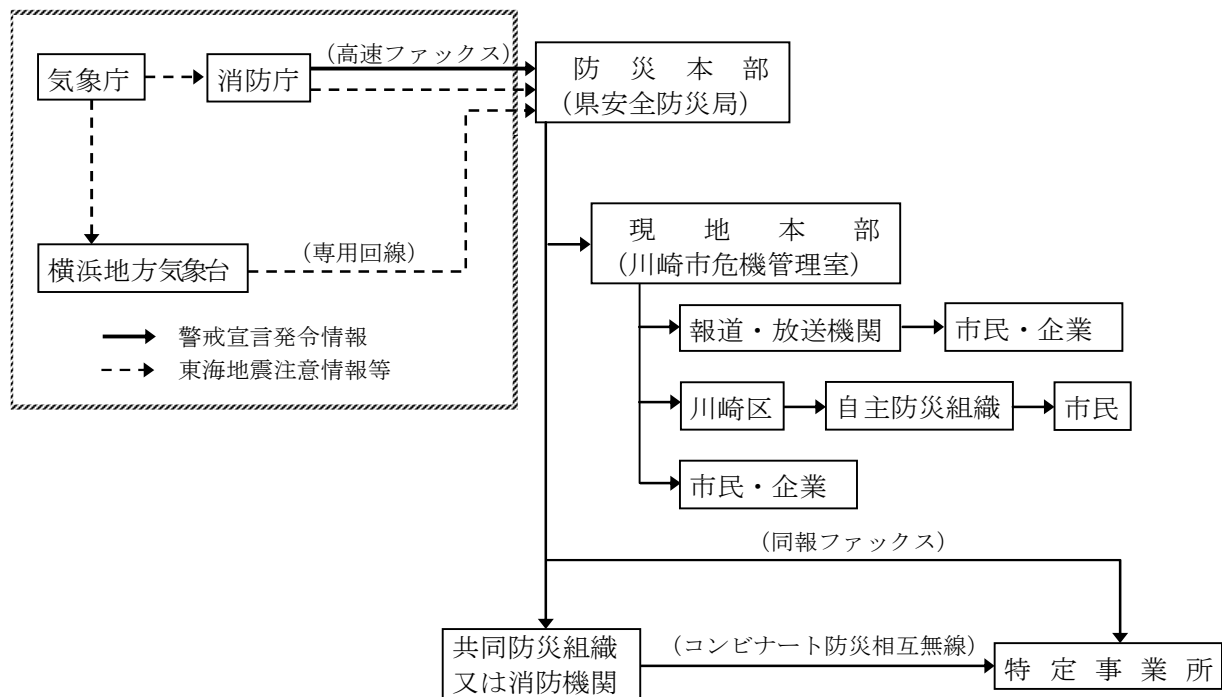
第2節 情報の受伝達及び広報【総務局危機管理室、各局室区】

1 防災関係機関等の受伝達

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報に関する連絡報の伝達は、次の系統図により行う。

(1) 伝達系統



(2) 伝達内容

- ア 防災本部から東海地震注意情報等の伝達を受けるとともに、防災本部の指示を受けて、現地本部設置の準備を行う。
- イ 警戒宣言発令に伴い、防災本部からの指示を受けて、現地本部を設置する。
- ウ 東海地震注意情報等の解除に関する情報が発表された場合は、防災本部からの指示を受け、活動体制等を解除する。

2 地域住民等への広報

(1) 東海地震注意情報発表時の措置【総務局、市民・子ども局、消防局、川崎区】

ア 市が実施する広報

市民・企業・防災関係機関等に対して、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、かわさきFM等を通じて冷静な行動・対応をとるよう広報するとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム（防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。）等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について特に配慮を行うものとする。

イ 防災関係機関等が実施する広報

電気・ガス・通信・鉄道等の防災関係機関は、市民及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関に応じた広報を実施する。

ウ 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表に伴い、混乱が発生する恐れのあるとき、又は混乱が発生したとき

は、市及び防災関係機関等（警察、鉄道機関、バス機関等）は協力してこれらの混乱の発生防止及び収拾に努める。

(2) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の措置【総務局、市民・こども局、消防局、川崎区】

ア 市が実施する広報

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接市民に正しい情報を提供し、未然の混乱防止に努めるものとする。

(ア) 広報内容

- ・ 警戒宣言の内容、市内の震度及び津波の予測
- ・ 市長から市民への呼びかけ
- ・ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- ・ 地域住民が取るべき措置
- ・ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- ・ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(イ) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、電子メール、緊急速報メール、市防災行政無線、地震防災信号（警鐘、サイレン）、広報車、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、消防ヘリコプター、自主防災組織等を通じる伝達ルートを用いて行うとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム（防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。）等により伝達する。

イ 防災関係機関等が実施する広報

電気・ガス・通信・鉄道等の防災関係機関は、住民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

(ア) 県等は、住民等に対する情報の伝達を次のとおり実施する。

防災関係機関	情報伝達（広報）方法
県	テレビ・ラジオ放送、ヘリコプターによる広報
県 警 察 本 部	パトロールカー、ヘリコプターによる広報
報 道 機 関	テレビ・ラジオ放送、新聞等

(3) 事前避難

警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。

ア 避難の基本方針

警戒宣言が発令された場合の避難の勧告・指示は原則として行わない。

ただし、住民が自発的に避難をしてきたときは、川崎区長は避難所を開設し、避難者を受け入れる。

イ 避難状況等の報告

川崎区長は、市長に避難の状況、その他の措置について報告する。

なお、市長は、事前避難の実施状況等を県知事に報告する。

(4) 東京湾在泊及び航行船舶への東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の伝達

第三管区海上保安本部は、東京湾在泊及び航行船舶に対する情報の伝達を実施する。

第3節 警戒措置

1 特定事業所等における警戒措置

警戒宣言が発令された場合、特定事業所等は、第一次的に地震災害の未然防止を図るため、それぞれの地震防災応急計画等に基づき、次の措置を実施する。

なお、東海地震注意情報等を受理した時から、保安要員を確保し、応急対策実施の準備に努める。

- (1) 地震防災応急組織の確立と東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の内容の全従業員への周知徹底
- (2) 危険物施設の操業の停止又は制限
- (3) 高圧ガス製造施設の運転及び作業の停止及び停止準備
- (4) 屋外タンクの油量の平均化
- (5) 装置、配管等のバルブ類の閉鎖
- (6) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置
- (7) 焼入油等の漏油防止措置
- (8) 一般火気使用施設、器具の使用停止又は制限
- (9) タンクローリー等の退避、保安措置
- (10) 構内工事、作業の中止又は制限
- (11) 事業所構内への出入制限、関係者以外の退所、避難誘導
- (12) 緊急停止装置及び緊急しゃ断弁の整備点検
- (13) 散水、除害設備等地震防災設備の整備点検
- (14) 自衛防災組織等の警戒配備、防災資機材の確認配備
- (15) その他の地震防災上必要な措置

2 消防局の警戒措置【消防局】

(1) 東海地震に関連する情報発表時

消防機関は、東海地震に関連する情報が発表された場合、早期に地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした警戒体制の確立を図り、被害の軽減を期するものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警防体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保する。

イ 東海地震注意情報

東海地震注意情報が発表された場合、震災警戒第2号体制を発令し、全職員により、全消防力をもって次の措置等を実施し、震災警戒体制を確立する。

なお、消防職員は動員命令を待つことなく速やかに所属等に参集する。

(ア) 消防局

- ・ 消防警戒本部の設置
- ・ 庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ・ 消防ヘリコプターによる広報活動
- ・ 機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- ・ 通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- ・ その他必要な事項

(イ) 消防署

- ・ 方面警戒本部の設置
- ・ 事前計画に定める広報活動の実施
- ・ 庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ・ 消防車両等の、及び機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- ・ 通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- ・ その他必要な事項

(2) 警戒宣言発令時

消防機関は、警戒宣言（東海地震予知情報発表）が発令された場合、東海地震に関する情報の発表に伴い確立した震災警戒体制を継続するとともに、次に掲げる措置を実施する。

ア 震災警戒体制

警戒宣言が発せられた場合は、消防警戒本部体制から消防指揮本部体制に移行する。

イ 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられたときは、全消防署所及び各消防団器具置場において地震防災信号（警鐘・サイレン）を発し、地域住民等に伝達する。

ウ 地域住民等への広報

同時多発火災を予測し、地域住民等へ出火防止（火気使用の自粛）及び初期消火の徹底を図るため、消防職（団）員が広報車等を活用して広報を行う。

なお、広報時には、必ず警戒宣言の内容等を付加する。

エ 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示

川崎市地震対策条例第 14 条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、第 6 部第 5 章第 3 節に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

オ 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察及び防災関係機関と事前協議を図る。

第 4 節 警備対策

1 警察【県警察】

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危機、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受領したときは、直ちに神奈川県警察東海地震警戒警備本部を、各警察署に警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署東海地震警戒警備本部と市（区）東海地震警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行うものとする。

(2) 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともにこれに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施するものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ウ) 市（区）東海地震警戒本部、市（区）災害対策本部及び関係機関との相互連絡

(エ) 住民等への情報伝達活動

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行うものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

(エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、警察は次の活動により、社会秩序維持に万全を期するものとする。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

(イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防及び取締り

(ウ) 危険物による犯罪又は被害者発生防止のための予防及び取締り

(エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

(オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

(カ) 自主防犯活動等に対する指導

エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えてその機能を保持するため、点検及び整備を実施するものとする。

2 海上保安庁【第三管区海上保安本部】

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第5節 交通対策【神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、指定地方公共機関】

1 道路

(1) 交通対策

県警察は、東海地震に関する情報等が発せられた場合において、交通の混乱を防止し、緊急交通路における緊急輸送車両の円滑な交通及び地域住民等の速やかな避難を図るため、あらかじめ策定された交通規制計画を基準として交通対策を実施する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

2 海上交通

(1) 避難勧告等

ア 港内にある巨大船及び危険物積載船（海上交通安全法に定める危険物積載船）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとする巨大船及び大型の危険物積載船に対しても入港を取り止め、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告する。

イ ア以外の危険物積載船及び岸壁等の損壊等により被害を受けるおそれのある停泊船舶については、港外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとするそれらの船舶に対しても入港を取り止め、安全な場所へ避難するよう勧告する。

ウ その他船舶に対しては、直ちに移動できる態勢をとるよう勧告し、又は安全な場所に避難するよう勧告する。

(2) 危険物の保安措置

ア 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な保安措置を講じさせる。

イ シーバース、危険物荷役岸壁、危険物取扱い事業所等の管理者に対し、海上への危険物流出措置を講ずるよう指導するとともに、オイルフェンス等の排出油防除資器材の準備を指導する。

(3) 工事作業等の中止

ア 工事作業等の施工者に対し、海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等の中止等、必要な措置を講じさせる。

イ 港内における工事等を行う者に対し、中止を勧告する。

(4) 航路障害の発生防止

ア 送泥管、作業用足場、木材、筏、生簀、定置網、小型船舶等の所有者に対し、固縛又は陸上への引揚げ等流出防止措置を講ずるよう指導する。

イ 陸上にあるコンテナ、自動車、木材等で地震動及び岸壁の損壊等により海面に落下するおそれのある物の所有者に対し、場所の移動、固定等による落下防止措置等を講ずるよう指導する。

- ウ 海釣り公園等海洋施設の管理者に対し、利用客等をすみやかに避難させるよう指導するとともに、当該施設の流出を防止するための補強を行う等、必要な保安措置を講ずるよう指導する。
- (5) 緊急輸送
- ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、すみやかにその要請に応じる。
- イ 救援物資等の緊急輸送については、その輸送の緊急度を考慮し、可能な範囲においてその要請に応じる。
- (6) 情報伝達
- 警戒宣言その他地震に関する情報、海上交通規制の状況等について巡視船艇等により周知に努める。

3 バス

- (1) 基本方針
- 警察署の道路規制等の状況、市営バス運行の道路状況等の情報を的確に把握するとともに災害対策本部及び各関係機関との緊密な連絡をとりながら、極力運行を確保することに努める。
- (2) 警戒宣言の内容及び情報等の周知徹底
- 乗務員に対し、点呼時において、警戒宣言の内容並びに交通規制地域、路線及び区間の周知徹底を行う。
- (3) 路線運行上における、最寄り避難場所、乗客の安全誘導等の指導徹底
- 運行中に地震が発生した場合における路線上の最寄りの避難場所及び乗客の安全誘導方法についての指導徹底を行う。
- また、路線上における危険箇所（崖崩れの発生しやすい場所、危険物の多量貯蔵地域等）の確認を行う。
- (4) 車両の非常扉等の点検
- 車両の非常扉、備え付け消火器等の機能について点検確認を行う。
- (5) 施設等の点検
- 各営業所の建物、構築物等の倒壊及び危険物の流失の危険性について点検を行い、防護に努める。
- (6) 燃料の確保
- 警戒宣言発令に伴い、交通規制等による燃料の供給が困難な状況になることが予想されるが極力、運行に必要な燃料の確保に努めるものとする。
- (7) 動員体制の確認、徹底
- 地域防災計画に基づく動員体制並びに勤務時間外における参集場所及び分担等について確認徹底を行う。

第6節 緊急輸送対策【総務局】

1 緊急輸送の実施

市は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施する。

- (1) 警戒宣言発令時対策要員
- (2) 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- (3) その他必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送路等の確保

市は、緊急輸送を実施するためあらかじめ指定した緊急輸送路及び物資受入れ港を、関係機関と協力して確保する。

緊急輸送路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段も考慮する。

3 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

県の緊急輸送車両等の確保体制は、次のとおり。

ア 車両の確保

(ア) 県保有車両の確保

(イ) 緊急輸送車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づき関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）

イ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県、県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づき民間ヘリコプター会社に対する協力要請

(2) 川崎市

市は、地域の状況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。

(3) 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両の確保を行う。

4 緊急輸送車両の確認申請

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

エ 施設及び設備の整備並びに点検

オ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

ク その他、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送車両に準ずる車両

(1)の緊急輸送対象車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車に準ずる車両とする。

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令207号）第13条に規定する緊急自動車

イ 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車

- ウ 医療行政及び感染症防疫のための車両
- エ 報道機関の緊急取材のための車両
- オ その他特に緊急を必要とする次の車両
 - (ア) 郵便物の集配及び電報配達のための車両
 - (イ) 金融機関の現金輸送のための車両
 - (ウ) 新聞輸送のための車両
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃のための車両
 - (オ) 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学、通園バス

(3) 緊急通行車両の確認申請

ア 緊急輸送（通行）車両の確認申請

緊急輸送（通行）車両の確認申請は、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署又は交通検問所）及び県知事（災害対策課、各地区行政センター）に対して行い、緊急輸送（通行）車両であることの証明書及び標章の交付をうけるものとする。

川崎市津波避難計画素案の概要

1 計画の目的

津波災害から市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的に、避難方法について定めます。

2 想定津波

川崎市に最大の津波被害をもたらす地震として慶長型地震を想定しました。これは、神奈川県が平成24年3月に公表した12の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定であるとして選定しました。

＜慶長型地震の諸元＞

対 象 地 震	慶 長 型 地 震
地 震 規 模	マグニチュード8.5
川崎港で予測される最大津波高【注】	約3.71メートル
最大津波高時の津波のみの高さ	約2.81メートル
川崎市内の浸水深	浅野町の一部ほか 2～3m その他の地域 2m以下
川崎港への最大津波高の到達予想時間	約96分
川崎市内浸水面積	約18.3km ² (川崎区の約45%)
要避難対象者数	約15万人 (内陸部 約13万人)

【注】川崎港の潮位が朔望平均満潮位（大潮時の平均満潮水位：東京湾平均海面（T.P）+0.90m）時の高さにあると仮定した場合の津波高（0.90m+2.81m=3.71m）

3 津波避難対象地域

津波情報	予想される津波の高さ	避難対象地域
大津波警報	3m以上の津波が予想	東京湾内湾で3m以上の津波の発生は、国及び神奈川県の調査では想定されていない
津波警報	1m～3m程度の津波が予想	慶長型地震の津波浸水予想地域（下図参照） （津波のみの高さ約2.81m） 避難対象地域は、表1「津波警報に伴う対象町丁」のとおり
津波注意報	0.2m～1m程度の津波が予想	臨海部の沿岸、多摩川河川敷

※ 平成25年3月から施行される新たな津波警報等の発表基準の場合

神奈川県津波浸水予測図
（慶長型地震）



4 避難勧告・指示等の発令基準

(1) 津波警報が発表された場合

慶長型地震の津波浸水予想地域における各地の浸水深に応じて、次のとおり避難勧告・指示を発令します。また、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区・中原区の多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波警報を伝達し、河川敷から出ることを促します。

発令内容	避難勧告・指示の発令基準
避難勧告	津波浸水予想が、0～50センチメートル未満になる地域
避難指示	津波浸水予想が、50センチメートル以上になる地域

(2) 津波注意報が発表された場合

気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表した場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区の多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤内に出ることを促します。

5 津波情報の伝達・避難誘導

- (1) 市は、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、同報系無線、サイレン、広報車等により、地域住民及び事業所等に伝達。なお、広報車による伝達は、安全性の確保を優先して行います。
- (2) 市及び関係機関は、安全性の確保を優先しながら、可能な限り避難誘導を行います。

6 避難先

- (1) 小・中学校などの公的施設及び協力を得られた民間施設などの津波避難施設（表2「津波避難施設及び避難場所一覧」のとおり）
- (2) 川崎区内の津波避難対象地域の外にある広域避難場所（表2「津波避難施設及び避難場所一覧」のとおり）
- (3) 収容可能人数 津波避難施設 約11万1千人 津波避難場所 約10万人

7 避難の基本的な考え方

- (1) 原則として、慶長型地震の津波浸水予測地域外又は津波避難施設等へ避難するものとします。
- (2) 津波対象地域内の堅牢な建物の3階以上にいる者（津波浸水予想が0.8m未満の地域においては、堅牢な建物の2階以上にいる者）は、その場で待機するものとします。
- (3) 上記(1)及び(2)の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとします。
- (4) 避難は、原則として徒歩で避難するものとします。
- (5) 避難にあたっての心得は次のとおりとします。
 - ア 避難行動を定めておきます。
 - イ 情報をラジオ、テレビ等を通じて入手します。
 - ウ 迅速かつ落ち着いて避難することとします。
 - エ 津波警報等が解除されるまでは、自宅等に戻りません。
 - オ 周囲の人たちを誘い合うこととします。

(6) 災害時要援護者への避難支援

- ア 自主防災組織や地域住民などの協力を得て避難支援を行います。
- イ 支援者が円滑に災害時要援護者の避難を支援できるよう、あらかじめ支援方法を調整します。
- ウ 東海地震に関する警戒宣言が発令された場合は、原則として避難所へ避難することとします。

(7) 学校区毎の避難先

学校区毎の要避難対象者数に応じ、避難先を割り当てます（表3「学校区毎の避難先（案）」のとおり）。

(8) 臨海部各島の避難

各島の浸水予測、所在者数、特定事業所の要避難対象者数及び対応、孤立化対策及びコンビナート等災害対策に留意して避難を行うものとします（表4「臨海部各島の避難にあたっての留意事項」のとおり）。

8 津波避難の教育・啓発

「自らの生命は自ら守る」という観点に立って、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等のそれぞれの場において、教育・啓発を行うものとします。

9 津波避難訓練の実施

情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等の習熟、防災意識の高揚を図るため、津波避難訓練を実施するものとします。

津波警報に伴う避難対象町丁名

警報の種類		避難対象地域(町丁名)
避難勧告 ※ 1	川崎区	東門前 2 丁目、東門前 3 丁目、昭和 1 丁目、川中島 2 丁目、伊勢町、旭町 2 丁目、富士見 1 丁目、榎町、宮前町、新川通、貝塚 1 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田新町 2 丁目、渡田新町 3 丁目、小田 1 丁目、小田 2 丁目、小田 6 丁目、浅田 1 丁目、浅田 2 丁目、浅田 4 丁目、多摩川の河川敷
	幸区 中原区	多摩川の河川敷（河口から丸子橋上流の調布堰（調布取水所）まで）※ 3
避難指示 ※ 2	川崎区	浮島町、千鳥町、水江町、東扇島、扇町、白石町、大川町、扇島、殿町 1 丁目、殿町 2 丁目、殿町 3 丁目、小島町、江川 1 丁目、江川 2 丁目、大師河原 1 丁目、大師河原 2 丁目、昭和 2 丁目、出来野、田町 1 丁目、田町 2 丁目、田町 3 丁目、日ノ出 1 丁目、日ノ出 2 丁目、塩浜 1 丁目、塩浜 2 丁目、塩浜 3 丁目、塩浜 4 丁目、夜光 1 丁目、夜光 2 丁目、夜光 3 丁目、台町、四谷上町、四谷下町、池上新町 1 丁目、池上新町 2 丁目、池上新町 3 丁目、池上町、観音 1 丁目、観音 2 丁目、藤崎 1 丁目、藤崎 2 丁目、藤崎 3 丁目、藤崎 4 丁目、中島 1 丁目、中島 2 丁目、中島 3 丁目、大島 1 丁目、大島 2 丁目、大島 3 丁目、大島 4 丁目、大島 5 丁目、桜本 1 丁目、桜本 2 丁目、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、浜町 3 丁目、浜町 4 丁目、浅野町、富士見 2 丁目、境町、貝塚 2 丁目、渡田向町、渡田 1 丁目、渡田 2 丁目、渡田 3 丁目、渡田 4 丁目、大島上町、渡田東町、小田栄 1 丁目、小田栄 2 丁目、追分町、鋼管通 1 丁目、鋼管通 2 丁目、鋼管通 3 丁目、鋼管通 4 丁目、鋼管通 5 丁目、田島町、南渡田町、田辺新田、小田 3 丁目、小田 4 丁目、小田 5 丁目、小田 7 丁目、

※ 1 避難勧告の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が 50 センチメートル未満の地域とする。

※ 2 避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が 50 センチメートル以上の地域とする。

※ 3 多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰（調布取水所）までの河川敷を避難勧告の対象地域とする。

津波避難施設及び避難場所一覧

番号		施 設 名	所 在 地	開設時間	備 考
川崎区	1 1	大師中学校	川崎区大師河原 2－1－1		●市立学校及び南部身体障害者福祉会館については、夜間等はガラスを壊して使用。 ●旭町こども文化センター及び教育文化会館については、鍵を外部に預託。 ●県立大師高校及び県立川崎高校は体育館を利用、鍵を外部に預託。 ●※広域避難場所として使用。 ●開設時間に制限のある施設については、休業日は利用不可。
	2 2	殿町小学校	川崎区殿町 1－17－19		
	3 2-①	上野輸送(株)川崎事業所屋外社員用立体駐車場	川崎区小島町 6－3		
	4 2-②	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	川崎区殿町 1－5－1		
	5 3	東門前小学校	川崎区東門前 3－4－6		
	6 3-①	島忠ホームズ川崎大師店	川崎区中瀬 3－20－20		
	7 4	南大師中学校	川崎区四谷上町 24－1		
	8 5	大師小学校	川崎区東門前 2－6－1		
	9 5-①	大師公園 ※	川崎区大師公園 1		
	10 6	四谷小学校	川崎区四谷下町 4－1		
	11 6-①	入江崎水処理センター	川崎区塩浜 3－17－1		
	12 6-②	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜 3－24－12		
	13 6-③	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合同 2 号館	川崎区夜光 1－3－1		
	14 6-④	川崎平和講堂 平和の間	川崎区四谷下町 25－20	9：00～22：00	
	15 6-⑤	県立大師高等学校	川崎区四谷下町 25－1		
	16 6-⑥	日本ゼオン(株)総合開発センター 8 号館 5 階講堂 4	川崎区夜光 1－2－1		
	17 7	川中島中学校	川崎区藤崎 2－19－1		
	18 7-①	市営藤崎住宅	川崎区藤崎 1－5－9		
	19 7-②	市営藤崎東住宅	川崎区藤崎 3－2－1		
	20 8	川中島小学校	川崎区川中島 2－4－19		
	21 9	藤崎小学校	川崎区藤崎 3－2－1		
	22 10	桜本中学校	川崎区池上新町 1－2－4		
	23 10-①	ライフ川崎桜本店	川崎区桜本 2－16－1		
	24 12	さくら小学校	川崎区桜本 1－19－15		
	25 13	臨港中学校	川崎区浜町 2－11－22		
	26 14	大島小学校	川崎区浜町 1－5－1		
	27 15	渡田小学校	川崎区田島町 14－1		
	28 15-①	イトーヨーカ堂川崎店	川崎区小田栄 2－2－1		
	29 16	田島中学校	川崎区小田 2－21－7		
	30 17	東小田小学校	川崎区小田 5－11－20		
	31 18	南部防災センター	川崎区小田 7－3－1		
	32 19	京町中学校	川崎区京町 3－19－11		
	33 19-①	ライフ川崎京町店	川崎区京町 3－21－1		
	34 20	小田小学校	川崎区小田 4－12－24		
	35 20-①	小田公園 ※	川崎区小田 4－20－38		
	36 21	浅田小学校	川崎区浅田 2－11－21		
	37 22	渡田中学校	川崎区渡田向町 11－1		
	38 23	新町小学校	川崎区渡田新町 3－15－1		
	39 24	東大島小学校	川崎区大島 5－25－1		
	40 25	向小学校	川崎区大島 4－17－1		
	41 25-①	南部身体障害者福祉会館	川崎区大島 1－8－6		
	42 26	田島小学校	川崎区渡田 1－20－1		
	43 27	富士見中学校	川崎区富士見 2－1－2		
	44 27-①	教育文化会館	川崎区富士見 2－1－3		
	45 27-②	川崎競馬場 ※	川崎区富士見 1－5－1		
	46 27-③	川崎競輪場 ※	川崎区富士見 2－1－6		
	47 27-④	川崎球場 ※	川崎区富士見 2－1－9		
	48 28	旭町小学校	川崎区旭町 2－2－1		
	49 28-①	旭町こども文化センター	川崎区旭町 2－1－5		
	50 28-②	スーパーオートバックスかわさき	川崎区港町 9－8	10：00～21：00	
	51 28-③	イトーヨーカ堂川崎港町店	川崎区港町 12－1		
	52 30	宮前小学校	川崎区宮前町 8－13		
	53 31	川崎中学校	川崎区下並木 50		
	54 32	川崎小学校	川崎区日進町 20－1		
	55 32-①	市営日進町住宅	川崎区日進町 37－3		
	56 33	京町小学校	川崎区京町 1－1－4		
	57 33-①	県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町 22－6		
幸区	1 4	御幸中学校	幸区戸手 4－2－1		
島 部					
川崎区	58 浮-①	浮島処理センター	川崎区浮島町 509－1		●川崎エコタウンについては、夜間等はガラスを壊して使用。 ●開設時間に制限のある施設については、休業日は利用不可。
	59 浮-②	花王(株)川崎工場第二工場	川崎区浮島町 1－2		
	60 浮-③	東洋製罐(株)	川崎区浮島 11－1		
	61 浮-④	ブルーエクスプレス	川崎区浮島 12－9		
	62 東-①	川崎市港湾振興会館(マリエン)	川崎区東扇島 38－1		
	63 東-②	首都圏臨海防災センター	川崎区東扇島 58－15		
	64 東-③	コマツ物流(株)東扇島物流センター	川崎区東扇島 5	9：00～17：15	
	65 東-④	東京電力(株)東扇島火力発電所事務本館	川崎区東扇島 3		
	66 千-①	サンケミカル(株)川崎工場事務所棟	川崎区千島町 13－2		
	67 千-②	日本ポリエチレン(株)川崎工場第 1 本棟	川崎区千島町 3－1		
	68 千-③	川崎臨港倉庫(株)本社棟	川崎区千島町 22－3	9：00～17：00	
	69 千-④	東京電力(株)川崎火力発電所事務本館	川崎区千島町 5－1		
	70 千-⑤	日油(株)川崎事業所総合棟	川崎区千島町 3－3	8：30～17：00	
	71 水-①	川崎エコタウン会館	川崎区水江町 6－6		
	72 扇-①	J X 日鉱日石エネルギー(株)川崎事業所	川崎区扇町 12－1		
	73 扇-②	ペットリファインテクノロジー(株)	川崎区扇町 12－2		
	74 扇-③	川崎天然ガス発電所管理棟	川崎区扇町 12－1		
	75 扇-④	三友プラントサービス川崎工場	川崎区扇町 6－13	8：00～17：00	

例 枝番 (2-①、2-②等) は、2 殿町小学校区内などにある、市立学校以外の津波避難施設
枝番 (浮-①、東-①等) は、浮島町や東扇島などにある、津波避難施設

学 校 区 毎 の 避 難 所 等 一 覧 (案)

区	No	学 校 区 の 町 丁 名	津 波 避 難 施 設 等	備 考
川 崎 区	1	1大師中学校	1大師中(大師河原2-1-1)	
		出来野、大師河原2丁目、田町1丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、田町2丁目の一部、江川1丁目の一部	3東門前小(東門前3-4-6)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	2	2殿町小学校	2殿町小(殿町1-17-19)	
		大師河原1丁目の一部、江川1丁目の一部、江川2丁目、小島町、殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、田町2丁目の一部、田町3丁目	2-①上野輸送(小島町6-3)	
			2-②ラウンドワンスタジアム川崎大師店(殿町1-5-1)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	3	3東門前小学校 大師河原1丁目の一部、東門前3丁目、(中瀬1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目の一部)	3東門前小(東門前3-4-6)	
	4	4南大師中学校 四谷上町、台町	4南大師中(四谷上町24-1)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			6-④川崎平和講堂 平和の間(四谷下町25-20)	
			6-⑤県立大師高校(四谷下町25-1)	
	5	5大師小学校 昭和1丁目、昭和2丁目、東門前2丁目、(大師公園、大師町の一部、大師本町、東門前1丁目、中瀬3丁目の一部)	5大師小(東門前2-6-1)	
	6	6四谷小学校 塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、四谷下町、夜光1丁目、 夜光2丁目、夜光3丁目、池上新町3丁目の一部	6四谷小(四谷下町4-1)	
			6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)	
			6-③旭化成ケミカルズ川崎製造所(夜光1-31)	
			6-⑥日本ゼオン(夜光1-2-1)	
	7	7川中島中学校 伊勢町、藤崎1丁目、 藤崎2丁目、藤崎3丁目 、藤崎4丁目	7川中島中(藤崎2-19-1)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			7-①市営藤崎住宅(藤崎1-5-9)	
			7-②市営藤崎東住宅(藤崎3-2)	
	8	8川中島小学校 川中島2丁目 (川中島1丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師町の一部)	8川中島小(川中島2-4-19)	
	9	9藤崎小学校 観音1丁目、観音2丁目	9藤崎小(藤崎3-2-1)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	10	10桜本中学校 池上新町1丁目、 池上新町2丁目 、池上新町3丁目の一部、 桜本2丁目、水江町	10桜本中(池上新町1-2-4)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			10-①ライフ川崎桜本店(桜本2-16-1)	
			8川中島小(川中島2-4-19)	
	12	12さくら小学校 桜本1丁目、浜町3丁目、浜町4丁目 、池上町、 浅野町	6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)	
			6-②入江崎総合スラッジセンター(塩浜3-24-12)	
			20-①小田公園(小田4-20-38)	
			12さくら小(桜本1-19-15)	
	13	13臨港中学校 鋼管通2丁目の一部、鋼管通3丁目、 鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、浜町2丁目	13臨港中(浜町2-11-22)	
			19京町中(京町3-19-11)	
			19-①ライフ川崎京町店(京町3-21-1)	
			20小田小(小田4-12-24)	
	14	14大島小学校 鋼管通2丁目の一部、追分町、浜町1丁目	14大島小(浜町1-5-1)	
			16田島中(小田2-21-7)	
			30宮前小(宮前町8-13)	

区	No	学 校 区 の 町 丁 名	津 波 避 難 施 設 等	備 考
川崎区	15	15渡田小学校 <u>鋼管通1丁目の一部</u> 、小田栄2丁目、 <u>田島町</u>	15渡田小(田島町14-1)	
			15-①イトーヨーカ堂川崎店(小田栄2-2-1)	
			33京町小(京町1-1-4)	
			33-①県立川崎高校(渡田山王町22-6)	
	16	16田島中学校 小田1丁目、小田2丁目、小田4丁目の一部、(京町2丁目の一部)	16田島中(小田2-21-7)	
	17	17東小田小学校 小田3丁目、小田5丁目の一部	17東小田小(小田5-11-20)	
			20-①小田公園(小田4-20-38)	
	18	18南部防災センター 小田6丁目、小田7丁目、小田5丁目の一部	18南部防災センター(小田7-3-1)	
			20小田小(小田4-12-24)	
	19	19京町中学校 浅田4丁目、(京町3丁目、浅田3丁目)	19京町中(京町3-19-11)	
	20	20小田小学校 小田4丁目の一部	20小田小(小田4-12-24)	
	21	21浅田小学校 浅田1丁目、浅田2丁目、田辺新田、白石町、大川町	21浅田小(浅田2-11-21)	
	22	22渡田中学校 <u>渡田向町</u> 、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、貝塚1丁目、貝塚2丁目	22渡田中(渡田向町11-1)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
			31川崎中(下並木50)	
	23	23新町小学校 小田栄1丁目、渡田3丁目、 <u>渡田4丁目</u> 、渡田新町3丁目	23新町小(渡田新町3-15-1)	
			31川崎中(下並木50)	
			32川崎小(日進町20-1)	
	24	24東大島小学校 <u>大島3丁目</u> 、 <u>大島5丁目</u>	24東大島小(大島5-25-1)	
			27-①教育文化会館(富士見2-1-3)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
	25	25向小学校 大島1丁目、 <u>大島2丁目</u> 、大島4丁目、 <u>中島3丁目</u>	25向小(大島4-17-1)	
			25-①南部身体障害者福祉会館(大島1-8-6)	
			27-②川崎競馬場(富士見1-5-1)	
			28-①旭町こども文化センター(旭町2-1-5)	
			28-②スーパーオートバックスかわさき(港町9-8)	
幸区	26	26田島小学校 <u>鋼管通1丁目の一部</u> 、 <u>大島上町</u> 、 <u>渡田1丁目</u> 、渡田2丁目、 <u>渡田東町</u>	26田島小(渡田1-20-1)	
			27-②川崎競馬場(富士見1-5-1)	
			28旭町小(旭町2-2-1)	
	27	27富士見中学校 榎町、宮前町、 <u>境町</u> 、新川通、富士見1丁目、富士見2丁目	27富士見中(富士見2-1-2)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
			32-①市営日進町住宅(日進町37-3)	
	28	28旭町小学校 旭町2丁目、中島1丁目、中島2丁目、(旭町1丁目、港町、鈴木町)	28旭町小(旭町2-2-1)	
	1	4御幸中学校 戸手4丁目(多摩川河川敷)、(戸手2丁目、戸手3丁目、小向、小向町)	4御幸中学校(戸手4-2-1)	
	1 学校区の町丁名で()をつけている町丁は、浸水しない地域を示している。 2 学校区の町丁名で斜め文字強調でアンダーラインを付記している町丁は、浸水深が1.2m～2.0m及び2.0m～3.0mの地域があることを示している。 3 県立川崎高等学校及び県立大師高等学校体育館を利用、鍵を外部に預託。 4 旭町こども文化センター及び教育文化会館については、鍵を外部に預託。			

臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町 名	地域特性及び対応	津波避難施設 及び収容可能人数
浮島町	①浸水予測 半分程度の地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。 ②所在者数等： 従業員6,902人、住民2人 合計6,904人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数は、236人であることから、浮島町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能であると想定される。 ④孤立化対策 浮島橋が落橋した場合でも、首都高速6号川崎線がある。ただし、津波により浮島ICなどが冠水した場合は、孤立化する可能性があり、東京アクアライン利用者が浮島に避難してくることも考えられることから、公的の津波避難施設への、非常食等の備蓄を検討する。（東京アクアラインの浸水を想定） ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえてR409号線及び首都高速6号川崎線を使用して災害影響範囲外へ避難する。津波到達以降は、R409号線及び浮島ICの浸水状況を踏まえながら避難する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、避難を支援する。	浮①浮島処理センター 100人 浮②花王 200人 浮③東洋製罐 200人 浮④ブルーエクスプレス 70人 合計 570人
東扇島 扇島	①浸水予測 浸水域は岸壁付近に限定される。浸水深は概ね2m以下である。 ②所在者数等： 従業員10,511人、住民4人、合計10,515人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数は9人である。今後、特定事業所以外の倉庫業者についても要避難者数の調査を検討する。ただし、東扇島、扇島では、浸水域は岸壁付近に限定されるとともに、島内の津波避難施設の収容可能人員が1,500人であることから、島内での避難が可能と想定される。 ④孤立化対策 川崎港海底トンネルが震度や浸水等により使用できない場合でも、首都高速湾岸線が使用できるものと想定される。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえてR357号線、首都高速湾岸線を使用して災害影響範囲外へ避難する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	東①港湾振興会館（マリエン） 400人 東②首都圏臨海防災センター 500人 東③コマツ東扇島物流センター 400人 東④東電東扇島火力発電所 200人 合計 1,500人
千鳥町	①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。（東京電力川崎火力発電所には浸水しない地域がある） ②所在者数等： 従業員3,100人、住民7人 合計3,107人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が265人であることから、千鳥町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能と想定される。 ④孤立化対策 千鳥橋が落橋及び海底トンネルが震度や浸水等により使用できない場合孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	千①サンケミカル川崎工場 100人 千②日本ポリエチレン川崎工場 200人 千③川崎臨港倉庫 200人 千④東電川崎火力発電所 200人 千⑤日油川崎事業所 50人 合計 750人
水江町	①浸水予測 島内の東側は殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。（西側のJFEスチールの地域はほとんどが浸水しない） ②所在者数等： 従業員4,317人、住民0人 合計4,317人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が200人であることから、水江町における避難は島内で対応が可能であるが、事業所の協力を得て、更なる津波避難施設の指定を推進する。 ④孤立化対策 水江運河にかかる道路の陥没及びJFEスチールの海底トンネルが浸水等により使用できない場合孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	水①川崎エコタウン会館 200人 合計 200人
扇町	①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。一部2～3mの浸水域がある。（JFEスチールの地域が浸水しない） ②所在者数等： 従業員4,049人、住民65人 合計4,114人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が0人であることから、扇町における避難は島内で対応が可能と想定される。 J R南武支線の乗客約500人が扇町内で避難する場合、川崎天然ガス発電所管理棟への避難について検討する。 ④孤立化対策 扇橋が落橋した場合孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、必要に応じてヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	扇①JX日鉱日石エネルギー川崎事業所 100人 扇②ベトリファイテクノロジー 100人 扇③川崎天然ガス発電所 600人 扇④三友プラントサービス 70人 合計 870人
大川町	①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。 ②所在者数等： 従業員 2,352人、住民 3人 合計 2,355人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数：0人 津波避難施設がないことから、安全性を確保するため、津波避難施設の指定が必要となる。 ④孤立化対策 大川橋が使用できない場合、大川町が孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	なし

所在者数（平成21年経済センサス及び平成22年国勢調査より）

川崎市津波避難計画（素案）

川 崎 市

川崎市津波避難計画 目次

1	計画策定の目的	1
2	用語の意味	1
3	想定津波	1
4	津波情報及び避難対象地域	2
5	避難勧告・指示等	2
6	避難勧告・指示等と津波情報の伝達及び避難誘導	3
7	避難先	3
8	避難の基本的な考え方	3
9	津波避難の教育・啓発の内容	4
10	津波避難訓練	5
11	計画の修正	5
(別紙)		
別紙 1	慶長型地震の津波浸水予測図	6
別紙 2	津波警報に伴う避難対象町丁名（慶長型地震の場合）	7
別紙 3	津波避難施設及び避難場所一覧	8
別紙 4	学校区毎の避難所等一覧（案）	9
別紙 5	臨海部各島の避難にあたっての留意事項	11
(参考)		
参考 1	川崎市地域防災計画（震災対策編）津波対策の抜粋	12
参考 2	慶長型地震の震源モデル	18

1 計画策定の目的

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、わが国観測史上最大のマグニチュード9を記録し、東日本を中心に最大震度7の揺れが観測され、この地震に伴う大津波の発生により、想定外の津波が発生し東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。

神奈川県では、この教訓を踏まえ、神奈川県に津波被害を及ぼすと予想される地震について調査を行った結果、慶長型地震が発生した場合、川崎港においては最大津波高が3.71メートル（東京湾の朔望平均満潮位時（大潮時の平均満潮水位）0.90m+津波のみの高さ2.81m=3.71m）になり、川崎区の広い地域が浸水すると予想している。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「川崎市地域防災計画（地震対策編）」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を受けて、神奈川県の調査結果をもとに、津波災害から市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的に、避難の考え方について定めたものである。

2 用語の意味

用 語	定 義
津波浸水予想地域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、気象庁の津波情報、津波浸水予想地域等に基づき指定する。
避難場所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。
津波避難施設	避難者が緊急に避難する建物をいう。
災害時要援護者	一般的には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等をいう。

3 想定津波

川崎市に最大の津波被害をもたらす地震として慶長型地震を想定しました。これは、神奈川県が平成24年3月に公表した12の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定であるとして選定しました。

＜慶長型地震の諸元＞

対 象 地 震	慶 長 型 地 震
地 震 規 模	マグニチュード8.5
川崎港で予測される最大津波高【注】	約3.71メートル
最大津波高時の津波のみの高さ	約2.81メートル
川崎市内の浸水深	浅野町の一部ほか 2～3m その他の地域 2m以下
川崎港への最大津波高の到達予想時間	約96分
川崎市内浸水面積	約18.3km ² （川崎区の約45%）
要避難対象者数	約15万人（内陸部 約13万人）

【注】川崎港の潮位が朔望平均満潮位（大潮時の平均満潮水位：東京湾平均海面（T.P）+0.90m）時の高さにあると仮定した場合の津波高（0.90m+2.81m=3.71m）

4 津波情報及び避難対象地域

(平成25年3月から施行される新たな津波警報等の発表基準の場合)

津波情報	予想される津波の高さ	避難対象地域
大津波警報	3 m以上の津波が予想	東京湾内湾で3 m以上の津波の発生は、国及び神奈川県調査では想定されていない
津波警報	1 m～3 m程度の津波が予想	慶長型地震の津波浸水予想地域 (津波のみの高さ約2.81 m) 別紙1「慶長型地震の津波浸水予測図」 別紙2「津波警報に伴う避難対象町丁名(慶長型地震の場合)」※
津波注意報	0.2 m～1 m程度の津波が予想	臨海部の沿岸、多摩川河川敷

※ 避難対象町丁目は、津波の到達予想時の潮位及び予想される津波の高さ等を考慮し、検討するものとする。

5 避難勧告・指示等

(1) 避難勧告・指示等の発令基準

ア 津波警報が発表された場合

気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表した場合には、慶長型地震の津波浸水予想地域における各地の浸水深に応じて、次のとおり避難勧告・指示を発令するものとする。

また、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区・中原区が多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波警報を伝達し、直ちに海岸から離れ、津波避難施設等への避難と、河川敷から堤内に出ることを促すものとする。

発令内容	避難勧告・指示の発令基準
避難勧告	津波浸水予想が、0～50センチメートル未満になる地域
避難指示	津波浸水予想が、50センチメートル以上になる地域

参考 建物被害 浸水深が50センチメートル以上から半壊が急増する。(「東日本大震災による被災現況調査結果について(第1次報告)」(国土交通省平成23年8月4日))

人的被害 浸水深が50センチメートル以上から死者数が急増する。(内閣府が設定した浸水別の死者率関数)

避難勧告：居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難を勧め促す行為。

避難指示：危険が目前に切迫している場合に発令。居住者等を避難させる行為で勧告よりも拘束力が強い。

イ 津波注意報が発表された場合

気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表した場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区が多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤外に出ることを促すものとする。

(2) 避難勧告・指示等の内容

避難対象地域の住民等に対し、次の事項を明確にし、円滑な協力を得るよう努める。

ア 避難を要する理由

イ 対象地域

ウ その他、必要に応じて避難路・避難先など

(3) 関係機関等への通知及び報告

市長は、避難勧告等を実施したときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、川崎区長、幸区長及び中原区長と連携して、警察等の関係機関へ通報するものとする。

(4) 避難勧告・指示等の解除

ア 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告等を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

イ 川崎区長及び幸区長は、避難勧告等の解除に伴う避難者への対応及び避難施設の管理者との事務処理にあたるものとする。

6 避難勧告・指示等と津波情報の伝達及び避難誘導

(1) 市は、気象庁から、津波警報の発表、避難勧告等の発令及び津波情報の伝達を受けたときは、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、同報系無線、サイレン、広報車等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達するものとする。

なお、広報車による伝達は、安全性の確保を優先して行うものとする。

(2) 市及び関係機関は、安全性の確保を優先しながら、可能な限り避難誘導を行うものとする。

7 避難先

(1) 津波による被害を回避するため緊急一時的に避難する建物で、小・中学校などの公的施設及び協力を得られた民間施設などを津波避難施設に指定するとともに、川崎区内の津波避難対象地域外にある広域避難場所を避難場所に指定する。

(2) 津波避難施設には、次の標識を設置する。



図材：緑地に白抜きで津波、津波避難施設及び逃げ込む人の姿

(3) 別紙3 「津波避難施設及び避難場所一覧」

8 避難の基本的な考え方

気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表した場合の避難は、次のとおり行う。

(1) 原則として、慶長型地震の津波浸水予測地域外又は津波避難施設等へ避難するものとする。

(2) 津波対象地域内の堅牢な建物の3階以上にいる者（津波浸水予想が0.8m未満の地域においては、堅牢な建物の2階以上にいる者）は、その場で待機するものとする。

※「堅牢な建物」：昭和56年6月1日（新耐震基準）以降に建築された、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物をいう。

(3) 上記(1)及び(2)の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとする。

(4) 避難は、原則として徒歩とする。

(5) 避難にあたっての心得

ア 各家庭、各職場で津波警報が発表された際の避難行動を定めておく。

イ 気象庁が発表する津波に関する情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。

ウ 気象庁が津波警報を発表した時は、迅速かつ落ち着いて避難する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や津波注意報が解除されるまでは、自宅等に戻らない。

オ 避難する際は、大声で周囲の人たちに声を掛け、誘い合う。

(6) 災害時要援護者への避難支援

ア 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民などの協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者支援制度に登録している方がいる避難対象地域の住民は、支援者が円滑に災害時要援護者の避難を支援できるよう、あらかじめ災害時要援護者の状態に応じた支援方法を調整しておくものとする。

イ 東海地震に関する警戒宣言が発令された場合は、原則として避難所へ避難するものとする。

(7) 学校区毎の避難先

学校区毎の要避難対象者数に応じて、避難先を割当てた。

別紙4 「学校区毎の避難先(案)」

(8) 臨海部各島の避難にあたっての留意事項

別紙5 「臨海部各島の避難にあたっての留意事項」

9 津波避難の教育・啓発の内容

津波対策の教育・啓発にあたっては、「自らの生命は自ら守る」という観点に立って、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等のそれぞれの場において、教育・啓発していくものとする。

(1) 消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講演等を実施し、地域社会や事業所において津波防災に関する啓発の核となる人材を養成するものとする。

(2) 教育・啓発の内容

ア 気象庁が発表する津波警報及び津波情報などに関すること

(ア) 地震及び津波に関する基礎知識

(イ) 大津波警報・津波警報、津波注意報の発表基準、津波情報の内容

(ウ) 災害に関する情報の入手方法など

イ 避難行動に関すること

(ア) 津波浸水予想地域の周知

(イ) 津波避難施設及び避難場所の周知

(ウ) 避難経路及び避難の所要時間の確認

(エ) 災害時要援護者の避難支援

- (オ) 津波浸水に応じた被害の程度など東日本大震災時の避難に関する教訓・事例など
- ウ その他
 - (ア) 地震発生時にとるべき行動
 - (イ) 緊急地震速報発表時等にとるべき行動
 - (ウ) 地震に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、食料・水の備蓄、非常持ち出し品の用意、災害時の家族の連絡方法等）など

10 津波避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 津波避難訓練の実施体制、参加者

ア 実施体制

自主防災組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防団、事業者、港湾関係者及びボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

イ 参加者

住民、事業者・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する

(2) 津波避難訓練の内容

地域の実情を踏まえ、下記の事項について実施する。

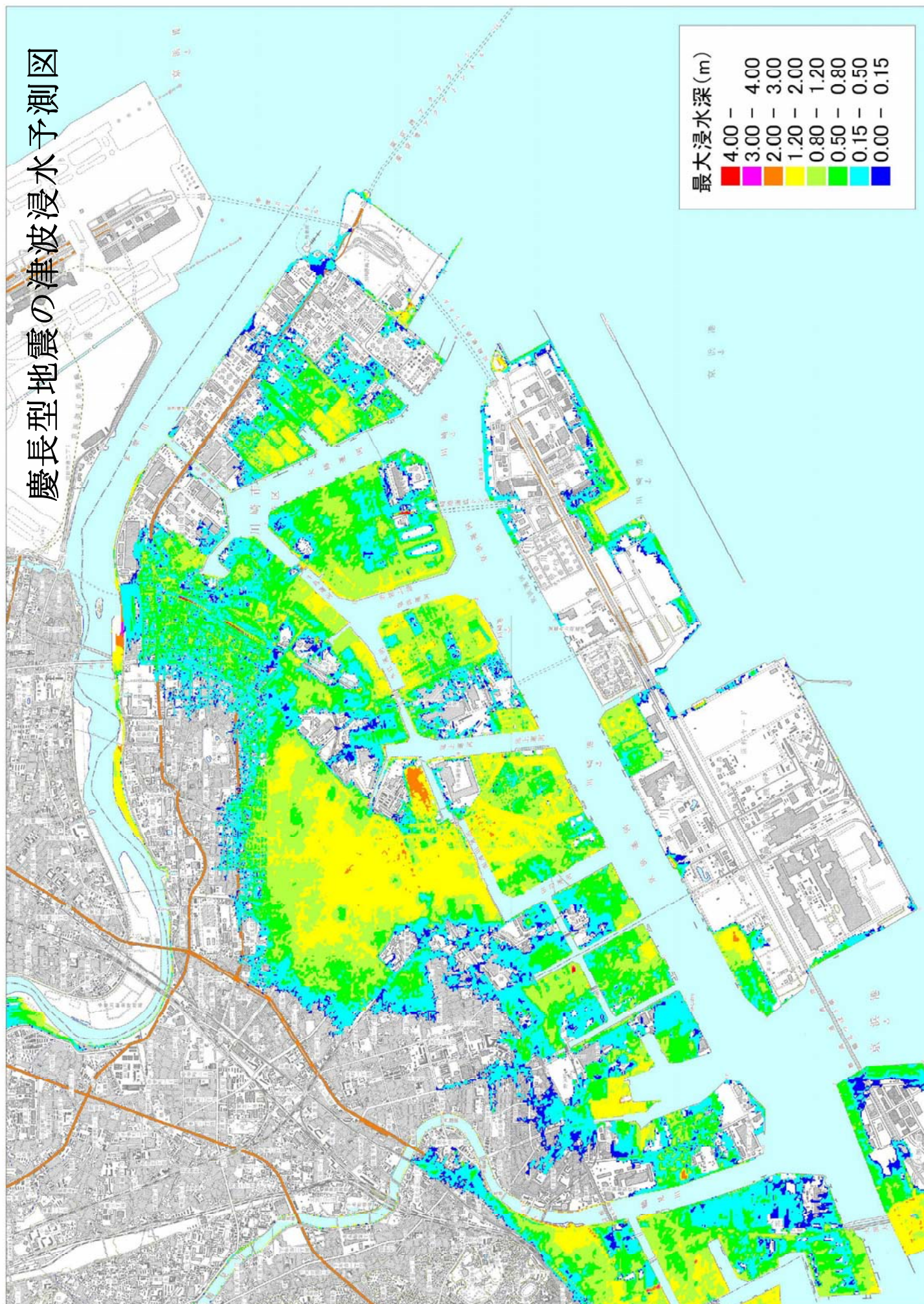
- ア 津波警報、津波注意報、津波情報等の情報伝達訓練
- イ 津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練
- ウ 制水門・陸閘の操作訓練
- エ 津波監視・観測訓練
- オ 要員参集訓練及び本部運営訓練
- カ 避難準備情報・避難勧告・指示の発令・伝達訓練
- キ 災害時要援護者に対する避難誘導訓練
- ク 救助・救護訓練

11 計画の修正

本計画は、被害想定などの変更に合わせて、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

参考 1 川崎市地域防災計画（震災対策編）津波対策の抜粋

参考 2 慶長型地震の震源モデル



津波警報に伴う避難対象町丁名（慶長型地震の場合）

警報の種類		避難対象地域(町丁名)
避難勧告 ※ 1	川崎区	東門前 2 丁目、東門前 3 丁目、昭和 1 丁目、川中島 2 丁目、伊勢町、旭町 2 丁目、富士見 1 丁目、榎町、宮前町、新川通、貝塚 1 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田新町 2 丁目、渡田新町 3 丁目、小田 1 丁目、小田 2 丁目、小田 6 丁目、浅田 1 丁目、浅田 2 丁目、浅田 4 丁目、多摩川の河川敷
	幸区 中原区	多摩川の河川敷（河口から丸子橋上流の調布堰（調布取水所）まで）※ 3
避難指示 ※ 2	川崎区	浮島町、千鳥町、水江町、東扇島、扇町、白石町、大川町、扇島、殿町 1 丁目、殿町 2 丁目、殿町 3 丁目、小島町、江川 1 丁目、江川 2 丁目、大師河原 1 丁目、大師河原 2 丁目、昭和 2 丁目、出来野、田町 1 丁目、田町 2 丁目、田町 3 丁目、日ノ出 1 丁目、日ノ出 2 丁目、塩浜 1 丁目、塩浜 2 丁目、塩浜 3 丁目、塩浜 4 丁目、夜光 1 丁目、夜光 2 丁目、夜光 3 丁目、台町、四谷上町、四谷下町、池上新町 1 丁目、池上新町 2 丁目、池上新町 3 丁目、池上町、観音 1 丁目、観音 2 丁目、藤崎 1 丁目、藤崎 2 丁目、藤崎 3 丁目、藤崎 4 丁目、中島 1 丁目、中島 2 丁目、中島 3 丁目、大島 1 丁目、大島 2 丁目、大島 3 丁目、大島 4 丁目、大島 5 丁目、桜本 1 丁目、桜本 2 丁目、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、浜町 3 丁目、浜町 4 丁目、浅野町、富士見 2 丁目、境町、貝塚 2 丁目、渡田向町、渡田 1 丁目、渡田 2 丁目、渡田 3 丁目、渡田 4 丁目、大島上町、渡田東町、小田栄 1 丁目、小田栄 2 丁目、追分町、鋼管通 1 丁目、鋼管通 2 丁目、鋼管通 3 丁目、鋼管通 4 丁目、鋼管通 5 丁目、田島町、南渡田町、田辺新田、小田 3 丁目、小田 4 丁目、小田 5 丁目、小田 7 丁目、

※ 1 避難勧告の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が 50 センチメートル未満の地域とする。

※ 2 避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が 50 センチメートル以上の地域とする。

※ 3 多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰（調布取水所）までの河川敷を避難勧告の対象地域とする。

津波避難施設及び避難場所一覧

番号		施設名	所在地	開設時間	備考
川崎区	1 1	大師中学校	川崎区大師河原 2-1-1		●市立学校及び南部身体障害者福祉会館については、夜間等はガラスを壊して使用。 ●旭町こども文化センター及び教育文化会館については、鍵を外部に預託。 ●県立大師高校及び県立川崎高校は体育館を利用、鍵を外部に預託。 ●※広域避難場所として使用。 ●開設時間に制限のある施設については、休業日は利用不可。
	2 2	殿町小学校	川崎区殿町 1-17-19		
	3 2-①	上野輸送(株)川崎事業所屋外社員用立体駐車場	川崎区小島町 6-3		
	4 2-②	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	川崎区殿町 1-5-1		
	5 3	東門前小学校	川崎区東門前 3-4-6		
	6 3-①	島忠ホームズ川崎大師店	川崎区中瀬 3-20-20		
	7 4	南大師中学校	川崎区四谷上町 24-1		
	8 5	大師小学校	川崎区東門前 2-6-1		
	9 5-①	大師公園 ※	川崎区大師公園 1		
	10 6	四谷小学校	川崎区四谷下町 4-1		
	11 6-①	入江崎水処理センター	川崎区塩浜 3-17-1		
	12 6-②	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜 3-24-12		
	13 6-③	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合同 2 号館	川崎区夜光 1-3-1		
	14 6-④	川崎平和講堂 平和の間	川崎区四谷下町 25-20	9:00~22:00	
	15 6-⑤	県立大師高等学校	川崎区四谷下町 25-1		
	16 6-⑥	日本ゼオン(株)総合開発センター 8 号館 5 階講堂 4	川崎区夜光 1-2-1		
	17 7	川中島中学校	川崎区藤崎 2-19-1		
	18 7-①	市営藤崎住宅	川崎区藤崎 1-5-9		
	19 7-②	市営藤崎東住宅	川崎区藤崎 3-2-1		
	20 8	川中島小学校	川崎区川中島 2-4-19		
	21 9	藤崎小学校	川崎区藤崎 3-2-1		
	22 10	桜本中学校	川崎区池上新町 1-2-4		
	23 10-①	ライフ川崎桜本店	川崎区桜本 2-16-1		
	24 12	さくら小学校	川崎区桜本 1-19-15		
	25 13	臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22		
	26 14	大島小学校	川崎区浜町 1-5-1		
	27 15	渡田小学校	川崎区田島町 14-1		
	28 15-①	イトーヨーカ堂川崎店	川崎区小田栄 2-2-1		
	29 16	田島中学校	川崎区小田 2-21-7		
	30 17	東小田小学校	川崎区小田 5-11-20		
	31 18	南部防災センター	川崎区小田 7-3-1		
	32 19	京町中学校	川崎区京町 3-19-11		
	33 19-①	ライフ川崎京町店	川崎区京町 3-21-1		
	34 20	小田小学校	川崎区小田 4-12-24		
	35 20-①	小田公園 ※	川崎区小田 4-20-38		
	36 21	浅田小学校	川崎区浅田 2-11-21		
	37 22	渡田中学校	川崎区渡田向町 11-1		
	38 23	新町小学校	川崎区渡田新町 3-15-1		
	39 24	東大島小学校	川崎区大島 5-25-1		
	40 25	向小学校	川崎区大島 4-17-1		
	41 25-①	南部身体障害者福祉会館	川崎区大島 1-8-6		
	42 26	田島小学校	川崎区渡田 1-20-1		
	43 27	富士見中学校	川崎区富士見 2-1-2		
	44 27-①	教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3		
	45 27-②	川崎競馬場 ※	川崎区富士見 1-5-1		
	46 27-③	川崎競輪場 ※	川崎区富士見 2-1-6		
	47 27-④	川崎球場 ※	川崎区富士見 2-1-9		
	48 28	旭町小学校	川崎区旭町 2-2-1		
	49 28-①	旭町こども文化センター	川崎区旭町 2-1-5		
	50 28-②	スーパーオートバックスかわさき	川崎区港町 9-8	10:00~21:00	
	51 28-③	イトーヨーカ堂川崎港町店	川崎区港町 12-1		
	52 30	宮前小学校	川崎区宮前町 8-13		
	53 31	川崎中学校	川崎区下並木 50		
	54 32	川崎小学校	川崎区日進町 20-1		
	55 32-①	市営日進町住宅	川崎区日進町 37-3		
	56 33	京町小学校	川崎区京町 1-1-4		
	57 33-①	県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町 22-6		
幸区	1 4	御幸中学校	幸区戸手 4-2-1		
島 部					
川崎区	58 浮-①	浮島処理センター	川崎区浮島町 509-1		●川崎エコタウンについては、夜間等はガラスを壊して使用。 ●開設時間に制限のある施設については、休業日は利用不可。
	59 浮-②	花王(株)川崎工場第二工場	川崎区浮島町 1-2		
	60 浮-③	東洋製罐(株)	川崎区浮島 11-1		
	61 浮-④	ブルーエクスプレス	川崎区浮島 12-9		
	62 東-①	川崎市港湾振興会館(マリエン)	川崎区東扇島 38-1		
	63 東-②	首都圏臨海防災センター	川崎区東扇島 58-15		
	64 東-③	コマツ物流(株)東扇島物流センター	川崎区東扇島 5	9:00~17:15	
	65 東-④	東京電力(株)東扇島火力発電所事務本館	川崎区東扇島 3		
	66 千-①	サンケミカル(株)川崎工場事務所棟	川崎区千島町 13-2		
	67 千-②	日本ポリエチレン(株)川崎工場第 1 本棟	川崎区千島町 3-1		
	68 千-③	川崎臨港倉庫(株)本社棟	川崎区千島町 22-3	9:00~17:00	
	69 千-④	東京電力(株)川崎火力発電所事務本館	川崎区千島町 5-1		
	70 千-⑤	日油(株)川崎事業所総合棟	川崎区千島町 3-3	8:30~17:00	
	71 水-①	川崎エコタウン会館	川崎区水江町 6-6		
	72 扇-①	J X 日鉱日石エネルギー(株)川崎事業所	川崎区扇町 12-1		
	73 扇-②	ペットリファインテクノロジー(株)	川崎区扇町 12-2		
	74 扇-③	川崎天然ガス発電所管理棟	川崎区扇町 12-1		
	75 扇-④	三友プラントサービス川崎工場	川崎区扇町 6-13	8:00~17:00	

例 枝番 (2-①、2-②等) は、2 殿町小学校区内などにある、市立学校以外の津波避難施設
 枝番 (浮-①、東-①等) は、浮島町や東扇島などにある、津波避難施設

学 校 区 毎 の 避 難 所 等 一 覧 (案)

区	No	学 校 区 の 町 丁 名	津 波 避 難 施 設 等	備 考
川 崎 区	1	1大師中学校	1大師中(大師河原2-1-1)	
		出来野、大師河原2丁目、田町1丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、田町2丁目の一部、江川1丁目の一部	3東門前小(東門前3-4-6)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	2	2殿町小学校	2殿町小(殿町1-17-19)	
		大師河原1丁目の一部、江川1丁目の一部、江川2丁目、小島町、殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、田町2丁目の一部、田町3丁目	2-①上野輸送(小島町6-3)	
			2-②ラウンドワンスタジアム川崎大師店(殿町1-5-1)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	3	3東門前小学校 大師河原1丁目の一部、東門前3丁目、(中瀬1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目の一部)	3東門前小(東門前3-4-6)	
	4	4南大師中学校 四谷上町、台町	4南大師中(四谷上町24-1)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			6-④川崎平和講堂 平和の間(四谷下町25-20)	
			6-⑤県立大師高校(四谷下町25-1)	
	5	5大師小学校 昭和1丁目、昭和2丁目、東門前2丁目、(大師公園、大師町の一部、大師本町、東門前1丁目、中瀬3丁目の一部)	5大師小(東門前2-6-1)	
	6	6四谷小学校 塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、四谷下町、夜光1丁目、 夜光2丁目、夜光3丁目、池上新町3丁目の一部	6四谷小(四谷下町4-1)	
			6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)	
			6-③旭化成ケミカルズ川崎製造所(夜光1-31)	
			6-⑥日本ゼオン(夜光1-2-1)	
	7	7川中島中学校 伊勢町、藤崎1丁目、 藤崎2丁目、藤崎3丁目 、藤崎4丁目	7川中島中(藤崎2-19-1)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			7-①市営藤崎住宅(藤崎1-5-9)	
			7-②市営藤崎東住宅(藤崎3-2)	
	8	8川中島小学校 川中島2丁目 (川中島1丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師町の一部)	8川中島小(川中島2-4-19)	
	9	9藤崎小学校 観音1丁目、観音2丁目	9藤崎小(藤崎3-2-1)	
			3-①島忠ホームズ川崎大師店(中瀬3-20-20)	
	10	10桜本中学校 池上新町1丁目、 池上新町2丁目 、池上新町3丁目の一部、 桜本2丁目、水江町	10桜本中(池上新町1-2-4)	
			5-①大師公園(大師公園1)	
			10-①ライフ川崎桜本店(桜本2-16-1)	
			8川中島小(川中島2-4-19)	
	12	12さくら小学校 桜本1丁目、浜町3丁目、浜町4丁目 、池上町、 浅野町	6-①入江崎水処理センター(塩浜3-17-1)	
			6-②入江崎総合スラッジセンター(塩浜3-24-12)	
			20-①小田公園(小田4-20-38)	
			12さくら小(桜本1-19-15)	
	13	13臨港中学校 鋼管通2丁目の一部、鋼管通3丁目、 鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、浜町2丁目	13臨港中(浜町2-11-22)	
			19京町中(京町3-19-11)	
			19-①ライフ川崎京町店(京町3-21-1)	
			20小田小(小田4-12-24)	
	14	14大島小学校 鋼管通2丁目の一部、追分町、浜町1丁目	14大島小(浜町1-5-1)	
			16田島中(小田2-21-7)	
			30宮前小(宮前町8-13)	

区	No	学 校 区 の 町 丁 名	津 波 避 難 施 設 等	備 考
川 崎 区	15	15渡田小学校 <u>鋼管通1丁目の一部</u> 、小田栄2丁目、 <u>田島町</u>	15渡田小(田島町14-1)	
			15-①イトーヨーカ堂川崎店(小田栄2-2-1)	
			33京町小(京町1-1-4)	
			33-①県立川崎高校(渡田山王町22-6)	
	16	16田島中学校 小田1丁目、小田2丁目、小田4丁目の一部、(京町2丁目の一部)	16田島中(小田2-21-7)	
	17	17東小田小学校 小田3丁目、小田5丁目の一部	17東小田小(小田5-11-20)	
			20-①小田公園(小田4-20-38)	
	18	18南部防災センター 小田6丁目、小田7丁目、小田5丁目の一部	18南部防災センター(小田7-3-1)	
			20小田小(小田4-12-24)	
	19	19京町中学校 浅田4丁目、(京町3丁目、浅田3丁目)	19京町中(京町3-19-11)	
	20	20小田小学校 小田4丁目の一部	20小田小(小田4-12-24)	
	21	21浅田小学校 浅田1丁目、浅田2丁目、田辺新田、白石町、大川町	21浅田小(浅田2-11-21)	
	22	22渡田中学校 <u>渡田向町</u> 、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、貝塚1丁目、貝塚2丁目	22渡田中(渡田向町11-1)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
			31川崎中(下並木50)	
	23	23新町小学校 小田栄1丁目、渡田3丁目、 <u>渡田4丁目</u> 、渡田新町3丁目	23新町小(渡田新町3-15-1)	
			31川崎中(下並木50)	
			32川崎小(日進町20-1)	
	24	24東大島小学校 <u>大島3丁目</u> 、 <u>大島5丁目</u>	24東大島小(大島5-25-1)	
			27-①教育文化会館(富士見2-1-3)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
	25	25向小学校 大島1丁目、 <u>大島2丁目</u> 、大島4丁目、 <u>中島3丁目</u>	25向小(大島4-17-1)	
			25-①南部身体障害者福祉会館(大島1-8-6)	
			27-②川崎競馬場(富士見1-5-1)	
			28-①旭町こども文化センター(旭町2-1-5)	
			28-②スーパーオートバックスかわさき(港町9-8)	
	26	26田島小学校 <u>鋼管通1丁目の一部</u> 、 <u>大島上町</u> 、 <u>渡田1丁目</u> 、渡田2丁目、 <u>渡田東町</u>	28-③イトーヨーカ堂川崎港町店(港町12-1)	
			26田島小(渡田1-20-1)	
			27-②川崎競馬場(富士見1-5-1)	
	27	27富士見中学校 榎町、宮前町、 <u>境町</u> 、新川通、富士見1丁目、富士見2丁目	28旭町小(旭町2-2-1)	
			27富士見中(富士見2-1-2)	
			27-③川崎競輪場(富士見2-1-6)	
	28	28旭町小学校 旭町2丁目、中島1丁目、中島2丁目、(旭町1丁目、港町、鈴木町)	32-①市営日進町住宅(日進町37-3)	
			28旭町小(旭町2-2-1)	
幸 区	1	4御幸中学校 戸手4丁目(多摩川河川敷)、(戸手2丁目、戸手3丁目、小向、小向町)	4御幸中学校(戸手4-2-1)	
1 学校区の町丁名で()をつけている町丁は、浸水しない地域を示している。 2 学校区の町丁名で斜め文字強調でアンダーラインを付記している町丁は、浸水深が1.2m～2.0m及び2.0m～3.0mの地域があることを示している。 3 県立川崎高等学校及び県立大師高等学校体育館を利用、鍵を外部に預託。 4 旭町こども文化センター及び教育文化会館については、鍵を外部に預託。				

臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町 名	地域特性及び対応	津波避難施設 及び収容可能人数
浮島町	①浸水予測 半分程度の地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。 ②所在者数等： 従業員6,902人、住民2人 合計6,904人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数は、236人であることから、浮島町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能であると想定される。 ④孤立化対策 浮島橋が落橋した場合でも、首都高速6号川崎線がある。ただし、津波により浮島ICなどが冠水した場合は、孤立化する可能性があり、東京アクアライン利用者が浮島に避難してくることも考えられることから、公的の津波避難施設への、非常食等の備蓄を検討する。（東京アクアラインの浸水を想定） ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえてR409号線及び首都高速6号川崎線を使用して災害影響範囲外へ避難する。津波到達以降は、R409号線及び浮島ICの浸水状況を踏まえながら避難する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、避難を支援する。	浮①浮島処理センター 100人 浮②花王 200人 浮③東洋製罐 200人 浮④ブルーエクスプレス 70人 合計 570人
東扇島 扇島	①浸水予測 浸水域は岸壁付近に限定される。浸水深は概ね2m以下である。 ②所在者数等： 従業員10,511人、住民4人、合計10,515人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数は9人である。今後、特定事業所以外の倉庫業者についても要避難者数の調査を検討する。ただし、東扇島、扇島では、浸水域は岸壁付近に限定されるとともに、島内の津波避難施設の収容可能人員が1,500人であることから、島内での避難が可能と想定される。 ④孤立化対策 川崎港海底トンネルが震度や浸水等により使用できない場合でも、首都高速湾岸線が使用できるものと想定される。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえてR357号線、首都高速湾岸線を使用して災害影響範囲外へ避難する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	東①港湾振興会館（マリエン） 400人 東②首都圏臨海防災センター 500人 東③コマツ東扇島物流センター 400人 東④東電東扇島火力発電所 200人 合計 1,500人
千鳥町	①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。（東京電力川崎火力発電所には浸水しない地域がある） ②所在者数等： 従業員3,100人、住民7人 合計3,107人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が265人であることから、千鳥町内にある津波避難施設や自社施設を利用することにより津波からの避難は島内で対応が可能と想定される。 ④孤立化対策 千鳥橋が落橋及び海底トンネルが震度や浸水等により使用できない場合孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	千①サンケミカル川崎工場 100人 千②日本ポリエチレン川崎工場 200人 千③川崎臨港倉庫 200人 千④東電川崎火力発電所 200人 千⑤日油川崎事業所 50人 合計 750人
水江町	①浸水予測 島内の東側は殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。（西側のJFEスチールの地域はほとんどが浸水しない） ②所在者数等： 従業員4,317人、住民0人 合計4,317人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が200人であることから、水江町における避難は島内で対応が可能であるが、事業所の協力を得て、更なる津波避難施設の指定を推進する。 ④孤立化対策 水江運河にかかる道路の陥没及びJFEスチールの海底トンネルが浸水等により使用できない場合孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	水①川崎エコタウン会館 200人 合計 200人
扇町	①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。一部2～3mの浸水域がある。（JFEスチールの地域が浸水しない） ②所在者数等： 従業員4,049人、住民65人 合計4,114人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数が0人であることから、扇町における避難は島内で対応が可能と想定される。 J R 南武支線の乗客約500人が扇町内で避難する場合、川崎天然ガス発電所管理棟への避難について検討する。 ④孤立化対策 扇橋が落橋した場合孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、必要に応じてヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	扇①JX日鉱日石エネルギー川崎事業所 100人 扇②ベトリファイナテクノロジー 100人 扇③川崎天然ガス発電所 600人 扇④三友プラントサービス 70人 合計 870人
大川町	①浸水予測 殆どの地域が浸水域である。浸水深は概ね2m以下である。 ②所在者数等： 従業員 2,352人、住民 3人 合計 2,355人 ③特定事業所の要避難対象者数（避難場所を確保不能な人数）及び対応 要避難対象者数：0人 津波避難施設がないことから、安全性を確保するため、津波避難施設の指定が必要となる。 ④孤立化対策 大川橋が使用できない場合、大川町が孤立化する。津波の危険性がなくなった後の、船舶による避難を検討する。 ⑤コンビナート等災害対策 津波到達予想時間を踏まえて災害影響範囲外に避難させる。災害影響範囲外への避難が出来ない場合は、より安全な施設への屋内退避を検討する。この際、ヘリコプター等により津波の到達・浸水状況に関する情報を収集・伝達し、屋内退避を支援する。	なし

所在者数（平成21年経済センサス及び平成22年国勢調査より）

<参考1> 川崎市地域防災計画（震災対策編）津波対策の抜粋

第1節 市の活動体制

1 川崎市災害警戒本部等の設置及び廃止基準

(1) 設置基準

津波警報・注意報が発表された場合の本市の活動体制は、次のとおりとする。

発表された警報・注意報の種類	活動体制
津波注意報（津波注意）	川崎市災害警戒体制
津波警報（津波）	川崎市災害警戒本部
津波警報（大津波）	川崎市災害対策本部

※地震の発生等により川崎市災害対策本部が設置されている場合は、その体制とする。

(2) 川崎市災害警戒体制の廃止基準

- ア 川崎市災害対策本部、又は川崎市警戒本部が設置されたとき。
- イ 津波注意報（津波）解除が発表されたとき。
- ウ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められたとき。
- エ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められたとき。

(3) 川崎市災害警戒本部の廃止基準

- ア 川崎市災害対策本部が設置されたとき。
- イ 津波警報（津波）解除が発表されたとき。
- ウ 市域において応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- エ 市域において災害が発生するおそれが解消したと認められたとき。

(4) 川崎市災害対策本部の廃止基準

- ア 津波警報（大津波）解除が発表されたとき。
- イ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- ウ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

2 構成

(1) 災害警戒体制

総務局危機管理室長は、通常体制を強化した災害警戒体制をとり、情報収集及び関係機関との連絡体制を確立し、状況に応じて関係局区職員の参集を指示する。

また、各局区も必要に応じて警戒体制を確立する。

(2) 災害警戒本部

津波警報（津波）発表に伴う川崎市災害警戒本部の構成局は原則として総務局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局とし、川崎区及び幸区に区本部を設置するものとする。

ただし、川崎市災害警戒本部長は状況に応じて、構成局を追加することができる。

なお、川崎市災害警戒本部の組織及び運営については、川崎市災害警戒本部設置要綱によるものとする。

(3) 災害対策本部

津波警報（大津波）発表に伴う川崎市災害対策本部は、本部会議、部、区本部及び事務局をもって組織するものとする。

なお、川崎市災害対策本部の組織及び運営については、川崎市災害対策本部条例及び川崎市災害対策本部規定によるものとする。

第2節 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表

1 津波警報・注意報の種類

気象庁は津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

種 類	解 説	発表される津波の高さ	
大津波警報	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください	3 m、4 m、6 m、 8 m、10m以上	(10 m以上) (5～10 m) (3～5 m)
津波警報	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m	(1～3 m)
津波注意報	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m	(0.2～1 m)

(注)

- ① 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、地震情報に付加して発表する。
- ② 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または、「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- ③ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ④ 発表される津波の高さの（ ）の数値は、平成25年3月に改善される予定の高さである。

2 津波予報区

本市沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）

3 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる。

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻の高さを発表します。

4 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

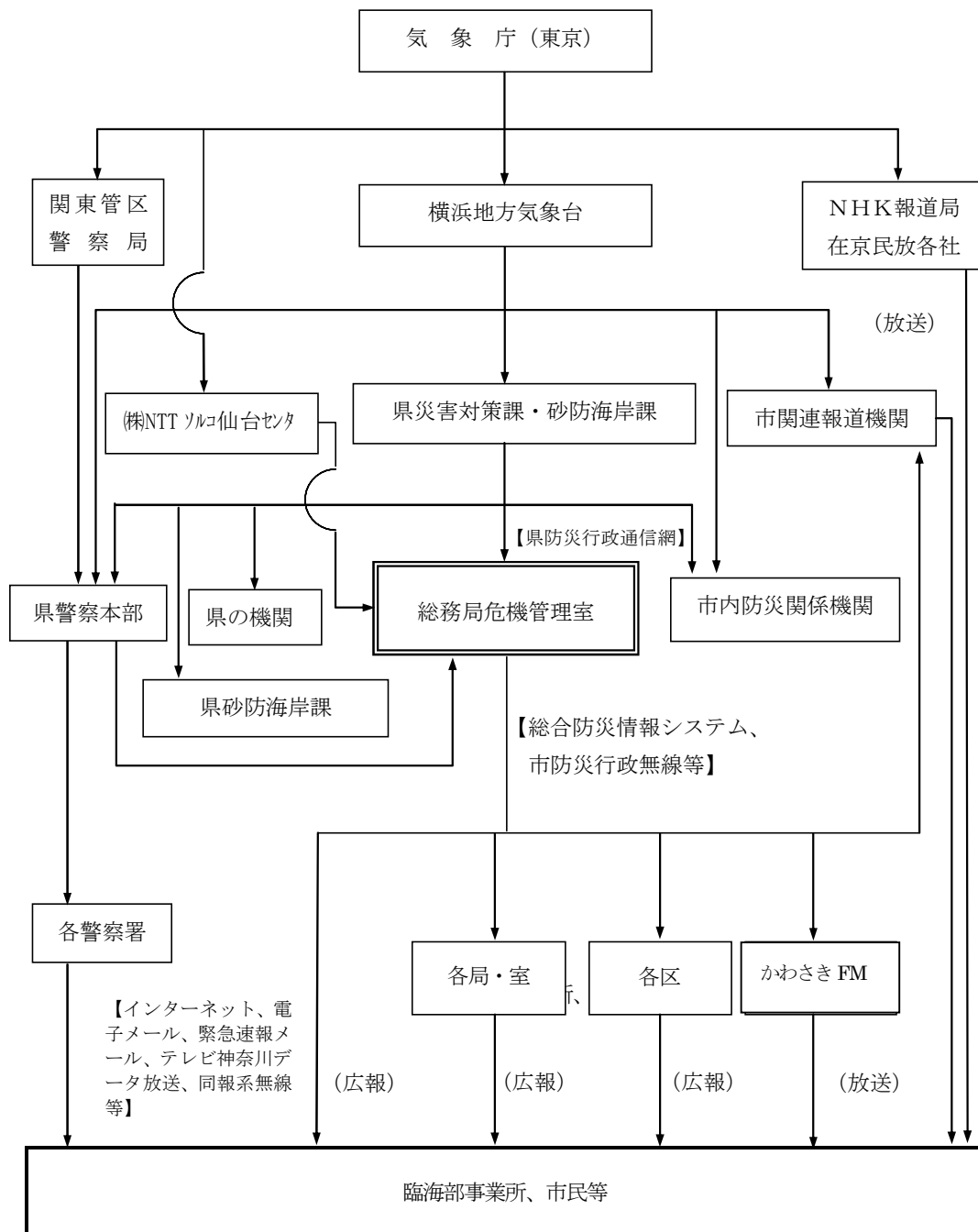
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第3節 津波警報・注意報の受伝達

1 伝達系統

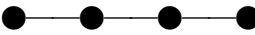
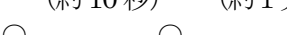
津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。

＜津波警報・注意報の伝達系統図＞※地震及び津波に関する情報の伝達系統については第3部参照



2 津波警報・注意報等の標識

津波警報・注意報等を鐘音及びサイレン音により伝達する場合は、原則として次による。なお、鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。

種 類		鐘 音	サ イ レ ン 音
津波警報	津 波	 (2点)	(約5秒)  (約6秒)
	大 津 波	 (連点)	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報	津波注意	 (3点と2点の斑打)	(約10秒)  (約2秒)
	津波なし	鳴鐘、吹鳴しない。	
津波注意解除 津波警報解除		 (1点2個と2点との斑打)	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

3 津波警報・注意報等の伝達

(1) 住民等への情報伝達

住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、総務局危機管理室は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、同報系無線、サイレン、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた鉄筋コンクリート構造の堅牢な3階建て以上の施設等への避難を広報するものとする。

なお、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。

(2) 船舶等への情報伝達

横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ情報伝達を行うものとする。

第4節 市及び防災関係機関等の措置

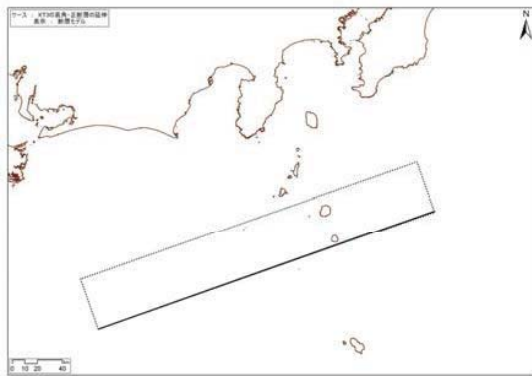
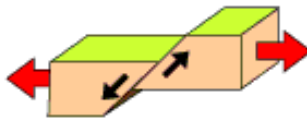
1 地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、特に潮位の変動に留意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

2 津波警報発表時等

- (1) 市長（その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長）は、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系無線等により避難の指示等の情報伝達を行うものとする。
- (2) 港湾局長は、在港船舶に対して港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。
- (3) 港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行うものとする。
- (4) 川崎区長及び建設緑政局長は、津波の多摩川遡上による被害が予想される場合は、関係機関へ連絡の上、川崎河港水門の操作を行うものとする。
- (5) 港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講じるものとする。
- (6) 港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。
- (7) 県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合若しくは津波による危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難の措置を行い、安全な避難誘導を実施するものとする。また、市長から要請があった場合は、避難の指示を実施するものとする。
- (8) 横浜海上保安部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

＜参考２＞ 慶長型地震の震源モデル

地震名	慶長型地震	マグニチュード	8.5																				
地震の位置																							
断層の動き方	正断層型 																						
地震の設定理由	本県に対し最大クラスの津波を生じる地震として、1605年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくなくても津波が大きい地震（津波地震）として知られており、痕跡等の史料は乏しいが、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため対象とする。 相田（1981）の断層モデルは、房総沖の相模トラフ沿いと東海道沖の2つの断層となっているが、相田の房総沖の断層は本県に対し影響が小さいことを考慮して、この断層は除き、東海道沖の断層モデルを、幅、食い違い量は同等とし、房総沖（海溝部に向かい水深が深くなる手前）まで延長した、震源パラメータを設定し、慶長地震の再現モデルではなく、「慶長型地震」として設定した。 <table><tr><th>断層モデル</th><th>経度 (°)</th><th>緯度 (°)</th><th>深さ (km)</th><th>走向 (°)</th><th>傾斜角 (°)</th><th>滑り角 (°)</th><th>長さ (km)</th><th>幅 (km)</th><th>食い違い量 (cm)</th></tr><tr><td>慶長型地震</td><td>140.47</td><td>34.08</td><td>1</td><td>250</td><td>60</td><td>270</td><td>285</td><td>80</td><td>800</td></tr></table>			断層モデル	経度 (°)	緯度 (°)	深さ (km)	走向 (°)	傾斜角 (°)	滑り角 (°)	長さ (km)	幅 (km)	食い違い量 (cm)	慶長型地震	140.47	34.08	1	250	60	270	285	80	800
断層モデル	経度 (°)	緯度 (°)	深さ (km)	走向 (°)	傾斜角 (°)	滑り角 (°)	長さ (km)	幅 (km)	食い違い量 (cm)														
慶長型地震	140.47	34.08	1	250	60	270	285	80	800														
備考	1605年（慶長9年）に発生した慶長地震は、地震被害の記録としては、淡路島の千光寺の諸堂が倒れたというものだけである（推定震度4以下）。 慶長地震の津波は、千葉～九州に至る非常に広域な海岸に押し寄せており、県内に記録は残っていないが、静岡の白須賀（元町）では推定津波高6～7mであり、特に八丈島（推定津波高さ10m以内）、高知の佐喜浜（推定津波高さ10～13m）で高い津波となっている。																						

（「新たな津波浸水予測図解説書（平成24年3月神奈川県作成）」より抜粋）

**川崎市地震防災戦略(改定素案)、川崎市備蓄計画(改定素案)、川崎市臨海部
防災対策計画(素案)、川崎市津波避難計画(素案)への意見募集**

川崎市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策の具体的な施策を定めた「川崎市地震防災戦略」及び「川崎市備蓄計画」の改定、並びに川崎臨海部の防災対策を定めた「川崎市臨海部防災対策計画」及び「川崎市津波避難計画」の策定について検討を進めておりますが、計画をより良いものとするため、市民の皆様から各計画の素案について、御意見をいただきたいと考えております。

なお、お寄せいただいた御意見については、その概要や、御意見に対する市の考え方を、後日ホームページ等で公表する予定です。

※ お寄せいただいた御意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

※ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。

添付資料

資料 1 川崎市地震防災戦略(改定素案)の概要

資料 2 川崎市地震防災戦略(改定素案)

資料 3 川崎市備蓄計画(改定素案)の概要

資料 4 川崎市備蓄計画(改定素案)

資料 5 川崎市臨海部防災対策計画(素案)の概要

資料 6 川崎市臨海部防災対策計画(素案)

資料 7 川崎市津波避難計画(素案)の概要

資料 8 川崎市津波避難計画(素案)

～ 御意見の提出について ～

- ◇ 募集期間 平成25年2月8日(金)～平成25年3月11日(月)
- ◇ 意見提出要件 市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方
(個人・団体を問いません)
- ◇ 資料閲覧場所 総務局危機管理室、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページ
- ◇ 提出方法 郵送、FAX、持参、電子メール(専用フォーム)
電子メールは、市ホームページから専用フォームを御利用ください。
※意見提出様式についての定めはありませんが、必ず「川崎市地震防災戦略(改定素案)に対する意見等」、「川崎市備蓄計画(改定素案)に対する意見等」、「川崎市臨海部防災対策計画(素案)に対する意見等」又は「川崎市津波避難計画(素案)に対する意見等」と明記してください。または、別紙の様式を御活用ください。
- ◇ 提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市総務局危機管理室
FAX 044(200)3972
- ◇ 結果の公表 いただいた御意見に関して、その概要や御意見に対する考え方についての公表は、平成25年4月中旬に総務局危機管理室(川崎市防災会議事務局)、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページにて行います。

問い合わせ先 川崎市総務局危機管理室
電話 044-200-2850
メール 16kiki@city.kawasaki.jp